

富山県地域防災計画

地震・津波災害編

平成 29 年 3 月修正

富山県防災会議

富山県地域防災計画

地震・津波災害編

富山県防災会議

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）用語例

1 防災関係機関の用語例

（１）防災関係機関：県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者をいう。（防災関係機関のうち特にある機関を取り出し、「県、市町村及び防災関係機関は……」等と用いている場合、その「防災関係機関」は特に例示している機関以外の防災機関をさす。）

（２）指定地方行政機関：災害対策基本法（以下「災対法」という。）第２条第４号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部、管区气象台及び管区海上保安本部をいう。

（３）指定公共機関：災対法第２条第５号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行富山事務所、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、関西電力株式会社及び日本通運株式会社をいう。

（４）指定地方公共機関：災対法第２条第６号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部、一般社団法人富山県エルピーガス協会、一般社団法人富山県トラック協会、北日本放送株式会社、富山テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、株式会社北日本新聞社、株式会社富山新聞社、富山エフエム放送株式会社、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、一般社団法人富山県歯科医師会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、土地改良区及び指定水防管理団体をいう。

（５）ライフライン機関：当計画では、電力、ガス、上下水道、通信の各機関をさす。

2 語の読み替え

県各部局の名称は、県災害対策本部を設置したときは、「富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」に定める名称に読み替える。

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）の体系

第1章 総 則	基本方針	第 1 節	計画の目的	
		第 2 節	防災の基本方策	
	役割分担	第 3 節	防災関係機関等の責務	
		第 4 節	社会構造の変化への対応	
	社会構造の変化	第 5 節	県内の活断層と地震	
		第 6 節	本県における津波	
被害想定				
第2章 地震・津波災害予 防対策	災害に強い県土づくり	第 1 節	防災都市づくり	
		第 2 節	都市基盤整備等の安全性強化	
		第 3 節	津波に強い県土づくり	
	地震・津波防災の体制づくり	第 4 節	防災活動体制の整備	
		第 5 節	救援・救護体制の整備	
	地震・津波への日常の備え	第 6 節	防災行動力の向上	
		第 7 節	調査研究	
第3章 地震・津波災害応 急対策	迅速、的確な初動態勢	第 1 節	応急活動体制	
		第 2 節	情報の収集・伝達	
		第 3 節	災害救助法の適用	
		第 4 節	広域応援要請	
	緊急救護活動	第 5 節	救助・救急活動	
		第 6 節	医療救護活動	
		第 7 節	消火活動	
	各種の被災者救援活動	第 8 節	避難活動	
		第 9 節	交通規制・輸送対策	
		第 10 節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	
		第 11 節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	
		第 12 節	警備活動	
	第 13 節	遺体の捜索、処理及び埋葬		
	被害拡大防止対策	第 14 節	危険物・毒物等防災対策	
		第 15 節	水害・土砂災害対策	
		第 16 節	海上における災害応急対策	
	社会諸機能の応急復旧活動	第 17 節	ライフライン施設等の応急復旧対策	
		第 18 節	公共施設等の応急復旧対策	
		第 19 節	応急住宅対策等	
		第 20 節	教育・金融・労働力確保対策	
	応急公用負担	第 21 節	応急公用負担等の実施	
第4章 地震・津波災害復 旧対策	第 1 節	民生安定のための緊急対策		
	第 2 節	激甚災害の指定		
	第 3 節	公共土木施設の災害復旧計画		

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	2
第1 計画の目的	2
第2 計画の性格	2
第3 計画の構成	2
第2節 防災の基本方策	4
第1 防災についての考え方	4
第2 防災の各段階における基本方策	4
第3 各種計画等の作成	5
第3節 防災関係機関等の責務	6
第1 防災関係機関等の責務	6
第2 防災関係機関等の業務大綱	7
第3 役割分担	12
第4節 社会構造の変化への対応	13
第5節 県内の活断層と地震	15
第1 地震の適切な設定と対策の基本的考え方	15
第2 地形、地質、地盤の特性	15
第3 過去の地震	18
第4 被害想定	20
第5 富山県に関わる活断層の地震評価	22
第6 「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」	23
第7 減災目標の設定	24
第6節 本県における津波	26
第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	26
第2 <u>津波シミュレーション調査</u>	26
第2章 地震・津波災害予防対策	35
第1節 防災都市づくり	36
第1 防災ブロックの形成	36
第2 防災空間の整備拡大	37
第3 建築物の耐震不燃化の促進	38
第4 市街地の再開発	41
第2節 都市基盤等の安全性の強化	43
第1 公共土木施設等の耐震性等強化	44
第2 ライフライン施設の安全性強化	46
第3 廃棄物処理施設の安全性強化	55

第4	危険物施設等の安全性強化	56
第5	地盤の液状化対策の推進	58
第3節	津波に強い県土づくり	60
第1	海岸保全施設等の整備	60
第2	津波に強いまちづくり	61
第4節	防災活動体制の整備	64
第1	防災拠点施設の整備	65
第2	救出救助用資機材の整備	66
第3	通信連絡体制の整備	66
第4	業務継続体制の確保	71
第5	緊急輸送ネットワークの整備	71
第6	航空防災体制の強化	74
第7	相互応援体制の整備	77
第8	積雪時の震災対策	85
第9	災害復旧・復興への備え	87
第5節	救援・救護体制の整備	88
第1	消防力の強化	89
第2	医療救護体制の整備	93
第3	緊急避難場所・避難場所・生活救援物資等の確保	97
第4	災害救援ボランティア活動の支援	105
第5	応急危険度判定体制の確立	106
第6	孤立集落の予防	107
第6節	防災行動力の向上	109
第1	防災意識の高揚	109
第2	自主防災組織の強化	114
第3	防災訓練の充実	118
第4	要配慮者の安全確保	120
第7節	調査研究	123
第1	地震・津波に関する調査研究の推進	123
第2	地域危険度調査研究の推進	125
第3章	地震・津波災害応急対策	126
第1節	応急活動体制	127
第1	県の活動体制	127
第2	市町村の活動体制	134
第3	防災関係機関の活動体制	135
第4	災害救援ボランティアの受入れ	135
第5	帰宅困難者対策	137

第2節	情報の収集・伝達	138
第1	被害状況等の収集・伝達活動	138
第2	地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動	143
第3	通信連絡体制	149
第4	広報及び広聴活動	151
第3節	災害救助法の適用	155
第1	災害救助法の適用	155
第2	救助実施体制	155
第4節	広域応援要請	158
第1	相互協力	158
第2	応援要請	163
第5節	救助・救急活動	168
第1	救助活動	168
第2	救急活動	169
第3	消防応援要請	170
第4	惨事ストレス対策	171
第6節	医療救護活動	172
第1	連絡体制	173
第2	災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣	175
第3	<u>富山県ドクターヘリの派遣</u>	175
第4	医療救護班の派遣	175
第5	医療救護所の設置及び運営	176
第6	後方医療体制	176
第7	医薬品、血液の供給体制	176
第8	医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応	177
第9	被災地における保健医療の確保	177
第10	精神保健医療体制	178
第7節	消火活動	180
第1	県民の活動	180
第2	自主防災組織、事業所の活動	180
第3	消防機関の活動	181
第4	消防応援要請	182
第5	惨事ストレス対策	182
第8節	避難活動	183
第1	避難の勧告、指示及び誘導	184
第2	津波に関する避難の勧告、指示及び誘導	185
第3	津波からの避難	186
第4	指定緊急避難場所及び指定避難場所並びに避難道路の運用	187
第5	避難所の設置・運営	188

第6	要配慮者の支援	190
第7	精神保健対策	192
第8	飼養動物の保護等	192
第9節	交通規制・輸送対策	194
第1	交通情報の収集伝達及び規制の実施	194
第2	緊急交通路の確保	195
第3	災害時における車両の移動等	196
第4	輸送車両、船舶、航空機の確保	197
第10節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	202
第1	飲料水の供給	202
第2	食料・生活必需品の供給	203
第3	物価安定・消費者保護対策	206
第11節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	208
第1	し尿処理	208
第2	ごみ、災害廃棄物の処理	209
第3	産業廃棄物処理	210
第4	防疫対策	210
第5	食品衛生対策	211
第12節	警備活動	213
第1	犯罪の予防、取締り	213
第2	行方不明者の捜索	214
第13節	遺体の捜索、処理及び埋葬	216
第1	遺体の捜索	216
第2	遺体の処理	216
第3	遺体の埋葬	217
第14節	危険物・毒物等防災対策	218
第1	危険物等大量貯蔵所	218
第2	高圧ガス製造事業所等	218
第3	毒物劇物取扱施設	219
第4	学校における毒物劇物取扱対策	219
第15節	水害・土砂災害対策	220
第1	水防対策	220
第2	土砂災害対策	221
第16節	海上における災害応急対策	224
第1	災害情報の収集・伝達	224
第2	海上における災害防止措置	225
第17節	ライフライン施設の応急復旧対策	228
第1	電力施設	228

第2	ガス施設	229
第3	上水道施設	232
第4	下水道施設	234
第5	通信施設	235
第18節	公共施設等の応急復旧対策	236
第1	公共土木施設等	236
第2	鉄道施設等	240
第3	社会公共施設等	242
第19節	応急住宅対策等	244
第1	応急仮設住宅の確保	244
第2	被災住宅の応急修理	246
第3	建設資機材等の調達	247
第4	応急危険度判定活動	247
第5	建築制限及び緩和措置	249
第20節	教育・金融・労働力確保対策	250
第1	応急教育等	250
第2	応急金融対策	253
第3	労働力の確保	254
第21節	応急公用負担等の実施	256
第1	災害対策基本法に基づく応急公用負担	256
第2	他の法律に規定する公用負担	258
第4章	地震・津波災害復旧対策	261
第1節	民生安定のための緊急対策	261
第1	被災者の生活確保	262
第2	中小企業、農林漁業者に対する支援	270
第3	税の徴収猶予及び減免等	271
第4	郵便業務に係る災害特別事務取扱い等	272
第2節	激甚災害の指定	273
第1	激甚災害指定手続	273
第2	特別財政援助額の交付手続等	277
第3節	公共土木施設の災害復旧計画	279
第1	災害復旧計画の策定等	279
第2	大規模災害時等の指導・助言制度の活用	279
巻末図		280
富山県地域防災計画の沿革		

第 1 章

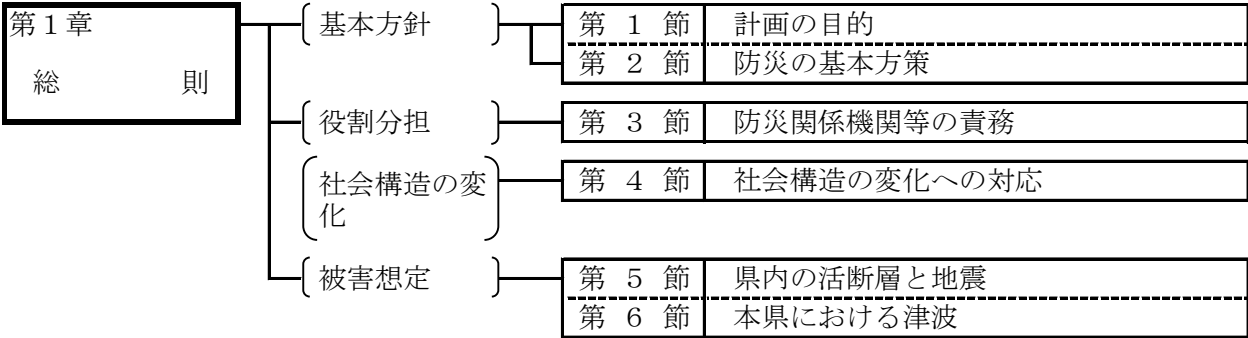
総 則

第1章 総 則

この章では、まず「計画の目的」及び「防災の基本方策」について明らかにし、次に、「防災関係機関等の責務」として、県、市町村、防災関係機関等がそれぞれ果たすべき責務と役割を示す。

さらに、「社会構造の変化への対応」を示すとともに、「県内の活断層と地震」及び「本県における津波」として、この計画の基礎となる地震・津波が発生した場合の被害想定の概要を示す。

計画の体系

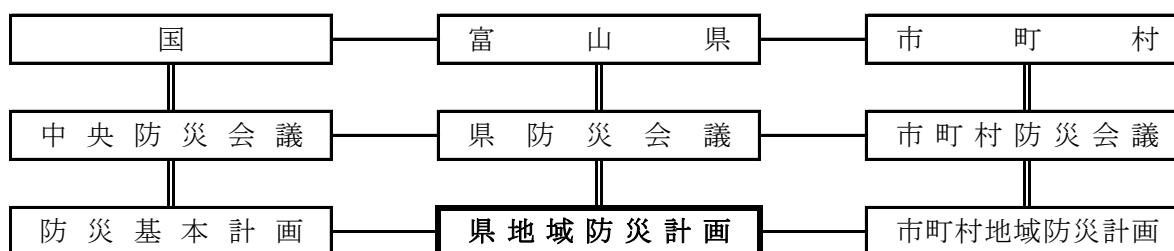


第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、富山県防災会議が策定する計画であり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、県の地域における地震・津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県の地域、そして県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

国、県及び市町村の防災会議並びに防災計画の体系



第2 計画の性格

- 1 この計画は、富山県の地域に係る地震・津波災害対策について定めるものとする。
- 2 この計画は、県、市町村、防災関係機関及び県民等が地震対策に取り組むための基本方針であり、総合的で具体的かつ実践的な地震・津波災害対策を定めるものである。
- 3 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年、県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

第3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編から構成する。

計画編の構成は次の4章による。

1 第1章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関等の業務大綱・役割分担、本県の特質や被害想定など計画の基本となる事項を示す。

2 第2章 地震・津波災害予防対策

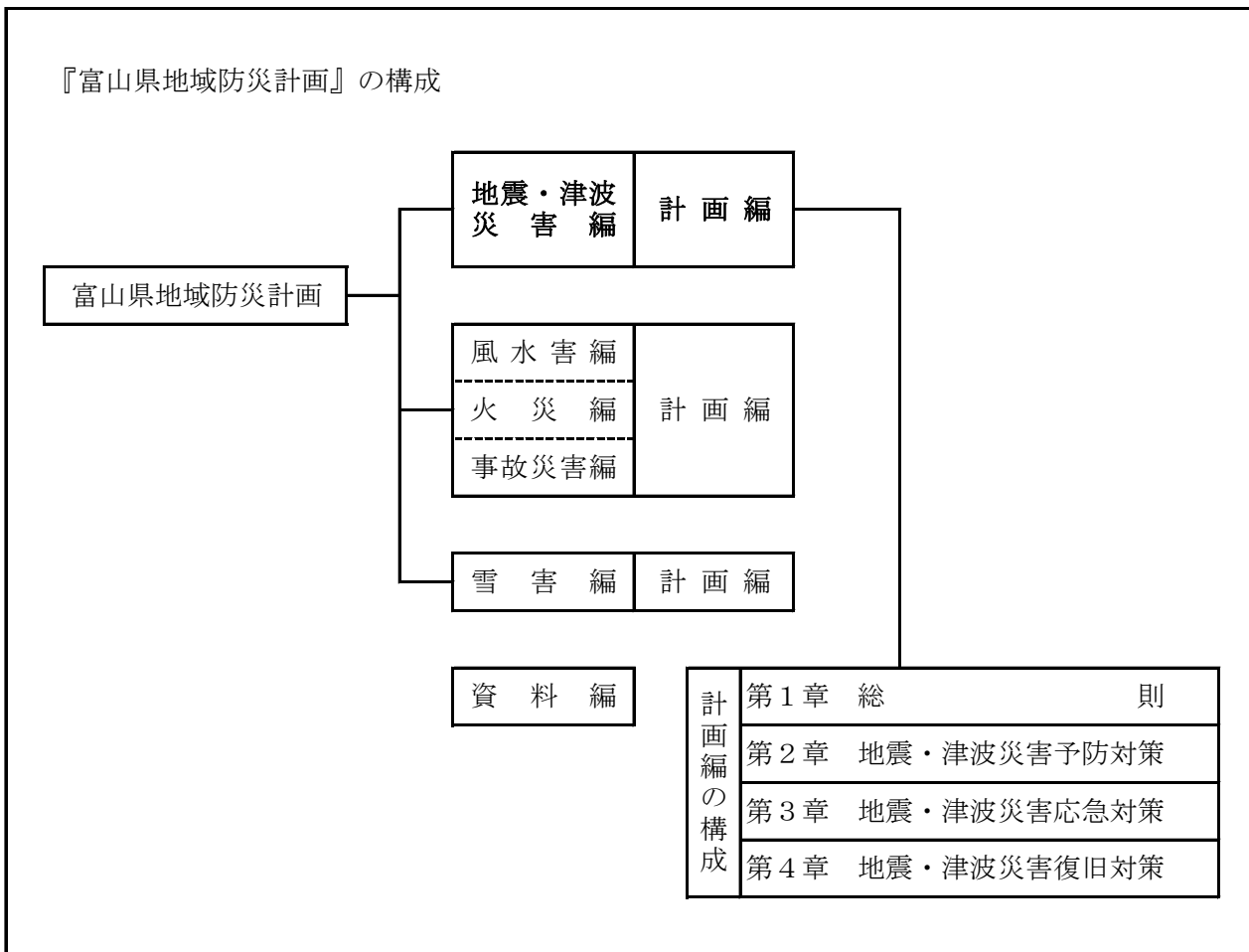
地震・津波災害発生に備えて、防災都市づくりや都市基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備を示すとともに、平常時からの教育、広報等による防災行動力の向上を図る事項等を示す。

3 第3章 地震・津波災害応急対策

地震・津波災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の災害応急対策及び災害救助法の適用等に係る対策を示す。

4 第4章 地震・津波災害復旧対策

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定、速やかな災害復旧を図るための事項を示す。



第2節 防災の基本方策

第1 防災についての考え方

防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴い、密集した人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件を併せ持つ本県において県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策のひとつである。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

第2 防災の各段階における基本方策

防災には、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興の各段階があり、それぞれにおいて、国、公共機関、県・市町村及び事業者・県民が一致協力して総力をあげて災害対策をとることが被害の軽減につながる。特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動の展開が必要である。なお、地震・津波災害対策についての各段階における基本方策は次のとおりである。

1 計画的で周到な地震・津波災害予防対策

- (1) 災害に強い県土づくりを実現するため、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、建築物の耐震不燃化の促進、市街地の再開発等により防災都市づくりを推進するとともに、公共土木施設等の耐震性強化、ライフライン施設・廃棄物処理施設・危険物施設の安全性強化、地盤の液状化対策等の推進により都市基盤の安全性を確保する。
- (2) 地震・津波防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。
- (3) 日常から地震・津波に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災訓練の充実、要配慮者^{※1}に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、地震・津波に関する調査研究の推進、地域危険度調査研究の促進により調査研究を一層充実する。

※1 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（災害対策基本法第8条第2項第15号）

2 迅速で円滑な地震・津波災害応急対策

- (1) 発災直後からの迅速、的確な初動態勢をとるために、地震規模に対応した非常配備体制を早急にとるとともに、発災直後の被害規模の早期把握や地震・津波災害に関する情報の迅速な収集・伝達を行う。

また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用を働きかけるとともに、広域応援を要請する。

- (2) 人命救助を最重点とした緊急救援・救護のため、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。また、地震による同時多発的

な火災に対して、県民、自主防災組織、事業所、消防機関が一致協力して消火活動を行うとともに、大規模地震時には、消防庁に対し緊急消防援助隊の消防応援を要請する。

- (3) 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、また被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の捜索等、各種の被災者救援活動を行う。
- (4) 二次災害等の危険性を見極め、被害拡大を防止するため、危険物大量貯蔵所、高圧ガス製造事業所、毒物劇物取扱施設（学校を含む）等における危険物・毒物等の防災対策や水防対策・土砂対策を講ずる。また、海上においては、災害情報の収集・伝達と、それに伴う災害防止措置の応急対策を実施する。
- (5) 社会諸機能の応急復旧活動として、電力・ガス・上下水道・燃料油・通信の各ライフライン施設や公共土木施設・社会公共施設等の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、自宅が被災した避難者救援のための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講ずるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。

3 速やかな地震・津波災害復旧対策

- (1) 民生安定のための緊急対策として、生活相談、義援金・救援物資の取扱い、資金援助、雇用確保など、自立的生活再建を支援することにより被災者の生活確保、被災した中小企業者・農林漁業者への融資による支援、税の徴収猶予や減免等の措置を講じる。
- (2) 被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害時の指導・助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。

県、市町村その他の防災関係機関は、相互に連携をとりつつ、こうした災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第3 各種計画等の作成

1 各種計画の作成

本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市町村その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市町村地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市町村の実施すべき事項を取り入れるとともに、市町村の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。

2 行動要領（マニュアル）の作成

県、市町村その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行するものとする。

- (1) 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員への周知徹底
- (2) 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検
- (3) 他の計画（県及び市町村の開発計画、財政計画等）について、防災の観点からの各種施策への反映

第3節 防災関係機関等の責務

第1 防災関係機関等の責務

県、市町村及び防災関係機関並びに県民・事業所は、本計画に基づき次の災害対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

1 県

- (1) 防災拠点施設の建設、防災上重要な公共施設や公共土木施設の耐震性の強化、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。
- (2) 市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し財政的支援を行う。
- (3) 市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。
- (4) 防災関係機関との連携を強化し、国との連絡調整、消防、警察、自衛隊、伏木海上保安部その他関係機関との調整を行い、総合的な防災対策を推進する。
- (5) 県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織の育成を支援する。

2 市町村

- (1) 公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の耐震性を強化する。
- (2) 地域防災拠点施設及びコミュニティ防災拠点施設や住民への確かな情報を伝達するための防災行政無線を計画的に整備する。
- (3) 消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、ヘリコプター等を活用するため場外離着陸場を確保する。
- (4) 水・食料・生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。
- (5) 住民の自主防災意識の高揚を図るため、地域の防災拠点施設に消火・救助資機材を計画的に配備するなど自主防災組織の育成を積極的に推進し、地域の防災力を高めるとともに、住民に対し研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。

3 防災関係機関

- (1) 県民生活に密着する電力、ガス、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の耐震化について計画的に整備する。
- (2) 消火・救助活動等を実施する消防、警察、自衛隊及び伏木海上保安部並びに公的医療関係機関は必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。
- (3) 報道機関は、津波予報を受信したときは、速やかに放送を行い、県民に対して周知するよう努めるとともに、災害に関する情報の提供に努める。

- (4) 鉄道・バス等の輸送事業者は、施設の耐震性強化や資材等の整備拡充等災害対策の積極的推進に努める。

4 県民

- (1) 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や最低3日分の非常食、飲料水等を備蓄するなど自ら災害に備えるための対策を講ずる。
- (2) 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、育成に努める。
- (3) 地域の防災拠点に配備された救助等資機材を活用した防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努めるとともに、県及び市町村が実施する総合防災訓練に積極的に協力参加し地域の防災力の向上に努める。

5 事業所・企業

- (1) 県、市町村の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物の耐震・不燃化に努める。
- (2) 消防防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所・企業は、企業の防災力を向上させるとともに、県、市町村が実施する総合防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進し、県及び市町村は、防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、こうした取組みに資する情報提供等を進めるものとする。
- (3) 県及び市町村は、事業所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰等により、企業等の協力による地域の防災力向上を図る。

第2 防災関係機関等の業務大綱

県、市町村並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ地震防災に寄与するものとする。

また、災害による被害を軽減するために、行政による「公助」だけでなく、自ら身を守る「自助」や防災行政への寄与・協力、自主防災組織やコミュニティの強化、住民、ボランティア、企業等の連携も含めた「共助」が必要である

このため、県民及び事業所・企業は、日頃から自主的に災害に備えるとともに、行政をはじめ防災関係機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。特に、事業所・企業においては、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅が困難な従業員の保護のために、非常食の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策を推進するものとする。

なお、各機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 防災関係機関の業務大綱

(1) 県

事務又は業務の大綱
1 富山県防災会議に関する事
2 災害対策の組織の整備に関する事
3 災害予警報等の情報伝達に関する事
4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事
5 被災者の救援、救護に関する事
6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事
7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事
8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事
9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事
10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事
11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事
12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事
13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事
14 被災産業に対する融資等に関する事
15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事

(2) 市町村

事務又は業務の大綱
1 市町村防災会議に関する事
2 災害対策の組織の整備に関する事
3 災害予警報等の情報伝達に関する事
4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事
5 避難の勧告、指示等に関する事
6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事
7 被災者の救助、救護に関する事
8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事
9 消防活動及び水防対策に関する事
10 水道事業の災害対策に関する事
11 児童、生徒に対する応急教育に関する事
12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事
13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事
14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事
15 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事
16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事
17 要配慮者の避難支援に関する事

(3) 指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各警察の災害警備活動の指導・調整に関する事 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事 3 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 4 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 5 情報の収集及び連絡に関する事 6 津波予報の伝達に関する事
北陸総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報通信の確保に関する事 2 災害時における非常通信の運用監督に関する事 3 非常通信協議会の育成指導に関する事
北陸財務局 富山財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資に関する事 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定の手配に関する事 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5 避難場所として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集及び情報提供に関する事
東海北陸厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
富山労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における工場、事業場の労働災害の防止に関する事 2 災害時における雇用対策に関する事
北陸農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事 2 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関する事 3 農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関する事 4 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関する事 5 政府所有米穀の売却及び災害時における応急供給に関する事 6 <u>応急用食料・物資</u>の支援に関する事
中部森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林、治山による災害予防に関する事 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関する事 3 国有林野の火災防止等保全管理に関する事
中部経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関する事 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関する事
中部近畿産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関する事
北陸地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報等の水防情報に関する事 2 黒部川流域及び常願寺川流域の砂防工事に関する事 3 富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関する事 4 利賀川における利賀ダムの建設工事に関する事 5 利賀川に係る河川の管理に関する事 6 一般国道8号、41号、156号及び160号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関する事 7 一般国道359号の改築工事に関する事 8 一般国道470号の新設工事に関する事 9 港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事 10 航路の整備、保全及び管理に関する事 11 国が行う海洋汚染の防除に関する事 12 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関する事 13 土砂災害緊急情報の発表等に関する事 14 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関する事

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北陸信越運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関する事 2 災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関する事 3 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事 4 災害時における船舶調達、あっせんに関する事 5 災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関する事 6 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関する事
大阪航空局 小松空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における富山空港の措置に関する事 2 航空災害の防止対策及び応急措置に関する事
東京管区気象台 富山地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害時における救助及び救難に関する事 2 海上交通の安全確保及び治安の維持に関する事 3 海上災害の防止対策及び応急措置に関する事 4 船舶等への気象警報の伝達等に関する事 5 災害時における援助に関する事
国土地理院 北陸地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関する事 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関する事 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言

(4) 指定公共機関

日本郵便株式会社北陸支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便業務の確保に関する事 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事
日本銀行富山事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 通貨の円滑な供給確保に関する事 2 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関する事
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道輸送の安全確保に関する事 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関する事
中日本高速道路株式会社 金沢支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 北陸自動車道（木之本IC～朝日IC）及び東海北陸自動車道（白川郷IC～小矢部砺波JCT）の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関する事
西日本電信電話株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における緊急通話の確保に関する事
株式会社NTT ドコモ北陸支社	
KDDI株式会社	
ソフトバンクモバイル 株式会社	
日本赤十字社 富山県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害時における医療救護に関する事 2 地震災害時の血液製剤の供給に関する事 3 義援金の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関する事 4 その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関する事
日本放送協会 富山放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事

機関等の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人 国立病院機構	1 災害時における医療救護班の編成及び派遣に関すること 2 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関すること 3 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。
北陸電力株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること
関西電力株式会社 北陸支社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること
日本通運株式会社 富山支店	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること

(5) 自衛隊

機関等の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること 2 災害時における応急復旧活動に関すること

(6) 指定地方公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
鉄軌道・バス事業会社 (富山地方鉄道(株)) あいの風とやま鉄道(株) 加越能バス(株)	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること
ガス供給事業会社等 (日本海ガス(株)) 高岡ガス(株) (一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部 (一社)富山県エルピーガス協会	1 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること 3 県民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること
自動車運送事業会社 (一社)富山県トラック協会	1 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること 2 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること
報道機関 (北日本放送(株)) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 (株)富山新聞社 富山エフエム放送(株)	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること
(公社)富山県医師会 (公社)富山県看護協会 (公社)富山県薬剤師会 (一社)富山県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること
(福)富山県社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること
指定水防管理団体	1 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること

2 県民及び事業所・企業のとるべき措置

(1) 県民

ア 災害時の被害を最小化するため、地域住民と相互に協力するとともに、県及び市町村が行う防災事業に協力し、県民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。

イ 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や最低3日分の非常食、飲料水等を備蓄するなど、自ら災害に備えるための対策を講ずるとともに、県及び市町村が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

ウ 「みんなのまちはみんなを守る」ため、自主防災組織の結成、育成に努めるものとする。

(2) 事業所・企業

ア 自衛消防隊を組織し消防防災体制を整備するとともに、県及び市町村が実施する防災事業に協力するものとする。

イ 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害時の被害を最小化するため最大の努力を払うものとする。

ウ 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第3 役割分担

1 防災関係機関等の役割分担

本計画において、県、市町村その他の防災関係機関の地震・津波災害に係る防災対策において果たすべき役割を明確に定めるものとし、県及び市町村は、地域の実情に配慮しつつ、役割に基づく地震・津波災害に係る防災対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

各防災関係機関等の役割分担については、資料編に掲載する。

第4節 社会構造の変化への対応

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられ、国、公共機関、県、市町村、防災関係機関等は、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることが肝要である。

1 都市構造の変化

市街地の拡大に伴って、建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の多発、延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。

2 生活環境の変化

ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

3 コミュニティ活動の停滞

本県においても、都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

4 要配慮者の増加

高齢者、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

5 男女共同参画の視点を取り入れた防災

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

富山県における社会環境の推移

	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年
人 口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	<u>1,066,328人</u>
人 口 密 度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	<u>251.0人</u>
世 帯 数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	<u>391,171世帯</u>
電 力 使 用 量	7,704百万 k Wh	9,524百万 k Wh	10,594百万 k Wh	11,863百万 k Wh	<u>10,981百万 k Wh</u>
上 水 道 普 及 率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	<u>93.2%</u>
下 水 道 普 及 率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	<u>83.7%</u>
固 定 電 話 加 入 数	329千台	418千台	391千台	280千台	<u>177千台</u>
携 帯 電 話 契 約 数	—	—	468千件*	890千件	<u>1,042千件</u>
自 動 車 保 有 台 数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	<u>898,342台</u>
老 年 人 口 割 合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	<u>30.5%</u>
外 国 人 登 録 者 数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	<u>13,632人</u>

※携帯電話・自動車電話の加入者数

(資料：富山県各種統計ほか)

第5節 県内の活断層と地震

今後、本県で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、本計画に基づく地震災害対策を推進するうえで前提となるものである。

また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や県民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できる。

なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や都市化、工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要がある。

第1 地震の適切な設定と対策の基本的考え方

1 最大クラスの地震の想定

国、県及び市町村は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

2 被害想定

国、県及び市町村は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、県、市町村、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。県、市町村においては、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努める。

第2 地形、地質、地盤の特性

1 地形

本県は、本州日本海側の中央部に位置し、三方を山に囲まれ、東部は中部山岳地帯の北アルプスと境川によって新潟、長野県の両県と接し、西部は倶利伽羅峠を介して石川県と、南部は重畳たる飛騨山地を経て岐阜県と接しており、北部は富山湾を抱いて日本海に面している。

県土面積は、4,247km²で東西90km、南北76kmにおよび、海岸線は148.6kmの延長を有している。東部から南部にかけては、北アルプスの大部分を占める高山性山地があり、その山地は黒部峡谷によって立山連峰と後立山連峰に二分される。これらの北端部は急峻な地形となって富山湾に臨んでいる。

南部は、飛騨山地が連なり、北側に丘陵地が広がり、西部には、医王山から加越国境の丘陵性山地があり、さらに北に延びて能登半島基部の山地となっている。山地の高度は、東に高く、南から西に低くなり、中央部に呉羽山丘陵が突出して富山平野を二分している。

また、富山湾を抱くように富山平野が発達しており、東部は各河川の下流域において段丘化した扇状地平野を形成している。西部には、砺波平野の大部分を形成する庄川扇状地と射水平野があり、二上丘陵を隔てて氷見平野が発達している。山岳地帯から流れ出る河川は落差が大きく水量が豊かであり、神通川、庄川、小矢部川は飛騨山地に源をもち、常願寺川、早月川、片貝川、黒部川は北アルプスに源をもっている。（「巻末図1 富山県の地形区分」参照）

2 地質

本県は、富山湾に向かって盆地状に傾いており、富山湾周辺に新しい地層が分布し、それから離れるにしたがって古い地層が分布している。

県東部から南部にかけての高山の地質は、先中生代の飛騨複合岩体（飛騨変成岩及び古期の深成岩類）を中心に、黒部川流域では中生代の新期深成岩類が、新潟県との境界付近や神通川流域から常願寺川上流にかけては、同じく中生代の堆積岩が広く分布している。

また、県南西部では中生代末から新生代古第三紀の火山岩類が分布し、立山火山周辺や雲の平、高峰山などには新生代第四紀の火山岩類が分布している。

これら山地の北縁部に新生代新第三紀の火山岩類が帯状に分布し、県南西部に広く分布している。

山地及び丘陵は新第三系より古い変成岩、火成岩、堆積岩からなり、それらは地盤として固結している。新第三紀と第四紀（更新世前期）は、堆積岩であり、固結及び半固結堆積物である。また、富山平野の大地を構成するのは第四系（更新世後期）で半固結堆積物であり、低地を構成するのは第四紀（完新世）の沖積層で未固結堆積物である。（「巻末図2 富山県地質図」参照）

3 活断層

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀（約 200 万年前から現在までの間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は、1891 年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995 年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、地震の発生源となりうる断層であることから、将来の活動の可能性の推定に役立てるため活動履歴調査等が実施されている。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」）において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表している。

現在公表されている県内の活断層については、次のとおりである。

（1）跡津川断層帯（巻末図3. 1）

跡津川断層帯は、富山県中新川郡立山町から旧大山町、岐阜県飛騨市を経て大野郡白川村に至る断層帯である。全体の長さは約 69 km で、ほぼ東北東－西南西方向に延びる。本断層帯は、右横ずれを主体とする断層帯で、北西側隆起成分を伴う。平均的な右横ずれの速度は約 2～3 m/千年、最新の活動は 1858 年（安政 5 年）の飛越地震であったと推定される。その際には、約 4.5～8 m の右横ずれが生じた可能性がある。また、平均活動間隔は約 2,300 年～2,700 年と推定される。

(2) 牛首断層帯 (巻末図 3. 2)

牛首断層帯は、富山県旧大山町から、旧大沢野町、旧細入村、岐阜県飛騨市、富山県南砺市を経て、岐阜県大野郡白川村に至る断層帯である。長さは約 54 km で、ほぼ北東-南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯である。最新活動時期は 11 世紀以後、12 世紀以前、平均活動間隔は約 5,000 年~7,100 年と推定される。

(3) 魚津断層帯 (巻末図 3. 3)

魚津断層帯は、富山県下新川郡朝日町から同郡入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、中新川郡上市町に至る断層帯である。全体の長さは約 32 km で、概ね北北東-南南西方向に延びる。本断層帯は断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層からなり、北東端付近では右横ずれを伴う。平均的な上下方向のずれの速度は、約 0.3m/千年以上の可能性があり、また、野外調査から直接得られたデータではないが、経験則から求めた 1 回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は 8,000 年程度以下の可能性がある。

(4) 砺波平野断層帯西部 (巻末図 3. 4)

砺波平野断層帯西部は、長さ約 26 km で、概ね北東-南西方向に延びる。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層で、石動断層と法林寺断層から構成される。本断層帯のうち法林寺断層における平均的な上下方向のずれの速度は 0.3~0.4m/千年程度以上、最新の活動は約 6,900 年前以後、1 世紀以前、平均活動間隔は約 6,000~12,000 年もしくはこれらよりも短い間隔であったと推定される。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていない。

(5) 砺波平野断層帯東部 (巻末図 3. 4)

砺波平野断層帯東部は、長さ約 21 km で、北北東-南南西方向に延び、高清水断層からなる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は 0.3~0.4m/千年程度、最新の活動は約 4,300 年前以後、約 3,600 年前以前、平均活動間隔は 3,000~7,000 年程度であったと推定される。

(6) 呉羽山断層帯 (巻末図 3. 4、3. 5)

呉羽山断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価では、北東端が海域まで延びる可能性があることから、長さ約 22 km 以上とされているが、平成 23 年 5 月に発表された「呉羽山断層帯 (海域部) 成果報告書 (富山大学、地域地盤環境研究所)」では、海域で実施した音波探査の結果、海域部分の全長 12.7 km、総延長約 35 km とされた。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は 0.4~0.6m/千年程度、最新の活動は約 3,500 年前以後、7 世紀以前であった可能性がある。また、既往の研究成果による直接的なデータではないが、経験則から求めた 1 回のずれの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均活動間隔は 3,000~5,000 年程度であった可能性がある。

(7) 庄川断層帯 (巻末図 3. 6)

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県旧福光町、旧上平村、岐阜県大野郡白川村、旧荘川村を経て、郡上市北部に至る断層帯で、加須良断層、白川断層、三尾河断層及び森茂断層から構成される。全体の長さは約 67 km で、ほぼ北北西-南南東に延びる。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。最新活動時期は 11 世紀以後、16 世紀以前と推定され、平均活動間隔は約 3,600~6,900 年の可能性がある。

第3 過去の地震

本県に關係する歴史地震は、下表（「富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」）のとおりであり、中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は本県に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計468回（2016年12月末現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は9回と全国的にも地震の少ない県である。（「震度4以上を記録した地震一覧」参照）

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。

富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名又は被害の大きかった地域	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5～6)
1662(寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25～7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668(寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	(5～6)
1858(安政5)	飛越地震	7.0～7.1	大鳶・小鳶崩壊、洪水、流出家屋多し	(5～6)
〃	(大町付近)	5.7		—

※ 上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧 [増補改訂版]」（宇佐美龍夫、1996年）において1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

震度4以上を記録した地震一覧

発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	4：高岡市伏木
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	4：富山市
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	4：富山市
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	4：富山市石坂、富山市八尾、氷見市(女良)
1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	4：富山市、高岡市伏木
2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	4：小矢部市
2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	5弱：富山市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村 4：高岡市、魚津市、黒部市、砺波市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町
2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	4：氷見市、舟橋村
2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	4：小矢部市

「理科年表」（国立天文台、平成13年）及び「富山県気象災害史」（富山地方気象台、富山県、昭和45年）及び「気象庁震度データベース検索」等による。

特に県内に大きな被害をもたらした地震(1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震)の概要

○天正の大地震

- ・1586年1月18日(天正13年11月29日)発生、M7.8の規模。
- ・北陸・飛騨から美濃、近江の広い地域で被害発生。
- ・富山県内での被害：高岡市福岡町の木舟城が崩壊し、城主前田秀次以下家臣多数圧死。

○安政の大地震

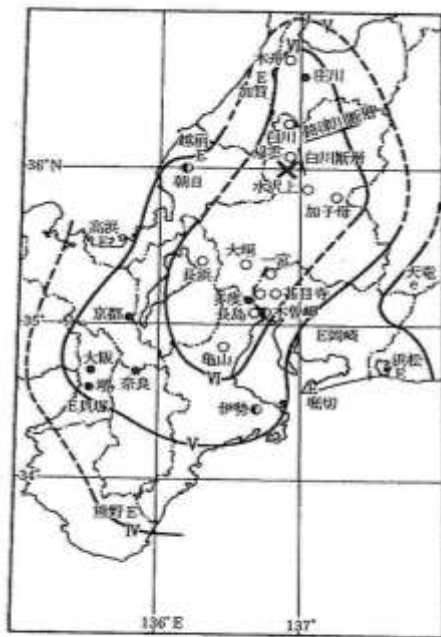
- ・1858年4月9日(安政5年2月26日)の真夜中発生、M7.0~7.1の規模。
- ・震源：跡津川断層とみられている。
- ・震度5以上の地域：飛騨北部から越中、加賀に及ぶ。
- ・富山県内での被害：県東部は震度6で、富山城の石垣・門等が破損。富山市本宮では山崩れがあり、死者36名。

県西部では、震度5で、高岡では地割れが生じ、寺が傾いた。

※ 常願寺川上流の立山カルデラでは、大鷲・小鷲の山崩れが起こり、湯川、真川を堰き止め、約2週間後に長野県大町近くで発生したM5.7の地震の振動で堰が崩れ、大洪水となる。その洪水による被害は、流出家屋等1,612戸、死者140人にのぼった。

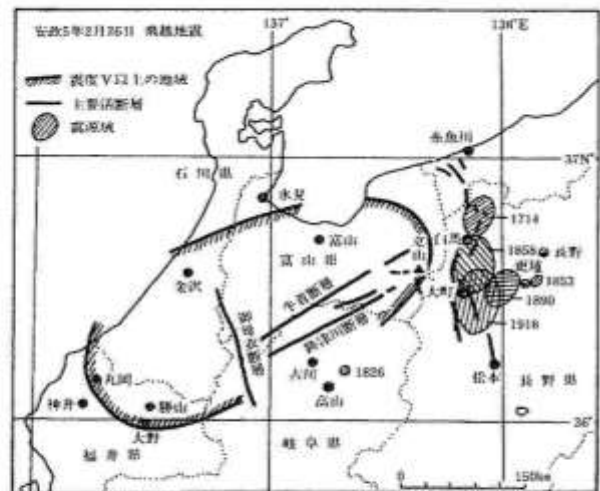
(「地震を見る」(富山県[立山博物館]、1993年)より抜粋)

天正の大地震



1586年1月18日(天正13年11月29日)のM7.8天正の大地震による震度の広がり。「新編日本被害地震総覧[増補改訂版]」(宇佐美龍夫、1996年)による。

安政の大地震



1858年4月9日(安政5年2月26日)のM7.0~7.1の安政の大地震による震度Vの広がり。「新編日本被害地震総覧」(宇佐美龍夫、1987年)による。

第4 被害想定

地震には、海溝型地震と内陸型地震があるが、過去の記録から、本県に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層をはじめとする大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられる。

地震の被害想定は、富山県内でこのような直下型地震が起きた場合において、本県における諸般の自然条件及び社会条件を反映させたうえで、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するための基礎資料とするものである。

1 地震の想定

本計画による地震の想定については、本県の行った地震調査研究事業の結果や地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、跡津川断層、呉羽山断層帯及び法林寺断層を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行うものとする。

2 被害の想定

(1) 被害想定の項目

- ア 跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層を震源とする直下型地震が発生した際の、富山県全域の震度分布、液状化危険度を示す。
- イ 県全域の物的、人的被害を予測する。

(2) 前提条件

ア 跡津川断層地震、法林寺断層地震

(ア) 被害想定に必要な各種データは、跡津川断層地震にあつては、平成2年国勢調査の人口・世帯データ及び平成5年の住宅統計調査報告を用い、法林寺断層地震にあつては、平成7年国勢調査の人口・世帯データや平成7年1月の家屋データを用いた。

(イ) 火災（出火、延焼）の予測は、春の朝6時、風速2m/秒、風向きは南西とした。

(ウ) 被害想定は、基本的に県下を約1km²メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

イ 呉羽山断層帯地震

(ア) 被害想定に必要な各種データは、富山県人口移動調査（平成23年1月1日現在）の人口・世帯データや平成22年度固定資産税課税データ等を用いた。

(イ) 火災（出火、延焼）の予測は、風速3m/秒、風向きは南西とし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。

(ウ) 被害想定は、基本的に県下を250m²メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

3 被害想定概要

(1) 予想震度分布

地震の予想震度は巻末図4.1～図4.3（「地震予測震度分布」）のとおりである。

跡津川断層地震では、震源となる断層付近で震度7となる地域があるほか、震度6弱以上の地域がその外周部及び富山湾沿いの平野部（軟弱地盤）に分布している。

呉羽山断層帯地震では、想定震源を中心に震度7となる地域があるほか、震度6弱以上が断層近傍及び平野部に分布している。

(2) 地盤の液状化

地盤の液状化については、巻末図5. 1～図5. 3（「液状化判定結果図」）のとおりである。県内においては、海岸付近で液状化の可能性が極めて高いと予想される。内陸で液状化が発生すると考えられる地域は、旧河道及び谷底低地である。

こうした地域を持つ市町村は、液状化のおそれのある地域面積の多い市町村は、富山市、射水市、高岡市などである。

(3) 被害の概要

被害の想定は下表のとおりであるが、これは一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。

ア 跡津川断層地震、法林寺断層地震

項 目		現 況	跡津川断層地震	法林寺断層地震		
物 的 被 害	建 物	木造建物	259,350 棟	40,641 棟(9.57%)	28,554 棟(7.26%)	
			659,535 棟	103,451 棟(9.58%)	72,706 棟(7.27%)	
		鉄骨造	49,739 棟	3,741 棟(7.02%)	3,476 棟(6.64%)	
			117,703 棟	8,923 棟(7.05%)	8,269 棟(6.66%)	
		鉄筋コンクリート造	8,611 棟	402 棟(4.17%)	339 棟(3.59%)	
			20,492 棟	1,019 棟(4.37%)	813 棟(3.58%)	
		落下物	138,195 棟	6,977 棟(5.05%)	7,038 棟(5.09%)	
		ブロック・石	90,794 件	5,692 件(6.27%)	9,451 件(10.41%)	
	230,847 件		14,975 件(6.49%)	24,330 件(10.54%)		
	災 火	延焼	259,350 棟	1,491 棟(0.57%)	2,012 棟(0.78%)	
			659,535 棟	3,794 棟(0.58%)	5,118 棟(0.78%)	
	施 設	ライ ン	上水道	7,016 km	3,483 箇所(0.5 箇所/km)	1,122 箇所(0.16 箇所/km)
			下水道	(県)	81 km	2 地点
		(市町村)		2,790 km	910 箇所(0.33 箇所/km)	259 箇所(0.09 箇所/km)
		ガス	191 km	0 箇所(0 箇所/km)	0 箇所(0 箇所/km)	
電気(電柱)		147,449 基	1,383 基(0.94%)	1,225 基(0.83%)		
送 達	道路	12,175 km	774 箇所(0.06 箇所/km)	680 箇所(0.06 箇所/km)		
	鉄道	290 km	352 箇所(1.21 箇所/km)	266 箇所(0.92 箇所/km)		
	橋梁	168 橋	0 橋	0 橋		
人 的 被 害	死者	1,120,161 人	865 人(0.08%)	1,246 人(0.11%)		
	負傷者		15,872 人(1.42%)	19,800 人(1.77%)		
	罹災者		58,224 人(5.2%)	61,884 人(5.52%)		

物的被害の建物、火災の上段は、住宅での被害を示す。

イ 呉羽山断層帯地震

項 目		被 害 予 測 数			
		住 宅	非住宅	合 計	
物 的 被 害	建 物 分 類				
	現 況 (棟)	513,139	270,602	783,741	
	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	65,576	19,816	85,392
		半 壊 (棟)	174,045	89,437	263,482
		被害率 (%)	29.7	23.8	27.7
	地盤の液状化	全 壊 (棟)	4,795	92	4,887
		半 壊 (棟)	9,120	721	9,841
		被害率 (%)	1.8	0.17	1.3
	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	145	0	145
		半 壊 (棟)	429	0	429
		被害率 (%)	0.07	0.0	0.05
	合 計	全 壊 (棟)	70,516	19,908	90,424
		半 壊 (棟)	183,594	90,158	273,752
		被害率 (%)	31.57	23.97	29.05
	火災・延焼	出 火 (棟)	54	47	101
延 焼 (棟)		2,729	881	3,610	
合 計 (棟)		2,783	928	3,711	
建物屋外付帯物の落下 (棟)		28,285	9,105	37,390	
ブロック塀等倒壊	現況 (件)	170,020			
	倒壊 (件)	29,726			
自動販売機の転倒	現況 (件)	82,158			
	転倒 (件)	3,057			
人 的 被 害	現況人口 (人)	1,089,434			
	被害項目	死者数	負傷者数	合 計	
	建物の倒壊 (人)	4,036	19,956	23,992	
	急傾斜地崩壊 (人)	8	10	18	
	火災・延焼 (人)	213	512	725	
	各種の塀倒壊 (人)	17	424	441	
	自動販売機の転倒 (人)	0	3	3	
	建物屋外付帯物の落下 (人)	0	53	53	
	合 計 (人)	4,274	20,958	25,232	

第5 富山県に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部）

地震調査研究推進本部は、全国の主要な 110 の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価している。

富山県に関わる活断層の地震評価として、平成 14 年 12 月（平成 20 年 5 月一部改訂）に砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、平成 16 年 9 月に跡津川断層帯・庄川断層帯、平成 17 年 3 月に牛首断層帯、平成 19 年 5 月に魚津断層帯の長期評価結果が公表されている。

地震発生確率では、砺波平野断層帯東部及び呉羽山断層帯は「Sランク（高いグループ）」、砺波平野断層帯西部及び魚津断層帯は「Aランク（やや高いグループ）」に属する。（30 年以内の地震発生確率が 3 % 以上は「Sランク（高いグループ）」、0.1% 以上～ 3 % 未満を「Aランク（やや高いグループ）」としている。）

長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価※	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期
砺波平野断層帯西部（石動、法林寺断層）	M7.2	A	ほぼ0%～2% もしくはそれ以上	約6,000年～12,000年 もしくはそれ以下	約6,900年前～1世紀
砺波平野断層帯東部（高清水断層）	M7.0	S	0.04%～6%	3,000年～7,000年程度	約4,300年前～3,600年前
呉羽山断層帯	M7.2	S	ほぼ0%～5%	3,000年～5,000年程度	約3,500年前～7世紀
跡津川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約2,300年～2,700年	1858年飛越地震
庄川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約3,600年～6,900年	11～16世紀
牛首断層帯	M7.7	Z	ほぼ0%	約5,000年～7,100年	11～12世紀
魚津断層帯	M7.3	A	0.4%以上	8,000年程度以下	不明

<参考>その他本県に影響を及ぼす活断層

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価※	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期
森本・富樫断層帯	M7.2	S	2%～8%	1,700年～2,200年程度	約2,000年前～4世紀
邑知潟断層帯	M7.6	A	2%	約1,200年～1,900年程度	約3,200年前～9世紀

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」と表記。

<参考>1995年兵庫県南部地震発生直前における確率

活断層名	地震規模	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期
六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」	M7.3	0.02%～8%	約1,700年～3,500年	

<参考>2011年東北地方太平洋沖地震発生直前における確率

活断層名	地震規模	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期
東北地方太平洋沖地震	M9.0	10%～20%	600年程度	約500～600年前

第6 「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府政策統括官（防災担当））

中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」、「首都直下地震対策専門調査会」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」において、防災対策の検討のため震度分布の推計等が行われた。平成17年10月にその一連の調査結果が整理されたことにより、「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」が取りまとめられ、公表された。

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なる。一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所より

べてゆれは大きくなる。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現されている。「地盤のゆれやすさ全国マップ」は、全国の表層地盤のゆれやすさを地図として表現したものである。

なお、本県の表層地盤のゆれやすさは巻末図「表層地震のゆれやすさ(富山県)」のとおりである。

第7 減災目標の設定

地震防災対策特別措置法では、県地域防災計画において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとされている。

このため、本県に最も大きな影響を及ぼす可能性がある呉羽山断層帯による地震について、減災目標を設定し、計画的に地震防災対策の充実を図るものとする。

1 減災目標

呉羽山断層帯による地震の死者数を半減する。

<参考>人的被害の軽減効果の予測

項 目	現 状	住宅の耐震化率を向上した場合
耐 震 化 率	68% [※]	85%
予測死者数	4,274 人	2,107 人 (▲2,167 人)

※平成20年住宅・土地統計調査による推計値

2 計画期間

平成24年度から平成33年度

3 重点施策及び目標

重点施策	内 容
震災予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係者の育成や対処能力向上を図るための、県広域消防防災センターにおける高度で実践的な訓練の実施 ・ 県広域消防防災センターにおける、津波に備えた自然体験型学習など県民の防災意識等を高めるための防災教育の実施 ・ 自主防災組織が実施する住民が主体となった実践的な地震・津波避難訓練の実施、津波に備えた資機材の整備 ・ 学校における防災教育・防災管理の推進
地震に強い県土・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の救命医療の拠点となる病院の耐震性確保や発電設備・資機材の充実 【目標】 災害拠点病院、救命救急センターの耐震化率 75%→100% ・ 警察署耐震化、交通信号機自動電源付加装置の整備など、災害に強い警察基盤の充実・強化 ・ 私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進 【目標】 県立学校の耐震化率 71.5%→100% ・ 広域医療搬送の体制整備 ・ 道路・橋梁、港湾、河川、砂防、海岸、下水道等の公共土木施設や農業水利施設の地震対策の充実 ・ 荒廃河川や土砂災害危険箇所における砂防施設等の整備など土砂災害対策の推進 ・ 耐震診断及び耐震改修に対する支援、市町村・団体等と連携した周知・啓発などによる木造住宅の耐震化の促進 【目標】 住宅の耐震化率 68%→85% ・ ライフライン施設・設備の耐震性の確保 ・ 津波に備えた海岸保全施設等の整備、津波避難誘導標識・海拔表示設置、津波避難ビルなど避難場所の確保、津波ハザードマップの作成支援・住民への周知徹底など、津波対策の強化 【目標】 津波ハザードマップの作成市町 1市→9市町（沿岸市町全て）
震災応急対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸部における情報伝達体制の拡充など津波応急対策の推進 ・ 関係機関が連携したライフライン施設・設備や緊急通行確保路線の迅速な応急復旧対策の推進 ・ DMA T等における資機材整備、災害医療人材育成など災害医療体制の充実 ・ 医療救護に係る連絡、医療救護・保健班の派遣、医療救護所の設置運営に係る体制整備 ・ 災害救援ボランティアの円滑な受入れと効果的な活動に向けた体制の整備 ・ 非常食・生活必需品の備蓄の確保 ・ 他都道府県、関係機関との連携強化など、広域的な災害時応援体制の充実
震災復旧・復興対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援、税の免除など被災者の生活再建支援 ・ 既往債務の償還猶予、償還期間の延長など中小企業、農林漁業者への支援 ・ 激甚災害指定による復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧 ・ 道路、河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設など公共土木施設の復旧計画の迅速な策定

第6節 本県における津波

第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

1 津波の適切な設定

(1) 最大クラスの津波の想定

国、県及び市町村は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

(2) 被害想定

国、県及び市町村は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

2 津波災害対策のための基本的な考え方

国の防災基本計画においては、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定（主に太平洋側の海溝型地震を想定）することを基本としている。

ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段などの整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限などハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第2 津波シミュレーション調査

1 調査にあたり想定した津波（最大クラスの津波）

国では、太平洋側の海溝型地震を前提とした2つのレベルの津波を想定。

(1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(L2)

(2) (1) より発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波(L1)

本県では、海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、上記(1)については、文献調査において、600～1,000年に一度と推定される東日本大震災のような海溝型の甚大な被害をもたらす津波は確認されていない。

また、上記(2)の「比較的発生頻度の高い津波」についても、文献調査において被害をもたらすような津波は確認されていない。

しかしながら、本県では、県民の安全・安心の確保のため、想定外ということがないようあらゆる可能性を考慮して、念のため、平成23年度に富山県に影響を及ぼすおそれのある津波についてシミュレーション調査を実施した。

その後、津波防災地域づくりに関する法律等に基づき平成26年8月に国土交通省等の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、また、平成27年10月には東京大学地震研究所の「日本海地震・津波調査プロジェクト」から、日本海域における新たな断層モデル等が公表された。

本県では、新たな科学的知見の公表を受け、県防災会議地震対策部会で津波シミュレーション調査について審議いただき、その結果、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定に必要な調査の対象とする断層は、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖(F41)及び富山湾西側(F45)の断層並びに平成24年3月に富山県が公表した「富山県津波シミュレーション調査」の対象断層のうち、呉羽山断層帯とする。

対象断層の位置

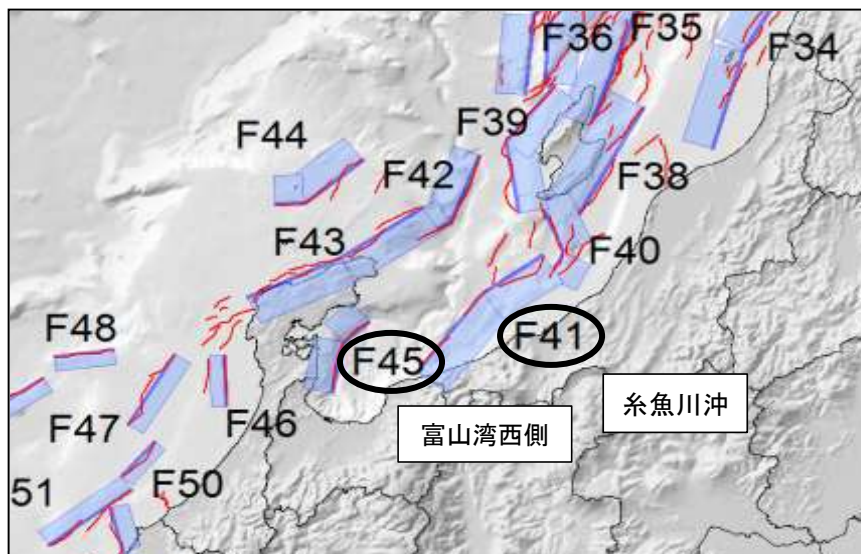


図1：日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書
(平成26年8月公表)断層位置図(抜粋)



図 2：富山県津波シミュレーション調査（平成 24 年 3 月公表）
対象断層位置図

また、東京大学地震研究所が公表した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の研究成果については、今後、さらに国の地震調査研究推進本部において、地震の規模や発生確率等の長期評価が検討されるが、防災上の観点から、長期評価の公表を待つことなく、参考として、①富山湾西側の断層（TB 1、TB 2 の連動）②能登半島南東沖の断層（TB 3）③魚津沖の断層（TB 4）④糸魚川沖の断層（TB 5）⑤糸魚川沖の断層（TB 6）⑥糸魚川沖の断層（JO 1、JO 2 の連動）について、調査を行う。

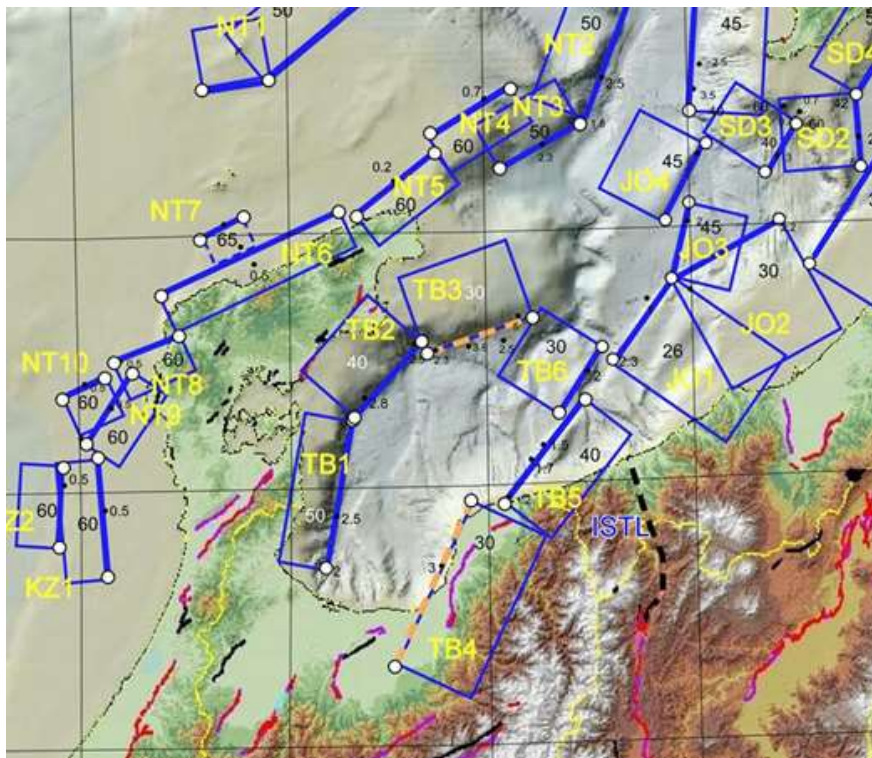


図 3：日本海地震・津波調査プロジェクト成果報告書
（平成 27 年 10 月公表）断層位置図（抜粋）

【参考】過去に富山県に來襲した津波

発生年	地震の名称	地震規模	富山県での記録(被害報告なし)
1833年	山形県沖	M7.8	氷見 2m
1964年	新潟	M7.5	伏木 60cm、魚津 56cm、富山 48cm、富山新港 44cm
1983年	日本海中部	M7.7	滑川 43cm、富山 20cm、高岡 19cm、新湊 17cm
1993年	北海道南西沖	M7.8	富山新港 11cm、伏木港 11cm、富山 10cm

※出典：東北大学災害科学国際研究所等「津波痕跡データベース」(痕跡高)

2 調査内容

- (1) 富山県沿岸域で想定される最大クラスの津波による浸水想定面積、市町ごとの最高津波水位、最高津波到達時間、海面変動影響開始時間の予測
- (2) 津波による人的被害、建物被害の予測

3 対象断層

対象断層	想定地震規模	地震により隆起する地盤	
		想定平均すべり量	想定長さ、幅
糸魚川沖(F 4 1) ※3つの断層の連動を想定	M7.6	4.66m (最大クラス推定式)	長さ 86 km 幅 23 km
富山湾西側(F 4 5) ※2つの断層の連動を想定	M7.2	2.77m (最大クラス推定式)	長さ 43 km 幅 18 km
呉羽山断層帯	M7.4	2.90m (実測値)	長さ 35 km 幅 22 km

(参考として調査した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層)

T B 1、2の連動 ※T B 1 & 2 (連動)	M7.3	3.03m (最大クラス推定式)	長さ 54 km 幅 17 km
T B 3	M7.0	2.40m (最大クラス推定式)	長さ 24 km 幅 23 km
T B 4	M7.3	3.05m (最大クラス推定式)	長さ 40 km 幅 24 km
T B 5	M7.1	2.47m (最大クラス推定式)	長さ 29 km 幅 21 km
T B 6	M6.8	1.98m (最大クラス推定式)	長さ 17 km 幅 18 km
J O 1、2の連動 ※J O 1 & 2 (連動)	M7.5	4.16m (最大クラス推定式)	長さ 48 km 幅 34 km

4 調査結果の概要（浸水想定 巻末図7）

富山県沿岸域で想定される最大クラスの津波について、シミュレーション調査を行った結果、本県における津波の主な特徴は、次のとおりである。

ア 浸水深5mを超える区域は、沿岸から概ね10m以内で、沿岸のごく一部の地域に限られる。

※「3m以上5m未満」→沿岸から概ね20m以内（一部の地域で最大200m）

「1m以上3m未満」→沿岸から概ね200～300m以内（一部の地域で最大400m）

イ 津波水位は、入善町の10.2mが最高（対象断層F45）。

ウ 最高水位は第1波又は第2波で、その後、急激に減衰する（継続時間が短い）。

エ 海面が変動を開始する時間が全般的に早い。また、最高津波の到達時間が早い地域もある。

（例：富山湾西側(F45)の場合 → 入善町10.2mが7分後
 呉羽山断層帯の場合 → 滑川市6.8mが3分後、
 糸魚川沖(F41)の場合 → 高岡市3.3mが16分後、に到達

（1）市町ごとの浸水想定面積の予測

ア 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

（単位：km²）

市町	断層別浸水面積			最大浸水面積 (重ね合せ)
	糸魚川沖(F41)	富山湾西側(F45)	呉羽山断層帯	
氷見市	2.0	1.5	1.9	2.4
高岡市	0.7	0.3	0.3	0.7
射水市	5.1	1.8	3.1	5.4
富山市	2.0	1.4	1.6	2.5
滑川市	0.1	0.3	1.2	1.2
魚津市	0.4	0.5	0.7	0.8
黒部市	0.5	1.6	0.5	1.6
入善町	0.5	2.8	0.1	2.8
朝日町	0.5	0.4	0.1	0.5
合計	11.8	10.6	9.4	17.9

イ 参考として調査した断層（日本海地震・津波調査プロジェクト）による津波

（単位：km²）

市町	断層別浸水面積						最大浸水面積 (全断層重ね合せ)
	TB1&2(連動)	TB3	TB4	TB5	TB6	JO1&2(連動)	
氷見市	2.7	0.5	1.4	0.6	0.4	1.3	2.9
高岡市	0.6	0.1	0.4	0.2	0.1	0.4	0.8
射水市	2.9	1.0	1.9	1.3	0.5	2.7	5.5
富山市	2.7	0.3	1.3	0.6	0.1	0.6	3.1
滑川市	1.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	1.3
魚津市	1.1	0.3	0.6	0.3	0.2	0.3	1.1
黒部市	3.0	0.1	0.9	0.1	0.1	0.1	3.0
入善町	4.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	4.1
朝日町	0.8	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3	0.8
合計	19.1	2.5	6.9	3.2	1.4	5.9	22.7

※浸水面積は、河川等部分を含めた陸域部の浸水深1cm以上の浸水範囲の合計値。

※最大浸水域は、すべての断層を重ねあわせた最大の浸水範囲の面積。

※数値は四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

【参考】浸水深「5m以上10m未満」「3m以上5m未満」「1m以上3m未満」の区域


※法律に基づく津波浸水想

浸水深	海岸からの距離	浸水域面積	市町ごとの面積 (km ²)
5m以上10m未満	概ね10m以内	0.0277 km ²	氷見 0.0025、滑川 0.0003、魚津 0.0001、入善 0.0247、朝日 0.0001
3m以上5m未満	概ね20m以内 一部地域で最大200m	0.3499 km ²	氷見 0.0295、高岡 0.0004、射水 0.0008、富山 0.0365、滑川 0.0288、魚津 0.0046、黒部 0.0275、入善 0.1593、朝日 0.0625
1m以上3m未満	概ね200～300m以内 一部地域で最大400m	4.1835 km ²	氷見 0.6223、高岡 0.1146、射水 0.3692、富山 0.7382、滑川 0.3325、魚津 0.1805、黒部 0.3526、入善 1.2542、朝日 0.2194

(2) 最高津波水位及び最高津波の到達時間、海面変動影響開始時間の予測

ア 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

市町	糸魚川沖 (F41)			富山湾西側 (F45)			呉羽山断層帯		
	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)
	水位 (T.P. m)	到達時間 (分)		水位 (T.P. m)	到達時間 (分)		水位 (T.P. m)	到達時間 (分)	
氷見市	3.8	15	9	7.2	10	1分未満	4.6	25	2
高岡市	3.3	16	12	3.2	18	3	2.4	28	2
射水市	3.5	64	11	4.2	7	3	4.1	17	1分未満
富山市	4.3	48	10	4.7	11	2	5.5	2	1分未満
滑川市	3.1	16	9	5.6	9	2	6.8	3	1分未満
魚津市	3.1	16	7	4.9	6	1	5.5	2	1分未満
黒部市	3.2	19	5	5.0	6	1分未満	3.6	4	1
入善町	5.3	27	3	10.2	7	2	2.7	10	2
朝日町	5.7	40	1分未満	6.3	9	3	2.8	33	8

 : 各市町で最高津波の断層

イ 参考として調査した断層（日本海地震・津波調査プロジェクト）による津波

市町	TB1&2(連動)			TB3			TB4		
	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)	最高津波		海面変動影響開始時間 (分)
	水位 (T.P. m)	到達時間 (分)		水位 (T.P. m)	到達時間 (分)		水位 (T.P. m)	到達時間 (分)	
氷見市	6.4	10	1分未満	2.1	110	10	3.9	20	3
高岡市	4.1	17	1	1.6	15	12	3.3	10	4
射水市	6.0	4	1	1.9	14	12	3.7	9	3
富山市	6.2	11	1分未満	2.3	14	10	5.0	14	1分未満
滑川市	7.5	9	1	1.8	27	9	3.7	5	1分未満
魚津市	6.4	6	1	2.0	16	8	3.9	4	1分未満
黒部市	6.1	6	1分未満	1.9	14	7	4.7	4	1分未満
入善町	11.5	7	1	3.6	9	7	4.5	6	1分未満
朝日町	8.0	9	3	4.3	9	7	4.4	25	1分未満

市町	TB5			TB6			JO1&2(連動)		
	最高津波		海面変動影響開始時間(分)	最高津波		海面変動影響開始時間(分)	最高津波		海面変動影響開始時間(分)
	水位(T.P.m)	到達時間(分)		水位(T.P.m)	到達時間(分)		水位(T.P.m)	到達時間(分)	
氷見市	2.2	14	11	1.6	26	12	3.4	42	15
高岡市	2.3	15	12	1.4	16	1分未満	2.5	19	16
射水市	2.6	14	12	1.8	19	1分未満	2.8	21	16
富山市	2.8	46	10	1.7	19	11	2.9	21	14
滑川市	1.7	35	9	1.4	16	10	1.7	18	13
魚津市	2.2	17	7	1.5	17	1分未満	2.0	19	12
黒部市	1.8	30	5	1.6	15	1分未満	2.5	16	10
入善町	3.8	5	1	1.9	42	7	3.5	36	8
朝日町	3.4	55	1分未満	2.2	52	5	4.9	9	7

※「津波水位」は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示。

※それぞれの市町における最大津波水位の地点、海面変動影響開始時間が最も早くなる地点は別々に集計しており、2つの地点は異なる場合がある。

※気象庁が発表する「津波の高さ」は平常潮位（津波がなかった場合の同じ時間の潮位）からの高さなので、津波水位、津波高とは異なる。

※標高は東京湾平均海面からの高さ（単位:T.P+m）として表示。

※時間については分単位で、分未満は切り捨て（例：5.5分 → 5分）。

※地形や構造物等の影響により、沿岸域の「浸水深」は上記の「最高津波水位」よりも小さくなっている。

(3) 被害想定予測とその軽減効果

ア 被害想定予測

沿岸市町	①糸魚川沖(F41) 想定地震規模 M7.6 想定長さ 86km 想定平均すべり量 4.66m			②富山湾西側(F45) 想定地震規模 M7.2 想定長さ 43km 想定平均すべり量 2.77m			③呉羽山断層帯 想定地震規模 M7.4 想定長さ 35km 想定平均すべり量 2.90m		
	木造建物		死者(人)	木造建物		死者(人)	木造建物		死者(人)
	全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
氷見市	220	363	12	4	44	21	165	418	6
高岡市	1	53	1	3	16	2	0	3	0
射水市	43	362	6	0	73	4	9	182	9
富山市	67	132	0	31	48	2	16	55	9
滑川市	0	8	0	3	29	2	89	426	38
魚津市	0	93	15	3	78	21	11	180	31
黒部市	0	3	1	9	147	41	0	6	6
入善町	0	0	0	7	62	11	0	0	0
朝日町	1	6	0	1	2	1	0	0	0
計	332	1,020	35	61	499	105	290	1,270	99

※死者数は、深夜人口をもとに、「早期避難70%、用事後避難30%」の場合の数値

(参考として調査した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層)

沿岸 市町	TB1&2(連動) (想定地震規模 M7.3) 想定長さ 54km 想定平均すべり量 3.03m)			TB3 (想定地震規模 M7.0) 想定長さ 24km 想定平均すべり量 2.40m)			TB4 (想定地震規模 M7.3) 想定長さ 40km 想定平均すべり量 3.05m)		
	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)
	全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
氷見市	92	486	78	0	0	0	7	161	8
高岡市	20	25	6	0	0	0	3	23	2
射水市	0	181	28	0	0	0	93	46	6
富山市	40	244	17	0	0	0	36	52	6
滑川市	69	271	27	0	0	0	0	3	0
魚津市	112	489	63	0	2	3	4	67	24
黒部市	154	650	119	0	0	0	15	71	23
入善町	40	237	31	0	0	0	0	0	0
朝日町	4	12	5	0	1	0	0	0	0
計	531	2,595	374	0	3	3	158	423	69

沿岸 市町	TB5 (想定地震規模 M7.1) 想定長さ 29km 想定平均すべり量 2.47m)			TB6 (想定地震規模 M6.8) 想定長さ 17km 想定平均すべり量 1.98m)			JO1&2(連動) (想定地震規模 M7.5) 想定長さ 48km 想定平均すべり量 4.16m)		
	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)
	全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
氷見市	0	4	0	0	0	0	13	216	1
高岡市	0	2	0	0	0	0	0	6	0
射水市	0	2	0	0	0	0	0	48	0
富山市	6	23	0	0	0	0	0	22	0
滑川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚津市	0	3	3	0	2	3	0	2	3
黒部市	0	0	0	0	0	0	0	2	0
入善町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日町	0	0	0	0	0	0	0	1	0
計	6	34	3	0	2	3	13	297	4

イ 人的被害の軽減効果の予測

(人)

想定地震	早期避難率 低	早期避難率 高 +呼びかけ	全員迅速避難
	〔早期避難20% 用事後避難50% 切迫避難・避難無30%〕	〔早期避難70% 用事後避難30%〕	〔早期避難100%〕
①糸魚川沖(F41)	92 (+57)	35	17 (▲ 18)
②富山湾西側(F45)	118 (+13)	105	98 (▲ 7)
③呉羽山断層帯	119 (+20)	99	93 (▲ 6)

※避難率は、中央防災会議(H24.8)で用いられた率を採用

(参考として調査した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層)

TB1&2(連動)	396 (+22)	374	361 (▲ 13)
TB3	5 (+2)	3	1 (▲ 2)
TB4	79 (+10)	69	64 (▲ 5)
TB5	7 (+4)	3	1 (▲ 2)
TB6	5 (+2)	3	1 (▲ 2)
JO1&2(連動)	16 (+12)	4	1 (▲ 3)

第 2 章

地震・津波災害予防対策

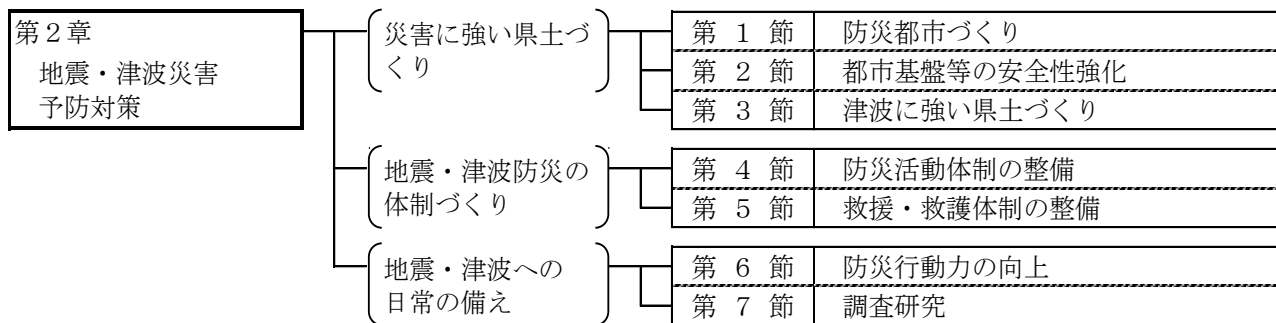
第2章 地震・津波災害予防対策

大規模な地震は、我が国では、いたるところで繰り返し起きている。地震発生の防止は不可能であり、また、活断層を震源とする内陸型の地震については、現在、予知することも困難とされている。

しかしながら、普段より防災意識をもちながら、絶えず効果的な予防対策を推進することで、少しでも被害の軽減を図ることが可能である。

本県の予防対策として、「第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）」等により、計画的に防災基盤の整備を促進し、災害に強い県土づくりを進めること、また、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護・消火体制の整備を促進し、地震・津波防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、災害への日常の備えについての防災計画を策定し、本県における予防対策の効果的な推進に努めるものとする。

計画の体系



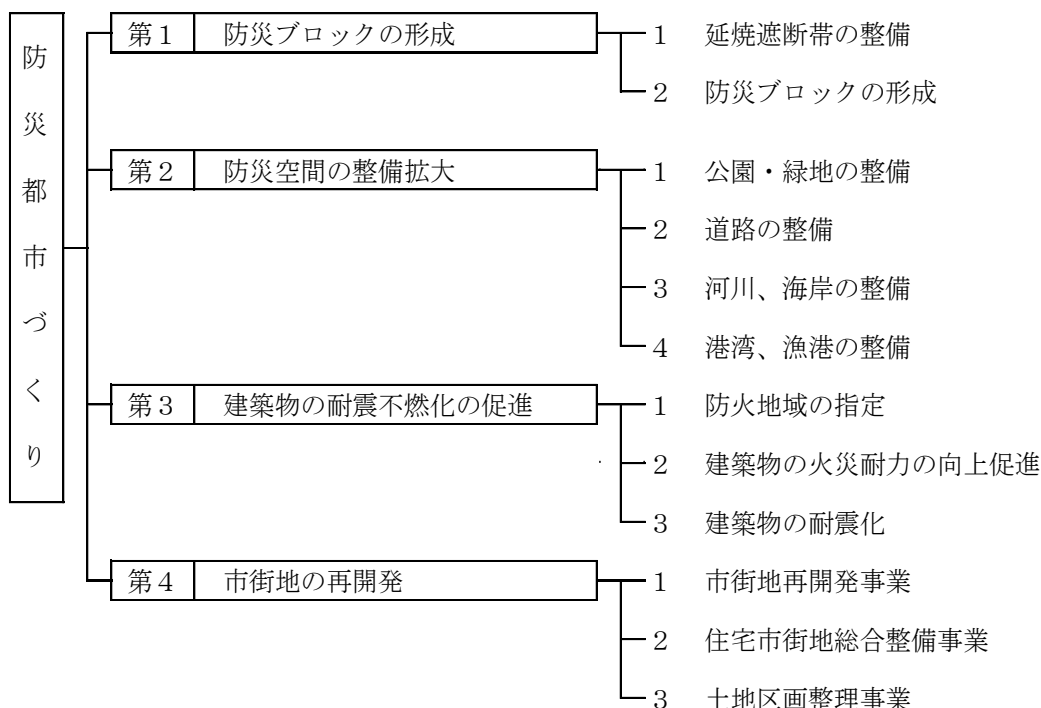
第1節 防災都市づくり

災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本である。

このため、県は従来から都市施設の整備促進及び建築物の耐震不燃化に努めてきたところである。

今後、防災都市づくりを一層推進するため、県の「都市計画区域マスタープラン」など、まちづくりの方針と連携を図りながら、各種施策を展開する。

対策の体系



第1 防災ブロックの形成

県、市町村等は、大規模な地震が発生した場合、最も甚大な被害をもたらすと予想される市街地大火から、県民の生命と財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地において、延焼遮断帯で囲まれたブロックを形成し、各ブロック内での防災機能の向上とあわせて、安全で住みよいまちづくりを目指すものとする。

1 延焼遮断帯の整備（県土木部、市町村）

延焼火災に対する方策として、市街地をブロック化し、延焼遮断帯で囲むことにより、隣接ブロックへ延焼しないような対策を講ずることが重要である。

このため、県、市町村等は、带状の都市施設である道路、河川、鉄道及び公園（緑道）を骨格とし、必要に応じて、建築物の不燃化を組み合わせた延焼遮断帯が形成されるようこれらの施設の整備促進に努める。

2 防災ブロックの形成（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

防災ブロックとは、延焼遮断帯をネットワーク状に配置整備することにより、都市全体としての防災機能の向上を図るものである。

このため、この防災ブロックが段階的かつ効果的に形成されるよう、国、県、市町村及び関係機関は、密接な連携を図るものとする。（巻末図 防災ブロック（パース、平面図）参照）

第2 防災空間の整備拡大

震災時において、避難者の安全確保のための避難路や火災、津波等の避難地として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「災害に強いまちづくり」の基本的課題である。

また、公園・緑地や道路、河川、港湾等は、火災の延焼を阻止だけでなく、一時集合場所や地域の防災活動の拠点などの防災空間として活用することができる。

このため、県、市町村等は、防災空間として、公園・緑地、道路、河川、海岸、港湾等の都市施設の整備を促進し、都市全体の安全性の向上に努めるとともに、道路については、災害時の代替性を確保した交通体系の整備を行うこととする。

1 公園・緑地の整備（県土木部、市町村）

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として防災上重要な役割を持っている。

このことから、公園・緑地の整備促進に努めるとともに、園内において耐火性に優れた植栽帯の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。

2 道路の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

道路は、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに資するところが大きい。このため、防災上の観点から、広幅員となる幹線道路の整備を促進する。

また、災害時の交通の遮断を避けるため、代替性を確保した道路交通体系の整備を行う。

さらに、電線類の地中化により、電柱の倒壊等による災害の防止に努める。

3 河川、海岸の整備（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村）

河川、海岸は、震災時には地域の防災活動の拠点として、市街地における貴重なオープンスペースとなる。このため、河川、海岸において、救援・輸送活動の支援に資するための防災活動拠点の整備など防災対策を考慮した整備の促進に努める。

4 港湾、漁港の整備（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部）

港湾区域及び漁港区域は、建築物が比較的少なく、震災直後から復旧・復興に至る時間的経過に応じた種々の土地利用の要請に柔軟に対応しやすい空間を有している。このため、地域の復旧・復興を幅広く支援する防災拠点として活用、整備促進に努める。

第3 建築物の耐震不燃化の促進

県は、従来から建築物の不燃化の促進及び建築物の耐震性向上に努めてきたが、今後も防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の不燃化を促進する。

1 防火地域の指定（県土木部、市町村）

都市の密集市街地において火災を防御するため、都市計画法による防火・準防火地域の指定を行い、防災上の観点から建築物の規制を行ってきた。

今後も、都市化の動向と公共施設の整備状況をみながら、防火・準防火地域の適切な区域設定がされるよう市町村に助言する。（資料「6-3 防火地域・準防火地域」）

2 建築物の火災耐力の向上促進（県土木部）

（1）建築基準法等に基づく不燃化促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を建築する場合は、防災避難上の各種の措置の徹底を図るよう建築士、施工者を指導していくものとする。

（2）都市防災不燃化促進事業

三大都市圏の既成市街地及び大規模な地震発生の可能性の高い地域等において、事業主体が、避難地もしくは延焼遮断帯の周辺又は避難地の指定区域（不燃化促進区域）において一定の基準を満たす耐火建築物を建築する者に対して助成を行った場合、国は事業主体に対し予算の範囲内において事業に要した費用の1/2を交付する。

また、都市防災不燃化促進事業を行うために必要な調査（都市防災不燃化促進調査）を事業主体が行った場合、国は事業主体に対し予算の範囲内において調査に要した費用の1/3を交付する。

3 建築物の耐震化（県全部局）

（1）建築物の耐震性確保

ア 防災活動の拠点となる建築物の耐震性確保

県は、震災時において、消火・避難誘導・情報伝達等の防災活動の拠点となる消防署、警察署、被災者の収容施設となる公立学校、病院、防災拠点となる庁舎等の公共建築物の安全性を確保するため、新築、建替え又は改修時においては、耐震性能の一層の確保に努め、県有施設以外の建築物の所有者に対しても耐震性確保を図るよう必要な指導を行う。

県は、昭和56年以前に建設された県有施設については、計画的かつ総合的に耐震改修を進めるため、耐震改修促進計画を促進するとともに、重要度、建築時期等を考慮して、順次耐震診断を実施し、耐震改修を進め、耐震性能の向上に努める。

県有施設以外の公共建築物の場合は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の建築物の所有者に対しても必要に応じて耐震診断、耐震改修の実施について指導、助言を行うものとする。

また、防災活動の拠点となる建築物については、震災後においても機能が確保できるよう、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備、消防用設備等の耐震性能の向上に努め、市町村、民間に対しても指導する。

イ 公共建築物等の耐震性確保

(ア) 高齢者、障害者、乳幼児等が入（通）所している社会福祉施設、介護保健施設や社会教育施設の管理者は、施設の耐震診断を行い、必要に応じて補強し耐震性の向上に努める。

また、国立学校の耐震調査及び改築整備を国等に要望するとともに、私立学校に対しても耐震性の強化を指導する。

(イ) 国指定文化財及び県指定文化財については、国の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針」に基づき、点検・整備を行うほか、美術館、博物館に展示収蔵されている資料の破損防止を図るため、展示照明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震診断を行い、必要に応じて補強する。

ウ 住宅の耐震性能向上

本県においては、平成 20 年の時点で、368,800 戸の住宅のうち、耐震基準が強化される昭和 55 年以前に建設された住宅が約 148,700 戸存在している。

県は、住宅の耐震性向上のため、市町村及び関係団体と連携し、耐震化の普及啓発を図る。また、新築時における適正な施工方法等について必要な指導等を行うものとする。

エ 建築物の落下物対策及びブロック塀等の倒壊防止

県は、建築物における天井の崩落防止等の落下物対策、ブロック塀等の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、所有者や施工業者に対して指導啓発に努めるものとする。

(2) 耐震診断、耐震改修の促進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、店舗、ホテル、工場、その他多数の者が利用する建築物で、階数が 3 階以上で、床面積の合計が 1,000 m²以上のもののうち地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しなくなった「特定建築物」の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努力義務が課せられている。

県及び富山市、高岡市は、管内の特定建築物の耐震診断、耐震改修を的確に実施するため、必要があると認めるときは、国土交通大臣の定める指針を勘案して、特定建築物の所有者に対して耐震診断、耐震改修について必要な指導・助言及び指示を行うものとする。また、特定建築物以外の建築物で緊急通行確保路線等沿いにあり、倒壊により緊急輸送に障害を及ぼすおそれのある建築物の所有者に対しては、耐震診断、耐震改修の啓発に努める。

県は、特定建築物の所有者が耐震診断の自己点検を促進するためのパンフレット等を活用するとともに、耐震診断技術者の養成を進め、耐震診断に関する相談窓口を、(一社) 富山県建築士事務所協会等の協力を得て開設する。

(3) 耐震性向上の支援措置

県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定により作成した耐震改修促進計画に基づき、下記による各支援措置を実施する。また、(一社) 富山県建築士事務所協会の協力を得て、当該協会内に「富山県耐震診断等評定委員会」を設置し、耐震診断や耐震改修の技術の向上を図るほか、関係団体に対して、建築物耐震診断技術者の養成・技術向上のための講習会及び一般県民向け講習会の開催を支援し、耐震化に関する知識の普及に努める。

ア 住宅の耐震改修のための支援措置

地震発生時における木造住宅等の倒壊による災害を防止するため、県と市町村が連携して住宅の耐震化を行おうとする者に対し支援を行うとともに、県単独の住みよい家づくり資金による融資を行い、住宅の耐震改修を促進する。

(ア) 木造住宅耐震診断支援事業

区 分	内 容
a 対 象 住 宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの
b 診 断 費 用	耐震診断に要する経費の90%を県が負担 ・ 図面がある場合 申請者の負担する額 延べ面積が280㎡以下 2千円 延べ面積が280㎡を超える 3千円 ・ 図面がない場合 申請者の負担する額 延べ面積が280㎡以下 4千円 延べ面積が280㎡を超える 6千円
c 実 施 機 関	(社) 富山県建築士事務所協会に委託して実施

(イ) 木造住宅耐震改修支援事業

区 分	内 容
a 対 象 住 宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの
b 対 象 工 事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、耐震改修後、総合判定が1.0以上となる工事
c 補 助 金 額	耐震改修工事に要する経費の3分の1又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は30万円とする。

(ウ) 富山県住みよい家づくり資金融資

区 分	内 容
a 対 象 工 事	次の要件を満たす住宅の耐震改修工事を含むリフォーム工事 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの
b 限 度 額	500万円以内
c 融 資 利 率	1.7% (固定) (平成28年12月現在)
d 期 間	15年以内

イ 住宅・建築物安全ストック形成事業（うち住宅・建築物耐震改修事業）

県及び市町村の作成する耐震改修促進計画等に基づき、一定以上の規模及び用途の建築物について行う耐震診断、耐震改修及び建替えに関する事業に対し、国、県及び市町村が連携して補助を行うことにより、住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図り耐震改修を促進する。

ウ 中小企業施設の耐震化

中小企業の防災対策として、県制度融資（設備投資促進資金）、中小企業高度化資金により耐震・耐火構造の事務所、工場、店舗等の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進める。

(ア) 設備投資促進資金

区 分	内 容
a 対 象 者	工場、店舗、事務所等の耐震改修等を行う中小企業者
b 資 金 使 途	設備資金、運転資金
c 限 度 額	5,000 万円
d 期 間	設備資金 7年（うち据置 1年）以内 運転資金 5年（うち据置 1年）以内
e 利 率	年 1.90%（平成 23 年 11 月末現在）
f 信用保証、担保	金融機関の方法による

(イ) 中小企業高度化資金

a 共同防災施設事業

中小企業者が中小企業高度化事業を行うにあたり災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合の被害拡大を防止するために必要な施設を設置するもの。

区 分	内 容
a 対 象 設 備	集中災害検知装置、消防・消火施設、防風・防砂林等
b 貸 付 割 合	80%以内（無利子 平成 23 年 11 月末現在）
c 期 間	20 年（うち据置 3 年）以内

b 設備リース事業

中小企業者の事業活動に係る安全衛生の確保のための設備を組合が一括取得し、組合員に賃貸（リース）するもの。

区 分	内 容
a 対 象 設 備	ガス導管、ガスホルダー、非常用電源装置等
b 貸 付 割 合	80%以内（1.05%平成 23 年 12 月末現在）
c 期 間	15 年（うち据置 1 年）以内

第 4 市街地の再開発（県土木部、市町村）

老朽住宅密集市街地の地震防災対策が必要な地域や都市施設が不足している低層過密地を再開発し、耐震耐火建築物の建設と、道路、公園、上下水道、広場等の公共施設を総合的に整備することにより、災害に強く安全で快適なまちづくりを行う必要がある。

1 市街地再開発事業

既成の市街地のうちで、低層の木造建築物が密集し、防災上や有効な土地利用という点でも不健全な地域においては、市街地再開発事業により細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建替え、あわせて公共広場などの公共施設を確保する必要がある。

このため、県は、市町村、組合等が施行する市街地再開発事業に対し、指導、助成を行い、事業を促進する。（資料「6-4 市街地再開発事業」）

2 住宅市街地総合整備事業

老朽住宅が密集し、公共施設が著しく不足している地区において、住宅市街地総合整備事業に

より、良質な住宅の供給、居住環境の整備、老朽住宅の建替の促進等を行うことにより、防災性能の向上を図る必要がある。

このため、県は、市町村への指導を行い、事業を促進する。

3 土地区画整理事業

震災発生時における二次災害は、道路の狭隘、オープンスペースの不足、無秩序な市街地の形成といった都市構造上の脆弱性にもその原因がある。

このため、地域危険度が高く公共用地率が極めて低い木造密集市街地等において、都市基盤施設の整備を図ることによって地域環境を改善し、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

また、市街化が進みつつある周辺部においては、スプロール化を未然に防止するため、道路、公園等の都市基盤の整備を先行的に行うことにより、良好な生活環境をもつ災害に強い市街地の形成を目指す必要がある。

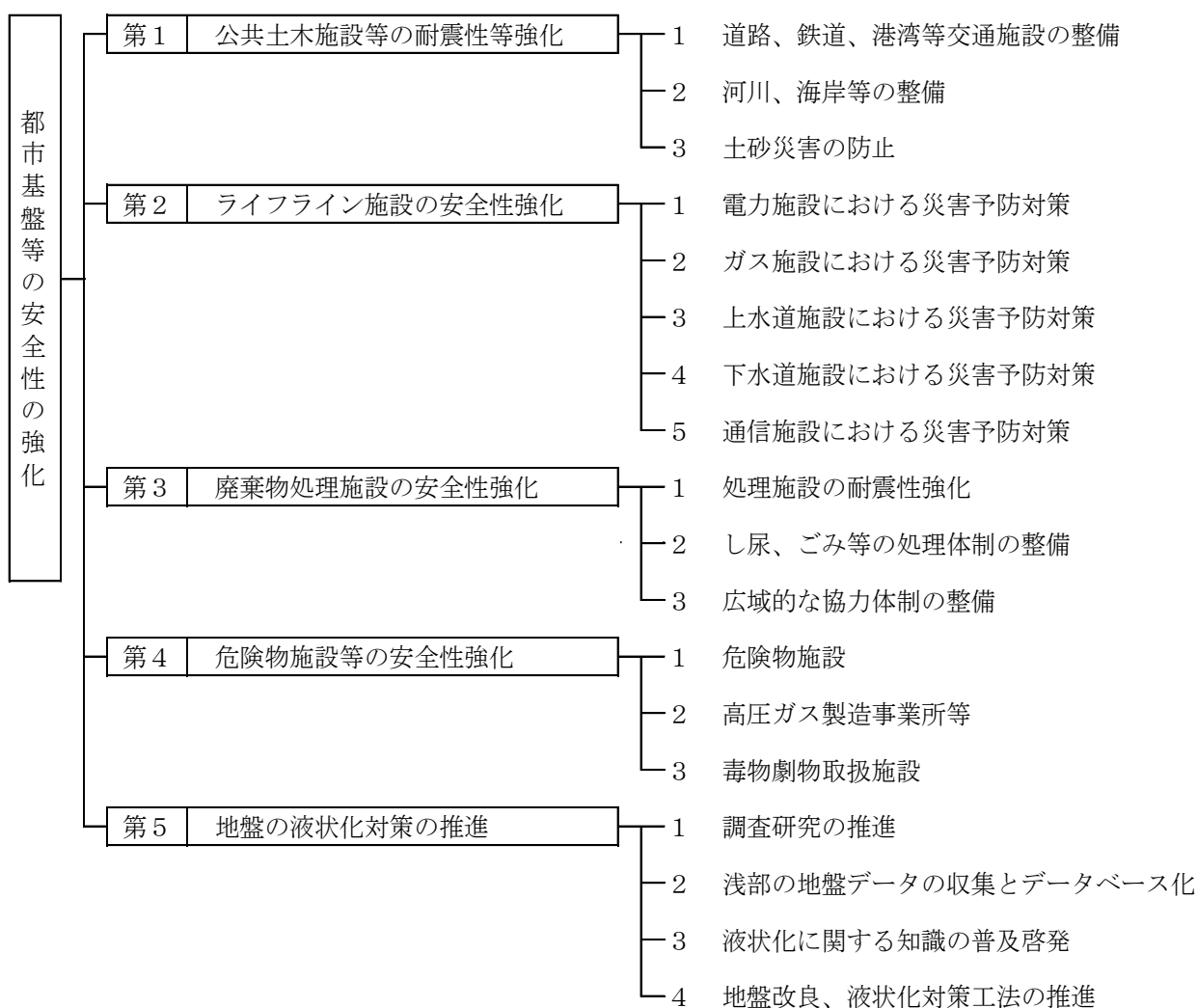
このため、県は、市町村及び組合等が施行する土地区画整理事業に対し指導、助成を行い事業を促進する。(資料「6-5 土地区画整理事業」)

第2節 都市基盤等の安全性の強化

地震災害の軽減を図るためには、都市機能を支える道路、鉄道、河川、港湾等の各種施設や電力、ガス、水道、通信等のライフライン施設の耐震化、安全性強化を進めることが必要である。また、地震においては、高層建築物の増加等による落下物被害、都市近郊の開発等による擁壁、がけ等の崩壊、土砂災害等の被害、また、沿岸部開発による液状化被害等が発生しており、その安全性が求められている。

こうした、地震による被害の防止・軽減のために、防災関係機関は、都市基盤の安全性強化に努めるものとする。

対策の体系



第1 公共土木施設等の耐震性等強化

公共土木施設等は、都市機能の根幹をなすものであり、震災時における緊急輸送等、復旧の基本となるものである。

このため、国、県、市町村及び関係機関は、連絡調整を密にし公共土木施設等のバランスのとれた整備促進に努めるとともに耐震性強化を推進する。

構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度を考慮し整備するものとし、緊急通行確保路線における橋梁など特に重要な施設については、地震時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。

また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。

1 道路、鉄道、港湾等交通施設の整備(北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、各鉄道事業者)

(1) 道路施設

道路は、震災時における住民の避難、消防・医療活動、緊急物資の輸送、火災の延焼防止等、多様な機能を有している。

このことから、これらの施設が、地震時においてもその機能を発揮できるようにするため、次により耐震性に配慮した施設の整備を積極的に推進することで、交通管制施設等の整備とあわせ、交通機能の確保に努める。

ア 定期的に点検を行い、これに基づき、緊急通行確保路線など緊急度の高い箇所から順次、改築及び耐震補強工事を実施する。

イ 橋梁については、緊急通行確保路線上の橋梁や長大橋等、重要な箇所から計画的に耐震対策を推進する。

ウ 冬期間における交通確保についても重要な課題であるため、スノーシェッド等の雪寒対策施設についても、耐震性に配慮した整備に努める。

(2) 鉄道施設

鉄道は、大量輸送機関であることから、地震による被害が生じた場合には、多数の死傷者が発生する事故に結びつくおそれがある。

このため、各鉄道事業者は、定期的な安全点検を実施するとともに、耐震基準に応じた施設の改良整備を進め、人命の安全の確保に努める。(資料「7-6 鉄道施設の現況及び事業計画」)

(3) 港湾・漁港施設の整備

地震が発生し、陸上輸送に重大な支障が生じた場合、緊急物資や復旧用資機材の輸送拠点として、港湾及び漁港施設は重要な役割を果たす。このため、地震に強い港づくりを進めることとし、耐震性の強化に努める。

ア 防災の拠点となる伏木富山港(伏木地区、新湊地区、富山地区)、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港については、耐震強化岸壁を整備する(伏木富山港(伏木地区、新湊地区)、魚津港、宮崎漁港、氷見漁港整備済)。

イ 必要に応じて、液状化対策、耐震対策等を行う。(資料「6-10 港湾施設耐震化の現況」)

(4) 空港施設

空港は震災時においては、人命救助・救援物資の輸送の基地として利用されるが、地震による被害が生じた場合、多数の人命にかかわる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障となるこのため、空港施設の耐震性の強化を推進する。(資料「6-8 空港施設の現況」)

2 河川、海岸等の整備（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村）

本県は、急流河川が多く、この河川によって形成された扇状地の上に都市や集落を形成している。このため、一たん破堤すれば、洪水が扇状に拡散し、浸水被害が予想されるため、河川の災害防止は古くから本県の主要課題となってきたところである。

沿岸部は富山湾特有の地形から、寄り廻り波や冬期風浪等による被害を受けやすい。また、津波が発生した場合には重大な災害に結び付く恐れがある。

このようなことから、地震による水害等から人命・財産等を守るため、県及び関係機関は、堤防・護岸等の耐震強化及び津波に対する安全性の確保に努める。

（1）河川の整備

ア 堤防・護岸の亀裂・沈下等を早期に発見するため、堤防の伐木、除草を実施し、河川巡視などにより日常の管理を十分行う。

イ 地震に起因する堤防の沈下により生じる浸水被害を防止するため、耐震性の不足している河川構造物等について、緊急度の高いものから順次対策を進める。

（2）農業用排水施設の整備

ため池、排水機場、排水樋門、頭首工及び用排水路等の農業用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設にも被害が及ぶことが予想されるため、耐震性の不足している施設、老朽化の著しい施設及び建設後の条件変化により機能の低下や脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備する。

3 土砂災害の防止（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

本県は県土の約7割が山地又は丘陵地となっており、近年の都市化の進展もあいまって、丘陵地の開発により傾斜地やがけ地に近接した住家が多くなっている。また、豪雨や豪雪に見舞われやすい条件下にあることや、山地の地質が脆弱であることから、地理的・自然的にも土砂の崩壊が発生しやすい状況となっている。

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。

このため、国、県及び市町村は、災害の発生が予想される危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。（資料「3 災害危険地域等に関する資料」参照）

（1）急傾斜地の安全対策

ア 県及び市町村は、日頃から関係機関と連携しながら、既存崩壊防止施設の点検に努める。

イ 豪雨や地震に伴う崩壊により、多数の住民に危害が生ずると想定される危険区域については、県は、今後も関係住民の協力を得ながら「急傾斜地崩壊危険区域」として指定し、地域住民への周知に努める。

ウ 危険度の高い箇所から順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適正な管理に努める。

（2）土石流、山地災害、地すべり等の防止

土砂災害の形態としては、地震に起因する人家周辺のがけ崩れ等による一次災害のほか、山地、水源部では、地震による山腹崩壊や地すべりによる崩壊によって河道埋そくを生じ、その後の降雨や融雪などによる土石流が原因となって下流河川の氾濫をひき起こすなどの二次災害

が想定される。

ア 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から、地域住民へこれらの危険箇所の周知に努める。

イ 県及び関係機関は、危険箇所への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や、警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地すべり防止施設の適正な管理、補修に努める。

ウ 土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し災害を発生させるため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防えん堤など、地域一帯の総合的な対策を進めることが必要である

(3) 「土砂災害防止法」の推進

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の危険のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める。

国及び県は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、その土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施する体制及びこの調査で得られた土砂災害緊急情報を速やかに関係自治体の長に通知し、及び一般に周知できる体制を整備する。

市町村は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、適切に住民の避難指示の判断等を行える体制を整備する。

第2 ライフライン施設の安全性強化

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、震災時においても、その機能を発揮できるよう耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。

また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

1 電力施設における災害予防対策（企業局、北陸電力、関西電力）

(1) 設備面の対策

電力供給設備においては災害時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努めるとともに、設備改修にあたっては、現行各基準に基づき設計する。

ア 水力発電設備

過去に発生した災害による被害の実態をふまえ、設備の耐震性を確保するため現行の各種設計基準に基づいて設計する。

イ 火力発電設備

機器の耐震は、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」に基づいて設計する。

ウ 変電設備

機器の耐震は地震被害により電力の供給に重大な支障をきたさないことを目的に制定された電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計する。

エ 送電設備

(ア) 架空送電設備に使用する支持物は、経済産業省の「電気設備に関する技術基準」で耐え

るべき荷重が定められており、これに基づいて設計する。この基準で定められた風圧、着氷雪、電線張力などにより支持物に想定される荷重は、地震荷重より大きいと評価されている。

- (イ) 地中送電設備に使用する架台は「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計する。ケーブルは可とう性を持つことから、地震に対しては機能に重大な支障が生じない耐震性を確保していると評価されている。

オ 配電設備

- (ア) 配電設備に係る地震力の影響は、氷雪・風圧及び不平均張力による荷重に比べて小さく、後者により設計する。不等沈下や急傾斜地で地すべりが発生する軟弱地面では施設の設置を極力回避し、やむを得ず設置する場合は、必要に応じ、支持物に根かせや敷盤取付による基礎の補強、支線増強による倒壊防止の設計を行う。

- (イ) 地中設備は一たん被害を受けると復旧に長時間を要するため、基本的には架空線、地中線の特徴を生かした設備形成とし、耐震性を考慮した総合的な都市整備に協調して実施する。

カ 通信設備

保安用社内専用回線の主な伝送路の多ルート化等を実施する。

(2) 体制面の対策

災害時においては、迅速、的確な復旧が不可欠であり、日常から組織、情報連絡体制の強化及び資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。

ア 体制の整備

- (ア) 地震規模による非常体制の発令及び各体制別組織構成・要員の確保等並びに権限・指揮命令系統の確立と周知徹底を行う。
- (イ) 大規模地震を想定した社内防災訓練を実施するとともに、地方自治体の訓練に参加する。
- (ウ) 社外応援体制を確立する。
 - a メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出し体制の整備、出動体制の確保、応急復旧用資機材の備蓄の依頼、必要により契約の締結
 - b 電力会社間の応援体制の充実
- (エ) 「非常災害時の従業員行動方針」、「防災カード」の常時携帯により、震災時における対応要領について周知徹底する。

イ 情報連絡体制の整備

- (ア) 地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との連携の強化を推進する。
- (イ) 社内情報連絡体制の強化と徹底を行う。
 - a 就業時間内・外における情報報告ルートの確立
 - b 連絡手段の多様化
 - (a) 衛星通信システムの導入
 - (b) 災害時優先電話の登録
 - (c) ファクシミリ、携帯電話等の配備

ウ 資機材・車両等の確保

- (ア) 災害復旧用資機材を確保する。
 - a 移動変電所の配置
 - b 復旧用車両の燃料確保

c 資機材の搬送対策の検討・整備

(イ) 災害用車両を整備する。

a 災害現場での応援隊サポート及び指揮用サポートカー

b 50ヘルツと60ヘルツに切り替えできる高圧発電機車

(ウ) 食料、宿泊施設、作業用品、燃料を備蓄（確保）する。

(エ) 救護班を確保する。

(オ) 非常通信協議会との連携を強化する。

エ 広報サービス体制の整備

(ア) 災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策のPRを適宜、継続実施する。

(イ) 各種懇談会等を通じ、安全措置のPRのほか、重要施設を有する需要者に対しては非常用発電設備の設置を適宜呼びかける。

2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化 部、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス 協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会）

ガスは、県民生活及び経済社会の広範な分野で欠くことのできないエネルギー源であり、常に安定供給の維持に努め、使用者の利益に供するとともに、公共の安全確保のため、設備の保安防災対策の強化を推進する。

(1) 都市ガス及び簡易ガス

平常時よりガス施設の災害予防、耐震対策に充分留意し、各種図面等の整備、更新はもちろん、新技術、新工法の開発、採用を積極的に推進し、施設の保全に万全を期す。

ア 耐震性の向上とガス事故防止

(ア) ガス製造設備及び供給所設備

ガスの製造及び貯蔵設備は、厳しい耐震基準に基づく構造物として、震災の影響も受けにくいことが実証されている。これらの設備のさらなる安全性向上のため、次の事項に留意する。

a 設備の新・増設にあたっては、ガス事業法に定める耐震設計基準を遵守し、地盤特性や設備の構造に応じた十分な強度の確保、保全に万全を期す。

b 設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。

c ガス製造及び供給の制御用コンピュータ設備は、計測用機器類とともに耐震性向上を推進し、データバックアップの充実に努める。

d 原料タンク及びガス貯蔵施設には、遠隔操作機能付き緊急遮断弁を設け、緊急時に備える。

e ガスの製造及び供給の維持には、電力が不可欠であり、災害時の停電に備え、非常用電源設備の拡充に努める。

(イ) ガス供給設備（ガス導管等）

新規に埋設する導管は、耐震性に優れ、防食を施した鋼管及びダクタイル鋳鉄管^{※1}又は可とう性、耐震性及び耐食性の高いガス用ポリエチレン管を用い、継手も耐震性に富む素材を用いる。

経年管、即ち既設鋼管ねじ継手^{※2}を用いた導管についても、計画的入取替及び他工事の機会をとらえ、積極的に前記の耐震性の高い導管への更新を促進する。

(ウ) 需要家設備

ガスを使用する建物のうち、地下街、地下室でのガス設備を有する建物及び公共建物等や病院その他不特定多数の人々が入り出する建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ当該建物の保安管理者とも平常時より密接な連携体制をとり、ガス事故防止に万全を期す。

また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター^{※3}の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。

イ 防災システム、情報収集システムの充実

地震発生時には、迅速かつ確実な地震規模や被災情報の収集、把握と適切な措置対応が二次災害を未然に防止する。このため、次のシステム、設備の拡充、整備に努める。

(ア) 防災システム

地震規模やガス設備被害状況の把握と速やかな対応のため、次の設備を整備拡充する。

a 保安設備の遠隔操作

供給所設備及び主要導管設備等は、緊急時遠隔操作によりコントロール可能なシステムの推進に努める。

b 地震計の設置と適正配置

供給区域内の地盤特性を考慮し、主要な地点への地震計設置に努める。

c 導管網のブロック化

導管網の被災状況に応じて、早期復旧を考慮した効率的なガス遮断を行うためのブロック化の推進に努める。

d ガス製造設備の防消火設備等の増強

火災発生を防止し、火災発生ときはその拡大を阻止するための体制強化、防油堤や防消火設備の増強及び災害要因の除去に努める。

e 導管網の圧力と流量監視

導管網の主要な地点に、テレメーター、テレコンを設置し、供給区域内の導管内圧力を監視し、ガバナ^{※4}には、圧力及び流量等の集中監視システムの設置に努め、常時監視体制を充実する。

(イ) 通信設備

非常時又は非常事態が予測される場合に、緊急連絡がとれるように、次の設備を設置拡充する。

a 災害時優先電話

b 専用回線電話

c 無線電話

d 固定無線局、移動無線局

ウ 災害時にとるべき措置についての広報、周知

ガスの使用者に、災害時にとるべき措置として、ガス栓及びメーターガス栓の閉止を機会あるごとに広報し、この周知に努める。

エ 防災体制の整備と教育訓練の実施

災害発生時には、迅速かつ適切な措置が何より大切である。このため、日頃から緊急時における災害対策本部を中心とした組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時になすべき事項について周知徹底及び教育を行う。

また、防災機関等が行う各種訓練には積極的に参加するとともに、次に掲げる自主防災訓練の実施に努める。

- (ア) 社員及び関連会社員の非常召集訓練
- (イ) 災害予報、警報等の伝達、対応訓練
- (ウ) 災害時の情報伝達、連絡（通信）訓練
- (エ) 設備の応急措置及び復旧訓練

※1 ダクタイル鋳鉄管

鋳物の脆さ（折れ、割れ）を改良する目的で開発された鋳鉄品。

リンやイオウ分等不純物をできる限り除去した溶銑にマグネシウム又はその合金を添加することで、大幅に強靱性を増した鋳鉄管で地盤沈下や地震などの外力にも強い。

※2 鋼管ねじ継手

配管工事にねじ切りを行って接合する方法があり、このとき用いる継手をねじ継手という。このねじ切り部分は、その断面積が小さくなるので管体部分に比べ強度が大幅に損われ外力には弱い。

※3 マイコンメーター

ガスメーターにマイコンチップを組み込み、通常使用されるガスの量以上に大量のガスが流れ（ガス漏れ）たり、異常に長時間使用（消し忘れ）すると自動的にガスを遮断するガスメーター。また大きな地震が発生すると、これを感知し遮断する機能もある。

※4 ガバナ

ガスを広い地域の隅々まで送り届けるため、製造所等からガス導管に高い圧力でガスを送り出すが、各家庭に届けられる前に使用できる圧力（低圧）に調整する装置。

（資料「3-18 都市ガス施設」、「3-19 簡易ガス施設」）

(2) LPガス

一般家庭におけるLPガス設備の耐震性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能や安全機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、震災時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。

ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

イ 感震機能付き安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、ガス放出防止型高圧ホース、感震器付ガスメーター又は耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器及び Si センサーコンロ*の普及促進に努める。

ウ 消費者に対する周知啓発活動

震災時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、揺れの大きい地震の場合は、容器バルブを閉じることが、二次災害を防止するうえで最善の方策であり、販売店等は、震災時に消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。

※ Si センサーコンロ

家庭用ガスコンロに「消し忘れ消火機能」等の安全装置を装着したもの。

3 上水道施設における災害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、震災時における給水機能を可能な限り維持し、住民の生活用水を確保するためには、水道施設の被害を最小限にとどめることが大切である。

このため、平常時においても、震災対策上の各種図面を整備し、施設の耐震性向上に留意した改良、整備を推進し、地域情報ネットワークの整備にも努める。

(1) 緊急時対策

ア 応急給水及び応急復旧の行動指針を作成する。

イ 応急給水を円滑に実施するため、日頃から自治会等と意見交換を行い、共同訓練等の実施に努める。

ウ 応急対策に活用しやすい水道管路図面を整備する。

エ 応急給水、応急復旧に必要な資機材を平素から整備増強しておくとともに、民間借上げ資機材については、十分事前に協議を行い文書による取り決めをしておく。

また、資機材が水道事業者間で共用できるよう、使用・規格の統一化に努める。

（資料「5-8 応急給水用具等」、「5-14 県内の上水道資機材等の保有状況」）

(2) 施設の整備、耐震化

ア 貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物について、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施する。診断結果を踏まえ、耐震性の低い施設について補強・増強等を行う。

イ 送水、配水管は、被害を最も多く受ける施設であり、新設・更新に際しては、耐震性の高い管路を採用する。また、石綿セメント管、铸铁管（ダクタイル铸铁管は含まない）、硬質塩化ビニル管（TS継手）等、耐震性の低い管路について、耐震性の高い管路に取り替える。

ウ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。

エ 配水池容量は12時間分の給水量を貯留できるよう配水池の拡大に努める。

オ 防災関係部局と連携して、緊急時用貯水槽、大口径配水管を整備し、貯水機能を強化する。

カ 震災時に飲料水を確保するため、基幹管路のループ化や二重化、隣接市町村（一部事務組合を含む。）の水道事業者間における相互連絡管の整備等、バックアップ機能の確保に努める。

(3) 予備水源としての井戸、消融雪用井戸の活用

ア 一般家庭用井戸、営業用井戸については、水道の使用量等により井戸の保有を調査し、取水可能量、飲用の適否を平常時から把握しておく。

イ 水道等の予備水源の整備に努めるとともに、休止水源については、緊急時に使用できるよう定期的な維持管理に努める。

ウ 県及び市町村の管理する道路の消融雪用井戸については、管理者と協議のうえ取水可能量、飲用の適否を調査するとともに、取水のための可搬式発電設備、圧力タンク、非常時給水栓等を整備する。

(4) 情報連絡体制

震災時には、可能な限り早期に危機管理体制を確立することが求められる。このため、緊急時の通信手段の確保が重要である。県及び水道事業者は、広域通信網及び回線の二重化等によるバックアップシステムの整備を推進するとともに、管路等の重要な施設の情報のデータベース化及びオンライン化に努める。

(5) 防災訓練

水道事業者は、防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、自主防災訓練の実施に努める。

4 下水道施設における災害予防対策（県土木部、市町村）

既設下水道施設のうち重要構造物については、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施する。

新たに建設する下水道施設については、下水道に関する耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。

(1) 処理場・ポンプ場

ア 土木施設は、想定される地震により機能を損なう程の破損に至らないよう、液状化対策を含めた耐震構造とする。

イ 汚水送水管等の配管類は、可とう性伸縮継ぎ手を設置し、管の破損、切断を予防するとともに、重要な配管についてはバイパス化、複数化によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入する。

ウ 機械設備は、移動、転倒及び破損が生じないよう支持及び固定し耐震対策を実施する。

エ 電気設備は、管路等の浸水や自家発電設備の冷却水断水等による停電対策を実施する。

(2) 管路施設

ア 管路施設のうち重要幹線管渠については、河川や軌道横断等の重要な箇所、軟弱地盤、地盤急変箇所等において、必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性の管や伸縮継ぎ手を設置し免震構造とする。

さらに、特に重要な幹線については施設のバイパス化、複数化や雨水管渠の活用等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。

イ マンホール及び取付管は、重要幹線について、液状化のおそれのある箇所において必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性伸縮取付管を設置する。

ウ 橋梁（水管等）は、想定する地震力に耐えうる構造とするとともに、管路には可とう性伸縮継ぎ手を設置する。

(3) 施設の点検等

ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。

イ 下水道台帳は、災害時に迅速かつ確実にデータの提供が可能となるようにシステム化を図る。また、システム化されていない場合は、代替性の確保のため下水道台帳の分散保管を図る。

ウ 応急復旧マニュアルを整備する。

(4) 応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を確立し整備する。

ア 下水道担当部局の防災組織、配備体制

地域防災計画に基づく災害対策本部の下位組織として、下水道施設の防災対策をふまえた防災活動が円滑に実施できるよう、体制を整備する。

イ 民間企業との協力体制

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者等、民間業者との協力体制を整備する。

ウ 他地方公共団体との相互応援体制

震災時の役務及び機材等の提供について、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、他地方公共団体と相互援助体制を整備する。

エ 応急対策用機器及び資機材

震災時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、必要機材を備蓄、整備する。

オ 防災訓練

震災時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法について、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(5) ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化

災害時におけるライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡の混乱を防止し、的確な状況把握や指示ができるよう、情報連絡体制を整備する。

ア 連絡担当窓口及び責任者の設置

各関係機関に連絡担当窓口及び責任者を設置して、全て連絡窓口を通して連絡を行うものとする。また、連絡責任者は、事務連絡を総括し、情報の整理、管理を行う。

イ 連絡方法

情報連絡は、一般電話、県防災行政無線で行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。

ウ 連絡内容の統一と書式化

震災対策に必要な情報、被害報告及び応急措置に関する情報等の収集、伝達を迅速かつ正確に行うため、あらかじめ、報告内容等を選択できる書式を定め、各機関で常備し、連絡は相互にこの書式を用いて行う。

5 通信施設における災害予防対策（NTT西日本、NTTドコモ）

震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努める。

(1) 公衆通信

震災時においても、通信が確保できるよう設備の耐震・耐火化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。

ア 耐震対策

(ア) 大規模地震にも耐えうる通信ビル及び鉄塔の耐震対策を実施する。

(イ) 発電装置は、給水、燃料配管のフレキシブル^{*1}、トレンチ化^{*2}等の対策により耐震性を強化する。

(ウ) 地下管路は、管路継ぎ手、マンホール取付けに耐震対策を実施する。

(エ) 事務室設置のシステム、端末設備は、転倒防止及び転落防止対策を実施し、災害発生後のサービス提供を可能とする。また、重要な社内システムの電源は、無停電化する。

イ 津波対策

海岸線に近い局舎においては水防扉、水防板の設置及び下水管、マンホール、とう道^{*3}からの局舎内への浸水防止対策を実施する。

ウ 防火及び危険物に対する対策

(ア) 通信機械室での火気使用を禁止するとともに、防火シャッター、防火扉、防火壁の整備により速やかに対策を実施する。

(イ) 通信機械室で取り扱う揮発性及び危険物は、取扱方法、保管方法を徹底する。

エ 通信網の防災対策

(ア) 信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成、若しくはループ構成とし、主要な中継交換機は分散設置を行う。

(イ) 地中設備は、アクセス系ケーブル^{※4}の地中化を推進する。

(ウ) 電話輻輳時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行い、指定公共機関の責任者自宅まで拡大する。

(エ) 全国からの安否確認、見舞電話による電話の輻輳を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。

オ 防災機器の整備

(ア) 交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブルなどの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。

(イ) 非常用衛星通信装置（ポータブル衛星・超小型衛星通信装置）の配備に努める。

カ 防災に関する訓練

災害時に備え、平時から復旧員の確保、設備の復旧を円滑、速やかに行うため、次の訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(ア) 災害予報及び警報伝達の訓練

(イ) 災害時における通信の疎通訓練

(ウ) 設備の災害応急復旧訓練

(エ) 職員の非常召集訓練

※1 フレキシブル化

地震による管路の振動を、自在継ぎ手で吸収可能な弾力性のある配管系統にすること

※2 トレンチ化

ケーブル、管路等を固定せずに、配管溝を設け設置する方式にすること

※3 とう道

ケーブルの収容及び保守作業空間を確保するため、地中に構築されたコンクリート構造物

※4 アクセス系ケーブル

ケーブル交換局からビル、住宅等の建物までの通信ケーブル

(2) 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、J R、中日本高速道路株式会社さらに電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。

ア 耐震性の強化

局舎及び装置等の耐震性を強化する。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。

ウ 装置・機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。

エ 定期点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

平素から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

第3 廃棄物処理施設の安全性強化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の震災による被害を最小限に止めるとともに、震災時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努めるとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

県は、被災状況により、広域的な処理が必要な場合を想定し、廃棄物処理の協力体制を整備する。

1 処理施設の耐震性強化（県生活環境文化部、市町村）

(1) 一般廃棄物処理施設

処理施設は、建設時の耐震設計基準に基づいて建設されているが、市町村は、既設の処理施設について、耐震性等の調査を実施するとともに、必要に応じて耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

(2) 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、中間処理施設、最終処分場、保管施設の耐震性を調査し、必要な耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、市町村）

(1) 処理施設の応急復旧資機材等の整備

市町村は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

(2) ごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等の確保等

震災時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

(3) 避難所等の仮設（簡易）トイレの確保

市町村は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。

3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部）

県は、し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、国、近県、市町村及び関係団体を含めた協力体制を整備する。

第4 危険物施設等の安全性強化

1 危険物施設（県知事政策局、市町村）

地震により、危険物施設から、火災や危険物の流出が発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、県及び市町村は、立入検査により危険物施設の維持管理や危険物の貯蔵、取扱基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、流出等の防止に努める。

また、指定数量未満の危険物を貯蔵又は取扱う施設については、市町村火災予防条例の規定に基づき指導する。

なお、石油コンビナート地域の危険施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく富山県石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

(1) 保安確保の指導

県及び市町村は、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱いの方法が消防法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じ危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。

(3) 危険物輸送の安全化

県、市町村及び警察は、危険物積載走行車両の転倒、転落や危険物の落下、流出等の未然防止を図り、また、標識の表示状況、消火器の設置状況の確認を行うため、常置場所における立入検査や路上取締りを実施し、構造設備等の保安管理の徹底、危険物取扱者等の保安意識の徹底に努める。

(4) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が消防法令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて定期点検を実施し、基準に適合しない場合は速やかに補修、取替を行うなど、施設の安全確保に努めるとともに、特に屋外タンク貯蔵所にあつては、必要に応じ地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程の内容を常に見直し、事業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間で相互応援協定を締結し、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機材の確保などに努める。

(6) 防災資機材の備蓄

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化に努める。(資料「3-17 危険物施設」)

2 高圧ガス製造事業所等（県生活環境文化部）

高圧ガスを大量に製造又は消費している事業所等は、施設が災害の原因になるような損傷を受

けないように施設の耐震化を推進するとともに、損傷を受けた場合でも災害の拡大防止のための措置を講じ、周辺住民に被害を与えないように努める。

(1) 高圧ガス設備の耐震性の強化

大規模な地震の発生時には、高圧ガス施設も損傷を受けるおそれがあるので、地震の大きさや被害等を考慮して、貯槽^{※1}、塔槽類^{※2}、加熱炉及び回転機器^{※3}等の主要設備の経年劣化に伴う、耐震性能の低下の有無や、附属する配管の伸縮可とう性を再点検するなど耐震性強化に努める。

(2) 計装設備の耐震対策

プロセス計器^{※4}部分、接続部（ネジ込み）の強度を検討し、計装パネル^{※5}等の転倒防止措置を講ずるとともに、計器用エア配管^{※6}の立ち上がり、立ち下がり部は伸縮可とう性をもたせる。また、コントロールバルブはフェイルセーフ機構^{※7}にするなど耐震性強化に努める。

(3) 防消火設備の耐震対策

防火水槽は、耐震性をもたせ、分散を図る。また、ポンプ廻りの配管及び埋設配管の取付部は、伸縮可とう性をもたせるとともに、配管のループ^{※8}、ブロック化を図り、災害時の機能確保に努める。

(4) 高圧ガス施設の津波対策

高圧ガス施設の周囲に漂流物の衝突防止のための柵等の設置、ポンベの流出防止のため複数のポンベをベルト等で結束するなど、津波対策の実施に努める。

(5) 通信設備の確保

緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法で緊急連絡がとれるよう体制を整備し、伝達手段を確保する。

(6) 運転の緊急停止対策

化学工場等においては、重要機器については機器保護緊急停止が自動的に行われるが、全装置の緊急停止は手動操作によって行われている。このため、これらの事業所においては感震器と連動して危険度等に応じた自動遮断システムの導入を推進する。

(7) 防災活動対策

地震又は津波による二次災害防止のため、事業所内では、緊急操作、行動のシステム化を進めるとともに、これを周知させるための定期的な操作訓練及び防災訓練の実施により、災害の予防に努める。（資料「3-20 高圧ガス製造、貯蔵、販売所」）

※1 貯槽

高圧ガスの貯蔵設備であって、地盤面に対して移動することができないもので安全弁、液面計、緊急等遮断弁等の付属品が設置されている。高圧ガス保安法では、この貯槽には、基礎、支柱及びアンカーボルト等は耐震設計基準で設計するよう義務づけている。

※2 塔槽類

石油化学工場や化学工場等に設置されている反応、分離精製、蒸留等を行う高圧ガス設備の総称で高温、高圧状態で運転されている。

高圧ガス保安法では、貯槽と同様、耐震設計基準で設計するよう義務づけている。

※3 回転機器

液化ガスを移送するポンプ、気化ガスを圧縮する圧縮機等があり、耐震対策として基礎は本体と駆動体を同一にし、さらに遠隔停止可能にするよう設置されている。

※4 プロセス計器

石油化学工場や化学工場等での反応、精製等の工程は目視で監視し、管理することは不可能であり、圧力、温度等を測定することによってその工程の状態を把握し、管理している。この圧力計、温度計等をプロセス計器という。

※5 計装パネル

製造工程の状態を測定したプロセス計器の表示盤（パネル）をいう。

※6 計器用エア配管

可燃ガス等を使用する工程で、ガスの流量又は圧力等のコントロールバルブを調整する場合、この区域には可燃ガスが滞留するおそれがあり電気が使用できないため、圧縮空気を使用している。

この圧縮空気の配管が計器用エア配管である。

※7 フェイルセーフ機構

設備の一部に故障や誤作動があっても、安全な方に作動する仕組み。

※8 ループ化

防火用の散水配管を環状（ループ状）に連結し、地震時にその一部が破損した場合、他方から水を供給するなどして散水できるよう相互に供給を確保する方法で、地震時に火災が発生しやすい区域には有効である。

3 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部）

（1）毒物劇物取扱施設における予防対策

地震又は津波により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、震災予防対策を講じなければならない。このため、県は、毒物劇物取扱施設の取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物取締法に基づいて、監視指導を行っている。

毒物劇物取扱施設であって、消防法又は高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法令に定める技術上の基準の遵守を指導している。また、前二法により規制を受けない施設については、次の事項を重点として立入指導を強化する。

ア 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置措置を推進する。

イ 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止規定の制定等の自主災害防止対策を推進する。（資料「3-22 毒物劇物製造、販売所等」）

（2）学校における予防対策

学校においては、理科実験等に使用する化学薬品などの毒劇物を所有しており、これらの化学薬品類の漏えいにより、火災や有毒ガスが発生して地震又は津波による被害が拡大するおそれがあるため、次の措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努めるものとする。

ア 化学薬品類の容器及び収納棚等の転倒落下の防止

イ 容器の破損等による化学薬品類の飛散の防止

ウ 混合混触発火性物品の近接貯蔵の禁止

エ 化学薬品類の収納場所の整理整頓及び在庫管理の徹底

オ 初期消火用資機材の整備

第5 地盤の液状化対策の推進

近年、臨海部の埋立地においても都市施設が建設されるなど、液状化による被害発生の危険性も増

えている。このため、県及び市町村等は、地盤の液状化による影響調査を進めるとともに、耐震基準の適用や各種対策工法の普及に努める。

1 調査研究の推進（県知事政策局）

県では、平成6年度から実施してきた「地震調査研究」において、地盤の液状化危険度についても調査を実施している（巻末図5. 1、5. 2、5. 3）。

2 浅部の地盤データの収集とデータベース化（県関係部局、市町村）

県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努めるものとする。

3 液状化に関する知識の普及啓発（県知事政策局、市町村）

県及び市町村は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、県民に対し、地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域など、液状化に関する知識の普及啓発に努める。

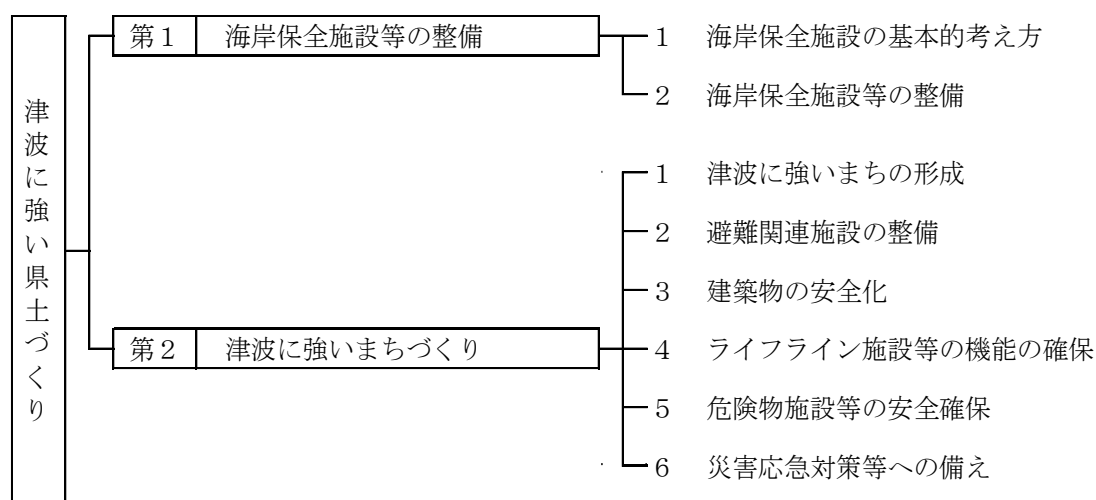
4 地盤改良、液状化対策工法の推進（県土木部、市町村）

県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。また、民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう、建築主、設計者、施工者に指導・助言を行う。

第3節 津波に強い県土づくり

津波災害による被害を軽減するためには、海岸保全施設の整備を進めるとともに、津波に強いまちの形成を進める必要がある。また、避難関連施設の整備を進めるとともに、併せて建築物の安全化を図るほか、ライフライン施設等の機能や、危険物施設等の安全確保を図る必要がある

対策の体系



第1 海岸保全施設等の整備

1 海岸保全施設の基本的考え方

国、県及び市町村は、一定程度の津波の高さに対応した海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震・津波発生後の防御機能の維持のため、耐震点検・津波に対する耐力点検や補強による耐震性・津波耐力の確保など適切な維持管理を行うものとする。

また、国、県及び市町村並びに施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するものとする。

さらに、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

2 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設、河川河口の堤防は、いったん地震により被災し、その後、波浪や津波の来襲を受けた場合、地域住民の生命・財産に重大な被害を及ぼすことが考えられる。また、越流した場合でも、倒壊までの時間を長くする、あるいは全壊に至る可能性を減らすため、次の事項に関する検討を加え、地震や津波に備える。

ア 耐震性の不足している構造物の強化

イ 低地盤地域における液状化対策

ウ 一定の津波の高さに対応した海岸保全施設の整備（嵩上げ、粘り強い構造）

エ 保安林の指定及び海岸防災林の造成

第2 津波に強いまちづくり

1 津波に強いまちの形成

(1) 徒歩避難を原則とした対策の構築

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

特に、本県においては、東日本大震災のような海溝型の地震による津波は、文献調査において確認されていないものの、発生確率の極めて低い3～5千年程度の周期で発生する呉羽山断層帯の海域部や、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖（F 4 1）及び富山湾西側（F 4 5）の断層を震源とする地震が発生した場合、津波の規模は海溝型地震と異なるものの、短時間で津波が到達することが予想されることから、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、場所によっては津波到達時間が極めて短いこと、地形的条件や土地利用の実態など地域の実情によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

国及び県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、県及び市町村は津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努めるものとする。

国、県及び市町村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行なわれるよう配慮するものとする。

(2) 地域防災計画の都市計画等との連携

県及び市町村は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成など、本県の津波の特徴を踏まえたまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

(3) 津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域及び災害危険区域の指定

県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める。

また、県及び市町村は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

国、県及び市町村は、行政関連施設、要配慮者に関わる社会福祉施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

市町村は津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は要配慮者に関わる社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の要配慮者に関わる社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

(4) 減災のための総合的な取組みの推進

国、県及び市町村は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨界工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進めるものとする。

国土交通省、県及び市町村は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

国土交通省、県及び市町村は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

2 避難関連施設の整備

(1) 緊急避難場所及び避難所の整備

県及び市町村は、緊急避難場所の整備にあたり、津波シミュレーション調査の結果や富山県の津波の特徴を踏まえ、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

市町村等は、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を指定緊急避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に緊急避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるも

のとする。

また、緊急避難場所は、災害時には、自衛隊や消防機関などの活動拠点となることが多いことから、県、市町村、関係機関間であらかじめ、住民と防災関係機関が活用する場所の配置方針等の作成に努めるものとする。

(2) 避難路、避難階段等の整備

国、県及び市町村は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

3 建築物の安全化

国、県及び市町村及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

国、県及び市町村は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。

4 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、県、市町村及びライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行なうものとする。

国、県及び市町村は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

国、公共機関、県及び市町村においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

5 危険物施設等の安全確保

国、県及び市町村は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

6 災害応急対策等への備え

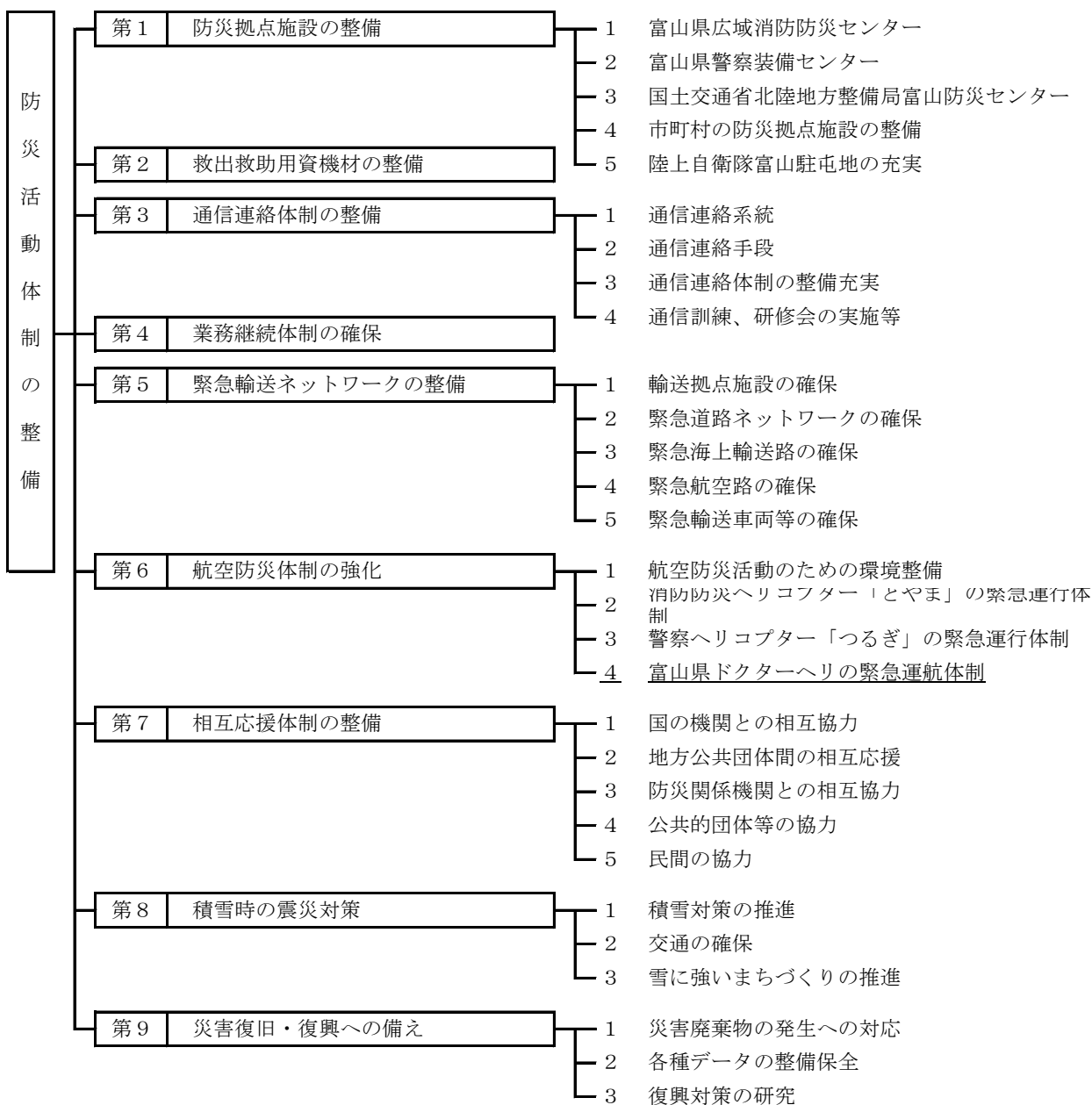
国、公共機関、県及び市町村は、津波が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行なうための備えを平常時より十分行なうとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。

第4節 防災活動体制の整備

同時多発的な火災の発生、建築物の倒壊、多数の負傷者の発生など、発災時直後から次々に起きる地震・津波災害に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、防災関係機関において速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。

この使命を遂行するためには、災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備を進めるとともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的にしかもできるかぎり早急に行える体制を確立することが必要である。本県の地震・津波防災の体制づくりとして、今後も防災拠点施設や防災活動の拠点となる庁舎等を整備するとともに、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の整備等による陸・海・空それぞれにおいて相互連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努めるものとする。

対策の体系



第1 防災拠点施設の整備

県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。

また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。

1 富山県広域消防防災センター（県知事政策局）

県は、大規模かつ広域的な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また平常時には防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する「富山県広域消防防災センター」を設置する。

(1) 防災拠点施設の役割・機能

ア 災害時における役割・機能

(ア) 備蓄機能等

- ・ 呉羽山断層帯被害想定調査を踏まえた食料、生活必需品の追加備蓄や、緊急用資機材等を保管するための備蓄倉庫緊急用資機材等を保管するための備蓄倉庫
- ・ 飲料水等を確保するための耐震性貯水槽

(イ) 輸送拠点機能

- ・ 応援物資及び備蓄物資の荷捌場（グラウンド、屋内訓練場）
- ・ 臨時ヘリポート、トラック待機場（放水訓練場）

(ウ) 受援機能

- ・ 緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地

(エ) 災害対策本部の代替機能

イ 平常時における役割・機能

- ・ 防災関係者の研修の場
- ・ 県民の防災教育の場

2 富山県警察装備センター（県警察本部）

県警察本部は、平成15年度から使用を開始した富山県警察装備センターにおいて、警察活動のうち、大量の人員を動員する大規模事件・事故対策活動及び大規模災害に対応する。

また、同センターを災害時における機動隊、広域緊急援助隊の集結拠点とする。

3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局）

北陸地方整備局は、管内西部地区の災害に対して、速やかに災害現地で災害活動を行うための防災拠点として富山防災センターを設置し、必要な災害対策機械を配備する。同センターは、被災自治体からの要請により、災害対策機械を派遣し、自治体と協力して災害対応を行うための支援基地となる。

(機能)

- ア 災害復旧に必要な資機材の備蓄、災害対策用機械の基地
- イ 災害発生時の情報の収集、発信基地
- ウ 災害対策の訓練、研修機能

4 市町村の防災拠点施設の整備（市町村）

市町村は、大規模な災害時においては、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。なお、市町村においては、地域防災拠点施設とともに富山県広域消防防災センターに準じた役割、機能を有する施設の整備に努めるものとする。

（１）地域防災拠点施設の役割

ア 災害時における役割・機能

（ア）市町村等の現地活動拠点

（イ）自主防災活動の拠点

（ウ）応援部隊の活動拠点

（エ）避難施設

イ 平常時

（ア）自主防災組織等の研修、訓練場

（イ）住民の憩いの場

（２）地域防災拠点施設の施設設備（例示）

ア 情報連絡室

イ 医療救護室

ウ 備蓄倉庫

エ 研修室

オ 耐震性貯水槽

カ 広場

5 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊）

自衛隊は、大規模災害時における救援活動を速やかに実施するため、その活動の拠点施設となる富山駐屯地の機能強化に努めるものとする。

ア 自衛隊の本県における重要な活動拠点としての機能強化

イ 大量の救援物資の輸送や迅速な人命救助の観点から大型ヘリコプターの活用など機能強化

第2 救出救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

県・市町村及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材等救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくものとする。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておくものとする。

（資料「4-17 警察災害警備用装備資機材」、「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」

「4-22 国土交通省富山防災センターの装備資機材」、「5-8 応急給水用具等」

「5-11 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況」

第3 通信連絡体制の整備

県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。

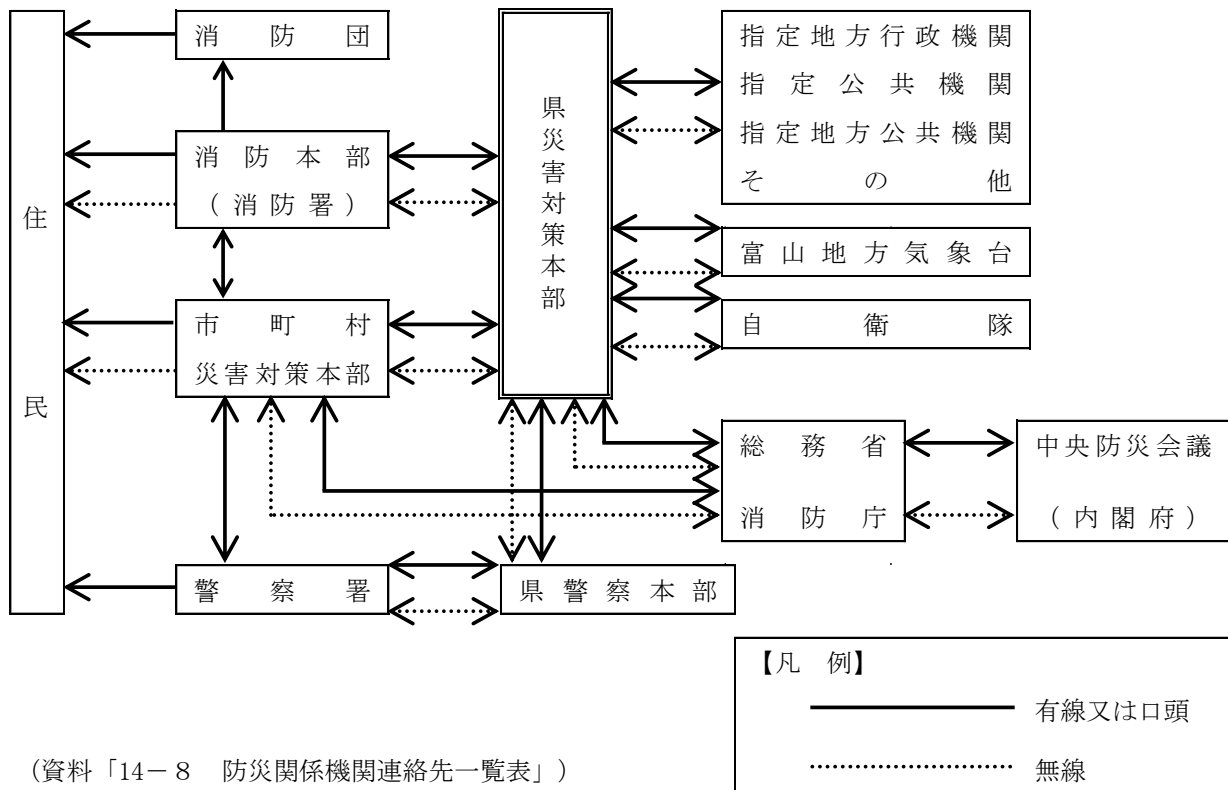
さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

1 通信連絡系統（各防災関係機関）

県災害対策本部を中心とした通信連絡系統については、次のとおりである。

通信連絡系統図



(資料「14-8 防災関係機関連絡先一覧表」)

2 通信連絡手段（全防災関係機関）

通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。

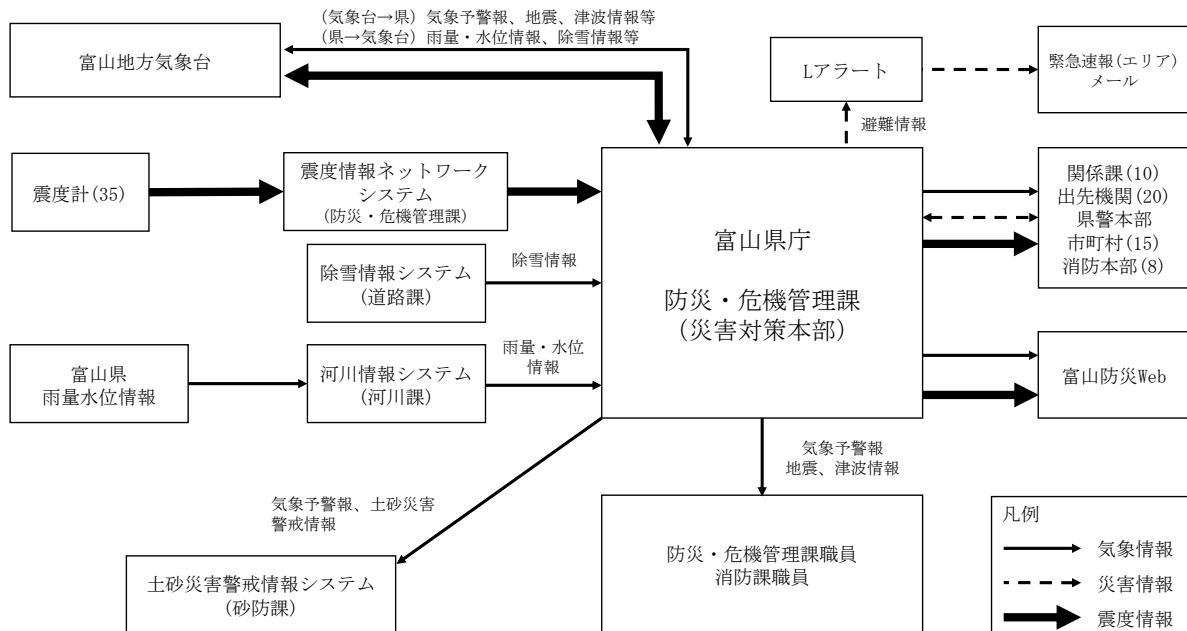
- 有線電話
 - 加入電話
 - 専用線電話
 - 県防災行政無線

(対象：県、市町村、消防本部等)

を含む)を通じて、災害や防災の情報の提供に努める。

また、平成 28 年 8 月にシステムを更新し、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する Lアラート (災害情報共有システム) との連携を開始したところであるが、引き続き伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

富山県総合防災情報システム

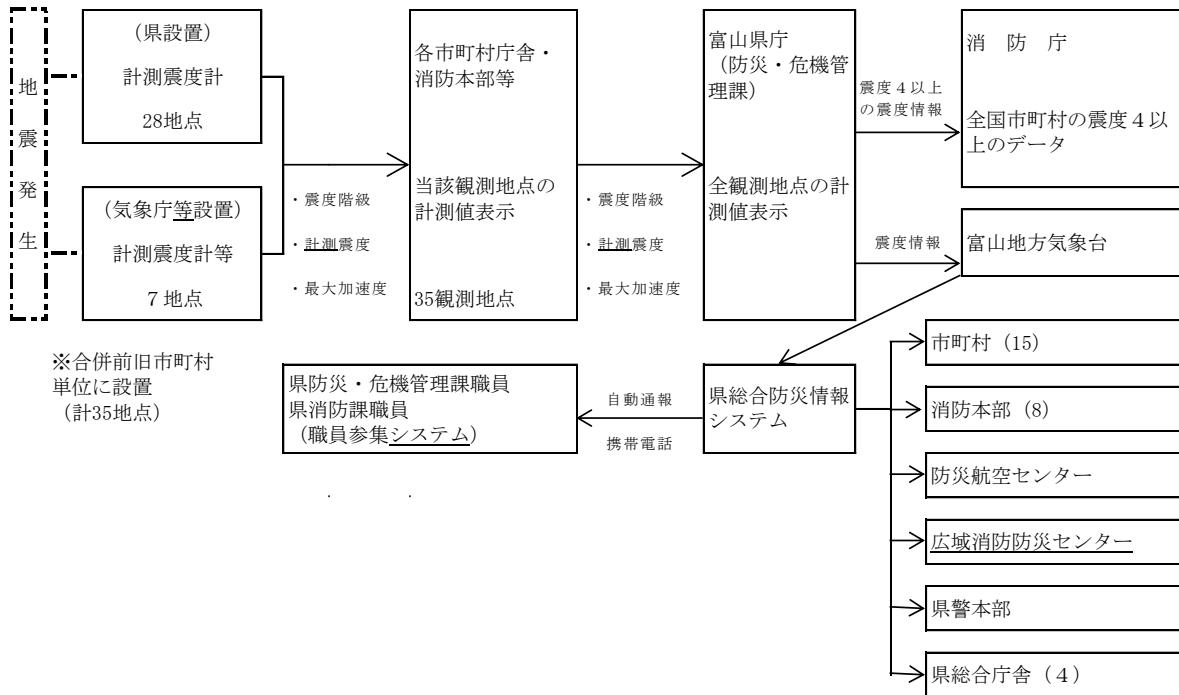


(3) 震度情報ネットワークシステム

県は、地震による被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内の各市町村に計測震度計を設置し、市町村から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する震度情報ネットワークシステムを平成 9 年 4 月 1 日より運用しているが、機器の老朽化や送信遅延等により初動対応に遅れが生じること等のないよう、平成 21 年にシステムの更新を図った。

また、当システムにより得られた県内全体の震度情報等を、県総合防災情報システムを利用し、各市町村・消防本部や各総合庁舎等に提供している。

富山県震度情報ネットワーク



(4) 市町村防災行政無線の整備促進

市町村が使用する防災行政無線には、次の2種類がある。

- ア 被害状況を把握するため、市町村役場と災害現場との間の通信を行う移動系無線
- イ 地震情報や災害情報等の周知徹底を図るため、市町村役場と屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機とを結ぶ同報系無線

本県の整備率は、全国平均を上回っているものの、まだ整備されていない市町村もあるため、整備率の向上に努めるとともに、防災行政無線の整備にあたっては、デジタル化を推進する。県は、市町村防災行政無線の整備を促進する。

市町村は、災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努めるものとする。

また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星携帯電話の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、災害情報共有システム（Lアラート）等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」)

(5) 非常通信体制の強化

県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星携帯電話、携帯電話等の整備充実に努める。

また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関やアマチュア無線連盟などの非常通信協議会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

(資料「7-4 富山県消防無線配置図」、「7-5 富山県防災相互通信無線局」、「7-8 富山地区非常通信協議会構成員名簿」)

(6) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

県は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地震、津波等の緊急情報を受信し

たときは、直ちに関係機関にその内容を伝達するものとする。市町村は、同システムにより、地震、津波等の緊急情報を受信したときは、直ちに関係機関及び住民にその内容を伝達するものとする。

(7) 緊急地震速報受信システムの整備

緊急地震速報は、震源からの距離によって、地震の揺れが起こる数秒から数十秒前に事前に知らせる事が可能となるため、この間に身の安全を取ることができる。

このため、県及び市町村は、学校等の公共施設への緊急地震速報受信システムの整備に努め、児童生徒や施設利用者の安全の確保を図るものとする。

4 通信訓練、研修会の実施等（全防災関係機関）

震災時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

第4 業務継続体制の確保

県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第5 緊急輸送ネットワークの整備

災害に強い都市づくりを推進するためには、物資の輸送拠点施設を確保するとともに、施設の代替性、補完性を平時から確保しておくことが必要である。このため、県は物資等の輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、国、市町村及び関係機関と連絡を密にし、震災時に都市機能が麻痺しないように、施設の代替性の確保や多重化を推進する。

1 輸送拠点施設の確保（県関係部局）

県は、被災地外からの救援物資（水、食料、生活必需物資等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行う輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、震災時には輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。

なお、被害の状況により、あらかじめ指定していた輸送拠点施設が確保できない場合又は被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物資の量や規模を勘案して、他に適切な施設がある場合は、その施設を輸送拠点施設として選定し関係機関へ連絡するものとする。

また、災害時には、輸送拠点施設において、救援物資の受入れ・管理・仕分け・搬出の業務や、災害対策本部、輸送機関との連絡が円滑に行われるよう、体制の整備に努める。

県内における主な輸送拠点施設

区 分	名 称	所 在 地
陸上輸送拠点施設	富山市中央卸売市場	富山市掛尾町 500
	高岡市地方卸売市場	高岡市下黒田 777
	富山産業展示館	富山市友杉 1682
	富山県総合体育センター	富山市秋ヶ島 183
	富山県産業創造センター	高岡市二塚 322-5
	富山県空港スポーツ緑地	富山市秋ヶ島 287
	第一倉庫(株) (富山第1号倉庫)	入善町上飯野 343
	魚津海陸運輸倉庫(株) (魚津海陸物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉 3956-12
	富山倉庫(株) (富山東1号倉庫)	上市町久金新 315
	(株)日立物流 (富山物流センターA)	上市町久金 312
	(株)日立物流 (富山物流センターB)	上市町久金 312
	(株)日立物流 (富山物流センターC)	上市町久金 312
	富山県トラック(株) (富山東物流センター)	富山市水橋沖 188
	日本通運(株) (富山物流センター)	富山市新庄本町 2-8-59
	(株)中央倉庫 (A号倉庫)	射水市橋下条 1926-4
	(株)中央倉庫 (B号倉庫)	射水市橋下条 1926-4
	トナミ運輸(株) (小杉流通センター)	射水市流通センター青井谷 2-1-1
	(株)日立物流 (富山西物流センター)	射水市流通センター青井谷 1-10-2
	伏木海陸運送(株) (第1CFS)	高岡市石丸 705-1、4
	荻布倉庫(株) (21号、221号、222号、23号、24号)	高岡市荻布字川開 688
京神倉庫(株) (北陸流通センターA号倉庫)	砺波市西中 631-6	
東砺倉庫(株) (小矢部倉庫)	小矢部市浅地字浄土寺 193	
トナミ運輸(株) (小矢部倉庫)	小矢部市平桜 1806-4	
八嶋合名会社 (本社新倉庫)	射水市庄西町 2-4-6	
海上輸送拠点施設	伏木富山港	高岡市伏木地区 射水市新湊地区 富山市富山地区
	魚津港	魚津市港町
	氷見漁港	氷見市中央町～比美町
	宮崎漁港	朝日町宮崎
航空輸送拠点施設	富山空港	富山市秋ヶ島 30

2 緊急道路ネットワークの確保 (県土木部)

道路は、震災時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる緊急通行確保路線を次のとおり指定する。

(1) 第1次緊急通行確保路線

県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路

(2) 第2次緊急通行確保路線

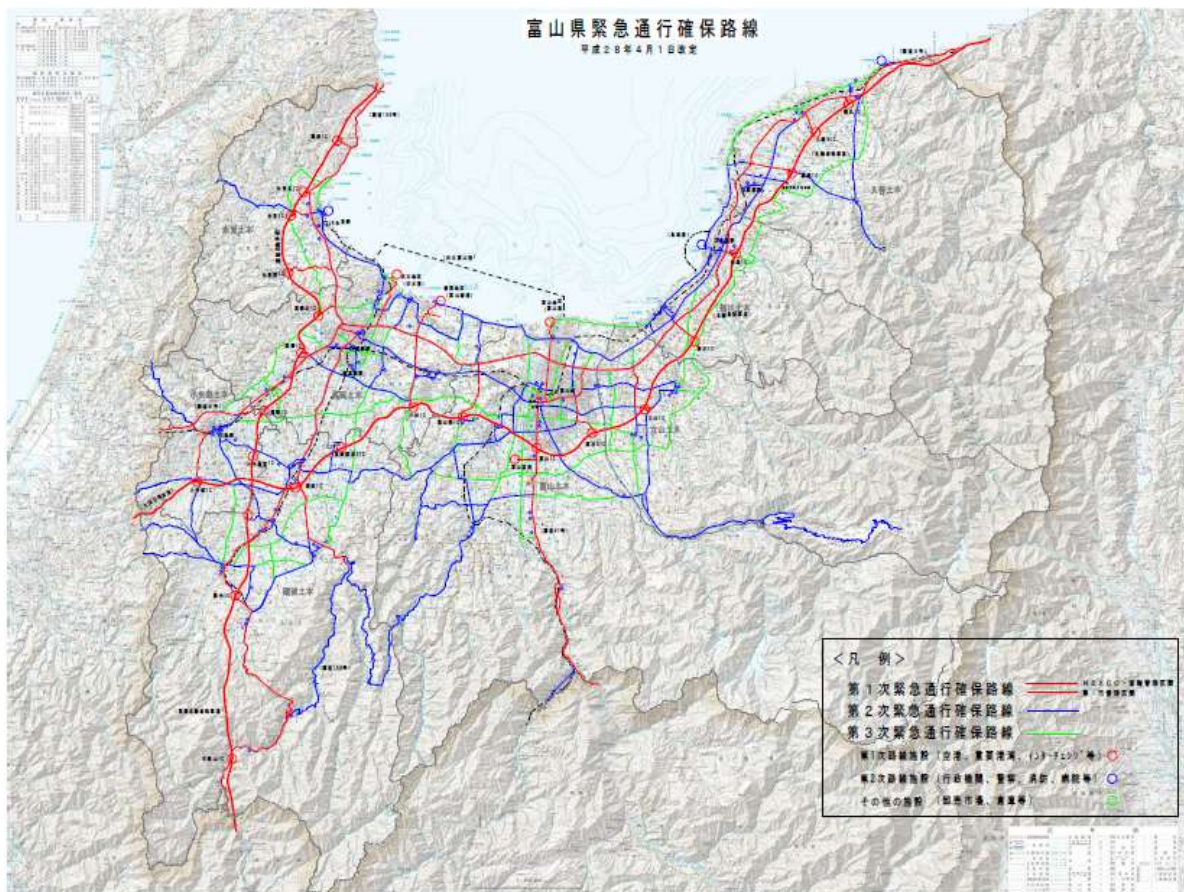
第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路。

(3) 第3次緊急通行確保路線

上位路線を相互に補完する幹線道路

緊急通行確保路線の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。（資料「6-1-2 緊急通行確保路線名」）

緊急通行確保路線図（平成28年4月）



なお、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

3 緊急海上輸送路の確保（県土木部、県農林水産部）

港湾・漁港施設は、震災時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は

物流拠点として重要な役割を果たす。

このため、県は、伏木富山港、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港を防災の拠点として指定するとともに、今後、さらに拠点港相互の代替性の確保のほか、場外離着陸場の確保など物流拠点としての整備に努める。

また、震災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関及び関係企業等と連携し、震災時の港湾機能の維持・継続について検討するものとし、その検討に基づき、港湾の漂流物等の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保等について協議するものとする。

4 緊急航空路の確保（県知事政策局、県厚生部、県警察本部、市町村）

空港は、震災時においても、その機能が発揮できるよう安全性確保に努める。

また、震災時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行う必要があることから、ヘリポートの整備を推進するとともに、各地域に場外離着陸場を確保する。

（資料「6-8 空港施設の現況」、「8-9 場外離着陸場一覧」）

5 緊急輸送車両等の確保（県経営管理部）

県は、県保有車両等を把握しておくとともに、車両等が不足した場合に備え、必要に応じて、関係機関と協定を締結するなど、災害時において車両等が円滑に確保できる体制の整備に努める。

（資料「8-1 県有車両車種別」、「8-3 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」

「8-4 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」）

第6 航空防災体制の強化

震災に的確に対応していくため、上空からの消火や救助、災害状況の把握、救急患者の高次医療機関への搬送など、ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な航空防災活動の体制を強化する。

なお、県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

1 航空防災活動のための環境整備（県知事政策局、県厚生部、県警察本部、市町村）

震災時において消防防災ヘリコプター「とやま」や県警ヘリコプター「つるぎ」、富山県ドクターヘリが、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センター、県警航空隊や富山県ドクターヘリ基地病院の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の確保・整備や広域即応体制の強化に努める。

(1) 離着陸場の確保・整備

ヘリコプターを消防防災活動に有効に活用するためには、ヘリポートのほか県内各地に臨時的に離発着する飛行場以外の離着陸場（場外離着陸場）が必要であることから、県及び市町村は活動に適した場所をあらかじめ確保又は整備するものとする。

ア 緊急避難場所、避難所及び防災活動拠点施設若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備

イ 救急活動において、搬送先である高次医療施設等敷地内（施設の屋上を含む）若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備

ウ 交通遠隔地や震災時に交通の途絶が予想される地域での離着陸場の確保又は整備

（資料「8-9 場外離着陸場一覧」）

(2) 震災時の広域即応体制の整備

震災時において、他縣市からのヘリコプター等の応援が円滑に行われるよう、全国に配備されているヘリコプターの運航情報や県内を含む全国各地の場外離着陸場の位置、面積、使用条件等をオンラインで結ぶネットワーク「ヘリコプター運航管理システム」を活用する。

また、消防防災、警察、医療機関、自衛隊及び海上保安部の各ヘリコプターを災害時において効果的に運用するため、それぞれの役割分担と緊密な連携方策を協議する組織を設置する。

さらに、ヘリコプターが上空から迅速かつ的確な活動を展開するため、県及び市町村等は防災の活動拠点となる庁舎や避難所となる学校、公的病院等の屋上に番号等を付すなど、建物の識別標示を行う。

(資料「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」、「8-8 自衛隊ヘリコプター諸元」)

(3) 広域的な救急搬送システムの整備

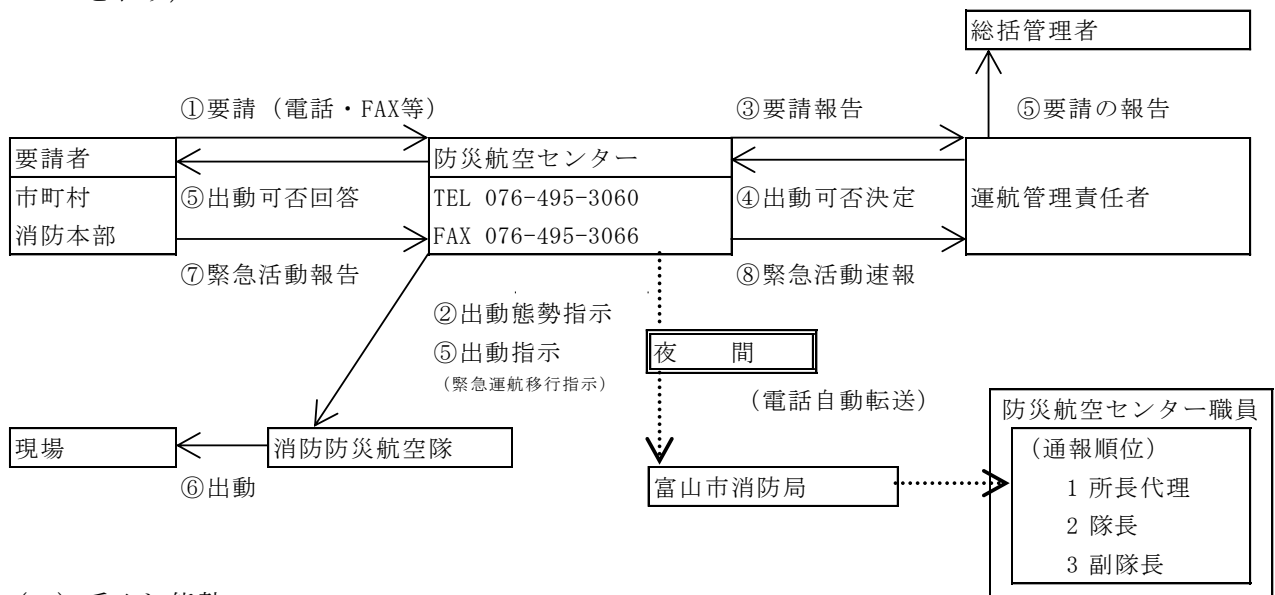
富山県ドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターに装備の緊急医療用ベッドを有効に活用し、救命効果を高めていくため、医療機関との連携体制のとれた「救急搬送システム」を整備する。

2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県知事政策局、市町村）

防災航空センターは、地震発生時に、災害状況の把握や負傷者の救急搬送、水・医薬品等の資搬送、医師・救助隊員等の人員輸送など、幅広い消防防災活動を迅速に実施していくため、急時に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

(1) 緊急運航要請

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請を必要とする市町村等は、「富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」により防災航空センターに要請する。なお、防災航空センターは、要請いとまがないと認めるときは要請を待たないで緊急運航をする。（要請の手続きの流れは次図のとおり）



(2) 受入れ態勢

消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請した市町村等は、防災航空センターと密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。

- ア 離着陸場所及び安全対策の確保
- イ 傷病者等の病院等への搬送手配

ウ 空中消火用水利、空中消火基地の確保

エ その他必要な事項

(3) ヘリコプターテレビ電送システム等の活用

ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害対策本部へ伝達するとともに、衛星通信を利用して、消防庁、総理官邸へ送信する。

また、谷あい等のため、直接、電波が届かない場合には、消防庁より貸与された可搬型自動追尾受信装置により、映像を送信するとともに、イリジウム衛星電話を活用し、情報伝達を行う。

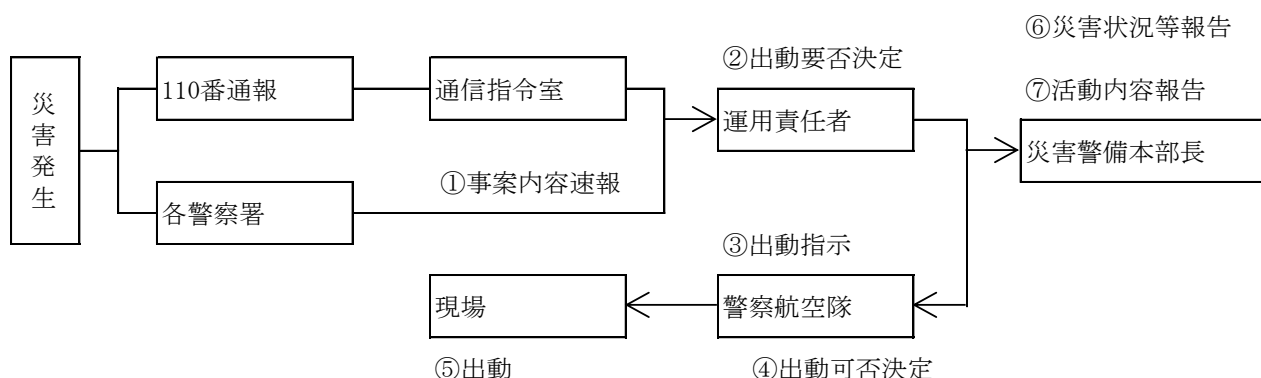
3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運航体制（県警察本部）

警察航空隊は、地震発生時において、被災状況の早期把握や広域交通規制、避難誘導、人命救助など、幅広い警察活動を実施していくため、緊急時に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

(1) 緊急運航

地震等の災害の発生を認知した運用責任者は、出動の必要があると認めるときは警察航空隊に対し出動を指示し、緊急運航を行う。勤務時間外の場合は、航空隊員を非常招集する。

(出動の流れは次図のとおり)



(2) 大規模災害発生時における警察航空機の広域運用

震度5強以上の地震による大規模な災害が発生した場合は、各都道府県警察間の申し合わせにより、隣接・近接都道府県の警察航空機等が応援派遣される。

(3) ヘリコプターテレビ電送システムの活用

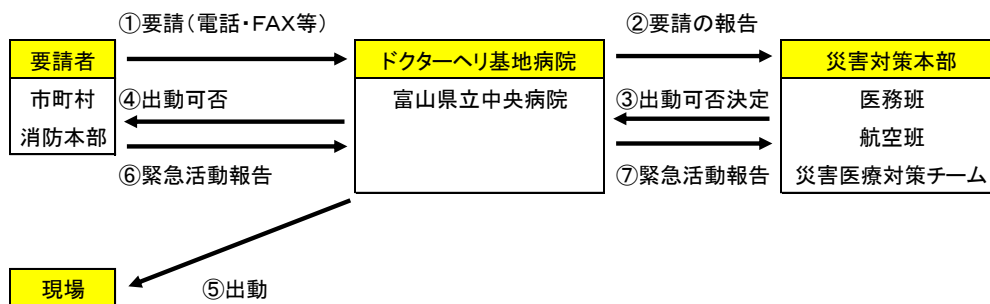
ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害警備本部及び県災害対策本部へ伝送するとともに、衛星通信等を利用して警察庁、総理官邸へ送信する。

4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部）

県医務課及び富山県立中央病院（ドクターヘリ基地病院）は、地震発生時に、医師・救助隊員等の人員輸送、負傷者の救急搬送など、災害医療活動を迅速に実施していくため、急事に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

(1) 緊急運航要請

富山県ドクターヘリの緊急運航要請を必要とする市町 村等は、富山県ドクターヘリ基地病院に要請する。なお、富山県ドクターヘリ基地病院は要請するいとまがないと認める時は要請を待たないで緊急運航する。（緊急の手続きの流れは次図のとおり）



(2) 受入れ態勢

富山県ドクターヘリの緊急運航を要請した市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院と密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。

ア 離着陸場所及び安全対策の確保

イ 傷病者等の病院等への搬送手配

ウ その他必要な事項

第7 相互応援体制の整備

県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3月）を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。

さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備する。

県では、現在、次のとおり協定等を締結している。

1 国の機関等との相互協力

(1) 自衛隊との連携（自衛隊、県知事政策局）

県と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

(2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、県土木部）

ア 災害時の相互協力に関する申合せ

国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申

し合わせ」(平成 10 年 3 月 31 日締結、平成 22 年 3 月 4 日改正)を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。

イ 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定(港湾)

国土交通省北陸地方整備局次長並びに富山県知事(伏木富山港港湾管理者)、新潟県知事(新潟港外港湾管理者)、石川県知事(金沢港外港湾管理者)及び福井県知事(敦賀港港湾管理者)と民間協力者((一社)日本埋立浚渫協会北陸支部長、北陸港湾空港建設協会連合会会長、(一社)日本海上起重技術協会北陸支部長、全国浚渫業協会日本海支部長、(一社)日本潜水協会会長、(一社)海洋調査協会会長及び(一社)港湾技術コンサルタント協会会長)とは、平成 28 年 6 月 1 日に「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結し、災害発生時の港湾施設等における応急対策業務等の相互協力の内容等について定めている。

ウ 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定

県と国土地理院とは、平成 24 年 7 月 26 日に「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」を締結し、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図るなど、地理空間情報の活用促進のために協力する基本的事項について取り決めている。

2 地方公共団体間の相互応援(県知事政策局)

(1) 都道府県間の相互応援

ア 全国都道府県の災害時応援

全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定を見直し、平成 24 年 5 月 18 日、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」を改めて締結し、広域応援に必要な事項について、①カバー(支援)県やブロック間応援の体制の確立、②各都道府県東京事務所からの職員の応援などによる全国知事会の体制と機能の強化、③都道府県間の連携を強め自律的な支援が可能となる体制構築など、広域応援について必要な事項を定めている。

(資料「12-6-1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」)

イ 9 県 1 市の災害時応援

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市は、昭和 52 年 3 月 31 日に締結された協定を見直し、平成 19 年 7 月 26 日、「災害時等の応援に関する協定書」を改めて締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣等について定めている。

さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、全国知事会の体制と調和のとれた広域応援体制を整備する。(資料「12-6-2 災害時等の応援に関する協定書」)

ウ 新潟県との災害時応援

県は、新潟県と平成 7 年 8 月 24 日、「災害時の相互応援に関する協定書」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等について定めている。

(資料「12-8 災害時の相互応援に関する協定書」)

エ 石川県・福井県との災害時応援

県は、石川県及び福井県と平成 7 年 10 月 27 日、「北陸三県災害相互応援に関する協定」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等につ

いて定めている。(資料「12-7 北陸三県災害相互応援に関する協定」)

(2) 市町村間の相互応援

市町村は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第 67 条の規定等に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

現在、県内市町村間においては、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定書が締結されている。

3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関）

(1) 県と防災関係機関との相互協力

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。

県では、現在、次のとおり協定を締結している。

ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約

昭和 35 年 4 月 1 日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法による救助等に関する委託協定書」を締結し、医療、助産、死体の処理（洗浄、縫合等）についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。(資料「12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」)

イ 日本放送協会、民間放送各社との協定

災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる放送各社と締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (ア) 日本放送協会富山放送局 | (昭和 39 年 4 月 14 日締結) |
| (イ) 北日本放送株式会社 | (昭和 39 年 4 月 14 日締結) |
| (ウ) 富山テレビ放送株式会社 | (昭和 50 年 2 月 28 日締結) |
| (エ) 富山エフエム放送株式会社 | (昭和 60 年 3 月 27 日締結) |
| (オ) 株式会社チューリップテレビ | (平成 2 年 9 月 28 日締結) |

(資料「12-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」)

ウ ケーブルテレビ協議会との協定

災害発生時の通信設備の優先利用等に関して、富山県ケーブルテレビ協議会と協定を締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。(平成 17 年 6 月 8 日締結)

(資料「12-24 通信設備の優先利用等に関する協定書」)

エ 電力会社等との協定等

災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる地方公共機関等と締結し、地方公共機関に通信設備の利用を要請する場合の手続きについて取り決めている。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (ア) 富山県警察本部 | (昭和 38 年 9 月 7 日締結) |
| (イ) 富山地方鉄道株式会社 | (昭和 39 年 9 月 9 日締結) |
| (ウ) 北陸電力株式会社 | (昭和 39 年 11 月 16 日締結) |
| (エ) 関西電力株式会社北陸支社 | (昭和 39 年 11 月 18 日締結) |

(オ) 西日本旅客鉄道株式会社 (昭和 62 年 4 月 1 日締結)

更に、県と北陸電力株式会社とは、平成 23 年 8 月 17 日に「災害時における伏木富山港(新湊地区)の施設利用に関する確認書」を締結し、地震、津波等の災害発生時に災害救援船舶が北陸電力株式会社が管理する港湾施設等を使用する際の確認事項について取り決めている。(資料「12-36 災害時における伏木富山港(新湊地区)の施設使用に関する確認書」)

オ 富山県医薬品卸業協同組合との協定

県と富山県医薬品卸業協同組合とは、平成 9 年 12 月 17 日に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。

(資料「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」)

カ (一社)プレハブ建築協会との協定

県と(一社)プレハブ建築協会とは平成 8 年 10 月 28 日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設に関して必要な手続きについて取り決めている。(資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」)

キ (一社)富山県警備業協会との協定

県と(一社)富山県警備業協会とは、平成 9 年 4 月 28 日に「災害時における交通誘導業務等に関する協定」を締結し、富山県内で災害が発生した場合に県が交通誘導業務等の要請を行う手続き等を取り決めている。(資料「12-17 災害時における交通誘導業務等に関する協定」)

ク (公社)富山県医師会との協定

県と(公社)富山県医師会とは、平成 12 年 4 月 1 日に「災害時の医療救護に関する協定」を締結し、県が本計画に基づき行う医療救護に対する(社)富山県医師会の協力について必要な事項を取り決めている。(資料「12-18 災害時の医療救護に関する協定書」)

ケ (一社)富山県建設業協会等との協定

県と(一社)富山県建設業協会とは、平成 13 年 8 月 31 日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の県が管理する公共土木施設の応急対策業務の実施について取り決めている。

更に、県と(一社)富山県建設業協会、(一社)富山県電業協会、富山県管工事業協同組合連合会及び富山県空調衛生工事協同組合とは、平成 19 年 3 月 29 日に「県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」を締結し、県が保有する建築物に係る応急措置等の業務の実施について取り決めている。

(資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」)

(資料「12-31-1 県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」)

コ 住宅金融支援機構との協定

県と(独)住宅金融支援機構とは、平成 17 年 3 月 15 日に住宅金融公庫北陸支店と締結した「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、平成 27 年 10 月 30 日に改めて協定を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。(資料「12-22 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」)

サ (一社)日本自動車連盟中部本部富山支部との協定

県と(一社)日本自動車連盟中部本部富山支部とは、平成 17 年 6 月 3 日に「災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」を締結し、災害が発生した場合に緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両等の除去について取り決めている。

(資料「12-23 災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」)

シ (一社)富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定

県と(一社)富山県トラック協会及び富山県倉庫協会とは、平成17年6月8日に「災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の、避難所への物資の輸送、保管について取り決めている。

(資料「12-25 災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」)

ス 特定非営利活動法人全国災害救助犬協会との協定

県とNPO法人全国災害救助犬協会とは、平成17年6月8日に「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時の行方不明者の捜索、救助のための災害救助犬の出動について取り決めている。

(資料「12-26 災害時における災害救助犬の出動に関する協定」)

セ (一社)富山県産業廃棄物協会との協定

県と(一社)富山県産業廃棄物協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。

(資料「12-27 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」)

ソ (一社)富山県構造物解体協会との協定

県と(一社)富山県構造物解体協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における被災した建築物等の解体撤去等について取り決めている。

(資料「12-28 地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」)

タ 富山県環境保全協同組合との協定

県と富山県環境保全協同組合とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について取り決めている。

(資料「12-29 地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」)

チ 県内各放送事業者とのヘリテレに関する協定

県と県内各放送事業者とは、平成17年12月26日に「富山県消防防災ヘリコプターからの映像提供に関する協定」を締結し、大規模災害発生時又は発生の恐れがある場合に、県の防災ヘリからの映像の各放送事業者への提供について取り決めている。

(資料「12-30 富山県消防防災ヘリコプターからの映像の提供に関する協定書」)

ツ (一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との協定

県と(社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会及び富山県地質調査業協会とは、平成19年4月12日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

(資料「12-32 災害時における応急対策業務に関する協定」)

テ (一社)斜面防災対策技術協会富山県支部、(一社)富山県緑化造園土木協会との協定

県と(一社)斜面防災対策技術協会富山県支部及び(一社)富山県緑化造園土木協会とは、平成20年3月21日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

(資料「12-33 災害時における応急対策業務に関する協定」)

ト 中日本高速道路株式会社との協定

県と中日本高速道路株式会社とは、平成 20 年 6 月 6 日に「富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」を締結し、更に、平成 20 年 7 月 4 日に「大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」を締結し、大規模災害発生における応急復旧業務の実施にあたり、相互に協力する内容について取り決めている。

(資料「12-34-1 富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」)

(資料「12-34-2 大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」)

ナ (公社)富山県宅地建物取引業協会との協定

県と(公社)富山県宅地建物取引業協会とは、平成 20 年 8 月 8 日に「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」を締結し、大規模な災害が発生した場合において、県が富山県宅地建物取引業協会に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときの必要な事項について取り決めている。(資料「12-35 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」)

ニ (一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟 10 社との協定

県と(一社)日本フランチャイズチェーン協会に加盟する株式会社荻番屋、株式会社オートバックスセブン、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家及び株式会社ローソンとは、平成 23 年 11 月 8 日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

(資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」)

ヌ 富山県石油商業組合との協定

県と富山県石油商業組合とは、平成 23 年 11 月 8 日に「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等及び災害応急・復旧対策活動に要する石油燃料の安定供給に必要な事項について取り決めている。

(資料「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」)

ネ (株)北陸銀行との協定

県と(株)北陸銀行とは、平成 24 年 2 月 1 日に「災害時の応援に関する協定書」を締結し、県内に被害を及ぼす地震その他の災害に関し、平常時における防災意識の普及啓発活動、災害発生時における応援活動及び災害復興応援活動について取り決めている。

(資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」)

ノ (一財)北陸電気保安協会との協定

県と(一財)北陸電気保安協会とは、平成 24 年 9 月 13 日に「災害時における応急対策活動に関する協定書」を締結し、災害時に県が保有する施設の電気設備に係る災害応急対策活動を実施することを取り決めている。

ハ (株)ダスキンの協定

県と(株)ダスキンの協定とは、平成 24 年 10 月 1 日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

ヒ 富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との協定

県と富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会とは、平成 24 年 12 月 4 日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

フ (一社) 全日本冠婚葬祭互助協会との協定

県と(一社)全日本冠婚葬祭互助協会とは、平成 24 年 12 月 20 日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

ヘ (公社) 富山県柔道整復師会との協定

県と(公社)富山県柔道整復師会とは、平成 25 年 2 月 5 日に「災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書」を締結し、災害時の応急活動に関する必要な事項について取り決めている。

ホ 富山県行政書士会との協定

県と富山県行政書士会とは、平成 25 年 2 月 5 日に「災害時における行政書士業務に関する協定書」を締結し、災害時の被災者支援のための行政書士業務について取り決めている。

マ (一社) 富山県ビルメンテナンス協会との協定

県と(一社)富山県ビルメンテナンス協会とは、平成 25 年 2 月 19 日に「大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書」を締結し、災害が発生した場合の公共建築物の清掃、消毒等の協力を要請するにあたって必要な事項を取り決めている。

ミ (一社) 日本産業・医療ガス協会北陸地域本部との協定

県と(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部とは、平成 25 年 3 月 1 日に「災害時における医療用ガスの供給に関する協定書」を締結し、災害時の医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給について必要な事項を取り決めている。

ム (公社) 富山県薬剤師会との協定

県と(公社)富山県薬剤師会とは、平成 25 年 3 月 7 日に「災害時における医療救護活動に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。

メ (株) サガミチェーンとの協定

県と(株)サガミチェーンとは、平成 25 年 11 月 29 日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

モ 石油連盟との覚書

県と石油連盟とは、平成 26 年 4 月 11 日に「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結し、大規模災害発生時における臨時的、緊急的な燃料共有を円滑に実施するため、重要施設の情報共有について取り決めている。

ヤ (公社) 富山県看護協会との協定

県と(公社)富山県看護協会とは、平成 26 年 12 月 25 日に「災害時の医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。

ユ (一社) 富山県歯科医師会との協定

県と(一社)富山県歯科医師会とは、平成 26 年 12 月 25 日に「災害時の歯科医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における歯科医療救護活動に対する協力について

取り決めている。

ヨ (公社) 富山県獣医師会との協定

県と(公社)富山県獣医師会とは、平成26年12月25日に「大規模災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における動物救護に関する活動への協力について取り決めている。

ヲ 富山県生活衛生同業組合連合会との協定

県と富山県生活衛生同業組合連合会とは、平成26年12月25日に、「生活衛生関係営業に係る災害時支援協定書」を締結し、災害が発生し県から被災者の支援について協力要請があった場合に必要事項を取り決めている。

リ (公社) 地盤工学会北陸支部との協定

県と(公社)地盤工学会北陸支部とは、平成28年7月7日に「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定書」を締結し、地盤災害発生時における調査及び防災の連携・協力について取り決めている。

ル (一社) 全国木造建設事業協会との協定

県と(一社)全国木造建設事業協会とは、平成27年9月16日に「災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における応急仮設住宅の建設等に関する協力について取り決めている。

レ (公社) 富山県浄化槽協会との協定

県と(公社)富山県浄化槽協会とは、平成27年11月26日に「災害発生時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における浄化槽の緊急点検、応急復旧等に関する協力について取り決めている。

(2) 防災機関間の相互協力

防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑な協力が得られるよう、次のとおり協定を締結し、あるいは相互協力について定めている。

ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力

日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部は、昭和58年10月31日、「応援救護に関する協定」を締結し、救護班の派遣、医薬品、救護物資及び傷病者の海上輸送について定めている。(資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」)

イ 電力会社間の相互協力

北陸電力及び関西電力は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。

また、「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社間において締結された「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施することとしている。

ウ ガス会社間の相互協力

(一社)日本ガス協会及び(一社)日本コミュニティガス協会北陸支部では、「地震・洪水等非正常事態における救援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。

一方、(一社)富山県エルピーガス協会は、県及び全市町 村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会と「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確

保と安定供給（中核充填所[※]と連携）に万全を期すこととしている。

※ 大規模災害発生時にもLPガスを安定供給できるように、自家発電設備やLPガス配送車両、衛星通信設備等を導入したLPガス充填所で、経済産業省が指定したもの。

エ 水道事業体相互間の協力

（公社）日本水道協会富山県支部では、「水道災害相互応援要綱」を定め、水道施設の被害を受けた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための支部内の相互応援について定めている。

4 公共的団体等の協力（市町村）

市町村は、区域内における公共的団体及び自主防災組織に対し、平常時から次に掲げる協力が得られるよう努めるものとする。

- （1）異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町村その他関係機関に連絡すること。
- （2）災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- （3）災害時における広報広聴活動に協力すること。
- （4）災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- （5）避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- （6）被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- （7）被害状況の調査に協力すること。
- （8）被災区域内の秩序維持に協力すること。
- （9）り災証明書交付事務に協力すること。
- （10）その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日本赤十字社の奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、ボランティア団体等をいい、自主防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び事業所の防災組織をいう。

5 民間の協力（県各部局、市町村、防災関係機関）

県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

第8 積雪時の震災対策

冬期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所・避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、冬期にける地震被害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進（県知事政策局、市町村）

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、「富山県地域防災計画雪害編」及び「富山県総合雪計画」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保（北陸地方整備局、県土木部、市町村、中日本高速道路(株)、富山県道路公社）

（1）道路交通の確保

地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、各道路管理者は、除排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（スノーシェッド、雪崩防止柵等）、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努めることが必要である。

ア 除雪体制の強化

（ア）道路管理者は、国道、県道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

また、道路管理者は、除雪水準の向上を図るため、自然条件（地形、積雪状況等）に適合した除雪機械の確保に努める。

（イ）積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通傷害を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。

イ 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが考えられる。このため、県及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る必要がある。

（ア）空港の除雪体制の確保

空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を推進する。

（イ）緊急時ヘリポートの確保

県及び市町村は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除雪体制の強化を図る。

3 雪に強いまちづくりの推進（県土木部、市町村）

ア 家屋倒壊の防止

県及び市町村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

イ 地域相互救助体制の確立

自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、自主防災組織、ボランティアの協力体制等、地域の相互援助体制の確立を図る。

ウ 積雪・寒冷期における避難路、避難場所等の確保

県及び市町村は、除雪機械の設置、消融雪施設（流雪溝等）の整備等によって除雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行うことにより、避難場所及び避難道路の確保を図る。

また、避難場所に小型除雪機械やテントを整備するとともに、施設の耐雪構造化に努める。

さらに、毛布の備蓄、ストーブなどの暖房設備の確保等、避難所での寒冷対策に留意するものとする。

第9 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

国、県及び市町村等は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。また、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努める。

市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

国、県及び市町村等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び市町村等は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

2 各種データの整備保全

国、県及び市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- ・不動産登記の保全 等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

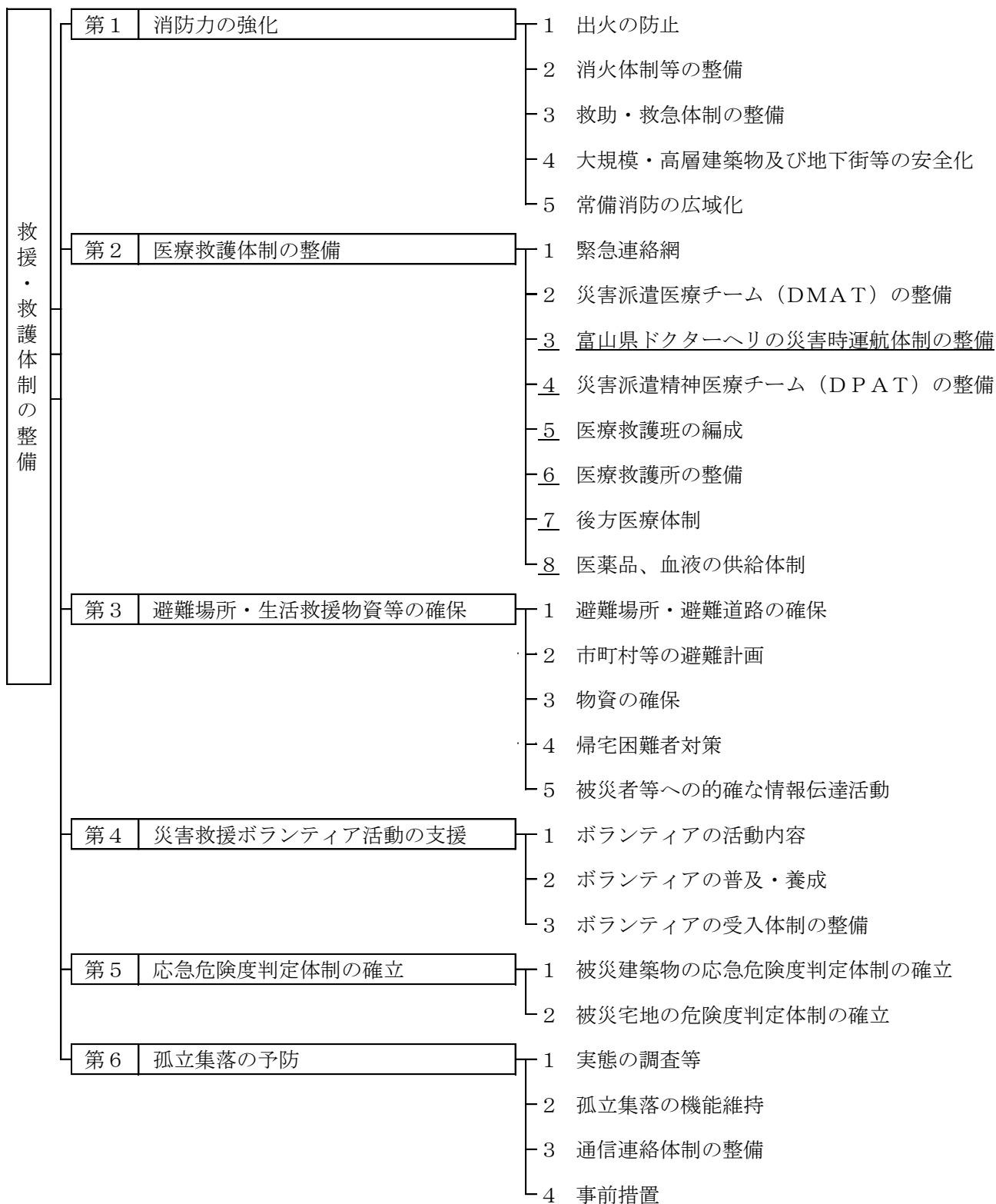
3 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第5節 救援・救護体制の整備

本県における災害予防対策として、発災直後からの人命の安全確保を最優先におき、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資の確保、災害救援ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、地震・津波による被害を可能な限りの軽減に努めるものとする。

対策の体系



第1 消防力の強化

関東大震災、北海道南西沖地震、阪神・淡路大震災、東日本大震災にみられように、大規模な地震が発生した時には、同時多発火災の発生や延焼拡大による被害の増大が予想される。このため、県民は平素から出火の防止に努めるとともに、震災時にとるべき行動を常に訓練等を通じて心がけておくことが大切である。

一方、県及び市町村は、出火防止、初期消火体制の確保、火災の拡大防止、救助・救急体制の整備に努めるものとする。

さらに、同時多発火災や延焼拡大が発生した場合は、消防力の分散、倒壊建物による通行障害、水道管断裂による消火栓使用不能のおそれもあって、消防活動が困難になることも予想されるので、市町村は、自主防災組織に対する可搬式消防ポンプの配備や自衛消防隊の組織化などにより初期消火が効果的にできるよう消防力の一層の充実に努めるものとする。

1 出火の防止（県知事政策局、市町村）

県及び市町村は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、県民に次の指導を行い、出火の防止に努める。

(1) 一般家庭に対する指導

県及び市町村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及びガス漏れ警報機等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 発災時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底
- キ 住宅用火災警報器の設置促進

(2) 事業所に対する指導

ア 市町村は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画を作成するよう指導する。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、対象物に対する防火体制を推進する。

イ 県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術の習得を図るとともに、消防用設備等の整備に関する技術を向上させるため定期的に講習等を実施するなど、その資質の向上に努めるものとする。

2 消火体制等の整備（県知事政策局、市町村）

(1) 初期消火体制の強化

県及び市町村は、地震発生時において火災による被害を最小限に止めるために、出火の防止、家庭における初期消火並びに地域及び事業所における初期消火体制の確立などの普及啓発に努める。

ア 事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技能の向上、事業所相互の協力体制を推進し、また、地域の一構成員として、地域防災訓練への積極的参加や保有する資機材を活用した消火活動など地域との連携体制の強化に努める。

イ 自主防災組織は、日頃から訓練を通じて初期消火の知識、技術の習得に努める。

ウ 消防団は、高度かつ専門的な知識・技術の習熟と併せ、実践的な訓練を通じた消火技術の錬磨向上に努めるとともに、地域の防災リーダーとして、自主防災組織をはじめとする地域住民に対する防災指導を通じて、地域の防災力の向上に努める。

エ 市町村は、自主防災組織に対して可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を推進するとともに、住民参加の防災訓練を定期的実施する。

(2) 消防設備等の強化

ア 市町村は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層（大学生等を含む）の消防団への積極的参加促進等、消防団の活性化を推進する。

イ 市町村は、消防施設整備に努める。特に、地震発生時に予想される火災等に対処するため水槽付き消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を促進する。

ウ 県は、市町村の消防力の充実に努めるため、必要な指導、助言、支援を行い、積極的にその整備を推進する。

(資料「4-14-1 消防体制等の概況」、「4-14-2 消防本部・署所及び消防団の現況」、
「4-15 化学消火剤備蓄状況」)

(3) 消防水利の整備

大規模な地震が発生した場合、水道施設の破壊により消火栓の使用不能や防火水槽の破損等も予想される。このため、市町村は、次の施設の整備を促進し、消防水利の整備に努める。

ア 消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災が発生する危険性の高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。

イ 河川などの自然水利、農業用水、消融雪施設、プール、井戸等の多様な水利を確保し、効率的な利用を進める。特に、河川水の利用を容易にするため、段階式護岸の整備を行うとともにプール及び消融雪施設からも取水可能にするよう施設整備に努める。

(資料「4-14-3 消防水利の現況」)

(4) 人材育成の充実

県は、婦人防火クラブ員、自衛消防隊員、消防職団員に対する教育訓練をより質の高いものとするとともに、自主防災組織のリーダー、災害救援ボランティアに対しても図上訓練や応急手当研修などを実施し、富山県広域消防防災センター等において実施する研修内容を充実する。

3 救助・救急体制の整備（県知事政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどした被災者に対し、救助・救護を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命、身体を守るため最優先される課題の一つである。

県及び市町村は、住民の救急・救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。

なお、津波災害警戒区域内では、市町村地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。

る。

(1) 救助体制の整備

- ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など要配慮者の被災状況の把握に努めるものとする。
- イ 消防本部は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、つるはしなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊家屋、がけ崩れ等被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努める。(資料「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」)
- ウ 市町村は、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市町村等は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。
- オ 多数の要救助者を迅速、的確に救助するため、消防、警察、自衛隊及び海上保安部は、合同訓練を行うとともに、連携体制の強化に努める。

(2) 救急体制の整備

- ア 県及び市町村は、住民に対して、研修会や集会を通じて、AED^{※1}の使用を含む心肺蘇生法^{※2}や止血法^{※3}などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。
- イ 市町村は、救急能力を高めるため、消防力の整備指針を踏まえ、高規格救急自動車の配備拡充に努める。また、その配備にあわせて救急隊に救急救命士^{※4}を常時1名配置できる体制を整えるとともに、救急救命士の技術向上に向けて研修体制を整備する。更に、救急隊員にトリアージ^{※5}などの応急救護研修の実施に努める。

(3) 医療機関との連携体制

- ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。
- イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。
(資料「9-8 広域災害・救急医療情報システムの概要」)

※1 AED Automated External Defibrillators (自動体外式除細動器)

心室細動又は無脈性心室頻拍という不整脈が生じて、心臓の全身への血流を流す働きが停止している状態において、強い電流を瞬時に流すことにより心拍を正常化させる治療法を行う器機

※2 心肺蘇生法

心肺停止した傷病者に対して、脳・心臓・肺の蘇生を目的として、胸骨圧迫と人工呼吸を実施する方法。

※3 止血法

外傷などによる出血を止める方法

※4 救急救命士

救急車などに同乗し、患者を病院まで運ぶ際、医師の指導のもとで特定医療行為を行える資格者のこと。

※5 トリアージ

多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術。

4 大規模・高層建築物及び地下街等の安全化（県知事政策局、市町村）

都市化の進展に伴い、県内においても多数の者が利用する大規模・高層建築物^{※1}は増加傾向にある。これらの建築物については、その規模や構造上の特殊性から地震時の避難や火災発生時の消火活動などの対応に極めて困難が予想される。また、地下街についても閉鎖性を有するため、消防活動等に困難を伴う。

このため、消防機関は、関係事業所に対して、予防査察等を通じそれぞれの管理・運営形態に応じた防火・防災管理や共同防火・防災管理の徹底、実践的かつ定期的な訓練の実施の推進などの指導強化に努める。

(1) 大規模・高層建築物の防災対策

消防は、関係事業所に対し関係法令に規定された消防用設備、非常用昇降機の定期検査の厳守及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者及び防災管理者制度の円滑な推進や消防計画に基づく消防、避難訓練の励行など、次の対策について指導の強化、推進に努める。

ア 火災予防対策

火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策、火気使用場所の環境整備及び可燃性物質の転倒落下防止措置、内装材料、装飾品の不燃化、防火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策等を推進する。

イ 避難対策

避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保、ショーケース、看板等の転倒や落下防止、避難誘導員の事前指定、避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する火災発生時の行動要領の周知徹底、防災センターから迅速な緊急放送体制の整備等を推進する。

ウ 防火管理対策

従業員に対する消防計画の周知徹底、共同防火管理に関する協議事項の徹底、救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備、防火管理業務従事者を対象とした実務講習、実践的かつ定期的な訓練、防災センターの機能強化及び要員教育を徹底する。

エ 防災管理対策

一定規模以上の大規模・高層建築物について、防災管理者を必ず選任し、従業員に対する消防計画の周知徹底、共同防災管理に関する協議事項の徹底、救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備、防災管理業務従事者を対象とした実務講習、実践的かつ定期的な訓練を徹底する。

また、これらの建築物については、自衛消防組織を設置するとともに、全体を指揮する統括管理者を選任させることとし、消防計画に定められた任務分担に基づき、消防機関への通報、在館者への連絡、初期消火、避難誘導等について実践的かつ定期的な訓練の実施と自衛消防組織要員の教育を徹底する。

オ 消防用設備の管理対策

消火設備、警報設備、避難設備、消火活動上必要な施設など消防用設備の機能を維持管理する。

※1 大規模・高層建築物

百貨店やホテルなど多数の者が出入りするもので、延べ面積が 50,000 m²以上である建築物など大規模なものとして政令で定めるもの

(2) 地下街の防災対策

消防は、関係法令に規定された消防用設備の設置及び適正な維持管理、防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画に基づく消防、避難訓練の励行など大規模・高層建築物の対策同様、指導の強化、推進に努める。

5 常備消防の広域化（県知事政策局、市町村）

(1) 広域化の方向

消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模地震に対しては小規模消防では対応は困難といえる。

このため、小規模消防本部を広域的に再編し、消防本部の規模を拡充し、これらの課題に的確に対応していくため、県及び市町村は、常備消防の広域化を推進する。

第2 医療救護体制の整備

1 緊急連絡網（県厚生部）

県厚生部医務課、健康課、くすり政策課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。

2 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備（県厚生部）

(1) 災害派遣医療チーム（DMAT）の編成

県は、災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を支援するとともに、富山県DMAT設置運営要綱の指定要件を満たす病院を、富山県DMAT指定病院（以下「指定病院」）に指定し、災害時に備え当該指定病院と災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関する協定を締結するものとする。

※ 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team。略称「DMAT」）

災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チームである。

大規模災害時における救命率の向上のため、迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等を行うものである。

(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備

ア 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

イ 指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、編成した災害派遣医療チーム（DMAT）の研修及び訓練に努めるものとする。

ウ 指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の資機材の充実等を図るよう努めるものとする。

エ 県は、富山県災害派遣医療チーム（DMAT）等連絡協議会を設置し、災害派遣医療チーム（DMAT）の運用に関する課題等、災害医療に関する事項について協議・検討を行う。

3 富山県ドクターヘリの災害時運航体制の整備（県厚生部）

（1）災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備

県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

（2）富山県ドクターヘリ基地病院の体制整備

富山県ドクターヘリ基地病院は、災害時を想定し、災害派遣医療チーム（DMAT）等と連携した研修及び訓練に努めるものとする。

4 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備（県厚生部）

（1）災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成

県は、富山県精神科医会、独立行政法人国立病院機構北陸病院、富山大学附属病院、一般社団法人日本精神科看護協会富山県支部、富山県精神保健福祉士協会、富山県臨床心理士会及び一般社団法人富山県作業療法士会と「富山県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定」を締結し、自然災害等が発生した場合に被災地域等における精神保健医療体制の支援等を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣体制を整備するものとする。

※ 災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team。略称「DPAT」）

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。

このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが（DPAT）である。

（2）災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備

ア 県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の隊員の技術の向上等を図る研修、訓練等の企画及び実施に努める。

イ 関係団体は、隊員の技術の向上等を図るための研修及び訓練に努めるとともに、隊員が国又は県等が開催する災害時の精神医療活動に関する研修を受講できるよう努める。

ウ 県は、富山県DPATに関する検討会を設置し、富山県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備及び運営に関する諸課題の検討を行う。

5 医療救護班の編成（県厚生部）

（1）医療救護班の編成基準

公的病院は、あらかじめ医療救護班を編成しておくよう努めるものとする。

区分	職名	定員	備考
班長	医師	1人	
班員	看護師	2人	
〃	薬剤師	1人	
〃	連絡員	2人	運転手1名を含む
計		6人	

病床規模に応じた病院の区分（一般病棟）	救護班数	備 考
病床数 100床未満の病院	1 班	医療救護業務の状況に応じ医療救護班数を増減できる。
病床数 100床～199床の病院	2 班	
病床数 200床～299床の病院	3 班	
病床数 300床～399床の病院	4 班	
病床数 400床～499床の病院	5 班	
病床数 500床～599床の病院	6 班	
病床数 600床～ の病院	7 班	

(2) 医療救護班設置要綱の作成

公的病院は、あらかじめ医療救護班設置要綱を作成しておくよう努めるものとする。

(資料「9-2 公的病院名簿」、「9-9 医療救護班設置要綱」)

6 医療救護所の整備（市町村）

(1) 医療救護所の指定

ア 市町村は、診療所又は避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備する。

イ 医療救護所の設置数は、想定被害者数をもとに定める。

ウ 市町村は、災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に施設の点検を行う。

(2) 医療救護所の施設設備

ア 既存の医療施設を活用するほか、耐震診断等により安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。

イ 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。

(ア) テント

(イ) 救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）

(ウ) その他（折りたたみベッド、担架、発電機等）

ウ 医療救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。

7 後方医療体制（県厚生部）

(1) 災害拠点病院の整備

ア 県は、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ 設置

(ア) 基幹災害拠点病院

県立中央病院、富山大学附属病院

(イ) 地域災害拠点病院

新川 黒部市民病院

富山 富山市民病院、富山赤十字病院

高岡 高岡市民病院、厚生連高岡病院

砺波 砺波総合病院

(2) 後方病院の整備

- ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。
- イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システムへの登録促進に努めるものとする。(資料「9-1 富山県病院名簿」、「9-2 公的病院名簿」)

(3) 病院防災マニュアル等の作成

- ア すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法を記したマニュアル(病院防災マニュアル)の作成に努める。
- イ 後方病院は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等医療救護活動に関する計画を作成しておく。

(4) 後方病院の防災能力の強化

- ア 後方病院は、施設の防災機能の向上を図るとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの機能が停止したときや、道路の寸断やガソリン不足による食料、飲料水、医薬品等の流通が停止したときの対策を講ずる。
- イ 後方病院は、収容能力を臨時的に拡大するために必要な医薬品等資機器材の確保に努める。

8 医薬品、血液の供給体制(県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部)

(1) 医薬品等の確保

ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保

県は、医療圏毎に災害直後の初動期(概ね2~3日間)の医療救護活動(直轄医療救護班用と市町村への補充用)に必要な緊急用医薬品等の備蓄に努め、市町村等からの供給要請に応える。

なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」に基づき、及び薬業関係団体(富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等)や国の協力を得て、調達する。

(資料「9-5 災害救護用医療セットの内容品内訳書」

「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」)

イ 3日目以降の医薬品等の確保

県は、災害発生3日目以降の被災者に対する必要な医薬品等については、薬業関係団体や、近県の協力を得て、調達する。

ウ 家庭常備薬の避難所への配置

県及び市町村は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所に配置するとともに各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。

(資料「9-6 家庭常備薬の種類と数量」)

エ 医薬品等の搬送手段と人員の確保

(ア) 県と市町村は、自動車、バイク、自転車等の搬送手段の確保に努める。

(イ) 集積所、避難所における医薬品等の仕分け・管理、服薬指導及び搬送等にあたる人員については、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ医療圏毎に組織化する。

(2) 血液の確保

血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。

(3) 災害時医薬品情報体制の整備

県、市町村、業関係団体、救護所、医薬品等集積所など関係者間において、携帯電話等の利用による連絡体制を整備し、必要な情報を迅速かつ正確に収集・提供できるように努める。

第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保

市町村等は、地震災害発生時における住民避難のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うなど、住民の安全の確保に努める。

また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。

1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県知事政策局、県土木部、市町村）

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に 応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

指定緊急避難場所は災害種別に 応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

市町村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。また、船舶による避難も考慮しておくものとする。

イ 指定避難所における施設、設備の整備

市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。

(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。

(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。

また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

ウ 指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。

(2) 地震・津波発生後に緊急的に避難する場所の確保

市町村は、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」の指定を行うものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。なお、津波に対する緊急の避難場所としては、高台を選定するか、適地がない場合は堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビルの指定・整備を行う。なお、指定した場合においては、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議する。住民等に対しては、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（緊急避難場所）」と、「避難生活を送るために避難する場所（避難所）」の違い等に合わせて、内容について、周知徹底することとする。

(3) 避難道路の確保

指定緊急避難場所及び指定避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。

ア 避難道路の選定

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。

(ア) 避難道路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。

(イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所まで複数の道路を確保すること

(ウ) 地震に強い地盤で、地下に危険な埋設物がないこと

(エ) 津波、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること

(オ) 落下物の危険性が少ないこと

(カ) 自動車の交通量がなるべく少ないこと

イ 避難標識の設置

避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置

する。

(4) 繁華街、観光地における避難場所等の確保

市町村長が行う避難勧告の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

(5) 被災者用の住居の確保

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。

2 市町村等の避難計画（市町村、各関係機関）

市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、震災時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ地震・津波に係る避難計画を作成しておくものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。

とりわけ、津波による危険が予想される市町村は、県が実施する津波シミュレーション調査や訓練の実施などを通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、富山県の津波の特徴を踏まえた具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

また、県及び市町村は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。避難誘導にあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。市町村は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。また、市町村は、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認等の必要な措置について定めるものとする。

さらに、県及び市町村は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

(1) 避難に関する広報

市町村等は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。

また、市町村は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、国の津波浸水予測図や県の津波シミュレーション調査結果に基づいて、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難路等を示す津波ハザードマップを整備する。

市町村が津波ハザードマップを作成する際には、本県の津波の特徴を踏まえ、地形や道路など地域の特性を考慮したうえで、ワークショップの開催等住民の意見を汲み上げるようにする。

<富山県の津波の主な特徴>

ア 浸水深 5 m を超える区域は、沿岸から概ね 10m 以内 で、沿岸のごく一部の地域に限られる。

※「3 m 以上 5 m 未満」→沿岸から概ね 20m 以内（一部の地域で最大 200m）

「1 m 以上 3 m 未満」→沿岸から概ね 200～300m 以内（一部の地域で最大 400m）

イ 津波水位は、入善町の 10.2m が最高。

ウ 最高水位は第 1 波又は第 2 波で、その後、急激に減衰 する（継続時間が短い）。

エ 海面が変動を開始する時間が全般的に早い。また、最 高津波の到達時間が早い地域もある。

富山県の津波の特徴を踏まえ、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難路の設定はもとより、あらかじめ建物の耐震化や津波への耐力を確保するための補強を行うことや、地震が発生した際に、避難場所まで逃げる時間がない場合は、堅牢な鉄筋コンクリート造の建築物の 2 階以上への避難、ライフジャケットの準備なども考慮する必要がある。

また、県と市町村は連携して、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波資機材整備に対し、支援するものとする。

さらに、津波ハザードマップを住民に周知し、将来的な居住場所の移転の必要性の検討なども含め、津波避難に対する意識啓発を図る。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。

- (ア) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称
- (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置
- (ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路
- (エ) その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

市町村等は、避難対策のため津波相談窓口を設置し、住民に対し、富山県の津波の特徴の説明、避難意識の高揚を図り、次の事項の普及に努める。

- (ア) 富山県の津波の特徴など津波に関する知識
- (イ) 平常時における避難のための知識
- (ウ) 避難時における知識
- (エ) 避難収容後の心得

また、地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、県警察と十分調整を図るものとする。

(2) 市町村の避難計画

市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。

ア 県で実施した津波シミュレーション調査結果や、富山県の津波の特徴を踏まえた避難計画の作成

イ 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する

ウ 避難の勧告、指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者含む）

オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

カ 指定避難所避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）給水

（イ）給食

（ウ）毛布、寝具の支給

（エ）衣料品、日用品等必需品の支給

（オ）負傷者に対する応急救護

キ 指定避難所の管理に関する事項

（ア）避難収容中の秩序保持

（イ）避難者に対する災害情報の伝達

（ウ）避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ）避難者に対する各種相談業務

ク 災害時における広報

（ア）広報車による周知

（イ）避難誘導員による現地広報

（ウ）住民組織を通じた広報

（エ）同報系無線による広報

（オ）インターネット、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による広報

（3）防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ地震・津波に係る避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。

イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては緊急避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

（4）不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項

百貨店、駅、地下街その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、地震・津波に対する避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするものとする。

3 物資の確保（県知事政策局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

大規模な地震・津波が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。県及び市町村等は、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。

また、震災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。

さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

(1) 飲料水の確保

市町村は、水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え、貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間分（推奨1週間分）の世帯人数分を確保するよう努める。

ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。

(ア) 非常時に利用予定の一般井戸、消融雪用井戸、湧水の水質検査実施及び利用方法の検討

(イ) 住民及び町内会の自主防災組織に対する備蓄水や応急給水についての指導

(ウ) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成等給水計画の作成

（他の地方公共団体等からの応援給水計画を含む）

(エ) 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材の整備及び耐震性貯水槽の設置

(オ) 水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立

（資料「5-8 応急給水用具等」、「5-14 県内の上水道資機材等の保有状況」）

イ 県民は、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器により水を備蓄する。

一人1日3リットル×世帯人数×最低3日間分（推奨1週間分）

ウ 町内会等の自主防災組織は、次により飲料水を確保するものとする。

(ア) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成準備

(イ) ポンプ、貯水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等、応急給水に必要とされる資機材の整備

(2) 食料の確保

被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給するものとする。

このため、県及び市町村は、非常食の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

ア 非常食の備蓄、調達体制

(ア) 市町村は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。

(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた非常食最低3日間分（推奨1週間分）の備蓄を積極

的に啓発し、奨励するものとする。

(ウ) 市町村は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。

(エ) 県は、市町村の備蓄を補完するため、非常食を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(オ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励するものとする。

(カ) 県及び市町村は、非常食の現物備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。

また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。

(資料「5-5 主要食料品の生産量」、「5-6 主要食料品の生産業者所在地」

「5-16 災害救助物資備蓄状況」、「12-21 災害救助物資の供給等に関する協定書」)

イ 炊出し計画

(ア) 市町村は、被災時の炊出しを速やかにできるよう、責任者(市町村)、現場の責任者(避難所)、献立、炊出し方法等の炊出し計画をあらかじめ定めておくものとする。

(イ) 炊出しは、米飯、弁当、パン、即席メン等とする。

(資料「5-4 小中学校給食施設」、「5-13 移動可能な給食器材」)

ウ 救援要請

(ア) 被災市町村から県に救援要請があった場合、県は隣接市町村や他の市町村に救援を要請するものとする。

(イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、国の防災基本計画に定める物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁)又は非常災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。(資料「5-3 主食類応急調達系統図」)

エ 輸送

(ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市町村は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておくものとする。

また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、(一社)富山県トラック協会、富山県倉庫協会、国の防災基本計画に定める物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁)又は非常災害対策本部に連絡しておくものとする。

(イ) 県及び市町村は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくものとする。

(3) 生活必需品の確保

県及び市町村は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品(以下「生活必需品」という。)を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

ア 生活必需品の備蓄、調達

(ア) 市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。

(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた最低3日間分(推奨1週間分)の携帯トイレ・簡易

トイレ、トイレットペーパーなど生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。

(ウ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励するものとする。

(エ) 県は、市町村の備蓄を補完するため、生活必需品を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(オ) 県及び市町村は、生活必需品の現物備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。

また、流通備蓄による生活必需品の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。

イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

(ア) 炊出しは、避難所の給食設備や給食施設の炊事道具を使用して炊出しをすることとするが、被災時に使用不可能な場合や備えていない避難所のため、市町村は炊事道具の調達先を確保しておくものとする。

(イ) 市町村は、炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。また、災害対応バルク貯槽*の設置により炊き出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策機器の活用等も有効である。

※LPガスの小型の貯槽（バルク貯槽）と、燃焼機器（コンロ、発電機等）及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のLPガスの供給設備としても使用できる。

ウ 救援及び輸送

「(2) 食料の確保」と同様の体制をとるものとする。

(資料「5-7 生活必需物資応急調達可能数」

「5-10 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準」

「5-16 災害救助物資備蓄状況」)、「12-21 災害救助物資の供給等に関する協定書」

「12-25 災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書」)

(4) 防災資機材等の備蓄

県及び市町村は、呉羽山断層帯の地震による被害想定を踏まえ、簡易トイレや救助用資機材等の備蓄に努めるものとする。県では、県広域消防防災センターにおいて、防災資機材を備蓄するとともに、飲料水を確保するための耐震性貯水槽を整備する。

4 帰宅困難者対策

県及び市町村は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図

る。

また、国、県、市町村及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

なお、国、県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、国、県及び市町村等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

また、国、県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第4 災害救援ボランティア活動の支援

災害時において、県、市町村その他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、県民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。

しかし、行政や県民等の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、大学コンソーシアム富山、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。

1 ボランティアの活動内容（県生活環境文化部）

災害時における救援ボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は関係機関の要請に基づき活動する専門的なボランティア活動と、被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に参加する者で、自主的に活動する一般的なボランティア活動とがある。

(1) 専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助
- イ 医療救護
- ウ 通信の確保
- エ 建築物の危険度判定
- オ 行方不明者の搜索
- カ 特殊車両等の運転

(2) 一般的なボランティア活動

- ア 高齢者、障害者等の介助、誘導
- イ 手話、外国語の通訳
- ウ 救援物資の仕分け、搬送、配布
- エ 炊出し、水汲み
- オ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の処理

2 ボランティアの普及、養成（県生活環境文化部、市町村）

（1）ボランティア活動の普及・啓発

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

（2）ボランティアの養成

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護や通訳等として、日頃、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待される場所であり、協力が得られるよう努める。

3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村）

（1）富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営

災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについての検討を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制を整備する。

（2）災害救援ボランティアコーディネーター等の養成

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーター等の養成を促進するとともに、名簿登載に努めるものとする。

（3）ボランティア受入れマニュアルの作成

災害時におけるボランティアの円滑な受入と効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、富山県災害救援ボランティア活動指針が作成されている。各市町村において、地域の実情に応じたマニュアルを作成する際には、この指針と一体的な運用が図られよう配慮する。

（4）防災訓練への参加

県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

第5 応急危険度判定体制の確立（県土木部）

1 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

地震による災害発生時においては、被災建築物等による二次災害を防止するため、被害状況及び被災建築物等の余震に対する耐力の把握を行うなど、被災建築物に対し速やかに対処する必要がある。また、多くの被災建築物等に対する各種調査等を的確かつ迅速に行うためには、公共団体及び関係団体との協力体制はもとより、建築専門技術者の自主的協力による応急危険度判定体制やその後の復旧対策の体制等を確立する必要がある。

そのため、地震発生時に備えて次の事項を推進する。

（1）被災建築物等の応急危険度判定（居住継続の可否等の判断）を行う組織の確立、被災建築物 応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターの養成

- (2) 行政庁間、関係団体との協力体制の確立
- (3) 応急危険度判定に必要な資機材の備蓄

2 被災宅地の危険度判定体制の確立

地震による宅地被害が広範囲に発生した場合には、被災した市町村の職員だけでは、被害状況調査の実施が困難であることから、市町村の枠組みを超えた調査体制の整備が必要である。

このことから、被災宅地の状況について調査・判定する知識及び経験を有する技術者を被災宅地危険度判定士として都道府県等においてあらかじめ認定・登録を行ったうえ、災害時にこれらに技術者をボランティアとして派遣する体制等を確立する必要がある。

このため、災害発生時に備えて次の事項を推進する。

- (1) 被災宅地の応急危険度判定を行う組織の確立、被災宅地危険度判定士及び被災宅地危険度判定調査員の養成
- (2) 行政庁間、関係団体との協力体制の確立

第6 孤立集落の予防

市町村等は、地震に伴う土砂災害や雪崩の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。県は、市町村が孤立化のおそれのある集落とともに行う孤立に備えた予防対策や応急対策づくりを推進するため、そのモデルとなる指針を策定している。

1 実態の調査等（市町村）

市町村は、孤立化のおそれのある集落について事前に実情の調査を行うとともに、万一に備えた救助計画を策定しておくものとする。

2 孤立集落の機能維持（市町村）

市町村は、孤立する集落の機能の維持を図り、住民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画を策定しておく。

- (1) 土木作業機械及び管理棟
- (2) 危険箇所照明施設
- (3) 通信施設設備
- (4) 負傷者搬送用資材

3 通信連絡体制の整備（市町村、県警察本部）

(1) 集落と役場等との連絡体制の整備

孤立化のおそれのある集落を有する市町村は、非常時に備え次のとおり、集落との通信を確保するため連絡体制の整備に努め、運用等については具体的に定めておく。

- ア 市町村防災行政無線の整備
- イ 加入電話による住民との情報連絡網の確立
- ウ 非常通信の確保
- エ 他の機関の通信手段の活用
- オ 衛星携帯電話の配備

(資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」)

(2) 交番等への携帯無線の配置

警察は、孤立のおそれのある集落については、有線施設の障害に備え、地元交番等へ携帯無線機の配置に努めるほか、防災無線等を最大に活用できる体制を確保する。

4 事前措置（県知事政策局、県警察本部、市町村）

(1) 食料等生活必需物資の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、地震に伴う土砂災害の発生等により孤立化し生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、県及び市町村は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。

(2) 救急、救助実施計画

ア 救急、救助部隊の編成等

消防、警察等は、孤立化した集落での地震災害に伴うけが人等の発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

イ ヘリコプターによる救助体制の整備

孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、富山県ドクターヘリの活用が、有効である。

県は、ヘリコプターの運航体制を確立しておくとともに、県及び市町村は孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制を整備しておく。

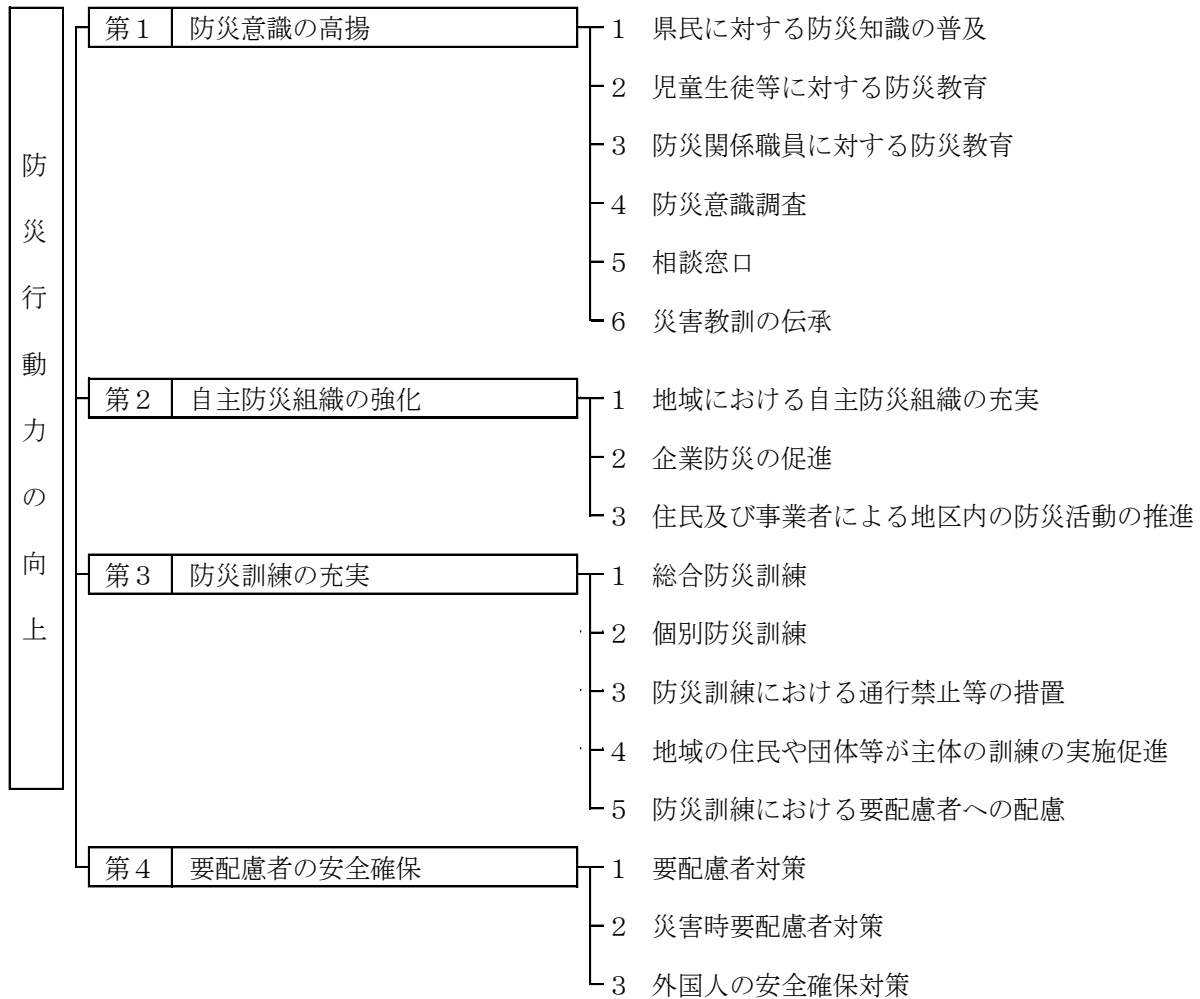
第6節 防災行動力の向上

大規模な地震による被害は、広い地域にわたり、津波の発生、火事の同時多発、交通混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政的確な対応にあわせ、県民や事業所の迅速な活動が不可欠である。

しかも、大規模な災害時には行政自体も被災する等により防災対応に限界があることから、まず、県民は、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』ことを認識するとともに、県をはじめ各防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、複合的といわれる地震災害から被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、県民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努めるものとする。

対策の体系



第1 防災意識の高揚

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、県民をはじめ各防災関係機関等が、地震・津波に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学

校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。

また、東日本大震災を契機に高まった防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。

とりわけ、東日本大震災においては、津波により甚大な被害が生じたが、日頃から津波等の防災教育が実施されていた小中学校の児童・生徒が、迅速に避難することができ、全員無事であったという事例もあり、幼い頃からの防災教育が重要である。

1 県民に対する防災知識の普及（県知事政策局、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、県民に対し、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時にとるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

(1) 普及の方法

ア 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発

P T A、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等地域コミュニティにおける多様な主体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提出、ビデオ、映画フィルムの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

イ 自動車運転者に対する啓発

警察は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習、各種交通安全講習等の機会を通じ、地震・津波災害発生時において、自動車運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

ウ 広報媒体による普及

県及び市町村は、多様な広報により、防災知識の普及に努める。

(ア) 県及び市町村のホームページによる普及

(イ) 出前県庁を活用した普及活動

(ウ) 富山県自主防災アドバイザーを活用した普及活動

(エ) ラジオ、テレビ等による普及

(オ) 新聞、雑誌による普及

(カ) ふるさと富山防災ハンドブックやビジュアルに富んだ地域防災計画概要版その他の印刷物による普及

(キ) 映画、スライド、ビデオ、疑似体験装置による普及

(ク) 図画、作文の募集による普及

エ 富山県広域消防防災センター（四季防災館）による普及

災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。

オ 防災訓練を通じての防災意識の啓発

県及び市町村は、総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実際的な体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

(2) 普及の内容

ア 各機関の防災体制

イ 地震・津波に対する一般的知識（津波想定の数値等の正確な意味を含む）

①地震

- ・地震の発生メカニズム（海溝型地震と断層型地震の違い）
- ・本県における主要活断層の位置
- ・地震規模（マグニチュード）
- ・震度分布
- ・地震の発生確率 等

②津波

- ・避難行動に関する知識……本県においても、本県においても、津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと、地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど
- ・津波の特性に関する情報……津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など
- ・津波に関する想定・不測の不確実性……地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど

なお、県及び市町村は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

ウ 過去の主な被害事例

エ 普段からの心がけ

- (ア) 住宅の点検
- (イ) 屋内の整理点検
- (ウ) 火災の防止
- (エ) 応急救護
- (オ) 最低3日間分（推奨1週間分）の非常食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の準備

- (カ) 緊急避難場所、避難所、避難路の確認
- (キ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ク) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (ケ) 基本的な防災用資機材の操作方法の習熟

オ 地震・津波発生時の心得

- (ア) 場所別、状況別の心得
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 避難の心得
- (エ) 家族間の連絡方法（NTTの伝言ダイヤル「171」、NTTドコモの災害用伝言板等）

カ 地震・津波ハザードマップ

市町村は、県が実施した津波シミュレーション調査に基づく津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを整備し、住民等に対し周知を図るものとする。県は、市町村がハザードマップを作成するうえで、必要な助言を実施するものとする。なお、市町村は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、住民による建物の耐震・津波補強、将来的な居住場所の移転、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

キ 円滑な津波避難のためのまちの中の表示

国、県及び市町村は、今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置、海拔表示などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。なお、「高さ」をまちの中に示す場合には、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

県教育委員会は、県立学校及び市町村教育委員会に対し児童生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

(1) 防災広報の充実

県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため地震・津波発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットを発行し、県内の小、中学校及び高等学校に配布する。

(2) 防災教育の充実

ア 学校教育における防災教育

(ア) 各学校長においては、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現のため火災、地震・津波、風水害等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるようにすることをねらいとして、防災教育を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。

(イ) 防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造などの環境に対応するとともに、消防署と連絡を密にし、火災、地震・津波等の種別に応じて適切に設定する。

- (ウ) 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。
- (エ) 防災に関する安全教育は、各教科、道徳の時間に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。
- (オ) 住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。
- (カ) 防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、平成23年度に県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。
- (キ) 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。

イ 教職員・保護者に対する防災教育

(ア) 講習会・講演会

学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、地震・津波の発生原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

(イ) 研修会

校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。

ウ 大学等における防災教育

大学等では、県外出身の教職員や学生が多いことや拘束時間が短いことなどから教職員・学生相互の連絡が困難であり、さらに、理工系大学などでは24時間体制で学校施設が利用されていることから、各学校において多様な場面を想定した連絡マニュアル、避難計画を作成し、その効果的な実現のため、定期的な訓練により防災意識の高揚と知識の普及に努める。

3 防災関係職員に対する防災教育（各防災関係機関）

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、震災時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日頃の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

(1) 教育の方法

- ア ロールプレイング方式による図上訓練の実施
- イ 講習会、研修会の実施
- ウ 見学、現地調査の実施
- エ 防災活動マニュアル等印刷物の配布

(2) 教育内容

- ア 各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 業務継続計画（BCP）の理解と運用
- エ 地震・津波の特性
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の運用

キ その他必要な事項

4 防災意識調査（県知事政策局）

県民の地震・津波災害対策に関する防災意識を把握するため、防災意識の調査、県政モニターからの意見聴取等を必要に応じ実施し、地震・津波災害対策に活用する。

5 相談窓口（県関係部局、市町村）

県及び市町村は、それぞれの機関において所管する事項について、県民の地震・津波対策の相談に応ずる。

6 災害教訓の伝承

国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2 自主防災組織の強化

地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみでなく、県民一人ひとりが、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』と認識し行動することが必要である。また、防災活動を行うにあたり、各自がばらばらに行動しては、その効果はあまり期待できない。住民が団結し、組織的に行動することが必要である。

県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努めるものとする。

また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所等単位での防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。

1 地域における自主防災組織の充実（県知事政策局、市町村）

（1）自主防災組織の結成

県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題の解消を図るため、平成 21 年度に自主防災アドバイザー制度を創設し、県はアドバイザーの発掘と養成を行い、市町村はアドバイザーを活用し、自主防災組織の結成や活動の活性化を図っている。こうした取組みにより、今後とも、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。

ア 自主防災組織の編成基準

（ア）自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

- a 適正規模で編成……自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。
- b 昼夜間の活動に支障がないよう編成……昼夜間に町内に居る住民が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成することが重要。なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内に居る住民の名簿の作成に努める。

(イ) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで、基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

イ 自主防災組織の活動基準

(ア) 平常時の活動

- a 防災知識の普及活動
- b 各種訓練の実施
 - (a) 情報収集伝達訓練
 - (b) 初期消火訓練
 - (c) 避難訓練
 - (d) 救出救護訓練
 - (e) 給食給水訓練
 - (f) 緊急地震速報対応訓練
- c 防災点検の実施（地域内の危険箇所等の点検）
- d 防災用資機材等の整備点検

(イ) 災害時の活動

- a 情報の収集伝達
- b 出火防止及び初期消火
- c 救出、救護活動
- d 避難及び避難誘導の実施
- e 給食、救護物資の配布及びその協力

(2) 自主防災組織の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、県及び市町村は、自主防災アドバイザーを活用するなどして、より一層きめこまやかな指導・助言や、地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。

(3) 自主防災組織の活動環境の整備

市町村は、自主防災組織を活性化し、震災時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材の整備に対し、市町村とともに支援するものとする。また、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波対策資機材の整備に対しても、市町村とともに支援するものとする。

(4) 自主防災組織の訓練の充実

震災時における迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行うものとする。(資料「4-21 自主防災組織の現況」)

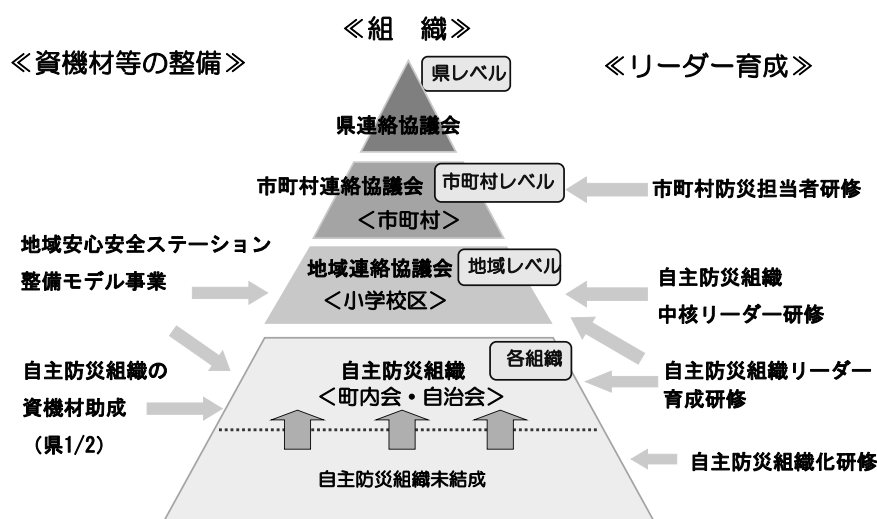
(5) 小学校区単位、市町村単位、県単位の連絡協議会の設置

自主防災組織相互の協調・交流を進めることが、組織率の向上と既存組織の活性化に資することから、県及び市町村は小学校区単位、市町村単位及び県単位の連絡協議会の設置を推進する。(資料「4-21 自主防災組織の現況」)

(6) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進めるものとする。県は、市町村とともに自主防災組織と様々な団体が連携する取組みに対して支援するものとする。

自主防災組織への支援



2 企業防災の促進（県知事政策局、市町村）

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。

さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。

また、県及び市町村は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、震災時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。

なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 事業所防災計画の作成

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭に比べ規模が大きく、それだけ、地震時における発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。このため、各事業所は被害の防止及び被害の拡大防止を図るため防災計画を策定し、自主防災体制の確立を図るものとする。

(2) 自衛消防組織

ア 自衛消防隊の設置

ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する事業所をはじめとして、各事業所においては、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊を設置し、講習及び訓練を実施して防災行動力の向上に努めるものとする。

イ 危険物施設の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいため、事業所の自主防災体制を強化するため、自衛消防組織の結成が不可欠であり、その結成に努める。

(3) 事業所防災訓練の実施

事業所の自主防災組織が、震災時において迅速、的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識・技能を身につけておくことが必要であり、事業所は地域住民と一体となって防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、県及び市町村は、事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練の指導や消防技術の講習を実施する。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

また、市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3 防災訓練の充実

震災時には、各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、震災に備えておくことが必要である。

このため、県をはじめとする各防災関係機関は、毎年8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を実施している。

今後も、災害時における効果的な防災活動を実施するため、自衛隊、海上保安庁等国の機関及び広域応援協定を締結している他県市や各防災関係機関相互及び自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体並びに要配慮者を含めた地域住民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえるなど実践的なものとなるよう工夫する。

なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

1 総合防災訓練（県知事政策局、市町村）

県、市町村及び防災関係機関は、都市直下型の大地震や津波の発生など様々な条件を想定するとともに、夜間等様々な条件に配慮し、地域住民と一体となって、初動活動訓練など災害応急対策について実践的かつ実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これによって、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

(1) 県

ア 訓練項目

- (ア) 職員参集訓練
- (イ) 情報収集・伝達訓練
- (ウ) 災害対策本部設置・運営訓練
- (エ) 実動訓練（消防、警察、自衛隊、DMAT等との連携した応急活動訓練等）
- (オ) 緊急地震速報対応訓練

イ 実施時期等

防災の日（9月1日）、防災週間（8月30日～9月5日）を中心に実施する。

(2) 市町村

市町村は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を実施する。

(3) 訓練への参加

県及び市町村の総合防災訓練には、県民や多くの機関が参加して実施することが効果的であ

るので、県民や関係機関は、県及び市町村の総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めるものとする。

2 個別防災訓練（各防災関係機関）

（1）職員参集訓練

県及び市町村は、震災時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。

（2）災害対策本部設置・運営訓練

県及び市町村は、発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する確かな情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。

（3）消防訓練

消防は、同時多発火災や消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民と一体となった消防訓練や隣接消防との合同訓練を実施する。

（4）避難訓練

学校、病院、社会福祉施設、介護保険施設等では、避難訓練計画を策定し、定期的又は随時に実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒、患者等に行動要領を習熟させる。

（5）水防訓練

県及び市町村等は、水防思想の普及啓発を図るため、各種水防工法等の实地訓練を実施する。
なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては特に住民の協力を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

- ア 観測（水位、潮位、雨量、風速、波高等）
- イ 通報（電話、無線、伝達等）
- ウ 動員（水防団、消防団、水防協力団体、応援等）
- エ 輸送（資材器具、人員等）
- オ 工法（各水防工法）
- カ （排・取）水門、角落し等の開閉操作
- キ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

（6）非常通信訓練

震災時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。

このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに有事の際における情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等についての訓練を繰り返し行う必要がある。この場合において、非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練を実施することに努めるとともに、漁業無線をはじめとする自営通信システムの保有団体・機関の協力を得た通信訓練に努めるものとする。また、必要に応じて、臨時災害放送局の開設に係る訓練についても考慮することとする。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互において実施する。

(7) 観光施設等における防災訓練の実施

観光施設等の管理者は、日頃から地震・津波災害についての認識を深めるとともに、震災時に迅速、的確に行動するため、市町村等の防災関係機関と連携しながら、観光客等の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練などを実施するものとする。

(8) その他の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた地震・津波防災応急対策に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。

3 防災訓練における通行禁止等の措置（県警本部）

県公安委員会は、県、市町村等が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

4 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進

県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

5 防災訓練における要配慮者への配慮

県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第4 要配慮者の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者を地震災害から守るため、安全の確保対策を講ずるものとする。

1 要配慮者対策（県知事政策局、県厚生部、市町村）

(1) 避難行動要支援者^{*1}の支援

ア 避難支援体制の整備

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう市町村を支援する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平

常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

また、市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

ウ 自主防災組織の強化

(ア) 自主防災組織は、市町村から提供される避難行動要支援者名簿を活用し、個人情報の保護に配慮しつつ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察等との連携により、避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。

(イ) 災害発生後、直ちに避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であるので、身近な地域において（町内会等を単位として）、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。

(ウ) 自主防災組織は、市町村と連携し、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。

(2) 要配慮者の支援

ア 社会福祉施設への緊急入所

県及び市町村は、地震災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

イ 在宅の要配慮者対策

市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、発災時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。

※1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（災害対策基本法第49条の10）

2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村）

(1) 地震防災応急計画の策定

社会福祉施設及び介護保険施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、地震による災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 現行の消防計画中に地震対策上必要な事項を盛り込むなど、地震防災応急計画の策定に努める。

イ この応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。

(ア) 入所者、職員及び施設の安全（被害）確認に関すること

(イ) 施設の立地条件及び耐久性等に適応した安全性の確保に関すること。

(ウ) 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること

（緊急避難場所、避難所、避難経路、避難誘導法、避難実施責任者等）

- (エ) 施設の被災状況等に関する市町村、関係機関への情報伝達に関すること
 - (オ) 施設と入所者の保護者の情報連絡に関すること
 - (カ) 防災教育・訓練の実施に関すること
- (2) 施設間の応援協力体制の確立
- 県及び市町村は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。
- (資料「5-15 社会福祉施設の設置状況」)

3 外国人の安全確保対策（県観光・地域振興局、市町村）

- (1) 防災知識の普及・啓発
- 県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。
- (2) 災害時の支援体制の整備
- 県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。
- (3) 案内表示板等の整備
- 市町村は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

第7節 調査研究

地震による被害は、広域的でかつ各種の災害が複合して発生するなど、多種多様である。

特に、近年、都市への人口集中、高層ビルの建設、高速道路や通信、電力、水道、ガス等ライフライン施設の発達により、ひとたび地震が発生すれば、その被害は甚大となることが予想される。

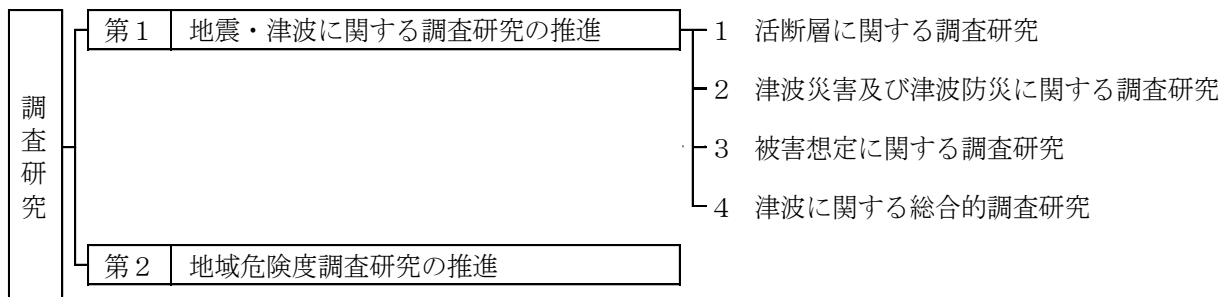
このため、県、市町村及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、市町村においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメント[※]を積極的に実施するものとする。

※防災アセスメント

主として災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害要因（急傾斜地、軟弱地盤、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷等を考慮して総合的かつ科学的に地域の危険性を把握する作業をいう。

対策の体系



第1 地震・津波に関する調査研究の推進

1 活断層に関する調査研究（県知事政策局）

阪神・淡路大震災において、震源として活断層の存在が注目されたところである。本県においても、現在、36以上の活断層が推定又は確認されている。

県では平成7～8年度に呉羽山断層調査、平成9～11年度に砺波平野断層帯調査を行っている。

また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年3月の能登半島地震、同年7月の新潟県中越沖地震等、近年、近県で大きな地震が相次いで発生しているが、これらの地震はいずれも日本海東縁部の「ひずみ集中帯」と呼ばれる地域で発生しており、国においては、平成20年度から24年度にかけてひずみ集中帯の重点的調査観測・研究が進められている。

さらに、これまで、沿岸海域を震源とする被害地震が多発しているにもかかわらず、当該地域の調査観測・研究が殆ど実施されていなかったことから、国においては、これまでの陸域の活断層調査に加えて平成21年度から当面10年間をかけて新たに沿岸海域の活断層調査も実施することとされている。その中において、本県に存在する断層帯としては、主要活断層帯の海域延長部に相当する活断層のうち、陸域部の活動履歴は求められているが海域部の長さが明らかになっていない活断層として呉羽山断層帯が位置づけられ、平成22年度に調査が実施された。

県は、国等の機関で行われているこれらの調査研究の成果について、情報収集に努め、その対応について研究するものとする。

2 津波災害及び津波防災に関する調査研究

防災基本計画においては、国は、津波の発生機構の解明や、津波による被害を詳細に予測する手法の開発など、津波災害及び津波防災に関する研究を推進するとともに、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を実施することとされている。

県及び市町村は、国等の機関が実施する調査研究の成果の情報収集に努め、防災体制の強化など防災活動に活用するものとする。

3 被害想定に関する調査研究（県知事政策局）

地震・津波災害に関する被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、災害予防・応急対策等を適切に具体化するための基本となるものであるため重要である。

（1）地震被害予測調査

本県は、全国的にみて、有感地震の発生回数は少ないが、過去においては、安政の大地震（1858年）などにより大きな被害を受けており、また、活断層も数多く確認又は推定されている。

地震による被害を最小限にとどめるためには、その被害や対策を科学的に調査することが不可欠である。このため県では、跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層を震源とするマグニチュード7クラスの地震が発生した場合を想定し、震度、地盤の危険度、被害の程度等を予測する被害想定を実施している。

（2）津波シミュレーション調査

東日本大震災では、従前の想定をはるかに超える規模の津波が発生し、一度の災害で戦後最大の人命が失われ甚大な被害をもたらした。本県では、これまで大規模な津波による災害が確認されていないが、海域部に延長する呉羽山断層帯をはじめ、日本海の海底には、富山湾沿岸に影響を及ぼすおそれのある活断層の存在が確認あるいは、想定されている。

このため、県では、本県に影響を及ぼすおそれのある津波について、津波シミュレーションを行い、到達時間、津波高、浸水範囲、被害想定等を調査している。

（3）古地震被害調査

被害を想定する場合、科学的手法とともに、安政の大地震など、過去に起きた地震によってどの地域で、どのくらいの被害を受けたかを調査研究することが大変重要である。

過去の地震被害と現在とでは、地域の社会的・経済的条件が大きく異なり、地域の開発状況、土地利用状況、産業構造及びその配置状況などが大きく変化し、単純に比較することはできないが、逆にその地域特性や社会的条件を比較検討することにより、その地域のもつ潜在的危険性や特徴などを把握することができることから、より内容の深い現実的な被害の想定ができることになる。

このため、古文書の地震記録を収集・整理し、過去に起きた地震による被害記録として取りまとめるなど、古地震による被害調査研究が行われている。（現在、資料としては、「古地震被害調査研究報告書」（平成8年3月、平成9年3月 藤井環境地質研究所）等がある。）

4 津波に関する統合的調査研究

津波そのものの理学的研究のみならず、災害時の人間行動や情報伝達など社会学的分野、津波堆積物調査等の地質学、生物化石の調査等の考古学、古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的研究を積極的に行うものとする。

また、地震により被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ国又は地方公共団体に報告する。国、県、市町村は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。

第2 地域危険度調査研究の推進（市町村）

市町村は、「防災アセスメントマニュアル」（消防庁防災課監修）等に基づく防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ[※]・防災マップの作成を積極的に推進する。

防災カルテ等に記載すべき事項を例示すれば、災害危険箇所、避難場所、避難路、防災関係施設、土地利用の変遷及び災害履歴等が考えられる。

※地区別防災カルテ

集落単位、自治会単位、学校区単位などに災害危険箇所、避難場所、避難路、防災関係施設、人口の動態等を明らかにしたもの。

第 3 章

地震・津波災害応急対策

第3章 地震・津波災害応急対策

地震・津波による災害が発生した場合、県、市町村及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急対策にあたる。

災害応急対策としては、まず、災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動態勢を整備するとともに、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護及び消火等の緊急救護活動を行う。

また、被害状況に応じて、避難活動、交通規制・緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援（飲料水・食料・生活必需品等の供給等）を行う。

当面の緊急事態に対処した後は、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持を図るとともに、二次災害（水害・土砂災害、建築物倒壊等）の被害拡大の防止、ライフライン・公共施設等の社会諸機能の応急復旧活動を行っていくこととする。

なお、積雪・寒冷期の応急対策については、富山県地域防災計画雪害編を準用するものとする。

計画の体系

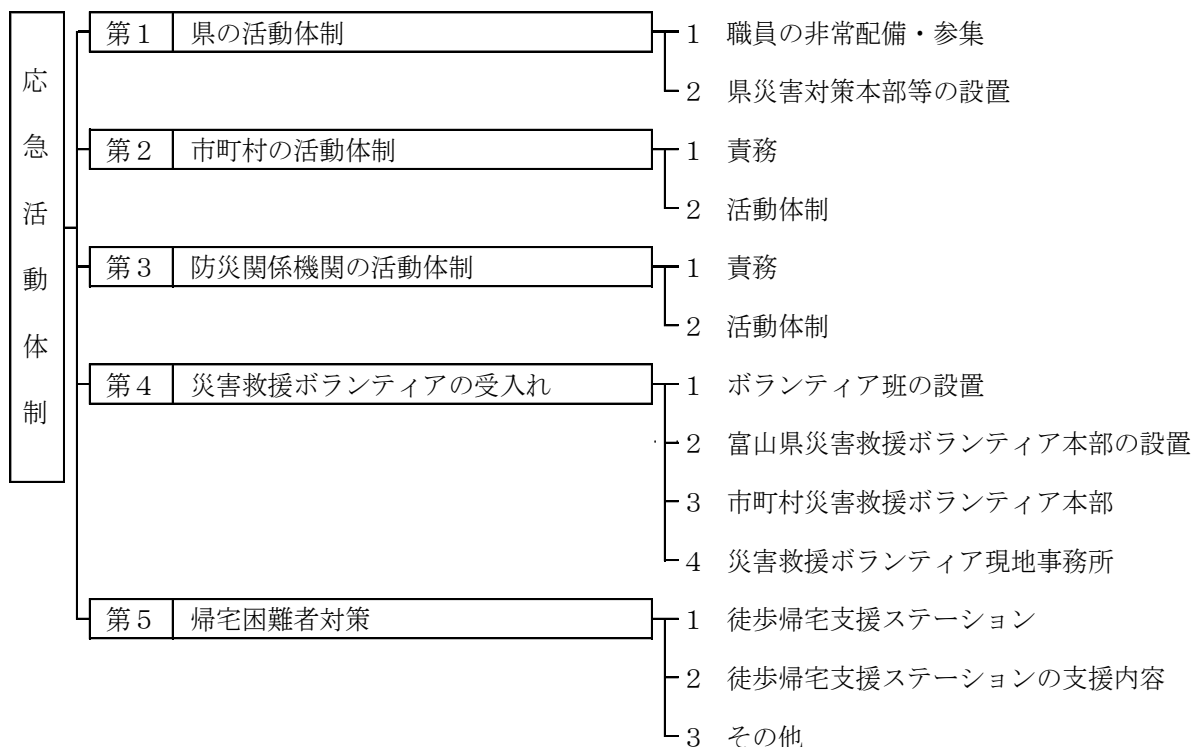
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 第3章 地震・津波災害 応急対策 </div>	迅速、的確な初動態勢	第1節	応急活動体制
		第2節	情報の収集・伝達
		第3節	災害救助法の適用
		第4節	広域応援要請
	緊急救護活動	第5節	救助・救急活動
		第6節	医療救護活動
		第7節	消火活動
	各種の被災者救援活動	第8節	避難活動
		第9節	交通規制・輸送対策
		第10節	飲料水・食料・生活必需品等の供給
		第11節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策
		第12節	警備活動
	被害拡大防止対策	第13節	遺体の捜索、処理及び埋葬
		第14節	危険物・毒物等防災対策
		第15節	水害・土砂災害対策
	社会諸機能の応急復旧活動	第16節	海上における災害応急対策
		第17節	ライフライン施設の応急復旧対策
		第18節	公共施設等の応急復旧対策
		第19節	応急住宅対策等
	応急公用負担	第20節	教育・金融・労働力確保対策
		第21節	応急公用負担等の実施

第1節 応急活動体制

地震・津波により大規模な災害が発生した場合、県、市町村、防災関係機関及び県民は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

対策の体系



第1 県の活動体制

知事は、県の地域に地震・津波が発生した場合には、防災関係機関や他都道府県などの協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災関係機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う責務を有する。このため、必要に応じて、県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

なお、県災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

1 職員の非常配備・参集（県知事政策局）

県は、迅速な初動活動を実施するため、夜間・休日に宿日直職員を配置し、24時間連絡体制を確保するとともに、地震・津波発生時において、災害応急対策を強力に推進するため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、規定により速やかに非常配備体制をとる。

なお、職員の非常配備体制については、本計画の定めるところによる。

(1) 非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

種 別	配 備 基 準	配 備 体 制
第1 非常配備	①県の地域で震度4の地震が発生したとき 又は ②県沿岸に津波警報（津波）が発表されたとき 又は ③中部8県（石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県）及び新潟県で震度6弱以上の地震が発生したとき 又は ④知事（本部長）が必要と認め 当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 課員の半数程度 消防課 管財課 各課若干名 医務課 建設技術企画課 警備課 その他関係課は、所要人員をもって、主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2 非常配備体制に移行し得る体制
第2 非常配備	①県の地域で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき 又は ②県沿岸に大津波警報が発表されたとき 又は ③県下に「地震」、「津波」特別警報が発表されたとき 又は ④知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 課員全員 消防課 広報課 あらかじめ指定された 管財課 災害対策要員全員 厚生企画課 医務課 建設技術企画課 警備課 各部の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに第3 非常配備体制に移行し得る体制
第3 非常配備	①県の地域で震度6弱以上の地震が発生したとき 又は ②知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制。 なお、勤務場所に登庁することが困難な場合は、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関

(2) 配備指令

ア 知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、(1)の基準と異なる配備体制を指令することができる。

イ 各部局長は、災害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

(3) 動員計画

ア 全職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生したことを知ったときは、速やかに勤務場所又は所属長からあらかじめ指示された場所（以下「勤務場所等」）において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び災害応急対策にあたる。

ただし、交通の途絶、混乱により、勤務場所等に登庁することが困難な場合は、登庁可能となるまでの間、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関に登庁し、所属長の指示

を受ける。

なお、震度4以上の地震を観測した場合で、配備職員として指定された者が勤務場所等に登庁困難な場合については、上記の例による。(資料「7-2 富山県防災行政無線系統図」)

イ 動員班長(人事課長)は、地震・津波発生後、できるだけ速やかに職員の配備状況を把握する。

ウ 本部長は、必要に応じ、広報班長(広報課長)を通じ「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」に基づき、テレビ、ラジオの放送機関に、動員に関する放送を要請し、各班に伝達する。

(資料「12-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」)

(4) 動員の伝達

ア あらかじめ指定された災害対策要員は、非常配備基準により自主登庁する。総務班長(防災・危機管理課長)は、必要に応じ、「富山県総合防災情報システム」により関係職員に一斉連絡する。

イ 支部にあっては、支部長があらかじめ別に定める方法で伝達する。

ウ 災害対策本部各部及び支部関係機関各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画しておく。

2 県災害対策本部等の設置(県知事政策局)

知事は、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合には、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、県災害対策本部に総括される。

(1) 設置基準

ア 県の地域で震度6弱以上の地震を観測したとき。

イ 県の地域において地震による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策のため必要があると知事が認めるとき。

(資料「13-3 富山県災害対策本部運営要領」)

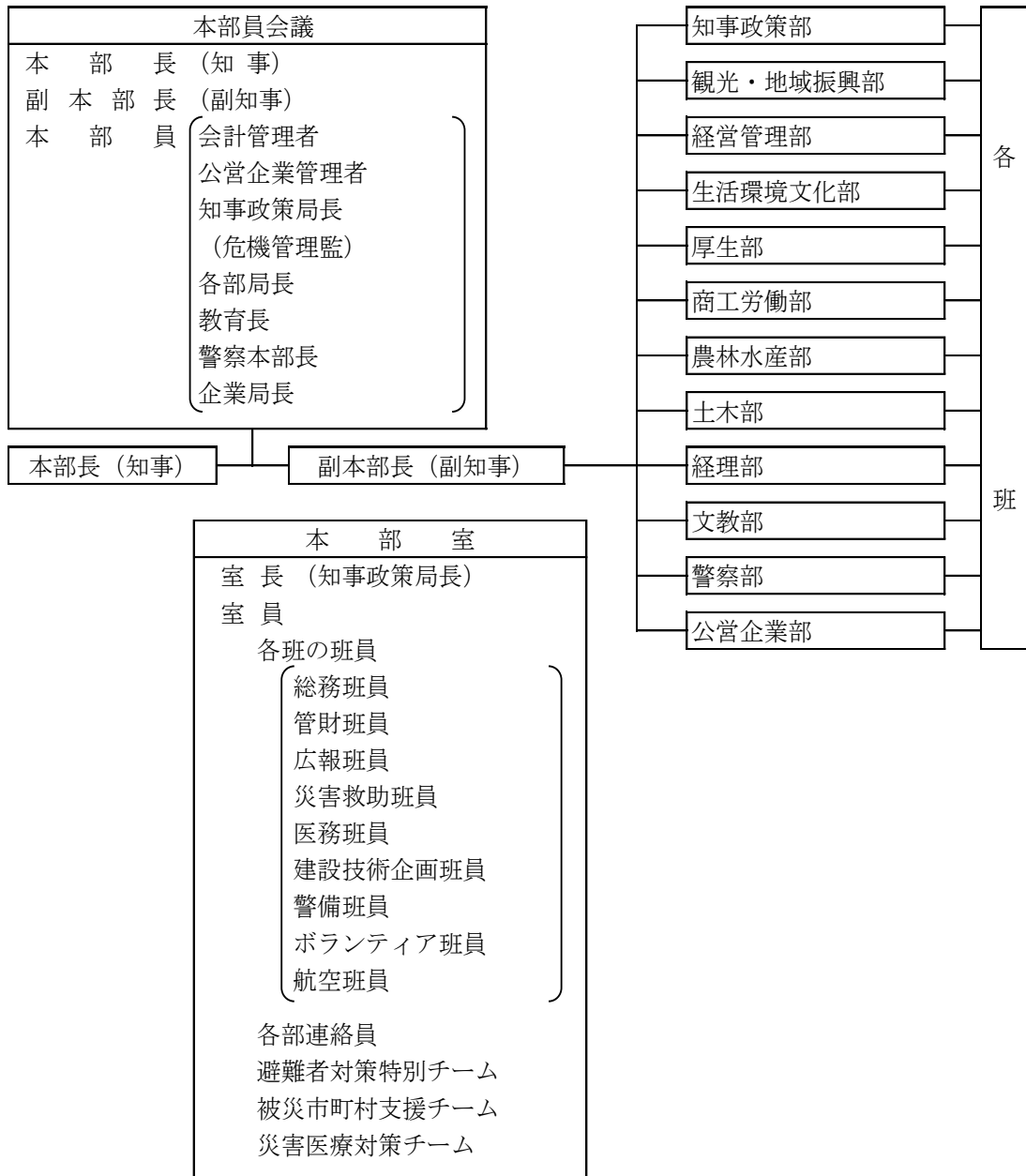
(2) 組織

ア 本部

(ア) 本部は、本部長、副本部長及び本部員その他の職員をもって組織する。

(イ) 本部に、部及び班を置く。

県災害対策本部組織図

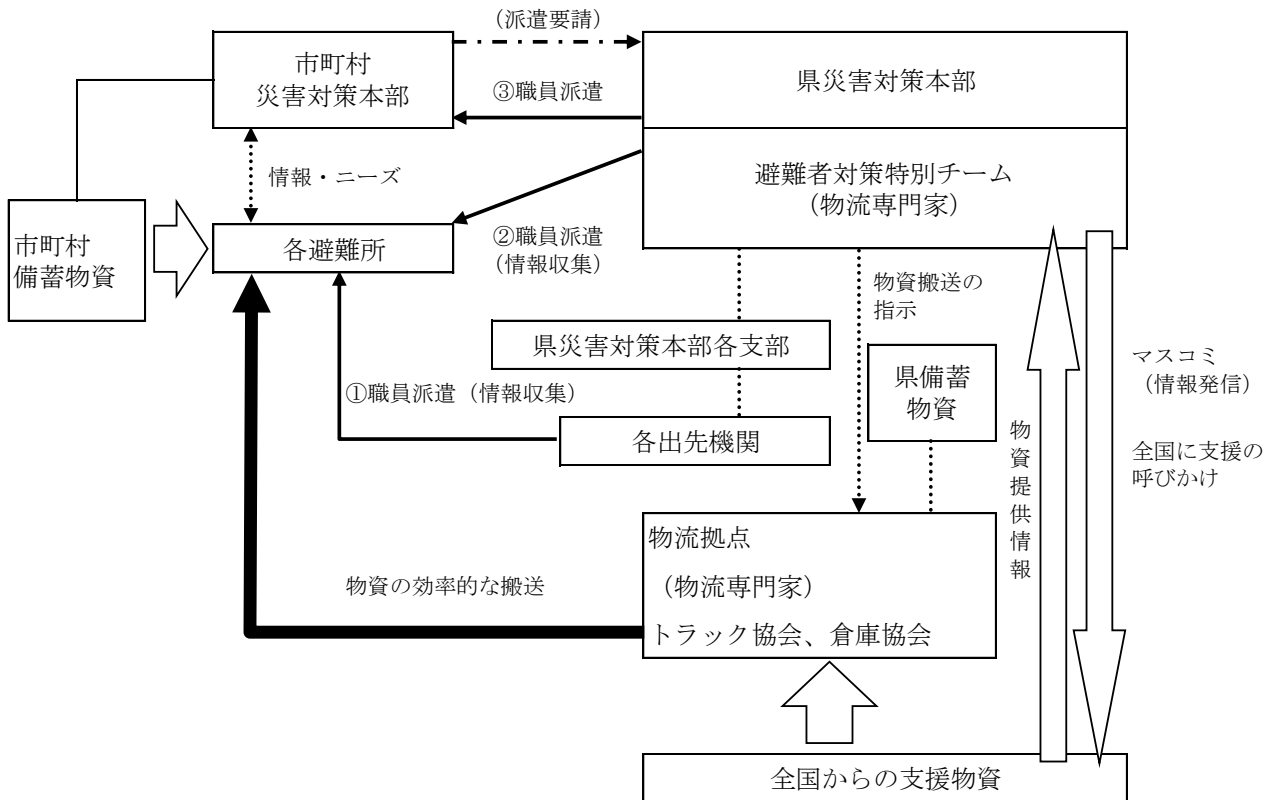


※上位者が不在の場合は、下位者が職務を代理する。

(資料「13-1 富山県災害対策本部条例」、「13-2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」)

(ウ) 発災直後の混乱した状況の中で、避難者の状況やニーズを迅速に把握するため、本部内に「避難者対策特別チーム」を編成する。避難者対策特別チームは、避難所へ派遣した県職員からの情報や、被災市町村の災害対策本部へ派遣した職員の情報等から、避難者の置かれている状況、ニーズを踏まえ、情報の発信・伝達、物資の効率的配布の手配等を行う。

また、救援物資の受入れに当たっては、希望するもの及び希望しないものを報道機関を通じて公表するとともに、提供者に対して被災地のニーズに応じた物資となるよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法となるよう啓発に努めるものとする。



(エ) 地震・津波災害により市町村の災害対策本部機能の著しい低下が判断される場合は、本部内に各班の班員により構成する「被災市町村支援チーム」を編成する。被災市町村支援チームは、被災市町村に赴き、被害の状況や市町村の対応能力等を調査し、調査結果に基づき、災害対策要員の派遣や通信連絡機器の支援等を行う。また、必要に応じて、他市町村への応援指示、防災関係機関等への応援要請を行う。

(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成し、災害医療対策チームに災害医療コーディネーターを配置する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。

なお、円滑な医療救護活動が実施できるよう、災害対策本部の災害医療対策チームと現地における地域災害医療対策会議とは、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。

イ 支部

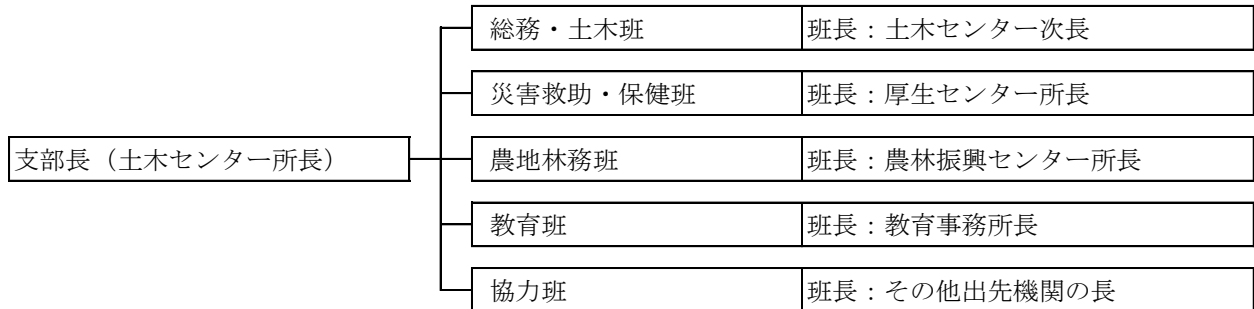
(ア) 本部長は、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があるときは、出先の各総合庁舎に支部をおく。

(イ) 支部は、支部長、班長、班員その他の職員をもって組織する。

(ウ) 支部長は土木センター所長をもって充てる。

県災害対策本部支部組織図

対 県 策 災 本 部 害		名 称	所 管 区 域
	支 部	富山支部	富山市
		高岡支部	高岡市、氷見市、射水市
		魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡
		砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市



※ただし、富山支部が設置された場合は、中部厚生センター所長を災害救助・保健班長とする
 （資料「13-2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」）

ウ 現地災害対策本部

- (ア) 本部長は、被災現地における情報収集、災害応急対策の実施及び関係機関との連絡調整のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。
- (イ) 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員、現地災害対策本部派遣員をもって組織する。
- (ウ) 現地災害対策本部長は、本部長が副本部長及び本部員の中から指名し、現地災害対策本部員及びその他職員は、本部長が指名する災害対策本部又は支部の職員とする。
 また、現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名した職員とする。
- (エ) 現地災害対策本部の設置基準
 - a 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
 - b 被害が広域に渡る場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合
 - c その他知事が必要と認める場合

(3) 設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部員室は県庁4階大会議室、災害対策本部室は4階大ホールに置く。

なお、県庁舎が被災のため使用できない場合は、富山県広域消防防災センターに臨時に災害対策本部を設ける。

イ 支部

特別な場合を除き、各総合庁舎内に置く。

ウ 現地災害対策本部

災害現場又は災害現場近くの公共施設等に置く。

(4) 設置の通知等

ア 県職員

災害対策本部が設置されたときは、次により周知する。

(ア) 勤務時間内に設置されたとき

本部員（部局長等）は、直ちにその旨を所属班員（職員）に周知する。

(イ) 勤務時間外に設置されたとき

総務班長（防災・危機管理課長）は、「富山県総合防災情報システム」等により周知する。

イ 防災関係機関等

本部長は、消防庁長官に災害対策本部を設置した旨を通知するとともに、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対しても通知する。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第 14 普通科連隊長、航空自衛隊第 6 航空団司令、海上自衛隊舞鶴地方総監部
総監

(エ) 厚生労働大臣、国土交通大臣

(オ) 相互応援協定を締結している知事

(資料「14-8 防災関係機関連絡先一覧表」)

ウ 報道機関

広報班長（広報課長）は、災害対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(5) 本部員会議

ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の重要な災害対策について協議する。

(ア) 災害応急対策の基本方針に関すること

(イ) 動員配備体制に関すること

(ウ) 各部班間の調整事項の指示に関すること

(エ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること

(オ) 現地災害対策本部に関すること

(カ) 国、県、市町村、その他防災関係機関との連絡調整に関すること

(キ) 災害救助法の適用申請に関すること

(ク) 国、都道府県、市町村、その他防災関係機関への応援要請に関すること

(ケ) その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること

イ 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは、本部員会議を召集する。

ウ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。

エ 本部員は、その所管事項に関し、本部員会議に付議すべき事項があるときは、速やかに本部員会議に付議しなければならない。

(6) 災害対策本部室

ア 災害対策本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として本部室を設ける。

イ 本部室長は、知事政策局長をもって充てる。

ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、ボランティア班、航空班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。

エ 本部室の所掌事務は次のとおりとする。

(ア) 各種情報の管理に関すること

- (イ) 各部班の活動状況の把握に関する事
- (ウ) 防災活動全般の調整に関する事
- (エ) 本部員会議の運営に関する事
- (オ) 避難者対策特別チームに関する事
- (カ) 被災市町村支援チームに関する事
- (キ) 災害医療対策チームに関する事
- (ク) その他本部長が指示した事項に関する事

(7) 本部派遣員

本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が災害対策本部の事務に協力することを求めることができる。

また、本部派遣員に対し、資材又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

ア 指定地方行政機関

イ 富山県を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊

ウ 市町村

エ 指定公共機関

オ 指定地方公共機関

(8) 非常（緊急）災害現地対策本部との連携

災害対策本部は、国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置したときは、国の現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

(9) 災害対策本部・支部の廃止

本部長は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部、支部又は現地災害対策本部を廃止する。

廃止の通知等は、2－（4）設置の通知等に準じて処理する。

第2 市町村の活動体制

1 責務（市町村）

市町村は、当該市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施する。

2 活動体制（市町村）

- (1) 市町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「市町村本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- (2) 市町村は、災害応急対策等のため必要があるときは、県に対し災害対策本部への職員派遣を要請することができる。（参考：災害対策基本法第29条）
- (3) 市町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- (4) 市町村は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務に関する基準を定めておく。
- (5) 市町村は、市町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告すると

ともに、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。

(6) 市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、市町村長（市町村本部長）は、法に基づく救助事務を実施又は補助する。この場合における市町村の救助体制についても、あらかじめ定めておく。

(7) 勤務時間外の地震・津波発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

第3 防災関係機関の活動体制

1 責務（各防災関係機関）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に関わる災害応急対策を実施するとともに、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

2 活動体制（各防災関係機関）

(1) 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。

(2) 県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対し、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第4 災害救援ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。

このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

1 ボランティア班の設置（県生活環境文化部）

県災害対策本部室に、ボランティア班を設置する。

(1) ボランティア班の主な業務

ア 富山県災害救援ボランティア本部（以下「県ボランティア本部」という。）との総合的な連絡調整を行う。

イ 県ボランティア本部の運営に必要な事務機器や通信機器等の活動用資機材のあつせん、提供及び救援ボランティア活動に必要な物資等の調整に努める。

ウ 必要に応じ、広報班を通じ、救援ボランティアに関する情報を報道機関に提供する。

2 富山県災害救援ボランティア本部の設置（県生活環境文化部）

県災害対策本部が設置された場合は、県、総合支援センター及び県社会福祉協議会は、連携して速やかに県ボランティア本部を設置するものとする。

県ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡等を広く広報するとともに、必要に応じ、日本赤十字社富山県支部等協力関係団体にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1) 設置場所

県ボランティア本部は、富山県総合福祉会館内に設置するものとする。

(2) 機能・業務

- ア 県災害対策本部及び市町村災害救援ボランティア本部との連絡調整
- イ 市町村災害救援ボランティア本部間のボランティア及び災害救援ボランティアコーディネーターなど相互支援活動の調整
- ウ 協力関係団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- エ ボランティア活動に関する広報・情報提供
- オ ボランティア活動参加申出者への対応
- カ 活動用資機材の調達（県災害対策本部との連携）
- キ 「東海北陸ブロック県市社会福祉協議会災害応援協定」等に基づく支援要請
- ク 全国社会福祉協議会や県外からの災害救援団体（災害救援NPO等）との連絡調整

3 市町村災害救援ボランティア本部（市町村）

市町村災害対策本部が設置された場合は、市町村及び市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は、連携して、速やかに市町村災害救援ボランティア本部を設置するものとする。

市町村災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1) 設置場所

市町村災害救援ボランティア本部は、市町村災害対策本部との連携が図れる場所（施設）に設置するものとする。

市町村及び市町村社協は、あらかじめ協議して設置場所を定めておくものとする。

(2) 機能・業務

- ア 市町村災害対策本部、県ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
- イ 現地事務所間の災害救援ボランティアコーディネーターやボランティア等の配置・連絡調整
- ウ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- エ 相談窓口（電話）の設置
- オ ボランティア活動参加申出者への対応
- カ ボランティアの受入れ
- キ 活動用資機材の調達（市町村災害対策本部との連携）
- ク 救援物資の仕分け、搬送
- ケ 地域内への広報

4 災害救援ボランティア現地事務所（市町村）

市町村災害救援ボランティア本部は、被災地の状況に応じて必要がある場合には、ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。

なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市町村災害救援ボランティア本部が担うものとする。

(1) 設置場所

現地事務所は、ボランティア活動が円滑に行える場所（施設）に設置するものとする。

(2) 機能・業務

- ア 市町村災害救援ボランティア本部との連絡調整
- イ ボランティアニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での支援活動
- ク ボランティアの健康管理

第5 帰宅困難者対策（県知事政策局、市町村）

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が流入、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、自宅に帰ることができない人々が多数発生することが予想される。

このため、県は、このような帰宅困難者を支援するため、防災関係機関との応援協定の締結等を推進する。

1 徒歩帰宅支援ステーション

（一社）日本フランチャイズチェーン加盟店及び富山県石油商業組合加盟店（以下「加盟店」）は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等に基づき、帰宅困難者を支援するため徒歩帰宅支援ステーションを設置する。徒歩帰宅支援ステーションは、住民に広く周知を図るため「支援ステーション・ステッカー」を店舗に掲出するものとする。

支援ステーション・ステッカー



2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容

- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報の提供
(資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」
「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」)

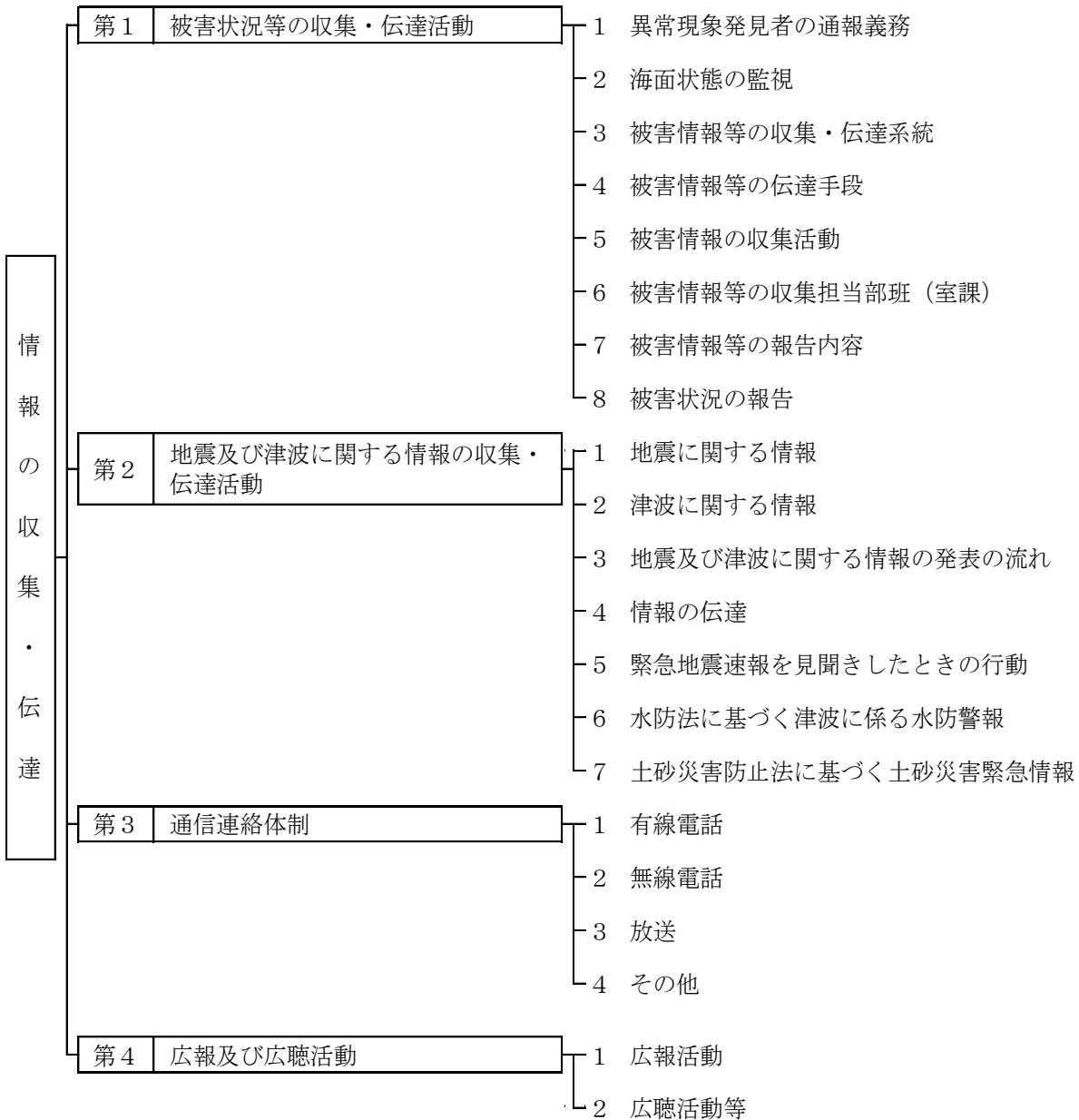
3 その他

(株)北陸銀行は、「災害時等の応援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレの提供等を実施する。(資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」)

第2節 情報の収集・伝達

県、市町村及び防災関係機関は、地震・津波情報、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

対策の体系



第1 被害状況等の収集・伝達活動

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

1 異常現象発見者の通報義務（伏木海上保安部、県警察本部、市町村）

被害が発生し、又は発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

この場合において、通報を受けた警察官又は海上保安官は、速やかに市町村長に通報する。

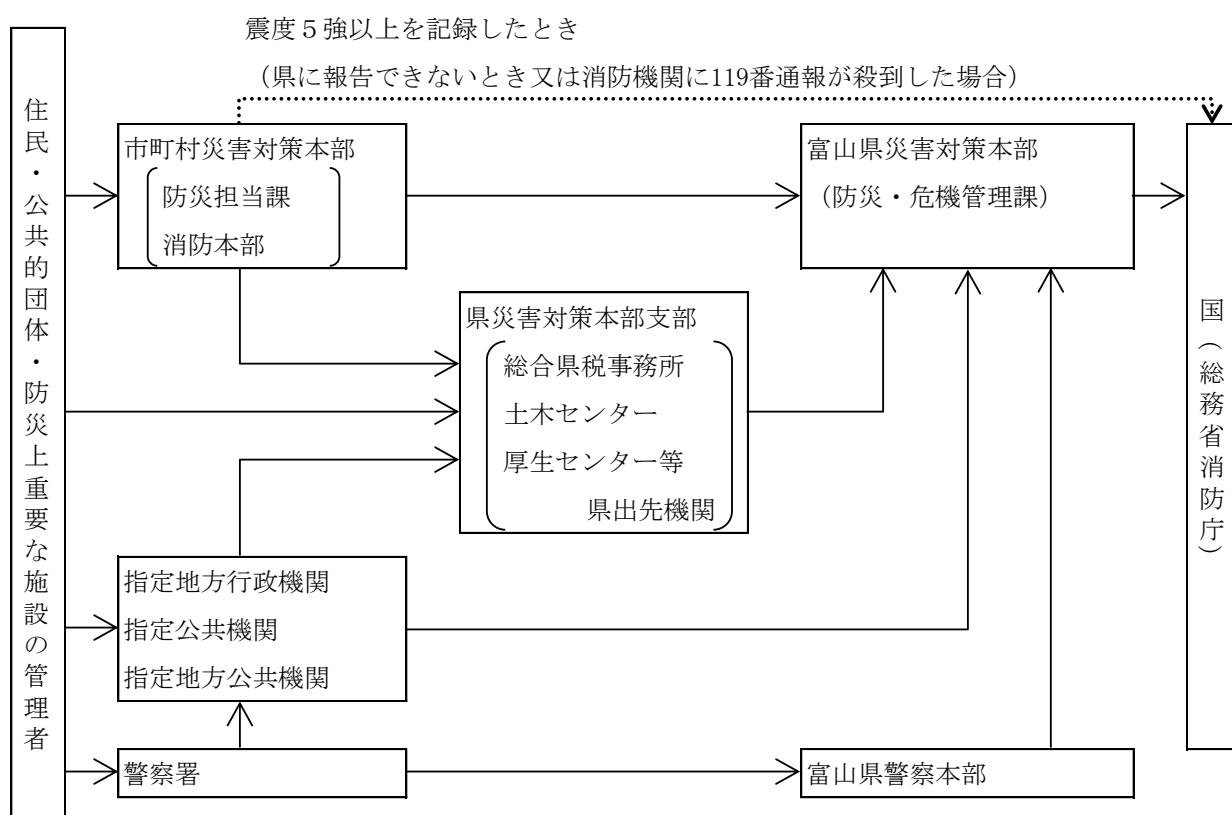
また、市町村長は、必要な関係機関に通報する。

2 海面状態の監視（北陸地方整備局、県土木部）

下新川海岸、朝日海岸、宮崎漁港海岸に設置されたCCTVカメラにより、海面の状態を的確に把握し、異常な現象が確認された場合には、速やかに関係機関に伝達する。

3 被害情報等の収集・伝達系統（各防災関係機関）

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



※（ ）内は、災害対策本部が設置されない場合を示す。

4 被害情報等の伝達手段（各防災関係機関）

県及び市町村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- (1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送に困難な場合には、ヘリ等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討することとする。
- (2) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- (3) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

5 被害情報の収集活動（県各部署）

概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。

このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

(1) 市町村、消防本部からの情報収集

被災市町村又は被災周辺市町村から、県総合防災情報システム等により情報を収集する。

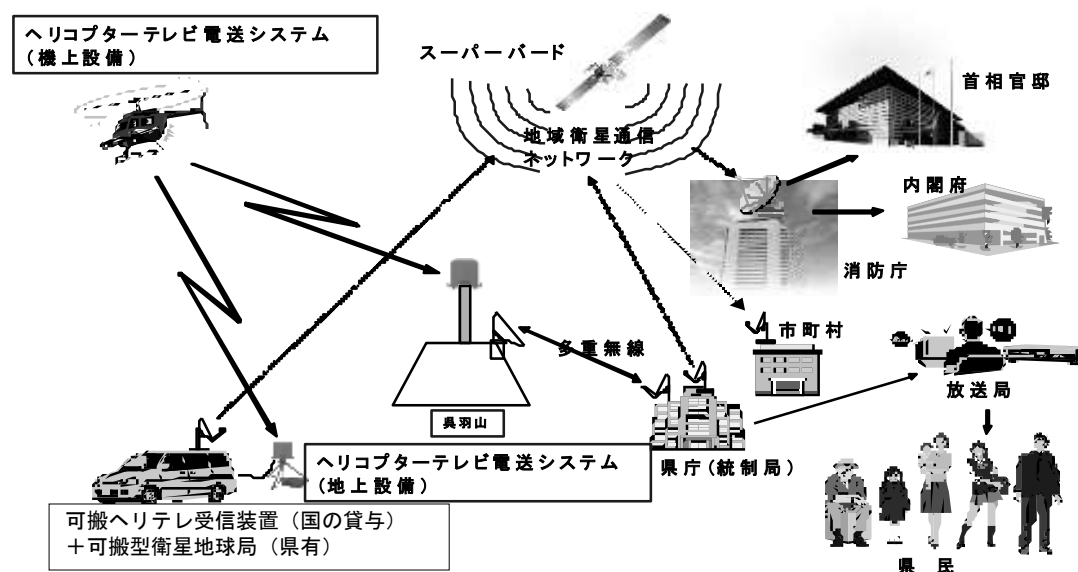
(2) 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

(3) ヘリコプター保有機関による上空からの情報収集

県消防防災ヘリコプター及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。

富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



(4) 被災地へ派遣した職員からの情報収集

被災地、被災市町村の災害対策本部、避難所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し、携帯電話、無線により、情報を収集する。

(5) 防災関係機関からの情報収集

ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を、電話、無線により収集する。

(6) テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

(7) アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟富山県支部の協力を得て情報を収集する。

(8) 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

(9) インターネットによる情報収集

インターネットにより情報を収集する。

(10) CCTVカメラによる海面状態の確認

下新川海岸に設置されたCCTVカメラにより、海面状態の確認を行う。なお、この情報は、インターネットで県民にも公開されている。

国土交通省黒部河川事務所：<http://www.kurobe.go.jp/bousai/SelectCamera1.html>

富山県入善土木事務所：<http://www.ameinfo-toyama.jp/nyuzenlive/nyuzenlive.html>

6 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局）

被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

被害項目	担当部班	備考（室課名）
人的・家屋被害	知事政策部 総務班	防災・危機管理課
社会福祉施設被害	厚生部 災害救助班	厚生企画課
医療施設被害	厚生部 医務班	医務課
商業・工業被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課
農業・水産・林業被害	農林水産部 農林水産企画班	農林水産企画課
公共土木施設被害	土木部 建設技術企画班	建設技術企画課
公共文教施設被害	文教部 教育企画班	教育企画課
公営企業施設被害	公営企業部 経営管理班	経営管理課
電力施設被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課
ガス施設被害	生活環境文化部 環境保全班	環境保全課
上水道施設被害	厚生部 生活衛生班	生活衛生課
通信施設被害	経営管理部 管財班	管財課
県庁舎被害	経営管理部 管財班	管財課
鉄道施設被害	知事政策部 地域交通班	総合交通政策室
空港施設被害	知事政策部 航空政策班	総合交通政策室

※1 災害が広範囲な場合においては、関係機関の協力を得て実施する。

2 担当部班は、被害情報をとりまとめ、速やかに知事政策部総務班（防災・危機管理課）に報告する。

7 被害情報等の報告内容（県各部局）

被害状況に関する内容は次のとおりである。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況
- オ 応急措置状況
- カ その他必要な事項

8 被害状況の報告（県知事政策局、市町村、各防災関係機関）

県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

（1）災害即報

ア 県

県は、被害が発生したときは、市町村等から人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を直ちに国（総務省消防庁経由）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、国（総務省消防庁経由）に報告するとともに関係機関へ連絡する。

イ 市町村

（ア）市町村（防災担当課、消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

（イ）県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。

（ウ）地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下において、直ちに国（総務省消防庁経由）及び県災害対策本部（防災・危機管理課）へ同時に報告する。

ウ その他の機関

被害の状況を速やかに県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

（消防庁への被害情報報告先は資料編に掲載）

（2）災害確定報告

ア 市町村 応急措置が完了した後、10 日以内に、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

イ 県 応急措置が完了した後、20 日以内に、国（総務省消防庁経由）に報告する。

（資料「11-2 知事に対して行う災害報告事項」）

第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動

県、市町村等は、地震及び津波に関する情報を関係機関の連携のもとに、迅速かつ確実に収集・伝達し、応急対策を効果的に実施する。

1 地震に関する情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。

地震動警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く発表する。

また、地震発生後、約1分半で震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を震度速報として発表する。その後、地震の発生時刻、震源地、マグニチュード、各地域の震度などを含む地震情報を発表する。震度3以上が観測された場合には、大きな揺れが観測された震度観測点のある市町村名もあわせて発表する。また、震度については、より詳細な情報を随時発表する。

(1) 地震動警報・予報（緊急地震速報）

区分	内容	名称
地震動特別警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」
地震動警報	このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける	
地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報（予報）」

※地震動予報は高度利用者向けに配信されるものであり、一般に発表されるものではない。

(2) 地震情報

種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報（津波警報、津波注意報を 発表した場合には発表 しない）	震度3以上を観測した場合、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 マグニチュード7.0以上または都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に、日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
---------	--

2 津波に関する情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する津波に関する情報は、以下のとおりである。

(1) 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」）を発表。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大
		10m (5 m < 予想高さ ≤ 10m)	
		5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表。

区分	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸までの津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(3) 津波予報

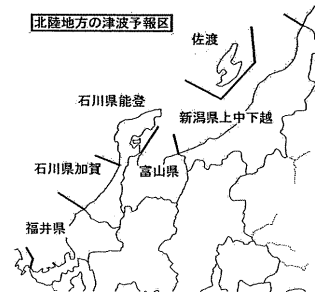
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表。

発表基準	内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

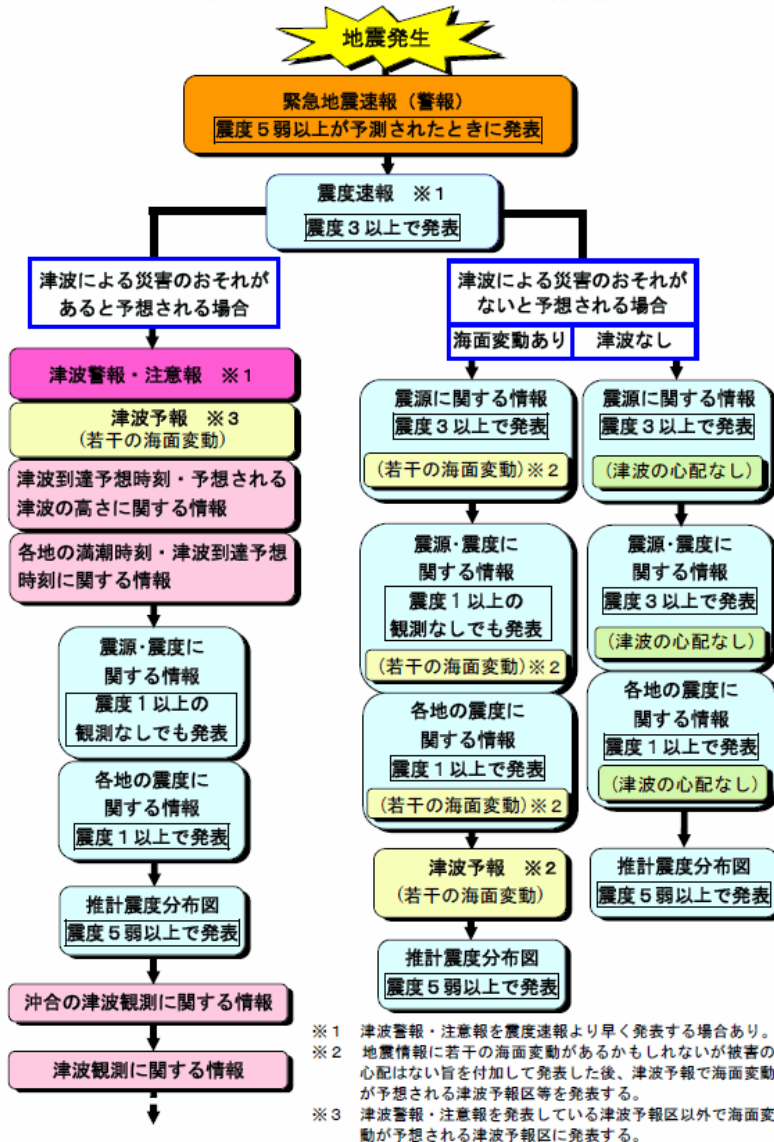
日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。そのうち、富山県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

津波予報区	富山県
区域	富山県
通知担当気象官署	気象庁本庁



3 地震及び津波に関する情報の発表の流れ

地震及び津波に関する情報



4 情報の伝達

(1) 津波に関する情報の伝達

津波に関する情報は、危険地域に対して迅速に周知する必要があるため、関係機関は、「津波警報等伝達系統図」により、迅速かつ的確に伝達する。

また、津波警報等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A-L

E R T)、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティFM放送を含む。）を含む。）、インターネット、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

ア 富山地方気象台及び関係機関は、「津波警報等伝達系統図」により伝達する。

イ 県は、「富山県総合防災情報システム」により、市町村及び消防本部に伝達する。

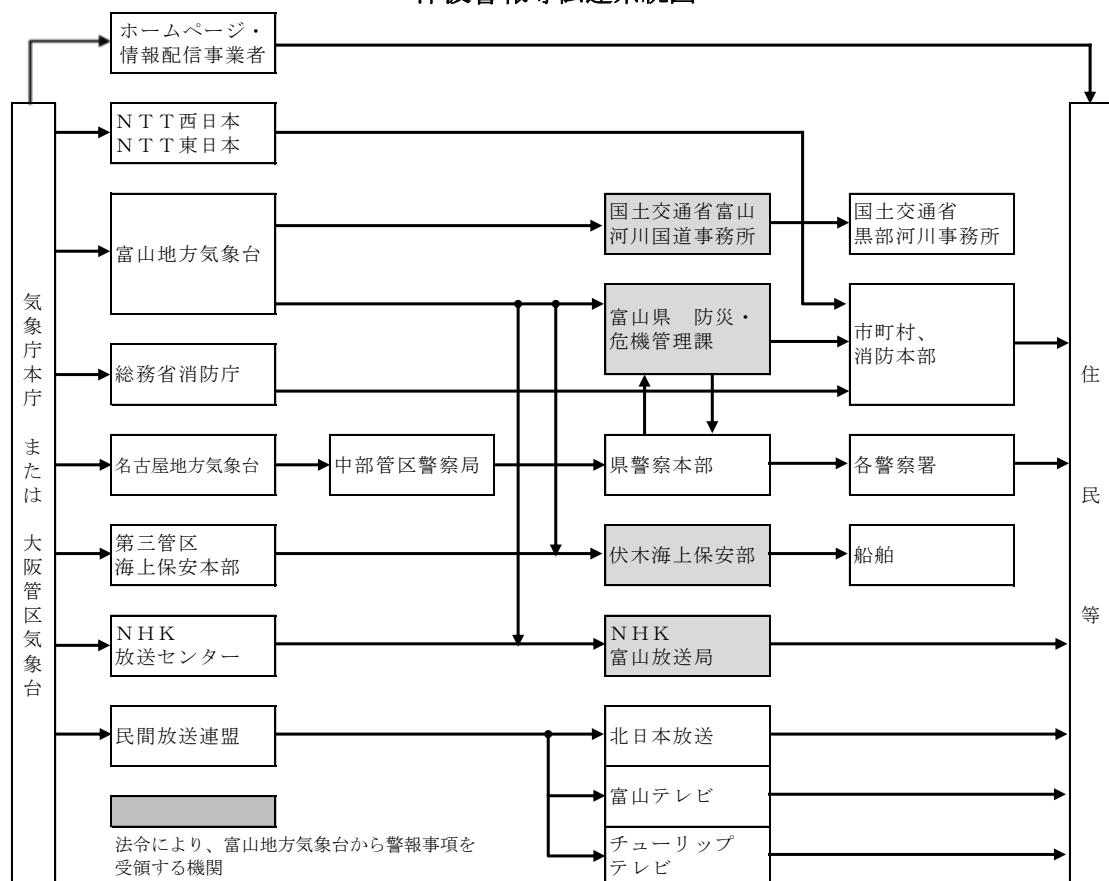
ウ NHK富山放送局は、NHK放送センター又は富山地方気象台から通知があったときは、ラジオにあつては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあつては字幕等によって放送し、住民に通知する。その他の放送機関は、民間放送連盟等から通知があったときは、ラジオにあつては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあつては字幕等によって放送し、住民に通知する。

エ 県警察本部は、中部管区警察局等から通知があったときは、警察専用通信施設により、警察署、交番等に伝達するものとし、あわせて市町村にも通知する。

オ 伏木海上保安部は、第三管区海上保安本部又は富山地方気象台等から通知があったときは、無線設備又は巡視船艇により航行中及び港内船舶に伝達する。

カ 関係市町村は、同報系防災行政無線や広報車等により、住民等へ周知するとともに、関係機関への伝達を行う。

津波警報等伝達系統図



(2) 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報の伝達は、津波に関する情報の伝達に準じて実施する。

ア 県は「富山県総合防災情報システム」により、市町村・消防本部に伝達する。

また、県の震度情報ネットワークシステムにより得られた震度情報は、適宜、防災関係機

関に提供する。

イ 放送機関は、富山地方気象台等から地震に関する情報の連絡を受けたときは、直ちに放送を行う。

ウ 市町村は、受信した情報を必要に応じ、直ちに住民等に周知するものとする。

5 緊急地震速報を見聞きしたときの行動

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかないため、その短い間に身を守るための行動を取る必要がある。

また、この短い間に行動を起こすためには、緊急地震速報が発表されたことを即座にわかるよう専用の音（報知音）を覚えておくことが重要である。

(1) 家庭

ア 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。

イ あわてて外に飛び出さない。

ウ 無理に火を消そうとしない。

(2) 人が大勢いる施設

ア 施設の係員の指示に従う。

イ 落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さない。

(3) 自動車運転中

ア あわててスピードを落とさない。

イ ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。

ウ 急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとす。

エ 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する。

(4) 鉄道やバスなどに乗車中

ア つり皮や手すりにしっかりつかまる。

(5) エレベーター内

ア 最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。

(6) 屋外にいるとき

ア 街中

(ア) ブロック塀の倒壊等に注意する。

(イ) 看板や割れたガラスの落下に注意する。

(ウ) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

イ 山やがけ付近では

(ア) 落石やがけ崩れに注意する。

6 水防法に基づく津波に係る水防警報（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

(1) 水防警報の発表

国土交通大臣又は知事は、洪水、津波又は高潮により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川等について、水防警報を発表する。

なお、水防警報は、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う旨を警告するものであるが、災害が津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事するものの安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

(2) 水防警報の種類、内容及び発表基準（津波に関するもの）

津波に係る水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりである。

なお、知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に
関係ある機関に通知するものとする。

待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認めるとき

(3) 水防警報海岸及び河川

ア 水防警報海岸

国直轄+県管理 1 海岸（下新川海岸）

イ 水防警報河川

国直轄 8 河川（黒部川、常願寺川、神通川、井田川、熊野川、庄川、小矢部川、渋江川（国直轄区域））

県管理 41 河川（境川、笹川、木流川、小川、舟川、山合川、吉田川、高橋川、黒瀬川、片貝川、布施川、鴨川、角川、早月川、中川、沖田川、上市川、白岩川、栃津川、大岩川、いたち川、坪野川、婦負山田川、土川、熊野川（上流部）、下条川、和田川（庄川）、小矢部川（上流部）、千保川、祖父川、岸渡川、子撫川、横江宮川、渋江川（県管理区域）、旅川、砺波山田川、仏生寺川、上庄川、余川川、阿尾川、宇波川）

※水防警報海岸・河川及び発表基準は平成 28 年 12 月 27 日現在のもの

7 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

(1) 緊急調査

重大な土砂災害の急迫した危険があるときにおいては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が、緊急調査を行う。

(2) 土砂災害緊急情報の通知及び周知

国又は県は、市町村の避難指示の判断に資するため、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、市町村長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講ずる。

ア 市町村への通知

国及び県は、緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を通知する必要がある場合においては、関係市町村に対し通知するものとする。

イ 地域住民への周知

県及び市町村は、土砂災害の恐れがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害の恐れのある地域に居住する住民に説明を行う。

ウ 県民への周知

国及び県は、土砂災害緊急情報を通知した場合においては、緊急情報を通知した旨、報道

機関やホームページ等を通じ、県民への周知を図る。

第3 通信連絡体制

県、市町村及び防災関係機関は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。

1 有線電話（NTT西日本）

（1）災害時優先電話

電話回線が異常に輻輳した場合においても、NTTが行う発信規制や輻輳している所への通信規制の対象とならない加入電話であり、あらかじめNTT富山支店の指定を受けるとともに、着信防止措置をとり、災害対策上支障がないよう措置しておく。

（2）専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

2 無線電話（県知事政策局、県経営管理部、NTTドコモ）

（1）県防災行政無線

震災時には、県防災行政無線が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、映像伝送機能を活用するとともに、可搬型衛星地球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。

また、県は必要に応じ、（一財）自治体衛星通信機構を通じ、必要回線の割付けを行う。

（資料「7-2 富山県防災行政無線系統図」）

（2）防災相互無線

防災相互通信周波数には、158.35 MHz と 466.775MHz の2波があり、都市部や石油コンビナート等における大規模災害時において、無線局相互間での連絡等に活用する。

（資料「7-5 富山県防災相互通信無線局」）

（3）携帯電話

県は携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、積極的に活用する。

（4）衛星携帯電話

県は、衛星携帯電話を整備し、積極的に活用する。

（5）移動体通信事業者が提供するサービス

県は、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービスを導入し、積極的に活用する。

（6）公衆無線 LAN サービス

県は、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等に対し、無料開放を行うよう働きかける。

3 放送（県経営管理部、市町村、各放送局）

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」及び「通信設備の優先利用等に関する協定」に定めた手続きにより、放送機関に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、市町村長は、知事を通じて依頼する。

(1) 依頼の手続き

次の事項を明記のうえ、文書をもって依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、後刻速やかに文書を提出する。

- ア 放送を求める理由
- イ 放送の内容
- ウ 発信者名及び受信の対象者
- エ 放送の種類

(2) 放送の依頼先

- ア 日本放送協会富山放送局
- イ 北日本放送株式会社
- ウ 富山テレビ放送株式会社
- エ 株式会社チューリップテレビ
- オ 富山エフエム放送株式会社
- カ 富山県ケーブルテレビ協議会

(資料「12-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」)

4 その他（各防災関係機関）

災害に関する情報連絡を迅速に行うため、市町村防災行政無線（地域防災無線を含む。）等他機関の無線通信施設を利用することができるものとする。

(1) 利用できる主な施設

- ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第 28 条で定める業務を行う機関の保有する無線

通信施設名	通信系統
市町村防災行政無線	市町村とその集落及び防災関係機関等を結ぶ回線
消防防災無線	消防庁と都道府県を結ぶ回線
中央防災無線	官邸及び内閣府等（防災関係省庁を含む。）と都道府県を結ぶ回線
国土交通省回線	国土交通省と同省の出先機関並びに都道府県を結ぶ回線
警察庁回線	警察庁と都道府県警察を結ぶ回線
気象庁回線	気象庁と気象庁の出先機関を結ぶ回線
海上保安庁回線	海上保安庁と海上保安庁の出先機関を結ぶ回線
消防・救急無線	消防機関等相互を結ぶ回線
県警察無線	県内の警察機関相互を結ぶ回線
鉄軌道無線	西日本旅客鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、万葉線(株)の各関係機関を結ぶ回線

電気事業用無線	北陸電力(株)、関西電力(株)の各関係機関を結ぶ回線
---------	----------------------------

イ 非常通信協議会の構成員の保有する無線

(資料「7-7 各市町村から対県通信計画」、「7-8 富山地区非常通信協議会構成員名簿」)

ウ 前号以外で無線局を有する機関の無線

(2) 相互協力

発受信者と無線局の設置者は、非常通信協議会等を通じて、事前に十分に協議を行い、災害時の通信の確保に協力するものとする。

第4 広報及び広聴活動

震災時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況や各種の生活情報を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

なお、県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期的記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

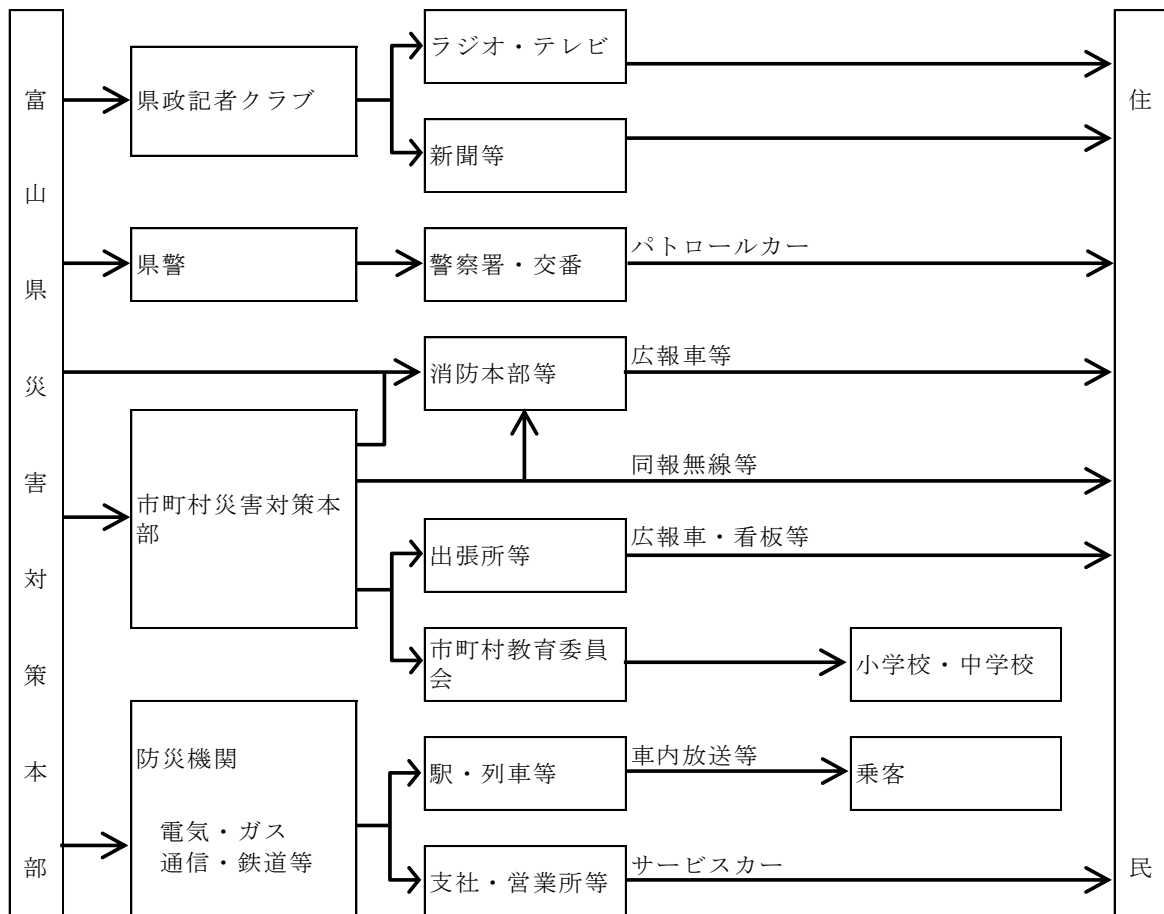
また、速やかな復旧を図るため、各防災関係機関が連携をとりながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。

1 広報活動（各防災関係機関）

(1) 実施機関

各機関が関係機関と連絡をとりながら、適切かつ迅速に行う。

震災時の広報活動フロー



(2) 広報活動の内容

ア 広域災害広報

県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア) 地震発生直後の広報

a 地震・津波に関する情報

(イ) 発災直後の広報

a 災害発生状況（人的被害、住家被害等の概括的被害状況）

b 道路情報（道路通行不能等の道路交通情報）

c 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、運行状況）

d 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）

e 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

f 道路情報（道路通行不能等の道路交通情報）

g 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、通行状況）

(ウ) 応急復旧活動段階の広報

a 災害発生状況（人的被害、住家被害等市町村より報告された被害状況の集計値）

b 住民の安否情報（市町村毎にとりまとめた被災者の氏名等）

c 給食・給水実施状況（市町村への支援状況等）

d 生活必需品の供給状況その他生活に密着した情報（県全域にわたる情報等）

e 河川・港湾・橋梁等公共土木施設の被災、復旧状況

(エ) 支援受入れに関する広報

a 必要なボランティア情報（県外からの支援者の受入れ調整等）

b 義援金・救援物資の受入に関する情報

(オ) 被災者に対する広報

a 被災者相談窓口の開設状況

b 県民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(カ) その他必要事項

イ 地域災害広報

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア) 地震発生直後の広報

a 地震・津波に関する情報

(イ) 発災直後の広報

a 災害発生状況（家屋の倒壊、火災等災害発生状況）

- b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
- c 交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等）
- d 地域住民のとるべき措置（火災防止、流言飛語の防止、近隣助け合いの呼びかけ等）
- e 避難の指示、勧告（避難地域の状況、緊急避難場所及び避難所の開設状況等）
- f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(ウ) 応急復旧活動段階の広報

- a 地域住民の安否情報（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- b 給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報（水道管等地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

(エ) 支援受け入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- b 義援金・救援物資の受入れに関する情報

(オ) 被災者に対する広報

- a 被災者への相談サービスの開設状況

(カ) その他必要事項

(3) 災害報道

震災時においては、余震や津波情報を迅速に伝達するとともに、情報の混乱から生じるパニックを防止することも大切である。

また、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい生活情報をより速く、的確に伝えることで人心を安定させ、社会的混乱を最小限にとどめることが必要である。

特に、放送による災害報道は、広範囲にしかも迅速に伝達されるため、震災時の情報伝達にあたって積極的に活用するものとする。

ア 報道機関への発表

県、市町村及びその他防災関係機関は、報道機関に対して、災害の規模等に応じて、定期的又は随時に、被害状況、応急活動状況等必要事項を発表するとともに、積極的に資料を提供するものとする。

(ア) 震災に関する情報の報道機関への発表は、災害情報、被害状況及び応急活動等状況の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

(イ) 発表は、原則として災害対策本部広報班長（広報課長）が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部広報班長（広報課長）に発表事項及び発表場所について連絡するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

(ウ) 防災関係機関は、報道機関に対して災害に関する情報を発表した場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報班長（広報課長）へ報告するものとする。

イ 災害報道の実施

報道機関は、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在住外国人に十分配慮するよう努めるものとする。

(4) 関係機関の応援協力関係

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積

極的に協力する。

イ 各防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

2 広聴活動等（県経営管理部、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、次のとおり広聴活動等を実施する。

（1）総合窓口の設置

災害対策本部に被災者からの相談、要望、苦情を受け付ける総合窓口を設置し、専任職員を配置する。

（2）広聴活動の実施

ア 県

災害の規模や現地の状況を勘案し、又は被災市町村の要請に基づき、次のとおり市町村の広聴活動を支援する。

（ア）被災地を巡回して移動相談を実施する。

（イ）関係市町村と連携をとりながら、被災地及び避難所に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情を聴取し、速やかに関係各部署に連絡して適切な処理に努める。

（ウ）警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を配置して警察関係の相談にあたる。

イ 市町村

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡し、適切な処理に努めるとともに、地域住民の安否情報の収集に努めるなど、強力な広聴活動を実施するものとする。

（3）住民等からの問い合わせに対する対応

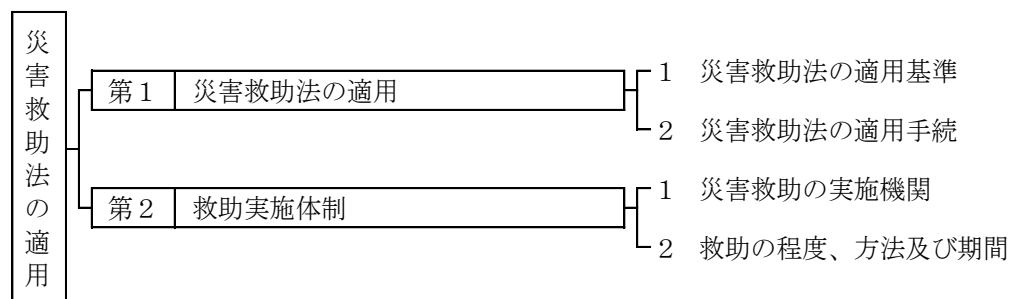
県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

県内において、市町村の区域を単位として住家の滅失した世帯数が一定規模以上であること、多数の者が生命、身体に危害を受けあるいは受けるおそれが生じた場合であること、そして、被災者が現に救助を要する状態にあるときには、知事は災害救助法を適用する。

対策の体系



第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準（県知事政策局）

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである。（資料「5-1-2 富山県における災害救助法の適用基準」）

- (1) 市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が基準以上であること。
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、市町村の被害世帯数が基準以上であること。
- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと又は、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当すること。（資料「5-1-1 災害救助法の過去の適用例」）

2 災害救助法の適用手続（県知事政策局、市町村）

- (1) 災害に際し、市町村における災害が、前記1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちに被害状況を知事に報告する。
- (2) 知事は、市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に連絡するとともに、内閣府に情報提供する。
- (3) 災害救助法を適用したときは、富山県災害救助法施行規則（昭和41年富山県規則第24号）第3条により、告示する。

第2 救助実施体制

1 災害救助の実施機関（県厚生部、県関係部局）

- (1) 災害救助法が適用された場合の救助は、県が実施機関となる。
- (2) 災害救助法第 13 条第 1 項の規定により、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うことができる（以下「救助の委任」という。）。この場合、市町村長が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。（災害救助法施行令第 17 条第 1 項）
- (3) 救助の委任をしない事項についても災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市町村長が救助を開始し、事後、知事に報告する。
- (4) 物資や土地の収用等に係る法第 7 条から第 10 条までに規定する事務について救助の委任をした場合は、県は直ちに公示する。

2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局）

- (1) 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、知事が定める。（富山県災害救助法施行規則別表第 1）
- (2) 内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。

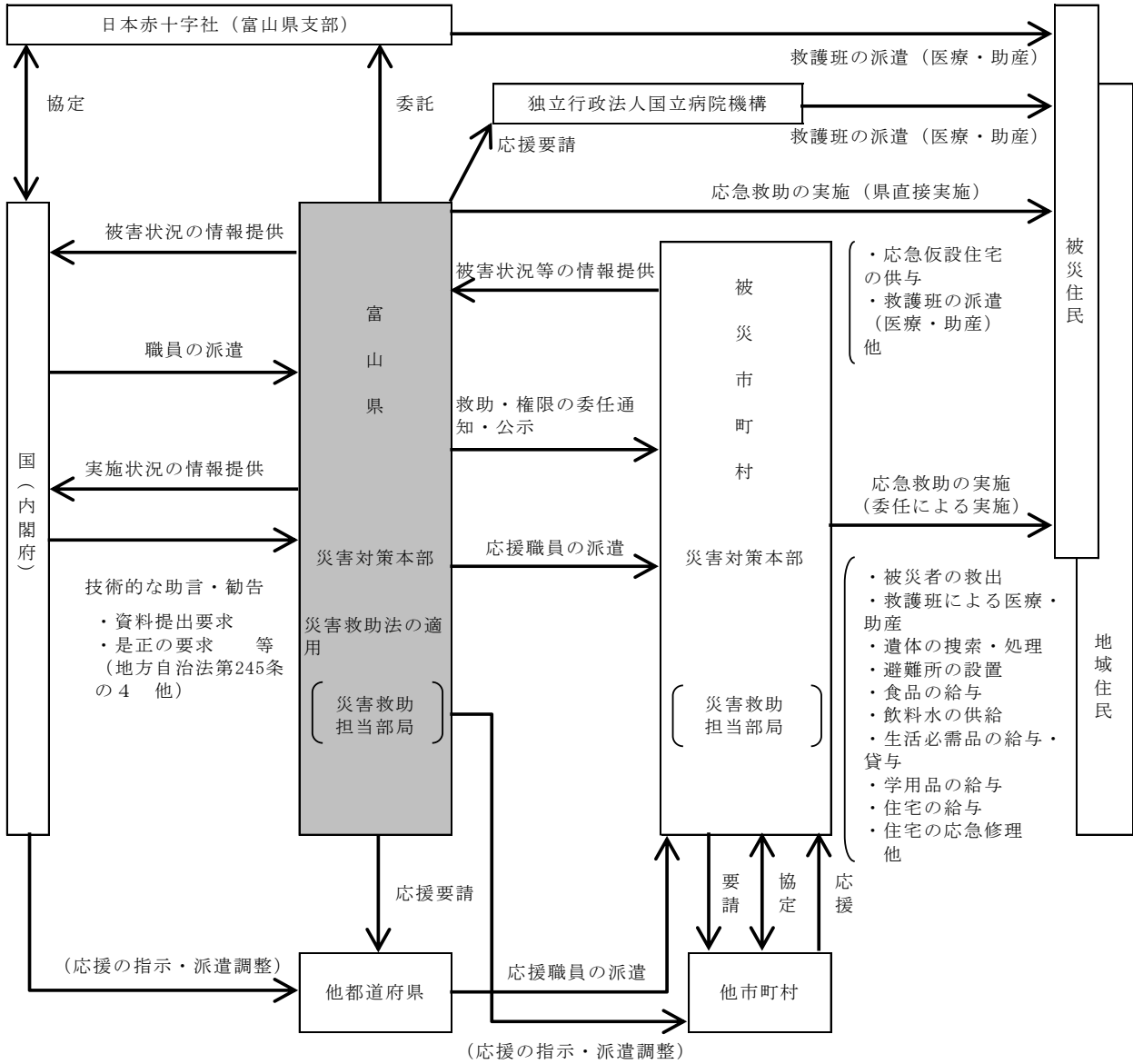
救助の種類・期間

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の <u>供与</u>	災害発生の日から 7 日以内
応急仮設住宅の <u>供与</u>	災害発生の日から 20 日以内に着工、 完成の日から 2 年以内
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から 7 日以内
飲料水の供給	災害発生の日から 7 日以内
被服・寝具その他生活必需品の給（貸）与	災害発生の日から 10 日以内
医療	災害発生の日から 14 日以内
助産	分べんした日から 7 日以内
被災者の救出	災害発生の日から 3 日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から 1 月以内
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から 1 月以内
学用品の給与（教科書） （文房具）	災害発生の日から 1 月以内 災害発生の日から 15 日以内
埋葬	災害発生の日から 10 日以内
死体の搜索	災害発生の日から 10 日以内
死体の処理	災害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	災害発生の日から 10 日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※ 救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第 3 条第 2 項）

また、医療、助産、死体の処理（死体の洗浄・縫合等）については、日本赤十字社富山県支部に委託している。
（資料「12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」）

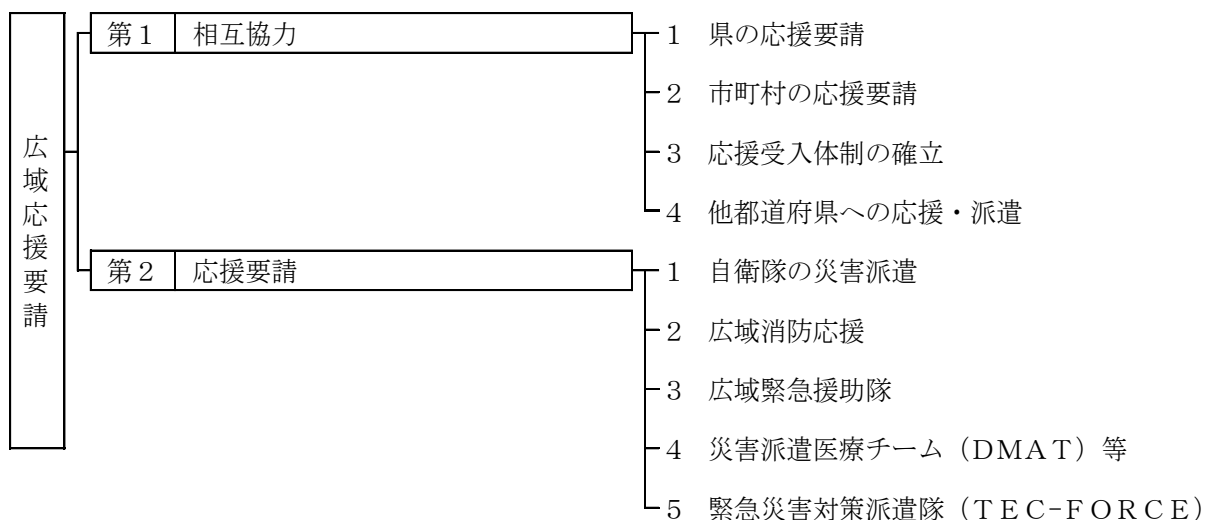
災害救助法による応急救助の実施概念図



第4節 広域応援要請

地震・津波の規模や情報収集した被害状況から、防災関係機関だけでは対応が困難な場合は、相互応援協定等に基づく広域応援要請や自衛隊の災害派遣要請を迅速、的確に行う。

対策の体系

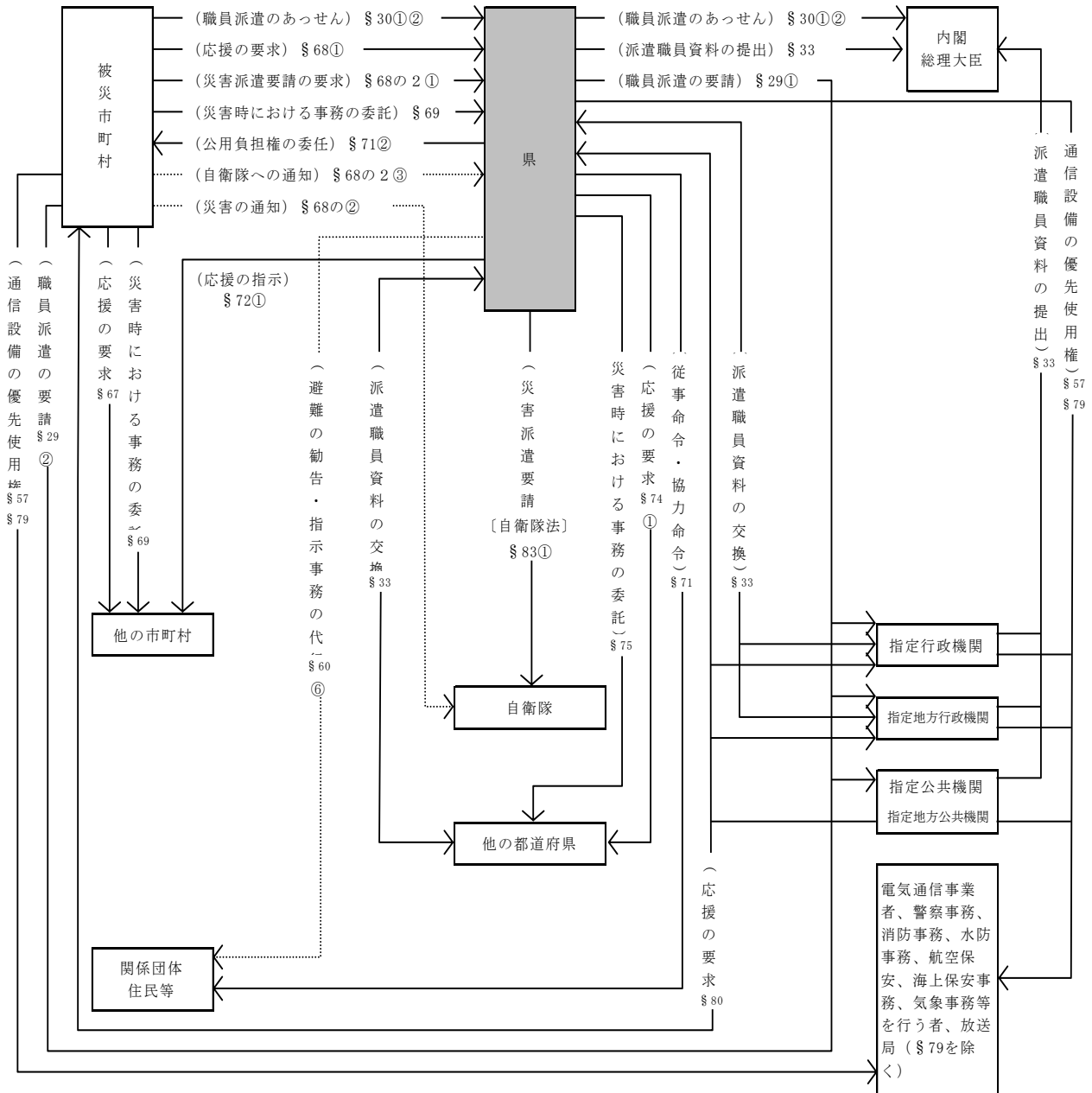


第1 相互協力

地震・津波により災害が発生した場合、各防災関係機関は、必要に応じて、他の機関や団体などに協力を求めるなどして、災害対策を円滑かつ効果的に実施することが必要である。

特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。

災害時の応援協力体制（災害対策基本法）



※ § は「災害対策基本法第○条」を示す。

1 県の応援要請（県知事政策局）

(1) 他市町村への応援指示

知事は、市町村の行う災害応急対策を応援するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示し、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示又は調整を行う。

- ア 応援を求める理由
- イ 応援を必要とする人員、物資
- ウ 応援を必要とする場所、期間
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他都道府県への要請

ア 相互応援協定に基づく要請

知事は、必要があると認めるときは、中部9県1市の「災害応援に関する協定書」、石川県及び福井県との「北陸三県災害相互応援に関する協定」又は新潟県との「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、次の事項を明らかにして応援を求める。

(ア) 被害の状況

(イ) 次に掲げるものの品名、数量等

a 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材

b 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等

(ウ) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の職種別人員

(エ) 応援の場所及び応援場所への経路

(オ) 応援の期間

(カ) その他必要な事項

(資料 「12-6-2 災害時等の応援に関する協定書」、「12-7 北陸三県災害相互応援に関する協定」
「12-8 災害時の相互応援に関する協定書」)

イ 全国都道府県の災害時応援

知事は、応援協定を締結している県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、平成24年5月18日に締結した「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、次の事項を示し、全国知事会又はブロックの幹事県等に対し、広域応援を要請する。

(ア) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

(イ) 施設、提供業務の種類又はあっせんの内容

(ウ) 職種及び人数

(エ) 応援区域又は場所及びそれに至る経路

(オ) 応援期間（見込みを含む。）

(カ) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(資料 「12-6-1 全国都道府県における災害等時の広域応援に関する協定」)

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん要請

ア 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節について同じ。）に対する職員派遣要請

知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって、当該機関の職員の派遣を要請する。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 内閣総理大臣に対する職員派遣のあっせん要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に

対し、次の事項を記載した文書をもって指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

- (4) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する災害応急対策の要請

知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、当該機関が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。

- (5) 公共的団体・民間団体等に対する要請

知事は、必要があると認めるときは、県の地域内における公共的団体・民間団体に対し協力を要請する。

2 市町村の応援要請（市町村）

- (1) 他市町村への要請

市町村長は、必要があると認めるときは、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

- (2) 県への要請

ア 県への応援要請

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって県の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由
- (イ) 応援を希望する人員、物資等
- (ウ) 応援を必要とする場所、期間
- (エ) 応援を必要とする活動内容
- (オ) その他必要な事項

イ 知事に対する職員派遣のあつせん要請

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関又は特定公共機関^{*}の職員の派遣についてあつせんを求める。

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

- (3) 国等の機関に対する職員派遣の要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認め

るときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 公共的団体、民間団体等に対する要請

市町村長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請するものとする。

※特定公共機関 その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの。

3 応援受入体制の確立（県知事政策局、市町村）

(1) 連絡体制の確保

県及び市町村は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、国、関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報連絡を行う。

(2) 受入体制の確保

県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、指定公共機関が県に協力した場合の経費負担については、災対法又は各計画に定めるもののほか、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

4 他都道府県への応援・派遣（県知事政策局）

県は、他都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で応援要請がされた場合は、災害対策基本法に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。

(1) 支援体制の確保

県は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確保する。

(2) 被害情報の収集

県は、応援を迅速かつ的確に行うため、被災地の被害情報の収集を速やかに行い、支援活動を検討する。

(3) 応援の実施

県は、収集した被害情報に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

第2 応援要請

地震・津波の規模や情報収集した被害情報から、自衛隊等の派遣を要請する必要がある場合、知事は、直ちに自衛隊等に派遣要請するものとする。

1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県知事政策局、市町村、各関係機関）

知事は、地震・津波により災害が発生し必要がある場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(1) 災害派遣要請の手続き

自衛隊に対する災害派遣要請手続きは、次のとおりである。

ア 要請者 知事

イ 要請手続

知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあつては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(資料「12-1 自衛隊災害派遣要請依頼書」、「12-2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書」)

ウ 要請文書あて先

あて先	所在地	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長	〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-8510 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令	〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267	0761-22-2101

(2) 災害派遣要請の依頼手続き

ア 依頼者 市町村長又は関係機関の長

イ 依頼手続

市町村長又は関係機関の長が、知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により防災・危機管理課に依頼し、事後、速やかに文書を送達する。また、通信の途絶等により、市町村長が知事に対して、災害派遣要請の依頼ができない場合は、直接、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を部隊に通知し、事後、速やかに所定の手続きを行う。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(3) 自衛隊の自主派遣

ア 自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して、当該災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報活動を行う場合。

(イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた

場合に、直ちに救援の措置をとる必要がある場合。

(ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。

(エ) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがない場合。

イ 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに、部隊の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。

ウ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

(4) 自衛隊との連絡

ア 情報の交換

県及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。

イ 連絡員の派遣依頼

県は、災害が発生した場合、陸上自衛隊第14普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部及び航空自衛隊第6航空団に対し、県災害対策本部（本部設置前には、防災・危機管理課）への連絡幹部の派遣を依頼し相互の連携をとるとともに、県庁内に自衛隊連絡所を設置する。

(5) 災害派遣部隊の受入体制

ア 災害救助復旧機関との調整

知事及び市町村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効果的に作業を分担するよう配慮する。

イ 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊が作業を速やかに開始できるよう、次の基準により計画を立てる。

また、作業実施に必要な資材を整えるとともに、諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

(ア) 作業箇所及び作業内容

(イ) 作業の優先順位

(ウ) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(エ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

ウ 活動拠点の確保

知事及び市町村長は、次の活動拠点を確保する。

(ア) 宿舎（テント設営敷地を含む。）

(イ) 資機材置場、炊事場

(ウ) 駐車場

(エ) ヘリコプター離着陸場

場所は、被災地近傍の公園、グラウンド等が適切で、面積は、連隊（千人規模）で約15,000㎡、師団（約1万人程度）で約140,000㎡以上の地積が必要である。

（資料 「8-8 自衛隊ヘリコプター諸元」、「8-10 ヘリポートの準備」）

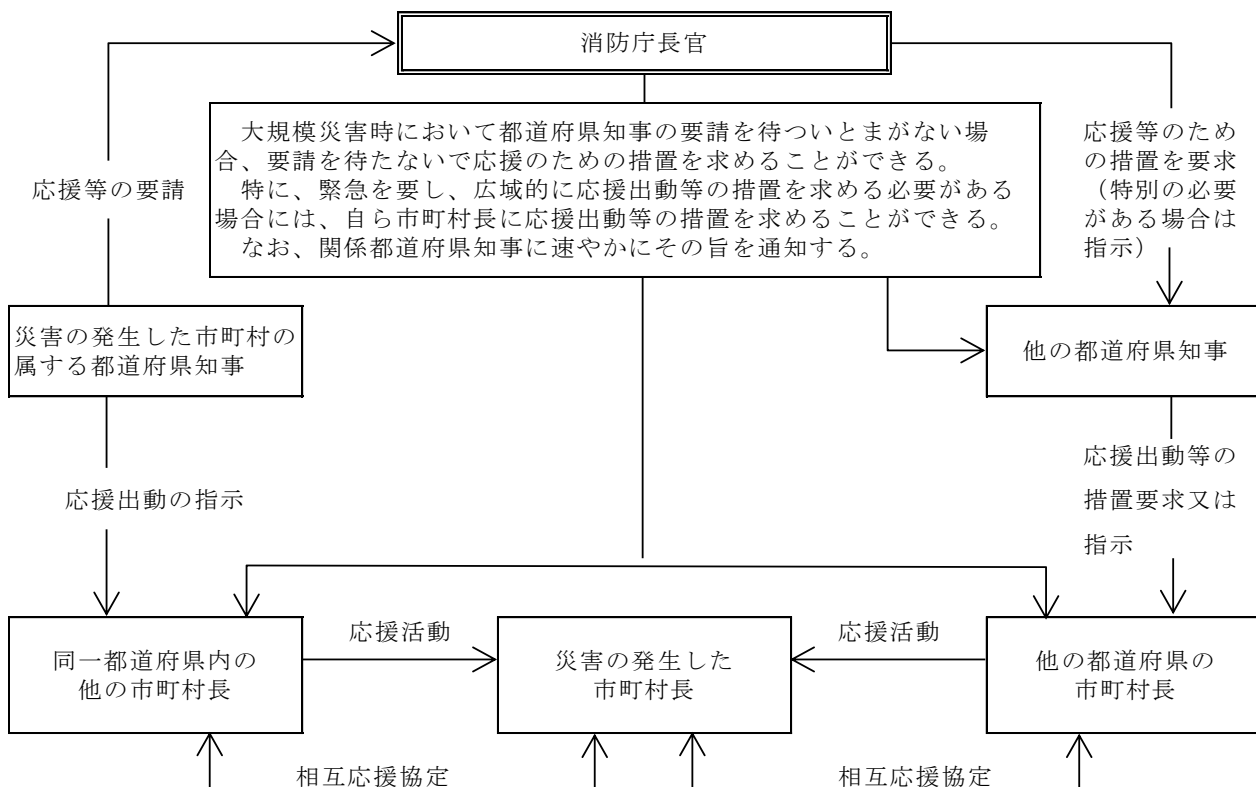
(6) 災害派遣の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに搜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積みこみ等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

2 広域消防応援（県知事政策局、市町村）

被災市町村長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、他の消防に応援、支援を要請するものとする。

大規模災害時における緊急の広域消防応援フロー（消防組織法第 44 条関係）



(1) 市町村消防相互の応援協力

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第 39 条の規定に基づき、昭和 44 年 3 月 7 日、県内市町村相互の応援協定を締結している。

(資料「12-9 富山県市町村消防相互応援協定」、「12-5 県及び市町村等の応援協定締結状況」)

被災市町村長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県下の他の消防に対し、富山県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

(2) 消防庁長官への応援要請

知事は、市町村長からの要請又は自らの判断により、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防御に対応できないと認める場合には、消防組織法第 44 条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣を消防庁長官に要請するものとする。

ア 緊急消防援助隊

国内で発生した地震等の大規模災害時に、全国の消防機関による迅速な援助体制を確保するため、消防組織法第 45 条の規定に基づき、各都道府県に緊急消防援助隊が編成されている。

知事は、消防組織法第 44 条の規定に基づき、消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。(緊急消防援助隊応援要請先及び連絡方法は資料編に掲載)

(資料「12-13 各都道府県が被災地となった場合に 24 時間以内に到着する都道府県隊一覧」)

イ 広域航空消防応援

大規模特殊災害時において、迅速かつ効果的な人命救助活動等を行うためには、ヘリコプター等の航空機を活用した消防活動や応援救助隊を早期に派遣することが極めて有効である。

知事は、消防組織法第 44 条の規定に基づき、消防庁長官に他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプター等による応援を要請し、当該応援の要請を受けた都道府県等は、円滑か

つ迅速にこれに応ずるものとしている。

(資料 「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」)

3 広域緊急援助隊（県警察本部）

広域緊急援助隊は、国内の大規模災害時に、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。

公安委員会は、大規模災害が発生した場合には、支援県警察に対し、援助の要求を行うものとし、当該派遣の要求を受けた支援県警察は、速やかにこれに応じるものとしている。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（県知事政策局、県厚生部）

(1) 応援要請

知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

(2) 広域医療搬送

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に航空搬送する必要があるときは、必要に応じて、富山空港に広域医療搬送拠点を設置し、傷病者の搬送について、自衛隊や消防庁等関係機関に要請する。また、富山空港消防除雪車庫において臨時医療施設（SCU）を設置する。

※広域医療搬送拠点での臨時医療施設（Staging Care Unit。略称「SCU」）

患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設として、必要に応じて、被災地域及び被災地域外の広域医療搬送拠点に設置される。

被災地域に設置されるSCUでは、被災地域内の病院等から集められた患者の症状の安定化を図り、航空機による搬送のためのトリアージを行う。被災地域外に設置されるSCUは、航空機により搬送された患者について、転送される医療機関の調整と転送のためのトリアージを行う。

5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。

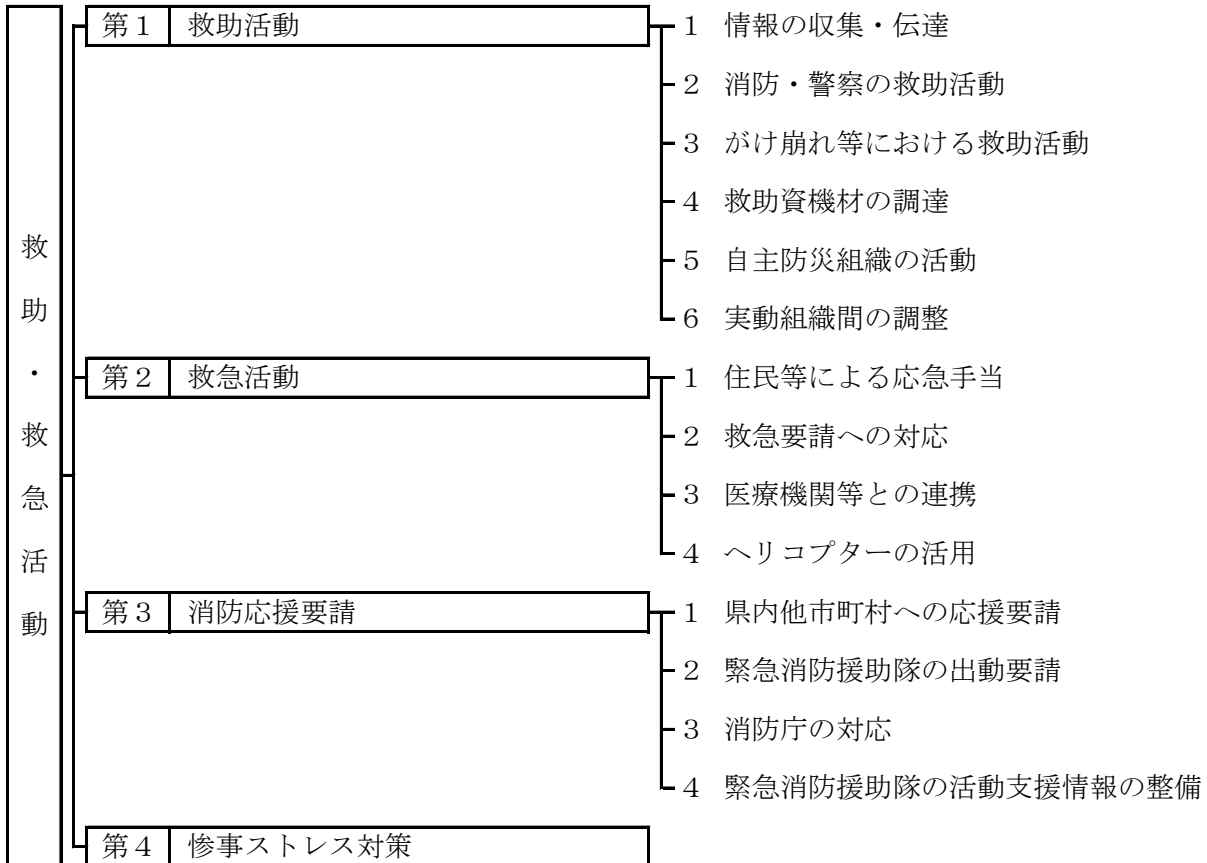
知事又は市町村長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行うこととし、当該派遣要請を受けた国土交通省は、迅速にこれに応ずることとしている。

第5節 救助・救急活動

災害時には、家屋等の倒壊による下敷きや、火災、がけ崩れ、地すべり等による生き埋めなど早急に救助、救急を必要とする事象が多量に発生することが予想される。

このため、消防、警察、自衛隊、海上保安部、施設等の管理者、関係防災機関等は緊密な連携をとりながら、救助、救急活動を迅速に行う。

対策の体系



第1 救助活動

消防、警察、自衛隊及び施設等の管理者は、家屋の倒壊、がけ崩れ等災害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集・伝達（県警察本部）

消防・警察は、119番・110番通報、住民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの情報提供等により被災状況を早期に把握し、救助態勢を整え、収集した被災情報を防災関係機関に連絡する。

2 消防・警察の救助活動（県警察本部）

- (1) 震災後、多発すると思われる救助要請に対しては救助計画をたて、組織的な対策をとる。
- (2) 自主防災組織、住民が独力で救助可能と思われる場合は、自主防災組織等に救助活動を実施するよう促す。

- (3) 震災発生初期においては、住民、関係機関等の通報等により活動し、その後は、計画的な搜索活動を行う。
- (4) 要救助者が多数いる場合は、次の事象を優先して救助活動を行う。
 - ア 救命活動を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできるかぎり自主的な処置を行わせ、他の関係機関と連携した活動を行う。
 - イ 同時に多数の救助救急活動を要する場合は、被災の程度、傷病者の発生の程度に応じて優先順位を決定する。
- (5) 災害の実態、規模に応じて、単独で、また、保有している資機材等で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、NPO 法人全国災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

3 がけ崩れ等における救助活動（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

人命を救助するため、がけ崩れ等崩壊土砂を除去する必要がある場合は、まず、道路等の施設管理者が主体となって土砂を除去し、その後、消防、警察、自衛隊及び管理者が連携して救助活動にあたる。

4 救助資機材の調達（各防災関係機関）

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

5 自主防災組織の活動

- (1) 自主防災組織及び自衛消防隊は、まず、自分たちの住んでいる地域ないし事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、消防に連絡する。
- (2) 被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防に協力する。

6 実動組織間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第2 救急活動

消防等は、震災時に大量に発生する傷病者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。また、住民等は、できる限り応急手当を行い救急活動に協力する。

1 住民等による応急手当

住民、自主防災組織及び消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生（AEDを含む。）等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

2 救急要請への対応（市町村）

- (1) 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できない場合は、県、市町村、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。
- (2) 救急隊員は、トリアージにより負傷者の状況に応じた応急処置を行う。

3 医療機関等との連携（県厚生部、市町村）

- (1) 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。
- (2) 消防機関は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の被災状況や重傷者の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

4 ヘリコプターの活用（県知事政策局、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター又は富山県ドクターヘリを活用する。

ただし、傷病者が多数いるため、これらのヘリコプターだけで対応できない場合は他県市、自衛隊及び海上保安部に応援を要請する。

第3 消防応援要請

市町村は、自ら救助・救急活動を実施することが困難な場合、県内他市町村や県へ応援要請を行う。

1 県内他市町村への応援要請（県知事政策局、市町村）

県内他市町村への応援要請は「富山県市町村消防相互応援協定」又は消防組織法第43条による知事の指示により行う。

2 緊急消防援助隊の出動要請（県知事政策局、市町村）

- (1) 緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。
 - ア 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況
 - イ 応援要請日時、必要応援部隊
 - ウ その他の情報（必要資機材、装備等）
- (2) 県は、市町村から緊急消防援助隊の出動要請を受けた場合又は市町村の要請を待ついとまがない場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請し、その旨を代表消防機関及び当該市町村に対して連絡する。

3 消防庁の対応

消防庁長官は、大規模災害時において知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで、他県等の知事に対し応援のための措置を求めることができることとなっている。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、自ら市町村長に

応援出動等の措置を求めることができる。

また、東海地震等の大規模な災害又は毒性物質の発散などの特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。

なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、市町村長は受入体制を整備する。

4 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備（市町村）

消防本部は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

- (1) 地理の情報（広域地図、住宅地図等）
- (2) 水利の情報
 - ア 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - イ 水利の所在地
 - ウ 水利地図（広域地図、住宅地図等）
- (3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報
- (4) 住民の避難場所の情報
- (5) 野営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

第4 惨事ストレス対策（各防災関係機関）

救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

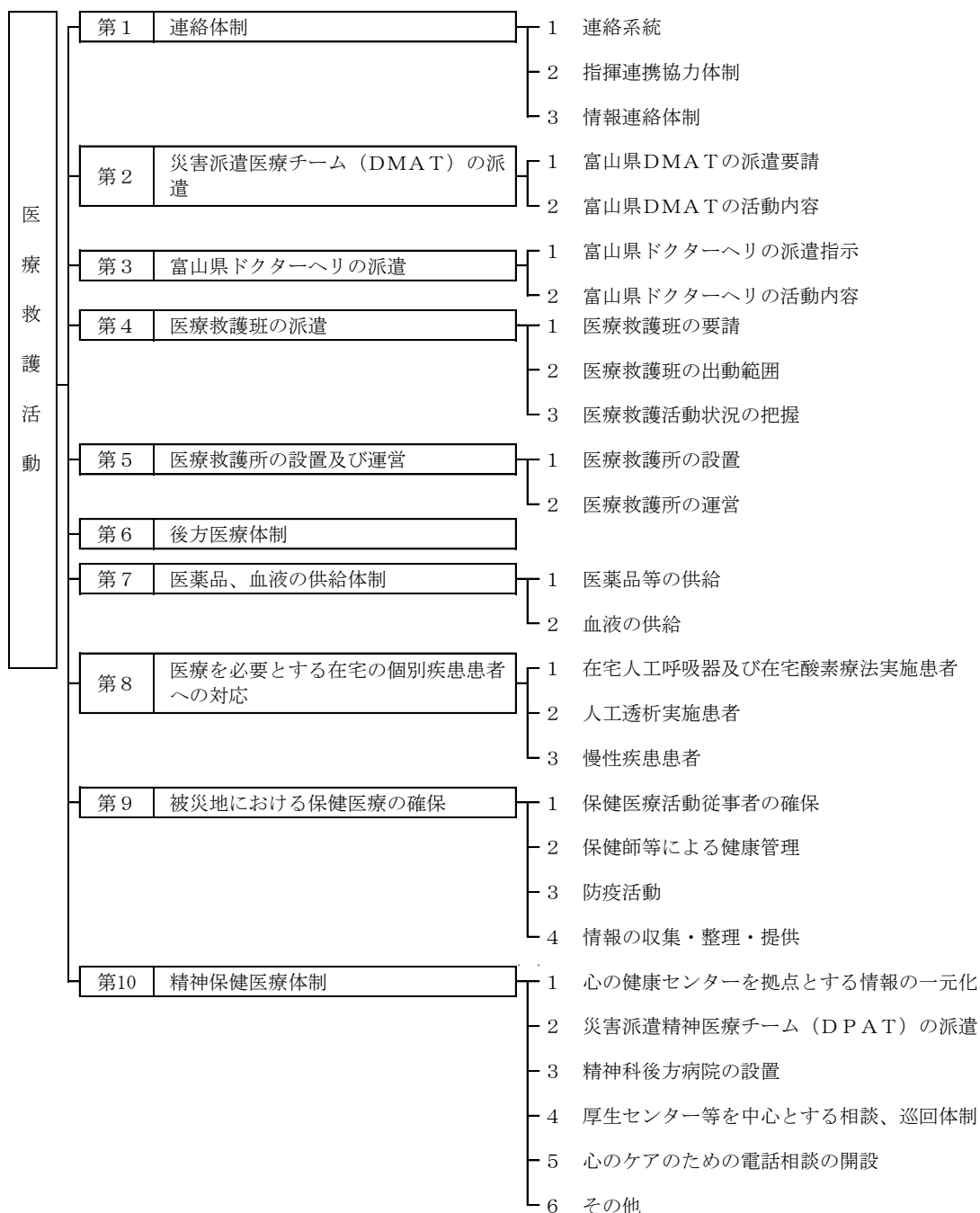
第6節 医療救護活動

震災時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は県民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、県は、各市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

本節では、医療救護に係る連絡体制、医療救護班の派遣、医療救護所の設置及び運営、後方医療体制等の施策を定める。

対策の体系



第1 連絡体制

1 連絡系統（県厚生部）

(1) 連絡系統は、別図のとおりとする。

(2) 県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班等の派遣の要請を行う。

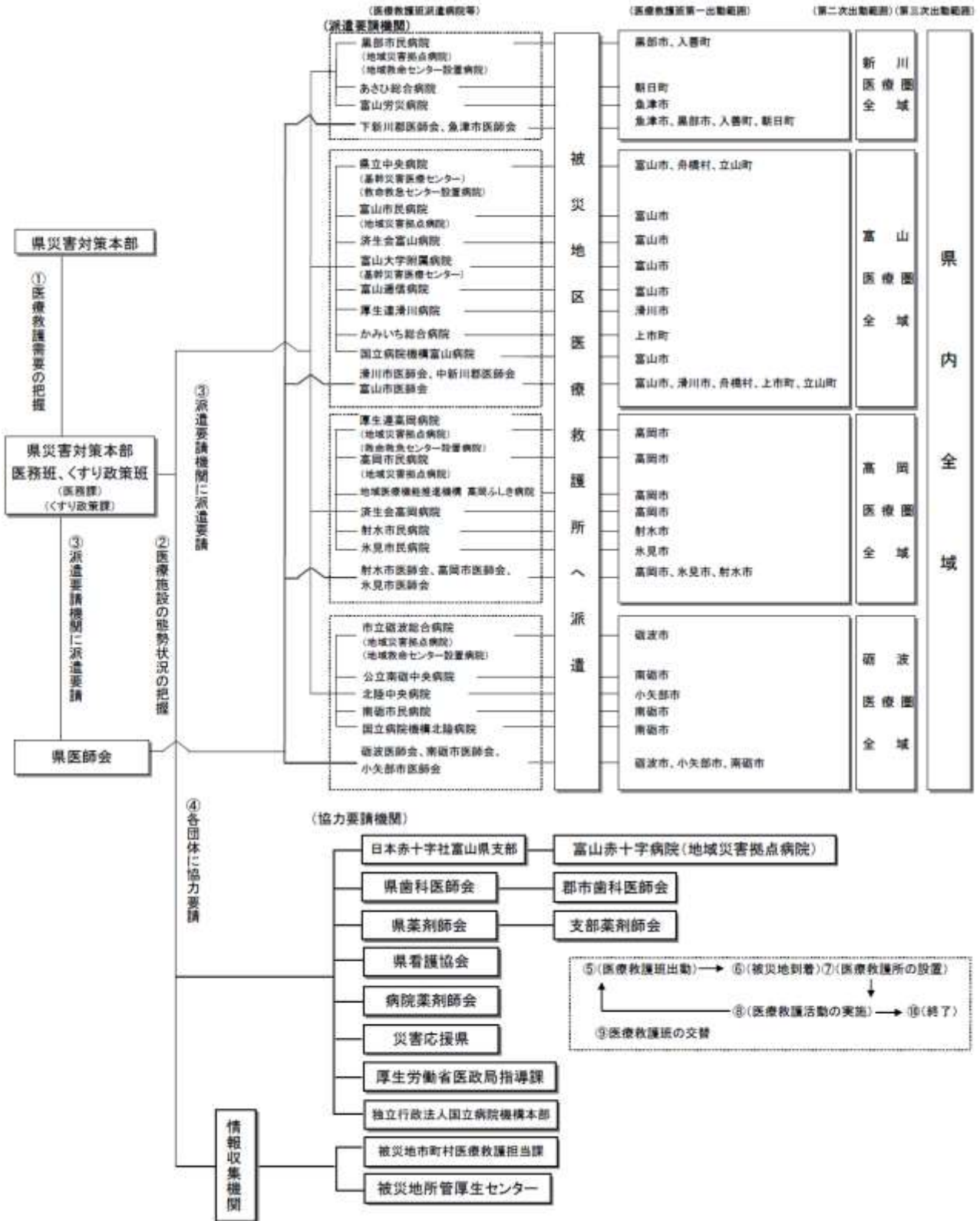
ただし、公的病院及び県医師会等は、次の場合においては、県災害対策本部医務班の要請を待たずに、派遣の要請のあったものとして災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等を出動させるものとする。

ア 医療機関の付近において救助を必要とするような災害が発生するなど、緊急でやむを得ない事情が発生したために、即刻出動させる必要がある場合。

（資料 「12-18 災害時の医療救護に関する協定書」）

イ 県災害対策本部医務班との通信の途絶などのため、要請を待って出動すると、医療救護の時機を失する場合。

災害時における医療救護活動指揮連絡系統



2 指揮連携協力体制 (県厚生部)

- (1) 医療救護班の基本的な行動については、県災害対策本部医務班の指示に従うものとする。
- (2) 現場における活動については、他団体との連携により実施する。

3 情報連絡体制 (県厚生部)

- (1) 医療救護活動に係る連絡体制

ア 情報連絡は、指揮連絡系統に基づき、正確かつ迅速に行う。

イ 各所轄厚生センターが被災地市町村医療救護担当課の協力を得て、医療救護活動に係る情報収集を行い、関係機関に伝える。

(2) 後方病院等との連絡体制

後方病院等の被災状況や重症患者の受入れ情報については、広域災害・救急医療情報システムを活用する。

第2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

1 富山県DMATの派遣要請（県厚生部）

知事は、富山県DMAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DMATの派遣が必要と認められるときは、富山県DMAT指定病院に対して、富山県DMATの派遣を要請する。

富山県DMATの派遣要請があったときは、指定病院の長は、速やかに富山県DMATの派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DMATを出動させる。

2 富山県DMATの活動内容

富山県DMATの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場等における災害医療情報の収集及び伝達
- (2) 災害現場、応急救護所、被災地内の災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置、搬送、搬送中の診療等
- (3) 災害拠点病院等における他の医療従事者に対する支援
- (4) 広域医療搬送における広域医療搬送拠点等での医療支援
- (5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

第3 富山県ドクターヘリの派遣

1 富山県ドクターヘリの派遣指示（県厚生部）

市町村からの要請に対して、富山県ドクターヘリ運航要領に照らして、富山県ドクターヘリの派遣が必要と認められるときは、富山県ドクターヘリ基地病院に対して、富山県ドクターヘリの派遣を指示する。

2 富山県ドクターヘリの活動内容

富山県ドクターヘリの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師等の現場派遣
- (2) 患者の搬送
- (3) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

第4 医療救護班の派遣

1 医療救護班の要請（県厚生部）

医療救護班の出動の要請は、医療救護班派遣要請書により行う。

（資料「9-9 医療救護班設置要綱（医療救護班派遣要請書）」）

2 医療救護班の出動範囲（県厚生部）

- (1) 災害時の医療救護班の出動範囲は、原則として、医療救護班派遣病院が所在する市、町又は各郡市医師会の会員が所在する市町村とする。

ただし、当該市、町の公的病院及び当該郡市医師会の医療救護班のみで対応できない場合は、近隣の公的病院の及び各郡市医師会の医療救護班が出動する。(資料「9-2 公的病院名簿」)

- (2) 公的病院が所在しない町、村で災害が発生した場合は、各医療圏の災害拠点病院及び各郡市医師会を中心とした医療救護班が出動する。

3 医療救護活動状況の把握（県厚生部）

公的病院及び所轄厚生センターは、被災地の医療救護活動状況を県災害対策本部医務班に報告する。

第5 医療救護所の設置及び運営

1 医療救護所の設置（市町村）

市町村は、災害後、あらかじめ指定した医療救護所の中から医療救護所を設置する。ただし、指定した医療救護所以外にも必要な場所があれば、適宜、医療救護所を設置する。

2 医療救護所の運営（県厚生部、市町村）

- (1) 医療救護班は、医療救護所を中心として医療救護活動を実施する。
- (2) 医療救護所の管理者は、市町村災害対策本部の指示により活動する。
- (3) 市町村は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合には、避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（避難所救護センター）の設置運営を行う。
- (4) 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行う。また、災害時歯科医療救護マニュアルに基づき、県歯科医師会の協力を得て、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

第6 後方医療体制（県厚生部、県関係部局）

- 1 後方病院は、病院建築物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。
- 2 県は、後方病院のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- 3 県は、後方病院のライフラインの復旧までの間、後方病院への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

第7 医薬品、血液の供給体制

1 医薬品等の供給（県厚生部）

- (1) 災害直後の初動期の医薬品等の供給

県は、医療圏毎に備蓄している緊急用医薬品等を市町村や医療救護班等の要請に応じて、速やかに供給する。

不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達し供給する。(資料「9-5 災害救護用医療セットの内容品内訳書」)

(2) 3日目以降の医薬品等の供給

県は、災害発生3日目以降の被災者に対する必要な医薬品等については、薬業関係団体や国、近県の協力を得て、調達し供給する。

2 血液の供給（日本赤十字社富山県支部）

血液製剤については、要請に応じて、富山県赤十字血液センターが供給する。

不足する場合は、東海北陸ブロック血液センターに要請し、迅速かつ円滑に供給する。

第8 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応

1 在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者（県厚生部）

県は、在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法を実施している患者の生命の安全を確保するため、関係機関の協力を得て、患者の療養状況及び必要な場合は受入れ可能な医療機関の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

2 人工透析実施患者（県厚生部）

県は、災害時の人工透析医療を確保するため、関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。

3 慢性疾患患者（県厚生部）

県は、難病患者や特殊な医療を必要とする慢性疾患患者に対する医療を確保するため、患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

第9 被災地における保健医療の確保

1 保健医療活動従事者の確保（県厚生部）

(1) 県は、医療救護班の編成に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等保健医療活動従事者の数及び不足数について迅速な把握に努める。

(2) 県は、不足する保健医療活動従事者の確保のため、災害援助協定に基づき、他の都道府県に派遣を依頼する。

2 保健師等による健康管理（県厚生部、市町村）

(1) 県は、災害時厚生センター活動マニュアルに基づいて、平常時から災害時に備えた体制整備を行うとともに、厚生センターが把握している要配慮者に対する支援体制を整えておく。

(2) 県及び市町村は、災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。

なかでも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。

(3) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。

3 防疫活動

- (1) 県は、富山県感染症発生動向調査システムにより、県内の感染症発生状況等を把握する。
- (2) 県は、避難所を管轄する関係機関と連携し、避難所生活における感染管理上のリスクアセスメントを行う。
- (3) 入院勧告を必要とする患者が発生した場合、感染症指定医療機関への移送を調整する。

4 情報の収集・整理・提供（県厚生部）

- (1) 県は、平常時から精神障害者や在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者や人工透析実施患者等、医療依存度の高い難病患者の治療及び生活状況の把握に努め、被災時の支援体制を関係機関と連携して整備する。
- (2) 県は、市町村や避難所等からの健康情報等の集約化を行う窓口となり、情報の整理・提供に努める。

第10 精神保健医療体制

震災時には、精神保健医療機関における一時的混乱やライフラインの機能の停止、又は精神科病院の倒壊等により、精神保健医療機能の低下が予想される。被災者の精神的治療や患者の転院が可能な病院（場所）を確保するなどの事態に対応するため、震災時の精神保健医療体制を確立する。

1 心の健康センターを拠点とする情報の一元化（県厚生部）

精神保健医療情報を心の健康センターに一元化する。心の健康センターは他の診療科との連携を図り、公立病院をはじめとする各病院、厚生センター・保健所、避難場所から情報を収集・提供する。

2 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣（県厚生部）

(1) 富山県DPATの派遣要請

知事は、富山県DPAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DPATの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、富山県DPAT隊員の派遣を要請する。

富山県DPAT隊員の派遣要請があったときは、関係団体の長は、速やかに隊員の派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DPAT隊員を派遣する。

(2) 富山県DPATの活動内容

富山県DPATの活動内容は、次のとおりとする。

- ア 情報収集、精神保健医療に関するニーズのアセスメント
- イ 災害によって障害された既存の精神医療システムの支援
- ウ 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応
- エ 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）の支援
- オ メンタルヘルスに関する普及啓発、活動記録等

3 精神科後方病院の設置（県厚生部）

公立病院を中心として、精神科治療、入院を行うことが可能な病院を精神科後方病院に位置付ける。精神科後方病院は富山県DPATを支援する。

4 厚生センター等を中心とする相談、巡回体制（県厚生部）

精神科医や保健師は、心の健康センターの指示により、医療救護班及び富山県D P A Tと連絡をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行い、必要がある場合は、後方病院の支援を求める。

なお、児童のメンタルヘルスケアについては、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等と連携を図る。

5 心のケアのための電話相談の開設（県厚生部）

被災者が気軽に相談できるように、心のケアのための電話相談を行う。

6 その他（県厚生部）

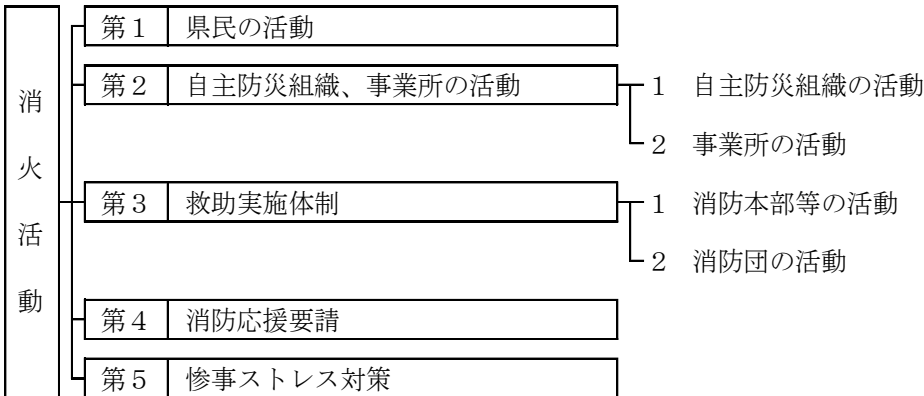
- (1) 麻薬及び向精神薬取締法があることから、精神科医療に必要な薬の確保に留意する。
- (2) 患者の搬送手段及び精神科医療に必要な情報（カルテの写しや処方箋等）の伝達手段の確保に努める。

第7節 消火活動

大規模地震が発生した場合、同時多発火災の発生やその延焼拡大により、多くの人命の危険が予想される。このため、県民、自主防災組織及び事業所等は可能な限りの初期消火を行う。

一方、消防は県民等に呼びかけを行い、全機能をあげて避難の安全確保、延焼の拡大防止に努める。

対策の体系



第1 県民の活動

地震が発生した場合は、県民は、まず身の安全を確保し、出火の防止と初期消火に努める。

- 1 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消す。
- 2 都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- 3 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるろうそく等の火気の使用に注意を払う。
- 4 火災が発生した場合は消火器等で消火活動を行うとともに、隣人に大声で助けを求める。

第2 自主防災組織、事業所の活動

1 自主防災組織の活動

- (1) 震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- (2) 火災が発生したときは、消防に通報するとともに、消火器、可搬式動力ポンプ等を活用し、河川、プール等あらゆる水利を活用して自主的に初期消火活動にあたる。
なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。
- (3) 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

2 事業所の活動

- (1) 火気の停止、プロパンガスや都市ガスの供給遮断の確認、ガス、石油類等の流出等異常の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
- (2) 従業員は火災を発見した場合、事業所内の防災センター・守衛室・電話交換室など定められ

た場所に通報し、受報者は消防に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。

- (3) 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物に引火するなどして火災になり、拡大すると判断される場合は、付近の住民に避難を呼びかける。
- (4) 必要に応じて従業員、顧客の避難誘導を行う。その際、誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第3 消防機関の活動

消防機関は、火災状況を把握すると同時に、効率的な消火活動を行い、早期鎮圧と延焼阻止に努める。

1 消防本部等の活動（市町村）

(1) 火災発生状況の把握

消防本部は、住民からの通報、高所監視カメラ、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターからの情報提供により火災、倒壊家屋、道路の通行状態等災害の概括的な状況を早期に把握し、防災関係機関に連絡する。

(2) 職員の参集体制等

消防本部は、地震の規模に応じて職員の参集基準を明確にするなど職員参集体制を確立する。また、職員は、参集途上経路における火災の発生状況、倒壊家屋、道路の損壊等の被害状況を把握するとともに、消防本部は、被害に対応した消防活動対策を定める。

(3) 消防活動

消防本部等は、震災時において、防災行政無線、広報車、消防防災ヘリコプター等あらゆる手段を用いて県民や事業所に出火の防止と初期消火の徹底を期するよう呼びかける。

ア 消火活動方針

消防団と協力しながら把握した情報をもとに火災の種類、規模に応じ、迅速かつ効率的な消防活動を行う。

- (ア) 火災が多発し、個々の消防隊では対応できない場合は、部隊の集中運用、消防防災ヘリコプターを活用するなど効果的な消火活動を展開し、人命の確保と重要地域の防御にあたる。
- (イ) 火災が延焼拡大し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難路や避難地の確保等避難者の安全確保対策を優先的に実施する。
- (ウ) 人命救助事象が発生した場合は、消火活動に優先して救助活動にあたる。
- (エ) 工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合又は既に同施設等が延焼している場合においては、住民の立入禁止、住民の避難誘導の安全措置を講ずるとともに、周辺地域の延焼阻止など被害の拡大防止のため、消防力の集中運用により鎮圧を行う。
- (オ) 延焼阻止線
延焼火災を阻止するため、地形、地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して延焼阻止線を設定する。
- (カ) 地震発生後、数日を経ても火災の発生が予想されるので、住民に対して、消防団と連携し出火防止の広報活動を行う。
- (キ) 重要施設に対する消火活動
避難者の収容施設、救護物資の集積場所、病院等の救護施設、応急復旧に直接必要な防災

対策の中核機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設等、重要施設及びその周辺区域に対して重点的な消火活動を行う。

2 消防団の活動（市町村）

消防団は地域に密着した消防機関として、管轄区域の被災情報の収集、出火防止等の住民指導のほか、火災その他の災害に対して現有装備を活用して消防活動にあたる。

（1）出火の防止

地震の発生と同時に付近の住民に対し、出火の防止と初期消火の呼びかけを行う。

（2）情報収集活動

携帯無線機、自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、消防本部等に伝達する。

（3）消火活動

消火活動あるいは避難道路、避難地確保のための消火活動を行う。

（4）救助救急活動

要救助者の救助と負傷者に対する止血等の応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

（5）避難方向の指示

避難勧告等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等的確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と指定緊急避難場所及び指定避難所の防護活動を行う。

第4 消防応援要請

「第3章 第5節 第3 消防応援要請」参照

第5 惨事ストレス対策（市町村）

消火活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

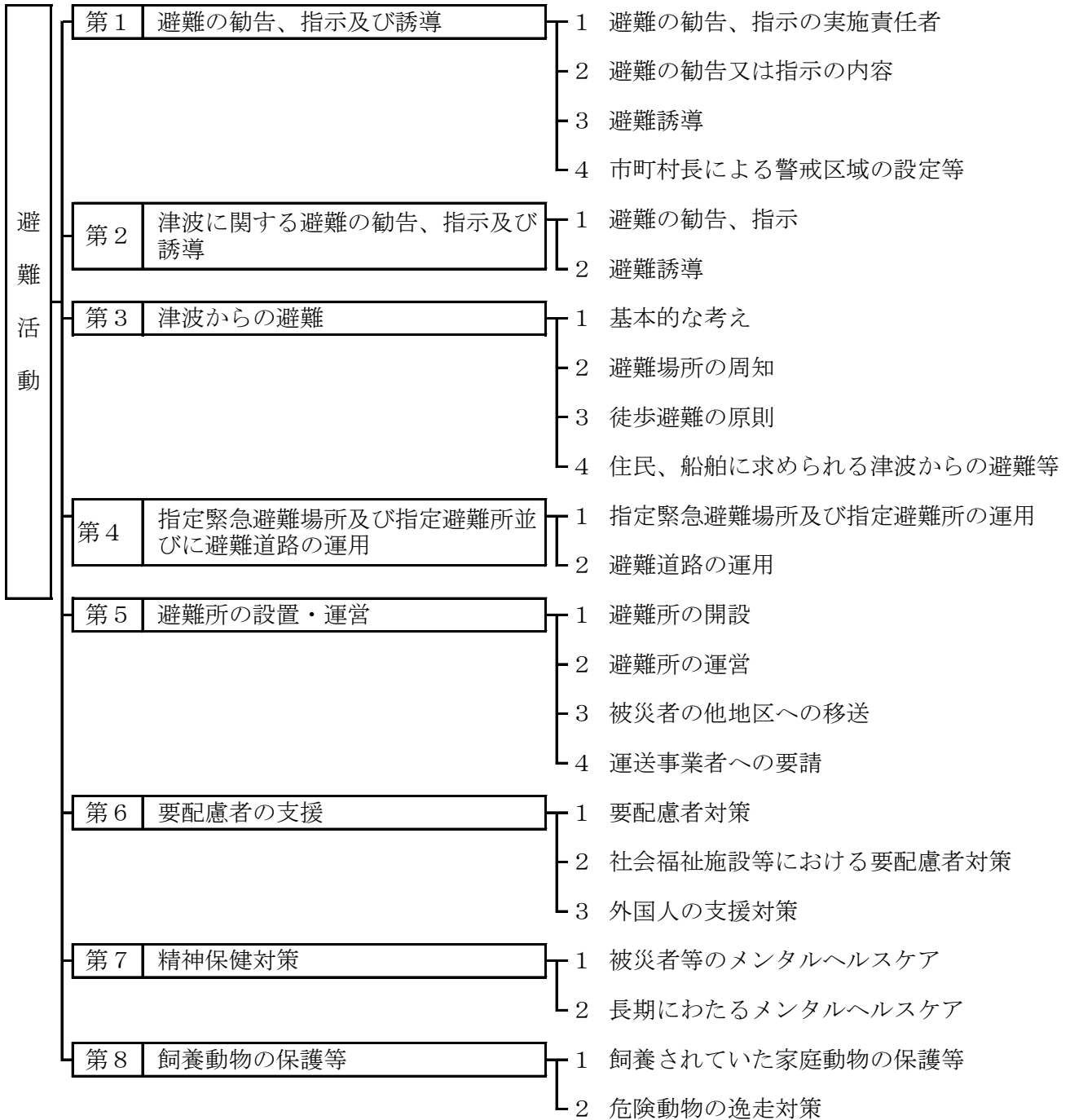
なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第8節 避難活動

大規模な地震が発生した時には、家屋倒壊、延焼火災の拡大、津波、地すべり、がけ崩れ、噴泥(水)等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が生じることが予想される。

市町村は、災害対策基本法に基づき、人命の安全を第一に避難に必要な措置をとり、住民の生命、身体の安全の確保に努める。

対策の体系



第1 避難の勧告、指示及び誘導

1 避難の勧告、指示の実施責任者（市町村、県知事政策局、県土木部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部）

避難の勧告、指示の実施責任者は次のとおりである。実際に勧告又は指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

市町村長は、勧告又は指示を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。

	実施責任者	措置	実施の基準
避難勧告	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告 及び立退き先の 指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の〕 〔事務を行うことができなくなったとき。〕
避難の 指示等	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、津波又は高潮によってはん濫により著し い危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認 められるとき。
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立 退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の〕 〔事務を行うことができなくなったとき。〕
	警察官 〔災害対策基本法第61条〕 〔警察官職務執行法第4条〕 海上保安官	立退き及び立 退き先の指示 警告 避難の指示	市町村長が避難のため立退きを指示することが できないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が 切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に 急を要する場合において危害を受けるおそれのあ る者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、 警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を 命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要 な措置をとる。	

2 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は次の内容を明示して行う。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難勧告又は指示の理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等（災害危険箇所の所在、災害の概要等）

3 避難誘導（県警察本部、市町村）

(1) 市町村

避難の勧告又は指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とす

るものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、避難の勧告又は指示は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

(2) 消防機関

- ア 避難の勧告又は指示等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向を市町村、警察署に通報する。
- イ 避難が開始された場合は、消防職団員により、避難誘導にあたる。

(3) 警察

市町村に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。

この場合、特に高齢者、障害者を優先して避難誘導する。

- ア 避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。
- イ 指定緊急避難場所及び指定避難所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の秩序維持に努める。
- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度の状況を把握して指定緊急避難場所及び指定避難所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。

(4) 自主防災組織

自主防災組織は、市町村、消防機関、警察等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に配慮する。

4 市町村長による警戒区域の設定等（伏木海上保安部、自衛隊、県警察本部、市町村）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は次の措置をとることができる。
 - ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
 - イ 他人の土地の一時使用等
 - ウ 現場の被災工作物の除去等
 - エ 住民を応急措置の業務に従事させること
- (2) (1) の場合において、市町村長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなければならない。

第2 津波に関する避難の勧告、指示及び誘導

1 避難の勧告、指示（市町村）

沿岸市町村は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の

必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示（緊急）を行うなど、速やかに的確な避難の勧告又は指示を行うものとする。 なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難勧告等の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

2 避難誘導（県警察本部、市町村）

市町村は、避難の勧告又は指示をした場合は、あらかじめ定めた津波避難計画に基づき、地元警察署及び消防機関、自主防災組織等との連携協力により、避難誘導を行う。

避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者や観光客等の一時滞在者について配慮する。

また、津波警報等が発表され、津波が到達するまで猶予がないと考えられる場合には、人命優先の観点から、避難誘導や防災対応にあたる者も安全な高台等に避難するよう、事前に行動のルール化をしておくものとする。

第3 津波からの避難

1 基本的な考え

津波からの避難は、強い揺れや長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、自らの判断で迅速にできるだけ高い場所に避難することが基本である。

また、東日本大震災における住民の避難行動を見ると、避難するきっかけとして、地域における避難の呼びかけや率先避難が大きな要因であったことから、自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを理解し、共に声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となり避難することが重要である。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知（市町村）

避難場所については、津波避難ビル等や高台などの一時的な避難場所となる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（緊急避難場所）」と、学校や公民館などの「避難生活を送るために避難する場所（避難所）」があるが、津波発生時に住民等が間違わないよう両者の違いについて周知徹底を図るものとする。

3 徒歩避難の原則（市町村）

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所及び指定避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を、警察と調整の上、あらかじめ検討

するものとする。

4 住民、船舶に求められる津波からの避難等

(1) 住民に求められる津波からの避難等

ア 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに津波避難ビルや高台等の安全な場所に避難すること。

また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに安全な場所に避難すること。

イ 津波警報等や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなくさらに高い場所へ避難すること。

ウ 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。

エ できるだけ正しい情報を、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて入手すること。

オ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。

カ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

(2) 船舶に求められる津波からの避難等

ア 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外（水深の深い広い海域）に待避すること。

また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外に待避し、急いで安全な場所に避難すること。

イ できるだけ正しい情報を、ラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。

ウ 港外に待避できない小型船舶については、時間的に余裕がある場合にのみ、高いところに引き上げて固縛するなどの措置をとること。

エ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

第4 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用（県知事政策局、市町村）

指定緊急避難場所及び指定避難所の運用は、原則として指定緊急避難場所及び指定避難所所在の市町村が行う。

なお、2以上の市町村にわたって所在する指定緊急避難場所及び指定避難所又は2以上の市町村の被災住民が利用する指定緊急避難場所及び指定避難所の運用については、関係する市町村があらかじめ協議した事項により対処する。

(1) 市町村は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員を配置すること

イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと

ウ 疾病者に対し、救急医療をほどこすため、救護所及び医師を確保すること

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の衛生保全に努めること

オ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、

平等かつ効率的な配給を実施すること

カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は指定避難所への移動を安全かつ円滑に誘導すること

- (2) 県は、市町村から指定緊急避難場所及び指定避難所の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに各部局又は関係機関へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。

2 避難道路の運用（県警察本部、市町村）

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに周辺道路の交通規制

警察は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により指定緊急避難場所及び指定避難所並びにその周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに同場所への避難にあたる道路は、駐車禁止とする。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の幅員 3.5m未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。

ウ 上記以外の道路についても、車両の通行抑制をするため、一方通行や通行禁止の交通規制をする。

エ 避難路にあたる道路で信号機の滅灯、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官を配置する。

- (2) 幹線避難路の確保

市町村は、避難を容易にするため、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物を除去する。

第5 避難所の設置・運営

避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な食料等の配布を行うため、避難所を開設し、収容保護する必要がある。

1 避難所の開設（市町村）

- (1) 市町村は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- (2) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。

- (3) 避難所を設置した場合は、避難所管理要員を置く。

- (4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、延長することができる。

- (5) 避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まず、それらを活用して、避難所の運営にあたる。

- (6) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

2 避難所の運営（県知事政策局、県生活環境文化部、県厚生部、県土木部、市町村）

- (1) 市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助

地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。

市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- (2) 管理要員は、避難所に収容されている避難者の人数、氏名、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により市町村の災害対策本部へ連絡する。

市町村災害対策本部は、住民の避難状況を学区別、避難所別にとりまとめ、県災害対策本部総務班へ電話、携帯電話及び電子メール等により連絡する。

また、避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- ア 避難者名簿
- イ 物資管理簿
- ウ 避難所状況報告
- エ 避難所設置に要した支払証拠書類
- オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

- (3) 指定避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、震災時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。

- (4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (5) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

- (6) 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋、国家公務員宿舎の借上げ等により、避難所の早期解消に努める。

3 被災者の他地区への移送（県知事政策局、市町村）

- (1) 市町村

ア 被災地区の市町村の避難所に被災者を収容できないとき、市町村長は、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。

イ 被災者の他地区への移送を要請した市町村長は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

ウ 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、被災者を受入れた市町村は運営に協力する。

エ その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておく。

(2) 県及び受入市町村

ア 被災市町村から被災者の移送の要請があった場合、県は他市町村と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。

イ 知事は、移送先が決定したら直ちに移送先の市町村長に対し避難所の開設を要請し、受入態勢を整備させる。

ウ 県から被災者の受入れを指示された市町村長は、直ちに避難所を開設し受入態勢を整備する。

エ 被災者の移送方法については、県が市町村の輸送能力を勘案して定め実施する。

4 運送事業者への要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

第6 要配慮者の支援

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、地震・津波発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、地震・津波発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その支援及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

1 要配慮者対策（県知事政策局、県厚生部、市町村）

(1) 避難行動要支援者の支援

ア 被災市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別の支援計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。

イ 被災市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。

ウ 被災市町村は、避難行動要支援者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。

エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

(2) 要配慮者の支援

ア 福祉避難所の設置

被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、介護保険施設、障害者支援施設などを福祉避難所として指定する。

被災市町村は福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。

イ 社会福祉施設への緊急入所

被災市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な要配慮者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

(資料 「5-15 社会福祉施設の設置状況」)

ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

被災市町村は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。(例：見えるラジオ、目で聴くテレビ、デジタル放送対応テレビ)

エ 要配慮者の実態調査とサービスの提供

被災市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村）

(1) 入所者の安全確保

社会福祉施設及び介護保険施設（以下「社会福祉施設等」という。）は、あらかじめ策定した地震応急計画等に従い、地震発生後に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行う。また、必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行う。

(2) 被害状況の報告

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ県及び市町村と定めた手順に従い、県又は市町村へ被害状況の報告を速やかに行う。

(3) 入所者の移送

施設の倒壊等により入所者を他の社会福祉施設等へ移す必要がある場合、市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。また、県内の施設で対応できない場合は、県は、近隣県に対して、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

(4) 支援要請

被災した社会福祉施設等は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、市町村、県等に支援を要請する。

県は、必要に応じ、被災していない県内施設及び近隣県等に対し、関係職員等の派遣を要請する。

3 外国人の支援対策（県観光・地域振興局、市町村、報道機関）

(1) 外国人の救護

市町村は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市町村は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可

能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第7 精神保健対策

震災のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

1 被災者等のメンタルヘルスケア（県厚生部）

- (1) 診療所や相談所において、医療救護班と富山県DPATとともに、被災者の心の健康の保持や治療に努め、必要な情報を提供する。
- (2) 避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、長期にわたり精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等を中心とする避難所（住宅）等の巡回活動を行う。
必要がある場合は、精神科後方病院での診察や入院治療等を行う。
- (3) 富山県DPATは、ボランティアや職員等の救護活動に従事している者のメンタルヘルスケアにも十分に留意する。

2 長期にわたるメンタルヘルスケア（県厚生部）

震災後、かなり期間が経過した後においても、心の傷を癒すことは容易ではないと考えられる。被災から数年間は、医療機関、心の健康センター、厚生センター・保健所、児童相談所、学校、職場等が連携しPTSD等に対応する専門的な支援を実施するなど、県民の心の健康の保持や治療に努める。

※PTSD（心的外傷後ストレス障害（post-traumatic stress disorders））

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じた時に体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合をPTSDという。

- ① 外傷となった出来事を繰り返し思い起こして再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

第8 飼養動物の保護等

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。

県は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。

1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部）

(1) 被災地域における動物の保護及び収容

飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

(2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

2 危険動物の逸走対策（県厚生部）

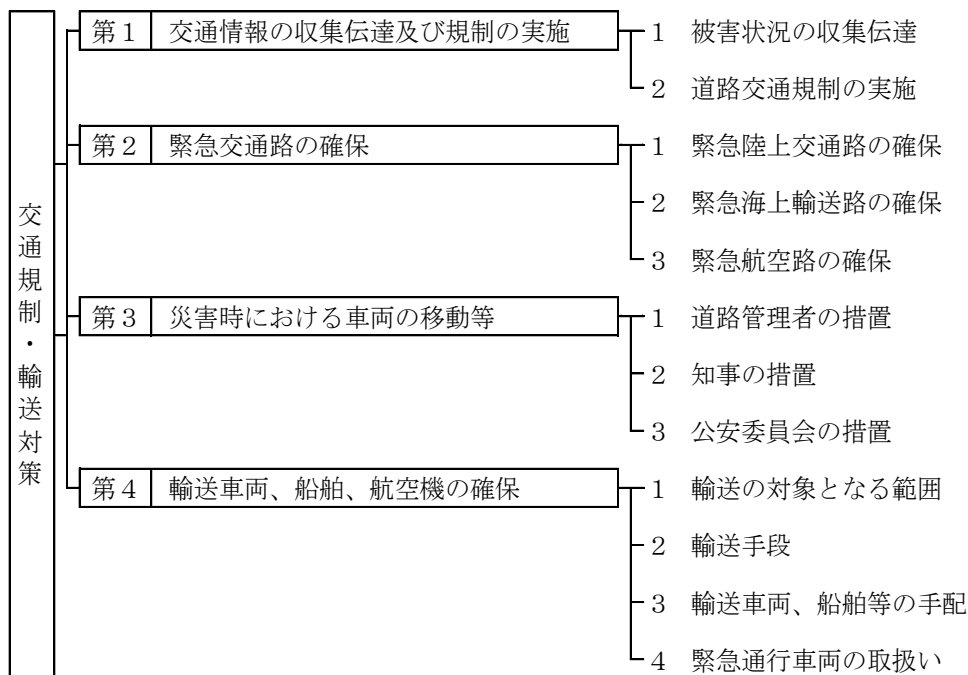
危険動物が飼養施設から逸走した場合は、県は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

第9節 交通規制・輸送対策

災害時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、県は関係機関と協議し、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力に万全を期する。

対策の体系



第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施

1 被害状況の収集伝達（各交通機関）

交通機関の各管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。

2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会及び道路管理者は、災害の発生による道路交通の混乱を防止するため、必要な交通規制を実施する。

この場合、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警察は「災害時における交通誘導業務等に関する協定」により（一社）富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。

また、県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

（資料 「12-17 災害時における交通誘導業務等に関する協定」）

（1）交通規制の内容

ア 警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時、直ちに走行中の車両を道路左側に寄せ停車させる。停車にあたってはできる限り、トンネル、橋梁を避け、道路の中央部は緊急通行車両の通路として確保する。

イ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の理由により通行が危険であると認められる場

合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

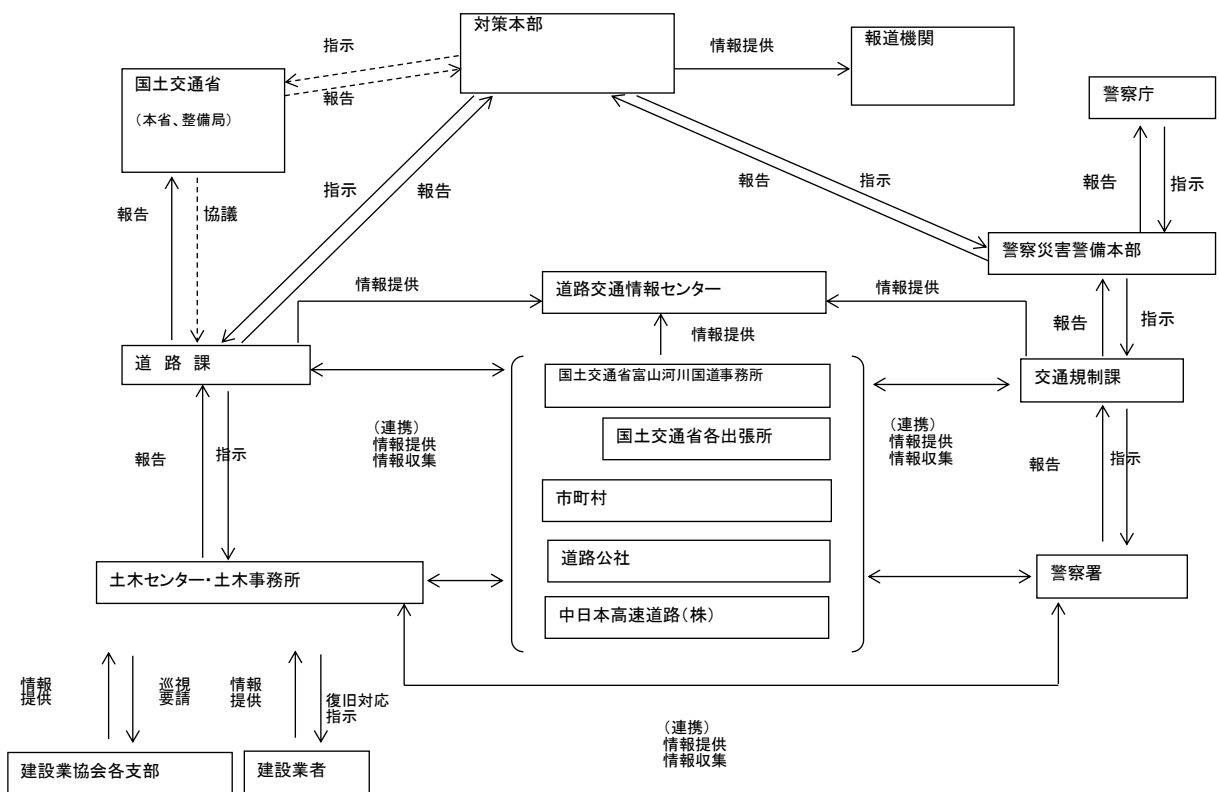
ウ 県公安委員会は、危険区域での一般車両通行禁止及び危険区域内への流入禁止又は迂回措置をとる。

エ 県公安委員会は、県境においては、隣接県公安委員会の協力を得て、県内方向への車両通行禁止又は迂回措置をとる。

(2) 交通規制の広報

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察庁、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

交通情報の収集伝達フロー



第2 緊急交通路の確保

1 緊急陸上交通路の確保 (県警察本部、各道路管理者、自衛隊)

県公安委員会は、車両による人員、救援物資の緊急輸送に対応するため、道路管理者と協議し緊急陸上交通路を確保する。

(1) 緊急交通路の指定

応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた緊急通行確保路線を中心に、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、地震・津波により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧し、緊急交通路を確保する。(資料 「6-1-2 緊急通行確保路線名」)

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転

者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の命令又は措置をとったときは、その旨を当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

2 緊急海上輸送路の確保（県土木部、県農林水産部）

港湾・漁港管理者は、船舶による救援物資、要員等の緊急輸送に対応するため、海上輸送拠点施設に至るまでの航路等海上輸送における緊急輸送路を確保する。

(1) 船舶受入港湾・漁港施設の指定

港湾・漁港管理者は、地震・津波が発生したときは、直ちに関係機関と連携し、港湾・漁港施設の被害状況を調査するとともに、被害があった場合には速やかに応急復旧を行い、港湾・漁港施設の機能確保に努める。

また、被害の調査結果をもとに、速やかに緊急輸送用船舶を受け入れる港湾・漁港施設を指定する。

(2) 海上輸送路の確保

漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。

また、船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線を通じ船舶への情報提供を行う。

なお、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより、水路の安全を確保する。

3 緊急航空路の確保（県知事政策局）

災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。

このため、県災害対策本部航空班は、ヘリコプターの運航状況やヘリポート・場外離着陸場の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター運航管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。

第3 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行

う。

1 道路管理者の措置

道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

2 知事の措置

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。

3 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第4 輸送車両、船舶、航空機の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するにあたり、人員及び物資等の輸送に必要な車両、船舶、航空機を調達し、輸送力の確保に努める。

また、輸送活動を行うにあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮する。

1 輸送の対象となる範囲（県知事政策局）

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等、人命救助に要する人員・物資
- イ 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員・物資
- ウ 国、県、市町村災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保全要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料・水等、生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
- エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員・物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活必需品

2 輸送手段（県知事政策局、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部）

輸送手段は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

(1) 陸上輸送

ア 乗用車、貨物自動車、バス（以下「車両」という。）による輸送

道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速確実に輸送を行う。

(ア) 県、市町村及び防災関係機関は、自ら保有する車両を第一次的に使用する。

(イ) 不足を生ずる場合は、公共機関が保有する車両、民間の車両、自家用の車両を借り上げる。

(ウ) 必要に応じ、応援協力を締結している他縣市や陸上自衛隊へ支援を要請する。

(資料「8-1 県有車両車種別」、「8-3 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」

「8-4 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」)

イ 鉄道、軌道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。

鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、富山地方鉄道(株)及びあいの風とやま鉄道(株)に依頼する。

(2) 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、船舶により必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

ア 県、市町村及び防災関係機関は、自ら保有する船舶を第一次的に使用する。

イ 不足を生ずる場合は、民間船舶（漁船を含む。）へ協力を要請する。

ウ 必要に応じ、応援協定を締結している他縣市や海上自衛隊、海上保安部へ支援を要請する。

(資料「8-6 船舶による輸送」)

(3) ヘリコプターによる輸送

地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

ア 県及び防災関係機関は、自ら所有又は運航するヘリコプターを第一次的に使用する。

イ 必要に応じ、応援協定を締結している他縣市及び自衛隊へ支援を要請する。

ウ 不足を生じる場合は、必要に応じ、民間機の協力を要請する。

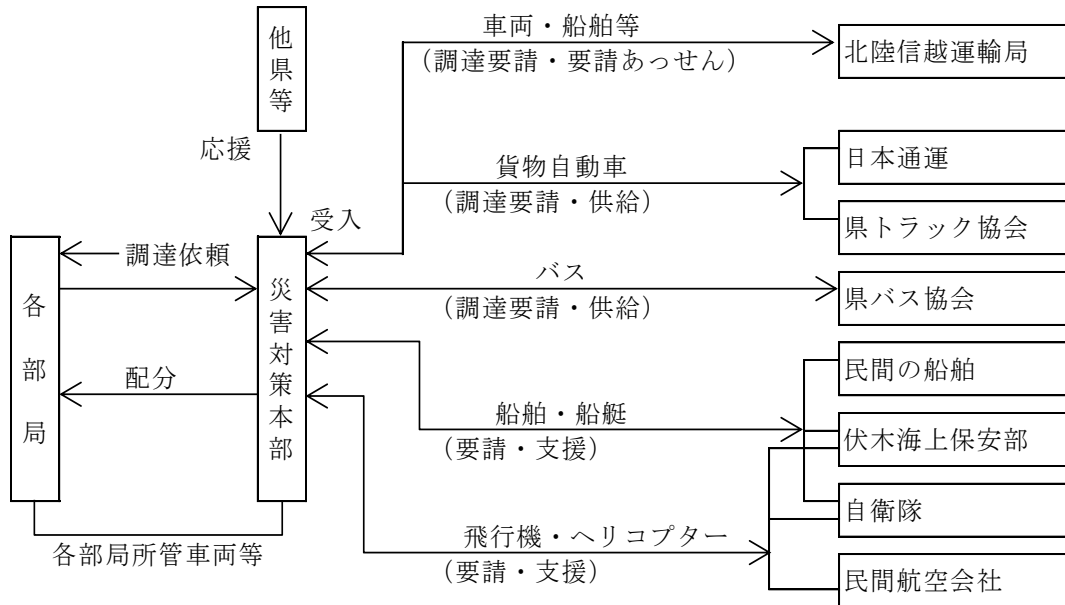
(資料「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」、「8-8 自衛隊ヘリコプター諸元」

「8-9 場外着陸場一覧」、「8-10 ヘリポートの準備」)

なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

3 輸送車両、船舶等の手配（北陸信越運輸局、伏木海上保安部、自衛隊、県各部局、市町村、日本通運、県トラック協会、県バス協会、JR西日本）

(1) 県



- ア 各部所管の車両等は、第一次的に所管の部が使用するものとする。ただし、必要に応じて、災害対策本部管財班が集中管理して運用するものとする。
- イ 各部において、所管の車両等だけでは不足する場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所及び日時を明示のうえ、管財班長（管財課長）に車両等の調達を依頼するものとする。
ただし、土木工事のため、業者が所有する建設車両を調達するときは、土木部にあっては、建設技術企画班、農林水産部にあっては農林水産企画班に依頼するものとする。
- ウ 他都道府県及び防災関係機関から車両等の供与があったときは、管財班において使用を調整するものとする。
- エ 車両等が不足する場合は、北陸信越運輸局の関係事業者に対する協力要請により、所要数を調達するよう努力し、必要によっては、北陸信越運輸局長と協議のうえ、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保するものとする。

(2) 市町村

市町村は、車両、船舶等のあらかじめ把握してある調達先及び予定数に基づき、輸送手段を確保する。なお、車両等が不足する場合は、次の事項を明示して、他市町村又は県に対し、調達、あっせん等を要請する。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要な事項

(3) 北陸信越運輸局

災害輸送の必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関しての措置をとるよう指導するとともに、県の要請により、船舶、車両の調達に関する連絡調整を行うものとする。

特に、災害の救助のための必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対しては輸送命

令を発する。

(4) 西日本旅客鉄道(株)

西日本旅客鉄道(株)は、県の要請確認に基づき、臨時列車の運行、迂回運転、災害応急対策用物資や人員の優先輸送の措置をとるとともに、被災者移送用に使用する乗合自動車の供給に努める。

4 緊急通行車両等の取扱い（県知事政策局、県警察本部、中日本高速道路(株)、富山県道路公社）

(1) 緊急通行車両等の確認

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、この規制措置のもとで、緊急通行車両等を優先して通行させることとなる。

このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を円滑に行うものとする。

ア 確認実施機関

緊急通行車両等の確認は、知事又は県公安委員会が行う。なお、確認事務の所管は県においては防災・危機管理課、県公安委員会においては県警察本部交通規制課とする。

イ 確認対象車両

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの
- (カ) 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- (ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの
- (ケ) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に使用されるもの
- (コ) 規制除外車両の一部

ウ 確認手続き

災害時には、確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、県公安委員会では、緊急通行車両等の事前届出制度を設けており、当制度の効果的な運用に努める（資料「8-11-1 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」

「8-11-2 緊急通行車両等の標章及び証明書」

(2) 緊急通行車両用燃料の優先供給

県及び市町村の緊急通行車両等については、富山県石油商業組合との「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。

(3) 災害派遣等従事車両の確認（高速自動車国道等有料道路の通行料金の免除）

ア 緊急自動車

緊急自動車(道路交通法第39条第1項)が高速自動車国道等有料道路を通行するときの取扱いについては、中日本高速道路(株)等の指示によるものとする。

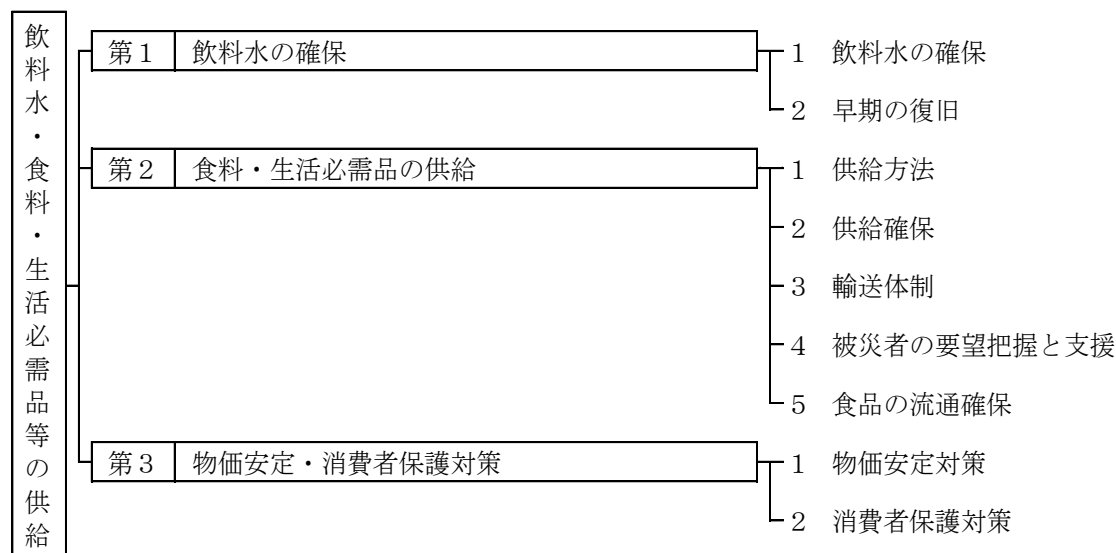
イ 緊急自動車以外の車両

道路整備特別措置法施行令第 11 条の規定に基づく料金を徴収しない車両を定める告示（平成 17 年国土交通省告示第 1065 号）による災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両で、緊急自動車以外のものが高速自動車国道等有料道路を通行するときは、知事等が交付した災害派遣等従事車両証明書を携帯するとともに、予め道路管理者に通知するものとする。

第 10 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

県及び市町村は、被災者に対し災害予防対策により確保した飲料水・食料・生活必需品を被災者に迅速に供給する。

対策の体系



第 1 飲料水の供給

1 飲料水の確保（県厚生部、市町村）

災害時における飲料水の確保は、極めて重要なことである。このことから、市町村は、飲料水を可能な限り確保するために、配水池等に貯水した浄水を有効に活用する。

また、被災状況によっては、必要に応じて水道施設以外の予備水源を活用する。

(1) 給水量

発災直後の混乱期における住民の飲料水については、少なくとも生命維持に必要な水量を確保しなければならない。

必要給水量は、地域の実情及び被災状況を検討し、応急復旧状況を考慮して、次の 3 段階にわけて順次増加させていくこととする。

第 1 段階：生命維持に必要な水量として一人一日 3 リットル程度が必要とされている。この期間は発災直後の混乱期 3 日程度とし、拠点給水、運搬給水及び住民の備蓄水によって対処する。※「拠点給水」、「運搬給水」(第 3 章 第 17 節 第 3 1 応急給水対応参照)

第 2 段階：炊事、洗面の最低生活を営むための水量とする。この期間は段階的に第一次応急復旧の実施後完了までの期間で、順次給水量を増量し、地域の実情に応じて仮設給水栓によって対処する。

第 3 段階：若干の不便はあるが通常の生活に必要な水量とする。

この期間は、第二次応急復旧の期間で、各戸給水量については、各地域の実情に応じて算定する。

(2) 飲料水の確保方法

応急給水に必要な水量を確保するには、水道施設の耐震性向上の推進や配水池容量の拡大により貯留する方法と、指定避難場所など給水拠点に設置する貯水タンクに貯留する方法とがある。

このほか、状況に応じて一般・営業用等井戸・消融雪用井戸の予備水源などの活用を図る。

これら予備水源の活用については、事前に取水可能量、水質を調査しておく。

(資料「5-8 応急給水用具等」、「5-14 県内の上水道資機材等の保有状況」)

2 早期の復旧（市町村）

災害による水道施設被害の影響は、広範囲に及ぶおそれがある。このため、市町村は、住民の生活用水確保を目途に、できるだけ早く正常給水を行う。また、あらかじめ想定に基づき応急復旧方法を定めるとともに復旧要員、資材、重機の確保や応援について、水道事業者、資機材メーカー、施工業者との間で非常時に備えた事前の協定を締結しておく。

第2 食料・生活必需品の供給

市町村は、炊出し体制が整うまでの間は、被災者に対する食料として、備蓄や調達した非常食を供給するものとし、炊出し体制が整ってから、米飯による炊出しを実施する。また、必要な生活必需品を迅速に供給する。

1 供給方法（市町村）

- (1) 被災者に対する食料・生活必需品の供給は、被災市町村が開設する避難所において、避難所ごとに、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。
- (2) 食料・生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び障害者へ優先的に供給する。

2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

(1) 非常食・生活必需品

県は、次の措置により非常食・生活必需品を確保する。

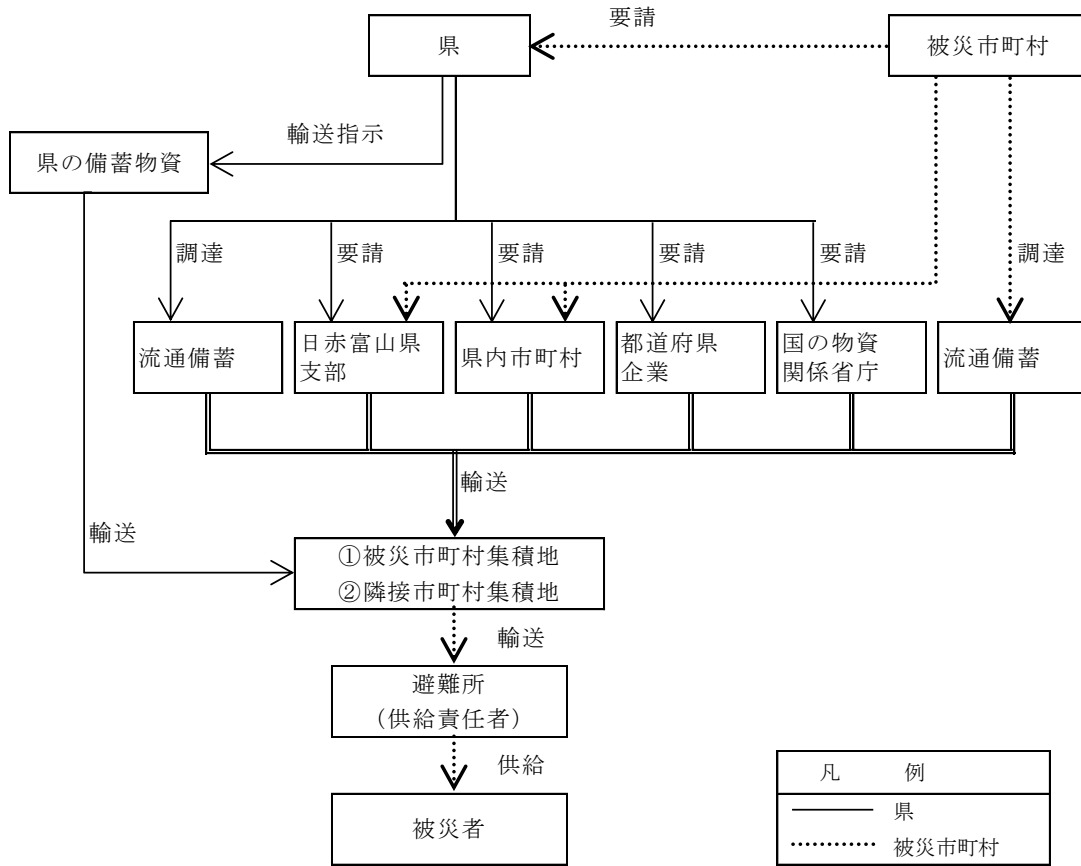
ア 被災市町村の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により隣接市町村や他の市町村に供給要請を行う。

イ さらに被災市町村の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により県の備蓄物資や流通備蓄を調達し、被災市町村又は隣接市町村の集積地に輸送する。ただし、県が特に必要と認める場合は、要請がなくても県の備蓄物資を供給する。

ウ 被災市町村に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部に供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。

※ 日本赤十字社富山県支部が行う非常食供給は、炊き出し、資機材及び人的供給をいう。

非常食・生活必需品の救援物資の流れ



(2) 災害救助用米穀の調達

炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省政策統括官に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。

なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省政策統括官を通じて他県からの応援で対処する。

(3) 副食品、調味料の確保

広域かつ重大な被害により、副食品等の供給に異常が生ずるおそれのある場合には、関係機関の協力を求めて確保するとともに、市町村からの要請に応じ、調達あっせんする。

(4) 生鮮食料品の確保

必要な生鮮食料品は、卸売市場の卸売業者からの調達及び他県からの応援により対処する。

(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制

各機関の調達体制は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容
市町村	<p>1 市町村は、災害時において市町村が実施する被災者に対する炊出しその他による食料・生活必需品の給与のための調達計画（備蓄を含む。）を樹立しておくものとする。</p> <p>2 調達計画は、米穀等の主食、副食、生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定めておくものとする。</p> <p>3 市町村長は、災害救助法適用後、食料・生活必需品の給与の必要が生じたとき、直ちに知事の指示を受け、状況によりその調達を県厚生部に連絡する。</p>
県厚生部	<p>1 災害救助法適用後において、市町村から要請があったとき、又は厚生部が被害状況から必要と認めたときは、県厚生部が備蓄している非常食・生活必需品を供給する。</p> <p>2 不足する場合は、直ちに所要量の調達を県農林水産部、他市町村、日赤富山県支部等に依頼若しくは要請する。</p>
県農林水産部	<p>1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、<u>農林水産省（食料・物資支援チーム）</u>及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。</p> <p>2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。</p> <p>3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。</p> <p>4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配送し、引渡すものとする。</p>
卸売市場	<p>県農林水産部から生鮮食品の調達について依頼があった場合、卸売業者、仲卸売業者又は関連業者から、<u>入荷物品及び在庫品のうち必要な量を確保するものとする。</u></p>
農林水産省政策統括官	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号 総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しへの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省政策統括官に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省政策統括官は、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>

（資料 「5-3 主食類応急調達系統図」、「5-5 主要食料品の生産量」、「5-6 主要食料品の生産業者所在地」、「5-10 日本赤十字社富山県支部災害救護物資等交付基準」、「5-16 災害救助物資備蓄状況」）

3 輸送体制（各防災関係機関）

- （1）食料・生活必需品の輸送は、要請を受けた関係機関が被災市町村と連絡を密にし、輸送を行う。
 なお、被災地の行政機能が混乱・低下していることから要請を受けた関係機関は、担当者を指定し、その担当者は、要請物資が完全に被災地の担当者に渡るまで支援する。
- （2）他県・企業からの救援物資については、被災市町村や隣接市町村の集積地の状況をみながら、県が指示する集積地に輸送する。
 県は、物資の緊急・救援物資の輸送・保管等を実施する上で、必要と認めるときは、（一社）富山県トラック協会へ緊急・救援物資の輸送、富山県倉庫協会へ緊急・救援物資の保管に関する要請を行う。
 また、物資の輸送管理等を実施する上で、必要と認めるときは、早期段階から（一社）富山県トラック協会又は富山県倉庫協会へ緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣依頼を行うものとし、物流専門家を災害対策本部又は関係市町村等へ配置する。
- （3）道路の損壊により輸送困難な場合や交通手段がなく孤立している避難所には、ヘリコプターによる輸送を行う。

4 被災者の要望把握と支援（県知事政策局、県厚生部、市町村）

- (1) 避難所の供給責任者は、被災者の食料・生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、市町村に連絡する。
- (2) 市町村で対応できない食料・生活必需品等の要望については、市町村の要請に基づき県が応援する。

5 食品の流通確保（県農林水産部）

災害時には、食品の流通が停滞しその確保が困難となり、品不足、物価の高騰をもたらし、パニック状態になるおそれがあるので、各機関は連絡を密にし、食品の流通がある程度確保できるよう必要な事項を定める。

卸売市場は、被害状況を迅速かつ正確に把握し、市場取引業務に関し適切な指示を行い、可能な限り市場取引を継続し、生鮮食料品等の円滑な供給を図るため、次の措置をとる。

- (1) 供給量の確保を図るため、卸売業者に対して、在庫品の放出を要請するとともに、産地・出荷者に対し、出荷要請を行う。
- (2) 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、販売方針の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。
- (3) 広域輸送基地として確保した市場では、本来の市場取引業務と輸送活動との適切な調整を図るものとする。

第3 物価安定・消費者保護対策

被災地の住民に対しては、災害救助法に基づき食品、生活必需品の供与が行われることになるが、それらの物資が基礎的な物資に限られ、かつ、時限措置であることから、あわせて、民間事業者による生活必需品等の供給が、被災地において円滑に行われることが必要である。

このため、県及び市町村は、生活必需品等の安定供給を民間事業者に要請するとともに、被災に便乗した値上げや被災者の弱みにつけこんだ悪質商法を監視する。

1 物価安定対策（県生活環境文化部）

(1) 物価の監視及び調査

ア 生活必需品

(ア) 県は、生活関連物資について、県内の小売業者に対し価格監視を行う。

(イ) 県は、生活関連物資について、富山県くらしのアドバイザーによる小売店舗への価格調査を実施する。

イ 家賃及び家屋修理費

県は、家賃及び家屋修理費について、県内の宅地建物取引業者や建築業者に対し、便乗値上げを防止するため、価格監視を行う。

(2) 民間事業者への要請

ア 生活必需品

県は、百貨店、日本チェーンストア協会、富山県食品スーパーマーケット協議会、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、(一社)富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。

イ 家賃及び家屋修理費

県は、家賃については(公社)富山県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会に対

し、また、家屋修理費については、(一社)富山県建築組合連合会、(一社)富山県建設業協会及び富山県瓦工事業協同組合等関連業界に対し、適正な価格維持等を要請する。

ウ その他

前記(1)の物価の監視により不当な値上げが認められた場合には、県は値上げの理由を聴取するなどして、不当な値上げを抑制する。

(3) 物価情報の収集及び提供

県は、次のとおり物価情報の収集に努めるとともに、県民に情報を提供する。

ア 「物価ダイヤル」(TEL:076-444-3129)により、便乗値上げなどの情報を県民から収集するとともに、物価の監視及び調査の結果について県民に提供する。

イ 県民の物価に関する意識や物価行政に対する要望について、富山県くらしのアドバイザーに対する意識調査を実施する。

ウ 「くらしの情報とやま」災害特別号を発行し、県民に物価情報を提供する。

エ インターネット等を活用し、物価情報を県民に提供する。

オ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に物価情報を提供し、県民への提供を依頼する。

2 消費者保護対策(県生活環境文化部、市町村)

(1) 消費生活相談の充実強化

県は、消費生活相談を、被災状況に応じ次のとおり充実強化する。

ア 消費生活センターの相談受付時間の延長等により、相談体制を強化する。

イ (一社)生命保険協会、(一社)日本損害保険協会及び富山県電機商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。

ウ 富山県弁護士会から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、賃借住宅や賃借マンション等のトラブルに関する「弁護士相談室」を開設する。

(2) 悪質商法の監視

県及び被災市町村は、悪質商法の発生が認められる場合には、警察等との連携を密に行い、監視を強化する。

(3) 消費生活情報の提供

県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。

ア 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所のファックスに送信することにより、「消費生活情報ファックスネット」を構築する。

イ 「くらしの情報とやま」災害特別号を発行し、県民に消費生活情報を提供する。

ウ インターネット等を活用し、消費生活情報を県民に提供する。

(4) 消費者啓発

被災地において、悪質商法の発生が認められる場合には、県は、次のとおり積極的に県民啓発を行う。

ア インターネット等を通じて、県民に注意を呼びかける。

イ ポスター及びチラシを配布し、県民に注意を呼びかける。

ウ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、県民啓発を依頼する。

第 11 節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

廃棄物処理対策について、市町村は、収集運搬機材、仮置場、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。

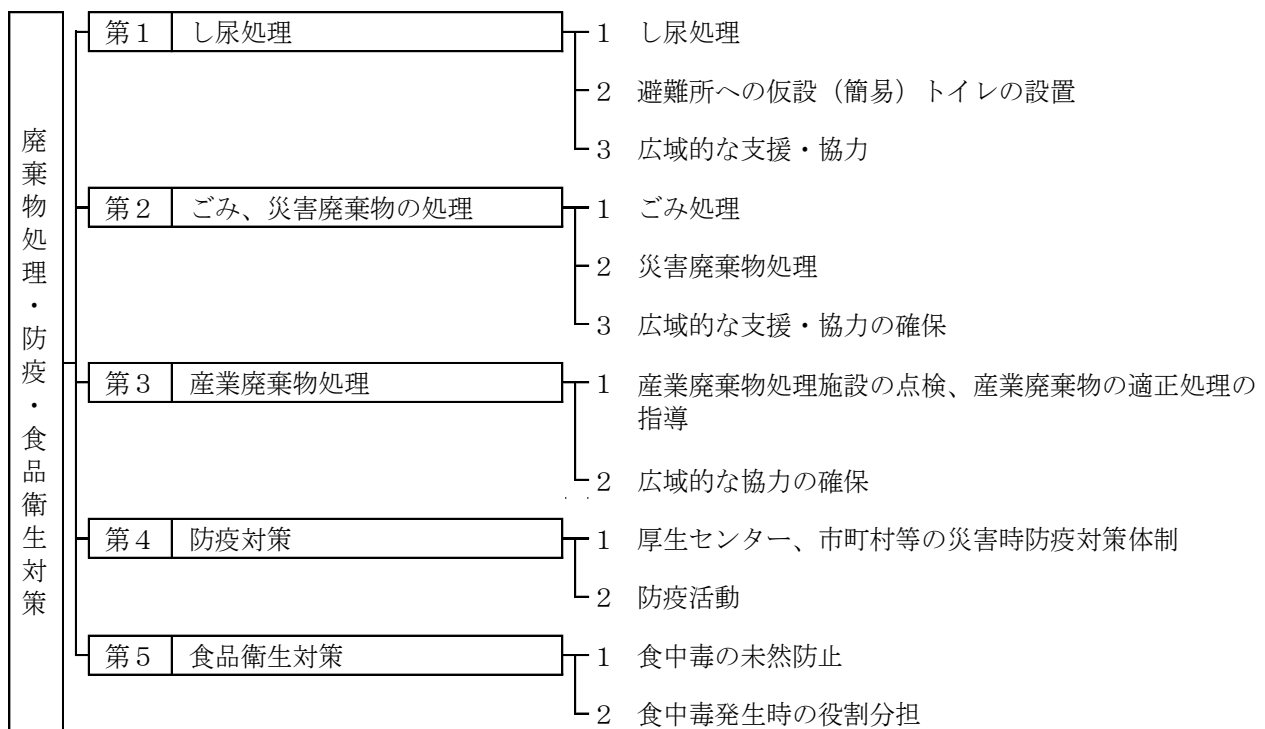
県は、市町村等を通じて情報を収集するとともに、広域的な処理を図るため、県下市町村の調整指導、廃棄物処理業者の団体等に対する協力依頼及び他県等の連絡調整を行う。また、廃棄物担当を災害対策本部に設置し、廃棄物の円滑な処理を推進する。このほか、産業廃棄物の処理については、事業者に対して適切な措置を講ずるよう指導する。

また、災害発生時の生活環境の悪化、り災者の体力の低下等によって感染症が発生し、又は多発するおそれがある。

被災地における防疫措置は、社会環境や衛生状態の悪化、その他予期せざる社会的悪化条件のもとで行われるものであるため、市町村に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を期すものとする。

さらに、震災時には、県民の避難場所等において、炊出し等の食事提供が予想されることから、食中毒の未然防止を図るため、食品取扱者に対し清潔な材料・施設設備・器具等を利用して、安全で衛生的な食品を提供するよう、適切な監視指導を実施する。

対策の体系



第 1 し尿処理

1 し尿処理（市町村）

市町村は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

また、積雪時においては住民に対し除雪協力や収集方法の変更に理解を求める。

2 避難所への仮設（簡易）トイレの設置（市町村）

市町村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住宅密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、富山県環境保全協同組合及び（公社）富山県浄化槽協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、国や隣接県等に対して、支援を要請する。（資料 「9-10 し尿処理施設一覧」）

第2 ごみ、災害廃棄物の処理

1 ごみ処理（市町村）

（1）ごみ処理施設等の応急復旧

市町村は、ごみ処理施設等の速やかな応急復旧に努める。

（2）ごみの処理

市町村は、震災により一時的に発生した生活ごみや粗大ごみについては、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集を行う。また、生活ごみ等の処理にあたっては、収集したごみの一時的な保管場所や処理ルートを確保する。

また、積雪時においても円滑なごみ処理体制の維持を図るため住民に対し除雪協力や収集方法の変更について理解を求める。

（3）避難所におけるごみの保管場所の確保

市町村は、避難所から発生する生活ごみの円滑な収集ができない場合には、避難所に十分な保管場所を確保するとともに、シート掛け等により、極力、生活環境の保全に努める。

2 災害廃棄物処理

県及び市町村等は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

市町村等は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用さ

れている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。

3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村による相互の支援の状況をふまえて、他市町村、（一社）富山県産業廃棄物協会及び（一社）富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。（資料 「9-11 ごみ処理施設一覧」）

第3 産業廃棄物処理

1 産業廃棄物処理施設の点検、産業廃棄物の適正処理の指導（県生活環境文化部）

県は、最終処分場等の産業廃棄物処理施設の被災状況を調査し、産業廃棄物の流出防止措置や被災した産業廃棄物処理施設の修復及び適正処理までの保管方法、保管施設等について、産業廃棄物処理施設を設置する事業所及び産業廃棄物処理業者に対して指導を行う。

2 広域的な協力の確保（県生活環境文化部）

事業者は、産業廃棄物の適正処理に努めるものとするが、産業廃棄物の保管が環境保全や生産活動に重大な影響を与えるおそれがある場合には、県は、産業廃棄物処理業者のあっせんを行う。

第4 防疫対策

震災に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。

1 厚生センター、市町村等の災害時防疫対策体制（県厚生部、市町村）

(1) 厚生センター、市町村における災害時防疫対策組織の設置

ア 厚生センター災害防疫組織の設置

県災害対策本部健康班（健康課）の指示のもとに、厚生センター災害防疫組織を設置する。

イ 市町村災害防疫組織の設置

厚生センターの災害防疫組織に準じ、関係職員による災害防疫活動組織を編成し、管内の防疫活動を行う。

(2) 医療機関、医師会及び消防本部との連携

各厚生センター及び市町村ごとに整備された連絡体制に基づき、管内の医療機関、医師会及び消防本部との連絡を緊密に行う。

(3) 防疫資材の確保

ア 防疫用器具機材、薬剤等の種類と数量の確認・確保

各厚生センター及び市町村は、防疫用器具機材、薬剤等の種類及び数量を把握し、不足する機材等については、速やかに確保する。

イ 防疫資材の需給状況に関する情報提供

県災害対策本部健康班（健康課）は、各厚生センター及び市町村における防疫資材の需給状況を把握し、情報を提供する。

(4) 広報活動

県は、必要に応じ報道機関等を通じて広報活動を実施することにより、災害時の感染症の発生予防及びそのまん延防止について県民に注意喚起する。

2 防疫活動（県厚生部）

(1) 防疫指導

県は、防疫計画をもとに被災市町村に即応した指導を行う。特に、津波被害の場合は、津波汚泥の堆積や水産加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など生じやすいことについて十分に留意することとする。

(2) 防疫指示

次に掲げる事項の指示を当該市町村における災害の規模、態様に応じ、範囲及び期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒の施行に関する指示

イ 法第28条第22項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

ウ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

(3) 応援体制

被災市町村を管轄する厚生センターは、防疫活動を実施するにあたり要員に不足があるときは、県厚生部に対し隣接又は全厚生センターの職員の派遣依頼をする。

さらに、県は状況に応じて被災市町村と協議のうえ、他都道府県、自衛隊へ応援を要請する。

(4) 検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次、防疫活動を実施する。

（資料 「9-3 防災用医薬品等卸売業者」 「9-4 防疫用備品」）

第5 食品衛生対策

震災時において、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視指導を行う。

1 食中毒の未然防止（県厚生部）

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を未然に防止するため、必要に応じ食品衛生指導班を編成して、監視指導を実施する。

(1) 食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣して、食品の配送等における衛生確保の状況を把握し、必要に応じ監視指導を実施する。

(2) 食品衛生監視員を避難所等に派遣して、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

(3) 食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、衛生上著しく劣る場合には、改善指導する。

(4) 食品衛生協会の食品衛生指導員は、被災地の厚生センターと協力し、食品関係営業施設に対し、加熱処理等食品の衛生的取扱いについて、相談に応じ指導する。

(5) 被災地の厚生センターとの連絡体制を確保し、必要に応じ近隣各県に対し衛生確保のための支援を要請する。

2 食中毒発生時の役割分担（県厚生部）

食中毒患者が発生した場合には、検査を実施し、被害の拡大防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。

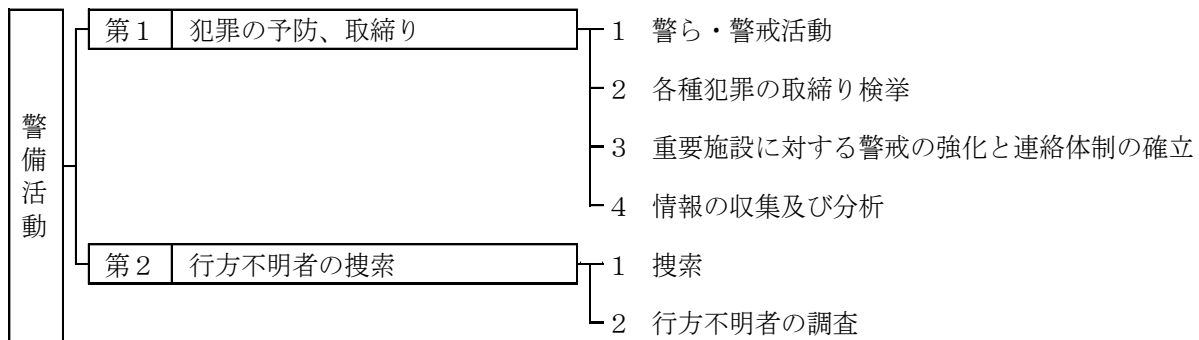
- (1) 食中毒患者が発生した場合については、食品衛生監視員に検査を実施させるとともに、食中毒の原因食品・原因施設等を調査して、被害の拡大防止に努める。
- (2) 食中毒被害が拡大し、処理が困難であると認められる場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、近隣各県に支援要請を行う。

第12節 警備活動

震災時には、一時的あるいは長期的に社会生活上に大きな混乱が生ずることが予想され、さらに、時間の経過とともに、被災者の不安、生活必需物資の買占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

このため、警察は、震災時において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに被害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等の警備活動を推進する。

対策の体系



第1 犯罪の予防、取締り

被災地では、物資の欠乏、戸締まりの不完全、将来に対する不安感等から各種犯罪の発生しやすい状態となる。このため、警察は次の点に留意し、住民の不安を軽減し、混乱の発生を防止するため、窃盗、暴力事犯、経済事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行う。

1 警ら・警戒活動（県警察本部）

(1) 犯罪の予防活動

被災地の混乱に乗じた窃盗等の各種犯罪を予防するため、警ら・警戒活動を実施する。

(2) 避難場所、避難所、救援拠点施設等に対する警戒活動

避難場所、避難所、食料・救援物資・復旧資材その他生活必需物資の貯蔵（集積）場所及び官公署等公共施設に対する立寄り、警ら・警戒活動を実施する。

2 各種犯罪の取締り検挙（県警察本部）

震災による混乱のため、凶悪犯、窃盗犯、粗暴犯、知能犯、性犯、経済事犯等の各種犯罪の発生が予想されることから、次により犯罪の予防及び取締りを行い、住民の不安を除去し、混乱を防止する。

(1) 犯罪情報の収集と分析

犯罪の発生を未然に防止し、人心の安定を図るため、各種犯罪の発生状況及びその拡大予想、住民の不安動向に関する情報を収集分析し、防犯対策に役立てる。

(2) 警戒取締り体制の強化

特別警戒取締班を編成して、犯罪情報の収集及び犯罪の予防・取締りにあたる。

(3) 金融・経済事犯に対する措置

金融・経済事犯については、主管行政機関との連携を緊密にし、生活必需物資、復興資機材の流通の確保及び物価安定に協力するとともに、悪質事犯に対する重点的な取締りを行う。

(4) 猟銃等に対する取締り

家屋の倒壊等に伴う猟銃、ライフル銃、残火薬類などの遺失、盗難事犯防止のため、当該猟銃等を警察又は販売業者で一時保管することとし、悪質事犯に対する取締りを徹底する。

(5) 火薬類、高圧ガス、石油類、放射性物質等危険物に対する措置

ア 危険性のある施設に対しては、重点的に所要の警備部隊を派遣し、関係機関と連絡をとるとともに、付近住民の避難、救助、警戒線の設定、雑踏整理等を行う。

イ 施設の管理者等に対し、積極的に助言、指導、警告等を行い、被害拡大防止上必要な措置をとらせる。

ウ 石油類、可燃性ガス、有毒ガス等の漏出が認められる場合は、特に次の措置をとる。

(ア) 火気の使用禁止

(イ) 漏出範囲の確認、警戒線の設定及び避難措置

(ウ) 施設の管理者等による漏出防止及び防毒措置

(エ) 中毒防止方法の広報

3 重要施設に対する警戒の強化と連絡体制の確立（県警察本部）

次に掲げる施設に対する警戒を強化するとともに、管理者又は責任者との連絡を密にして自主警戒体制及び異常時における連絡体制を確立する。

(1) 避難地

(2) 食料その他応急物資の集積又は配給所

(3) 主要官公庁

(4) ガス、水道、電気、電話等の主要施設

(5) 武器、爆薬、火薬等の貯蔵所

(6) 空港、鉄道、船舶その他交通機関

4 情報の収集及び分析（県警察本部）

次の事項に関する情報を収集分析し対策を講ずる。

(1) 流言飛語

(2) 交通機関利用者、運転者、観光客等の動向

第2 行方不明者の捜索

行方不明者については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。このため、行方不明者の捜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

1 捜索（県警察本部、市町村、自衛隊、伏木海上保安部）

(1) 部隊の大量投入による広範囲な捜索

被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、広域緊急援助隊等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な捜索活動を実施する。

なお、捜索を効率的に行うため、県・市町村に対し、大型工作機の投入要請を行う。

(2) 関係機関と連携した効率的な捜索

県及び市町村の災害対策本部へ連絡員を派遣するとともに、自衛隊、消防及び海上保安部との連携により、効率的に行方不明者を捜索する。

なお、行方不明者の所在が確認できない場合は倒壊家屋や河川・海上等を繰り返し捜索する。

(3) 警察犬、災害救助犬の活用

捜索にあたっては、NPO 法人全国災害救助犬協会との連携により、警察犬、災害救助犬を効率的に活用する。(資料「12-23 災害時における災害救助犬の出動に関する協定」)

2 行方不明者の調査（県警察本部）

(1) 行方不明者等の調査依頼

ア 相談所の開設

大規模な災害発生後速やかに、警察署、交番等に迷い子、行方不明者相談所を開設する。

イ 名簿の作成

避難所へ被害調査班を派遣して、避難者と迷い子、行方不明者の把握に努め、把握した迷い子行方不明者については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

ウ 相談窓口・相談コーナーの設置

迷い子、行方不明者に関する相談に応じるため、避難所に相談窓口を設置し、要員を派遣する。

また、外国人の行方不明者対策として、外国人相談コーナーもあわせて設置する。

エ 他の警察活動との連携

救出・救護活動及び検視活動との連携により、迷い子、行方不明者の発見に努める。

(2) 関係機関との連絡体制

ア 被災市町村等と対策本部との連携

市町村災害対策本部、自衛隊、消防との連携により、効率的に行方不明者を把握するため、これらの機関へ相互に連絡員を派遣し、把握情報を共有化する。

イ 報道機関との連携

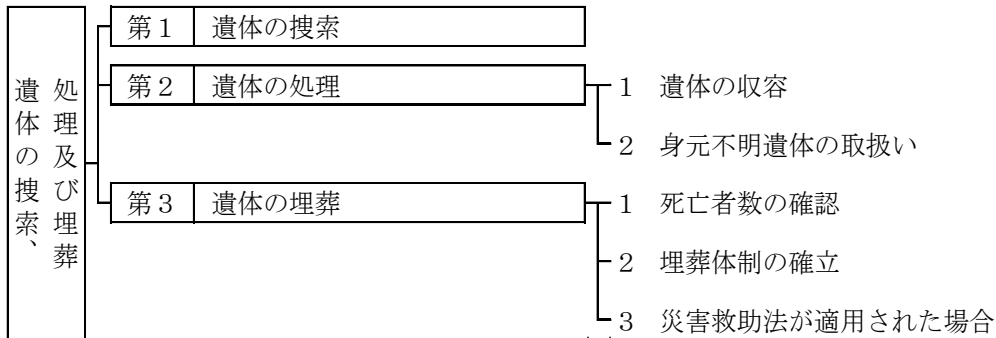
報道機関へ積極的に迷い子、行方不明者に関する情報を提供し、マスメディアを活用した発見活動に努めるなど報道機関との連携を強化する。

第13節 遺体の搜索、処理及び埋葬

大規模な地震・津波が発生した場合、多数の死傷者が生じるおそれがある。

市町村は、地震・津波により被災し死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりつつ、遺体の搜索、処理、埋葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

対策の体系



第1 遺体の搜索（市町村、県警察本部、伏木海上保安部）

- 1 市町村は、災害により被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者について搜索を行う。この場合、警察、消防及び伏木海上保安部と緊密な連携をとることとする。
- 2 市町村は、必要があれば、遺体の搜索を労力、資機材を借り上げて速やかに実施する。
- 3 市町村の実施する遺体の搜索にあたっては、警察と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。

第2 遺体の処理

市町村は、死亡した者について次の範囲内において遺体に関する処理を行う。なお、大規模な災害により遺体の搬送車、棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに情報を収集し、調達するものとする。

1 遺体の収容（市町村、県医師会、県警察本部、伏木海上保安部、日本赤十字社富山県支部）

- (1) 可能な限り屋内の広い場所を確保し、医師会の協力を得て遺体の検案を行う。なお、警察官及び海上保安官は検視その他の所要の処理を行う。
- (2) 葬祭業者の実態を把握し、多数の遺体に伴う棺の確保に努める。
- (3) 検案、検視を終えた遺体を警察、消防及び海上保安部の協力を得て収容、引渡しにあたる。
- (4) 遺体の安置所は、被災現場付近の寺院、公共建築物等の適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は天幕、幕張り等の設備を設ける。
- (5) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材の調達・確保に努める。
- (6) 遺体処理表及び遺留品処理表を作成のうえ、遺体を納棺し、さらに、献花のうえ、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に添付する。
- (7) 必要に応じて日本赤十字社富山県支部に遺体の処理、検案についての協力を要請するものとする。

2 身元不明遺体の取扱い（市町村、県警察本部、県歯科医師会）

身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

第3 遺体の埋葬

災害による犠牲者の遺体の埋葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了のうえ、速やかに埋葬を実施するものとする。

なお、正規の手続きを経ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認められる場合、市町村は手続きの特例的な取扱いについて県を通じて厚生労働省に協議する。

また、遺体の埋葬を行う者がいないとき又は判明しないときは市町村長がこれを行う。

1 死亡者数の確認（市町村）

市町村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

2 埋葬体制の確立（県厚生部）

災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから被災市町村のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。このような場合、県内各市町村あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。このため、富山県広域火葬計画に基づき、県は適宜、市町村に対し、埋葬に関する情報を提供するとともに、広域的な協力体制の整備に努める。

3 災害救助法が適用された場合（県厚生部、市町村）

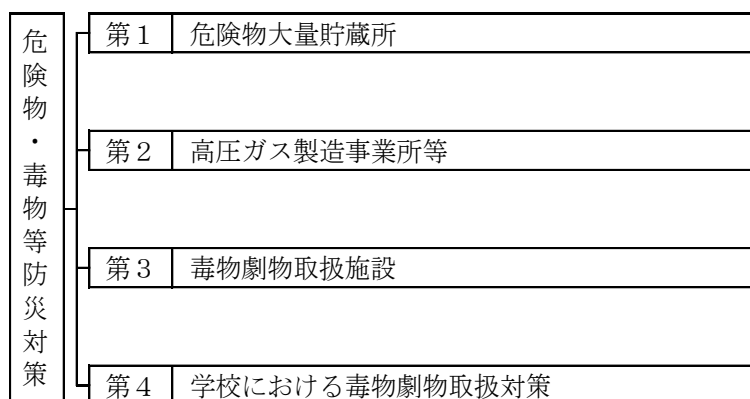
災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。

なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給するものとする。

第14節 危険物・毒物等防災対策

地震・津波により、危険物施設や高圧ガス製造施設等が被害を受け、又は危険物や高圧ガスの流出、漏えいその他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害を軽減するため、適正かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないよう努める。

対策の体系



第1 危険物等大量貯蔵所（県知事政策局、市町村）

地震・津波が発生した場合、危険物の火災、流出が考えられる。その場合、従業員はもとより地域住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づき予防規程等が定められ防災体制が強化されているが、被害を最小限に抑えるため、関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた、的確な災害応急対策を講ずる必要がある。

- 1 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程等に基づき火災、流出の被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合には、直ちに危険物の取扱い作業を中止し、初期消火活動、危険物の流出防止の対策を講ずるとともに、速やかに消防機関に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急措置を行うものとする。
- 2 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、状況に応じ消防機関等関係機関と緊密な連携を図り、危険物の回収、安全な場所への移動、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止するものとする。
- 3 市町村、警察、消防及び海上保安部は被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民、船舶等の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行うものとする。

（資料「3-17 危険物施設」）

第2 高圧ガス製造事業所等（県生活環境文化部）

高圧ガス製造所及び消費事業所、高圧ガス等積載船舶及び取扱施設等の長は、地震・津波により高圧ガス施設が損傷し、爆発、火災その他の二次災害を引き起こし、又は多大な被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに消防、海上保安部等に通報するとともに、危害予防規程等に基づき応急措置を行い、被害の拡大を防止する。

なお、被害拡大のおそれがあるときは、市町村、警察、消防及び海上保安部は直ちに周辺、船舶等に対し広報を行い、避難誘導、周辺地域の立ち入りの禁止を実施し、被害を最小限に止めるよう措置する。(資料「3-20 高圧ガス製造、貯蔵、販売所」)

第3 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部、市町村）

毒物劇物取扱施設が、地震・津波により被害を受け、毒物劇物が飛散し、流出又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、施設の責任者は危害を防止するための必要な措置を行うとともに、厚生センター、消防、警察又は海上保安部に通報するものとする。また、関係機関は必要に応じて次の措置をとるものとする。

- 1 市町村は、施設の責任者と密接な連携を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示を行う。
- 2 県は、施設の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講じるよう指示するほか、警察及び消防と協力し必要な措置を講ずる。
- 3 施設管理者は、警察、消防及び海上保安部と連携し、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。(資料「3-22 毒物劇物製造、販売所等」)

第4 学校における毒物劇物取扱対策（県経営管理部、県教育委員会）

化学薬品等毒物劇物を取扱う学校が被災した場合、二次災害の防止を図るため、次のような応急対策を講ずる必要がある。この場合、特に被害の拡大が予想される場合は、専門技術者の応援を求めるとともに学生及び周辺住民の避難など、迅速かつ適切な措置を実行する。

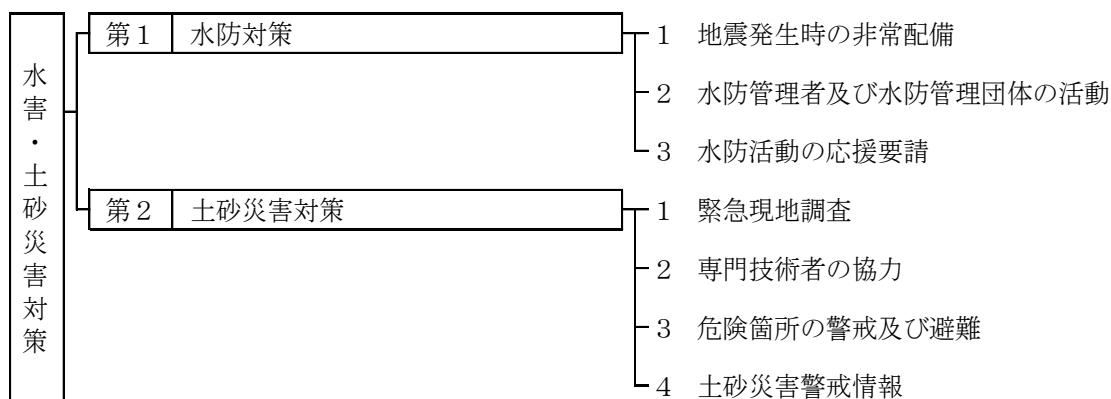
- 1 毒物劇物の散逸、飛散、流出、混合の防止に努めること
- 2 毒物劇物の保管場所に近づくものがないよう、ロープ張りや立看板の設置等、注意を喚起する措置をとること
- 3 職員等の身の安全が確保できる範囲で、初期消火活動を行うこと

第15節 水害・土砂災害対策

地震・津波が発生すると、河川堤防や砂防設備が直接被害を受けるばかりでなく、その後の降雨による浸水被害、土石流、地すべり、がけ崩れの発生による土砂災害の二次災害の発生が懸念される。

このため、地震・津波発生時の水防対策、土砂災害に対する警戒体制が円滑に遂行できるよう努めるものとする。

対策の体系



第1 水防対策

1 地震発生時の非常配備（県土木部、市町村）

(1) 水防本部は、地震による二次災害防止に水防活動が必要であるときは、平常勤務から非常体制への切替を確実に迅速に行い、水防活動に万全を期するため、非常配備の体制をとる。

(2) 水防管理団体の管理者は、判断状況を適正に行い、あらかじめ定めてある水防本部に準ずる非常配備の体制をとる。

指定管理団体の管理者においても、県水防計画により所要の体制をとる。

2 水防管理者及び水防管理団体の活動（市町村）

(1) 水防管理者、水防団長又は消防本部の長は、大規模な地震が発生した場合は、河川・海岸を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講じるよう要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。

ただし、津波発生時の水防活動については、水防活動に従事する者の安全確保を前提とするものとする。

(2) 地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難を呼び掛け又は指示を行う。

なお、呼びかけ又は指示を行う者を当該地域を管轄する警察署長に通知する。

3 水防活動の応援要請（市町村）

（1）水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を求める。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の指揮のもとに行動する。

隣接する水防管理団体は、協力応援など水防事務に関し、あらかじめ相互協定を締結しておく。

（2）水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

第2 土砂災害対策

1 緊急現地調査（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

本県は、急峻な山地が多く、地震による直接的な斜面崩壊の発生のほか、その後の降雨による土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害など）による二次災害が想定される。このため、地震直後には、県及び関係機関が連携して山地の崩壊状況を調査するほか、既存施設の点検を行う。

また、県は、市町村、住民等からの崩壊の第一次情報のほか、ヘリコプターによる上空からの調査を実施し水系を一貫した早期の被害状況の概括的な把握に努める。

その結果、次のような緊急事態が発生した場合は、関係機関と協力して、地上からの集中的な現地調査及び継続的な監視観測体制をとるほか、災害対策計画について協議・調整することとし、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合においては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が、緊急調査を行うものとし、土砂災害緊急情報を通知及び周知するものとする。

（1）県の措置（県農林水産部、県土木部）

ア 地すべりにより、地割れや建築物等の外壁のき裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合、緊急調査を実施するものとする。

イ 緊急調査で得られた地すべり被害が想定される区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知及び一般へ周知するものとする。

（2）国の措置

ア 河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、堆積した土石等の高さがおおむね 20m以上であるとともに、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合、緊急調査を実施するものとする。

イ 噴火による降灰等が、河川の勾配が 10 度以上の流域のおおむね 5 割以上の土地において、1 cm 以上堆積していると推計され、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合、緊急調査を実施するものとする。

ウ 緊急調査で得られた土砂災害が想定される区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知及び一般へ周知するものとする。

（3）市町村の措置

国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等にあたり活用するものとする。

2 専門技術者の協力（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

（1）NPO法人富山県砂防ボランティア協会^{※1}との連携

本県では、砂防に関する豊富な経験と専門知識を有したメンバーで組織された「NPO法人富山県砂防ボランティア協会」（平成14年10月2日認証）が設立されており、県および関係機関は、余震、豪雨による二次災害に対処するため、同法人へ協力を要請する。

（2）その他の機関との連携および制度の活用

県及び関係機関は必要に応じて地元在住のコンサルタント、斜面判定士^{※2}および国の砂防関係ボランティア団体等へ協力を要請するほか、国のアドバイザー制度^{※3}や災害支援技術強化対策事業^{※4}を活用し、早期の対応に努めるものとする。

※1 NPO法人富山県砂防ボランティア協会

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、土砂災害防止に係わるボランティア活動を行い、もって県民の福祉に寄与することを目的とする団体。

※2 斜面判定士

砂防ボランティア全国連絡協議会により認定される。災害時に土砂災害が起きそうな斜面を緊急的に判断する。

※3 アドバイザー制度

（社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度。（資料「12-14 大規模災害時の専門家派遣制度」）

※4 災害支援技術強化対策事業

（社）農業農村整備情報総合センターが、農林水産省、農業工学研究所、県OB等の専門技術者を登録・派遣し、農地・農業用施設に関する災害対策等の助言を行う事業

3 危険箇所の警戒及び避難（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

国、県及び施設管理者は、余震や豪雨等によって山地斜面崩壊や天然ダムの決壊などのおそれがあるときや、治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対しては、地元市町村及び関係機関と協力して警戒にあたるものとする。

特に、土砂災害防止法に基づく緊急調査が行われた場合など、天然ダムの決壊や大崩壊が予想される場合において、市町村長による避難指示の判断に資するため、緊急調査等の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、市町村長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。

なお、市町村長は、その情報等により、住民避難の要否、時期を決定する。

（1）市町村への通知

国及び県は、緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を通知する必要がある場合においては、関係市町村に対して通知する。

（2）地域住民への周知

県及び市町村は、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害のおそれのある地域に居住する住民に説明を行う。

（3）県民への周知

国及び県は、土砂災害緊急情報を通知した場合においては、緊急情報を通知した旨、報道機関やホームページなどを通じ、県民への周知を図る。

4 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台）

大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方気象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表する。

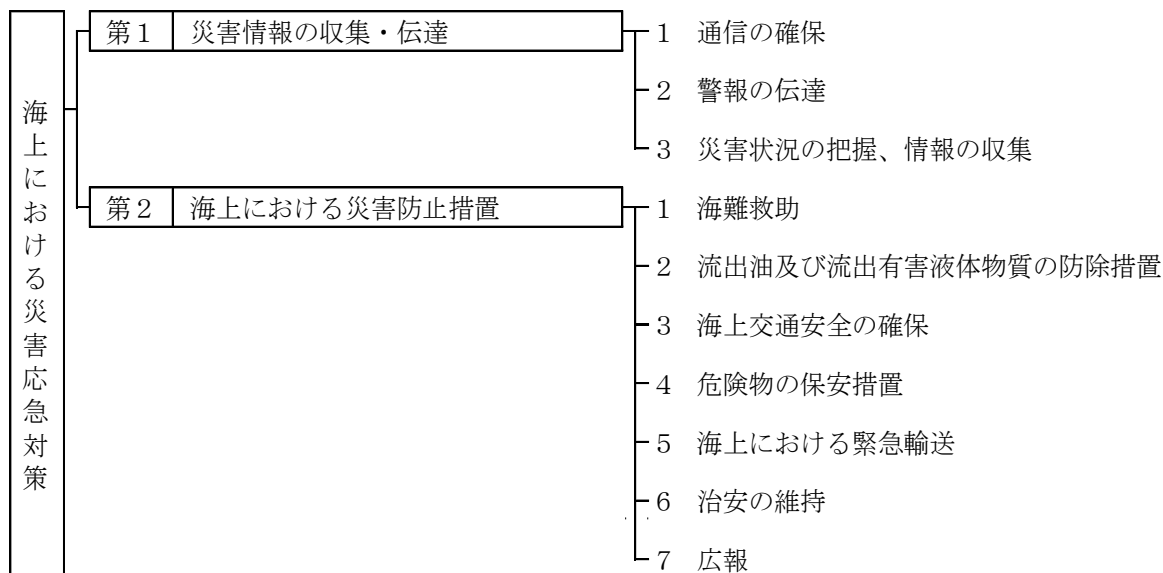
種類	発表基準	発表区分	
土砂災害警戒情報	大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時	県東部	滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町
		県西部	高岡市、射水市、小矢部市、氷見市、砺波市、南砺市

※震度5強以上の地震が発生した場合、土砂災害警戒情報の発表基準を低く設定した基準（暫定基準）を適用する。

第16節 海上における災害応急対策

災害時には、船舶及び沿岸住民の生命、財産に多大な被害をもたらすことが予想される。このため、海上保安部は、海上において防災対策を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関と緊密な連携をとりながら災害の防止及び被害の軽減に努める。

対策の体系



第1 災害情報の収集・伝達

1 通信の確保（伏木海上保安部）

- (1) 巡視船艇を含めた応急通信系による通信連絡体制を確保する。
- (2) 県及び市町の災害対策本部並びに警察及び消防へ、必要に応じ無線機を携帯させた連絡調整官を派遣し、連絡体制を確保する。

2 警報等の伝達（伏木海上保安部）

- (1) 気象警報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により船舶に対し周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
- (2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通知を行うとともに必要に応じて水路通報を行う。
- (3) 大量の油、有害液体物質等の流出及び放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により船舶に対し周知する。

3 災害状況の把握、情報の収集等（伏木海上保安部）

- (1) 船舶及び航空機により、必要に応じて海域及び沿岸部の被災状況を調査する。
また、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における被

災状況の調査にあたるものとする。

(2) 関係機関との連絡体制を維持し、必要な情報の伝達を行う。

第2 海上における災害防止措置

1 海難救助（伏木海上保安部）

- (1) 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇及び航空機によりその捜索救助にあたる。
- (2) 船舶火災又は海上災害が発生したときは、速やかに巡視船艇によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて消防に協力を要請する。
- (3) 危険物が排出されたときは、その周辺地域の警戒を厳重にし、必要に応じて、火災の発生防止及び避難勧告を行う。また、人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められたときは、警戒区域を設定し、船舶に対し区域外への退去等の指示を行うものとする。
- (4) 津波警報等が発令されたときは、船舶に対し必要な勧告を行う。
- (5) 傷病者、医師、避難者又は救援物資の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、速やかに緊急輸送を行う。
- (6) 岸壁、護岸、防波堤等が損壊し、復旧作業のため必要な土のう等の資材の海上輸送について要請があったときは、速やかに緊急輸送を行う。
- (7) 海上における行方不明者及び遺体の捜索、収容、検視を行う。
- (8) 救助活動に関し、その規模が大であるため又は事態が急迫しているため必要があるときは、自衛隊に部隊等の派遣を要請する。
- (9) 知事は、大規模な火災、爆発その他人命に危険が急迫する場合など、緊急を要する事態に対し、巡視船艇、航空機による海上輸送等の救援が必要と認めたときは、伏木海上保安部に対し、次の事項を明らかにして支援を要請する。
 - ア 災害の概要及び救援活動を要請する理由
 - イ 救援活動を必要とする期間
 - ウ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
 - エ その他救難活動に必要な事項

2 流出油及び流出有害液体物質の防除措置（伏木海上保安部、北陸地方整備局）

- (1) 大量の油が排出されたときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的にするため、巡視船艇、航空機により排出油の状況、防除作業の実施状況を総合的に把握し、作業の分担、作業方法について必要な事項を指導する。
- (2) 防除措置を講ずべき者が排出油の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対して、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- (3) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずることを指示し、又は巡視船艇、浚渫兼油回収船などにより防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に対し必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。
- (4) 有害液体物資等が流出したときは、状況により防除措置を講ずべき者に対し、有害液体物質等の防除その他汚染の防止のための必要な措置を講ずべきことを命じ、又は必要な措置を講ずる。

3 海上交通安全の確保（伏木海上保安部）

船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要なと思われる情報について、無線を通じて船舶への情報提供を行う。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。
- (4) 水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (5) 船舶標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

4 危険物の保安措置（伏木海上保安部）

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止、取りやめ等事故防止のための必要な措置を行う。
- (3) 危険物取扱施設については、危険物の流出等の事故を防止するために、必要な指導を行う。

5 海上における緊急輸送（伏木海上保安部）

傷病者、避難者、緊急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

6 治安の維持（伏木海上保安部）

- (1) 巡視船艇を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 巡視船艇により重要施設等の周辺海域の警戒を行う。
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

7 広報（伏木海上保安部）

- (1) 民心の安定に重点をおき、次に掲げる事項について広報を行う。
 - ア 海難救助、治安の維持、緊急輸送の実施状況
 - イ 船舶、海洋施設等の被災状況
 - ウ 海上交通規制の実施状況
 - エ 水路、船舶標識の異常の有無
 - オ その他海上保安庁の災害応急対策の実施状況
- (2) 県災害対策本部へ必要な情報を提供する。
 - ア 海上保安部及び日本赤十字社富山県支部は、「応援救護に関する協定」に基づき、必要に応じて、救護班の出動等応急救護を実施するものとする。

(資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」)

イ 沿岸市町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療機関と連携のうえ、現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

ウ 消防は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

(3) ヘリコプターの活用

海上保安部、県及び沿岸市町は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、防災関係機関が保有するヘリコプターを活用する。

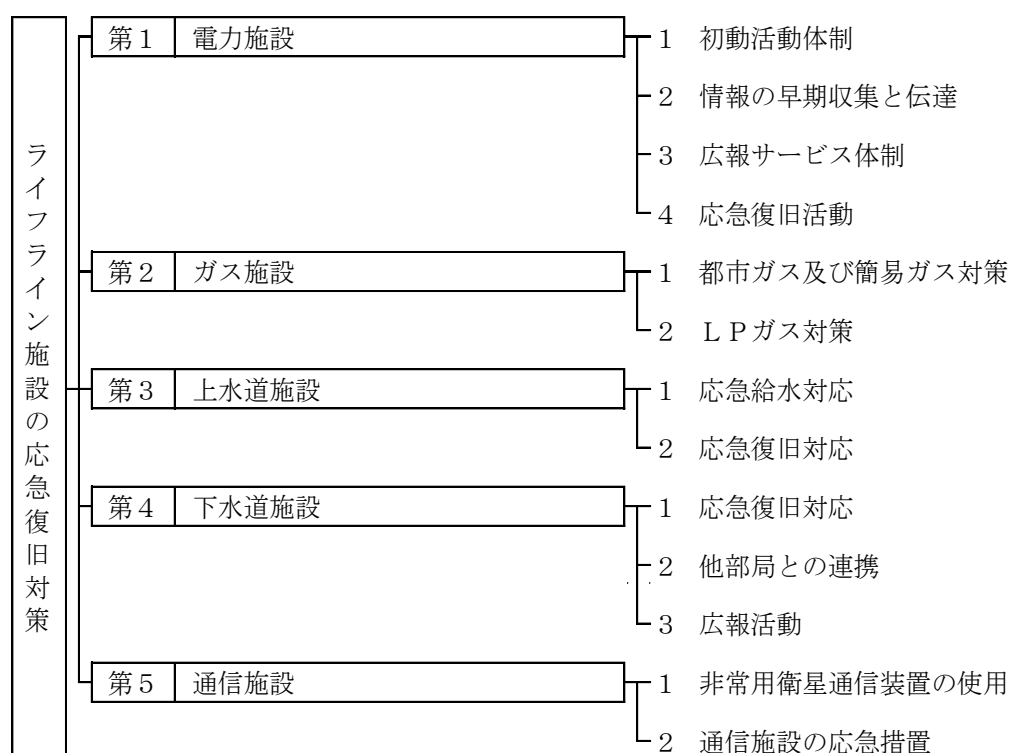
第17節 ライフライン施設の応急復旧対策

電力、ガス、上下水道、通信の各ライフライン施設は、都市化の進展とともに、高度化、複合化しており、また、住民の依存度も著しく高まっている。

こうしたライフライン施設が被災した場合、都市機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン関係機関は、災害時における活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら、できるかぎり早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとする。

対策の体系



第1 電力施設

電力復旧は他機関の復旧作業や民心の安定など社会的に大きな影響を及ぼす。被害状況を早期に的確に把握し、社内・外の応援体制を含めた要員と災害復旧用資機材により、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。一方、マスメディアを通じて事故状況・復旧状況の情報提供を行い、電気災害の防止に努めるとともに、可能な限り広報車を出しての現場広報も展開する。

1 初動活動体制（北陸電力）

（1）非常災害体制の発令

ア 震度6弱以上の地震が県内に発生した場合、自動的に非常体制に入り、本店に総本部、支店・支社に本部、支店支社の各部所に支部を設置する。

イ 震度4～5強の地震発生にあたっては、被害状況により体制の発令を行う。

ウ 従業員は非常災害時の「従業員行動指針」に基づき出動する。

震度6弱以上……本店・被災支店・支社の非常災害対策要員は、所属する総本部、本

(支) 部に出勤

震度4～5強……被害の状況により出勤

(2) 社外応援体制

被害状況に基づき、

ア メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出しを行い、応急復旧を依頼する。

イ 他電力会社の応援が必要な場合は、中央電力協議会を通じて資機材・役務の融通を依頼する。

2 情報の早期収集と伝達（北陸電力）

(1) 国、地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との迅速、的確な情報交換を行う。

(2) 保安用社内電話、公衆電話、移動無線、非常無線、衛星通信システム及びテレビ会議システムを活用し情報の早期収集、伝達を行う。

(3) ヘリコプターの出動により設備被害の情報収集を行う。

3 広報サービス体制（北陸電力）

被害状況、復旧状況、公衆感電等二次災害防止を主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオの報道機関を通じて行う。

4 応急復旧活動（北陸電力）

(1) 基本対策

ア 復旧活動については需要者の安全を第一に、安全確認を徹底しながら行う。

イ 臨時巡視・点検による設備異常箇所の早期把握、復旧計画・体制の確立を行う。

ウ 被害状況に基づき、災害復旧資機材及び要員を確保する。

資機材及び要員が不足する場合、メーカー、施工者、関係会社、及び他支店・支社、他電力会社に支援を要請する。

エ 保安通信回線の確保のため、必要により通話制限措置を実施する。

(2) 設備別災害の復旧対策

ア 発電所設備

発電所は、供給力確保を重点に地震発生後の需給状況や被害状況等を勘案し、早期復旧に努める。また、変電所は、重要度及び被害状況に応じて、移動用変電設備の活用で早期復旧に努める。

イ 送電設備

被害を受けた送電線路の重要度や被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り他ルートからの送電等で電力供給を確保するとともに、早期復旧に努める。

ウ 配電設備

自治体等との協議に基づき、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁、避難所等の公共施設を優先に、発電機車、移動変圧器車で応急送電を行う。

第2 ガス施設

大規模地震の発生時には、ガス導管をはじめ何らかの被災はまぬがれない。このことに留意し、迅

速にガスによる二次災害防止に全力を傾注する。

また、被災設備は、速やかに復旧し、ガス供給を再開して、被災住民の人心及び生活の安定に努める。

このために、ライフライン関係機関相互の情報交換と連携を努める。

1 都市ガス及び簡易ガス対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、日本コミュニティーガス協会北陸支部）

（1）初動活動体制

地震発生時は、あらかじめ定めた自主出社基準、巡回ルート及び点検基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに、次の体制で即応する。

ア 情報収集

地震計による地震規模の把握、テレメータ及びガバナ集中監視システム等による供給所及び主要導管の圧力・流量異常並びに移動無線車及び各事業所等の情報に加え、需要家からの通報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。

イ 緊急巡回調査

直後情報に基づき、主要な導管ルート及び主要なガス使用建物を巡回点検し、被害状況の把握及び応急措置に努める。

ウ ガスの供給停止

地震規模が一定以上であり、被害の規模が甚大なときは、全面的な供給停止を行う。また、一定以下のときは、導管網の材質や地盤特性及び被害の情報を基に迅速に被害想定を行い、被害が地域的に限定されている場合は、効率的な復旧を図るべく導管網ブロックを限定し、部分供給停止を行う。

（2）災害時広報

地震が発生し、ガス供給停止を行うときは直ちに広報車及び需要家訪問により広報を行うほか、報道機関等に依頼し、広報の周知徹底に努める。

また、復旧は導管網ブロック毎に順次、復旧となるが、ガスの供給再開まで上記手段により、次の要領で適時適切な広報の周知徹底を行うとともに需要家設備の安全確認テストを実施し、二次災害の防止、無事故復旧に努める。

ア 供給停止時の広報

（ア）供給停止した範囲及び規模（町名、需要家数）

（イ）ガス栓、メータガス栓の閉止（需要家への協力依頼）

（ウ）ガス臭やガス設備の異常発見時の通報、連絡（需要家への協力依頼）

イ 復旧状況の広報（報告）

（ア）復旧状況の概要と復旧完了予定の時期

ウ 復旧完了及び供給再開の広報

（ア）復旧完了による供給再開日の案内と在宅（需要家への協力依頼）

（イ）社員による安全確認テスト実施まで、ガス使用禁止（需要家への協力依頼）

（3）関係機関との連携等

災害時においては、防災関係機関との情報交換及び監督官庁、同業他社等への報告あるいは復旧応援要請並びにライフライン関係機関相互の情報交換等が不可欠であり、このため、情報窓口も一本化し、統制ある総合的情報として、二次災害の防止と早期復旧に努める。

ア 防災関係機関との情報交換

富山県災害対策本部をはじめ、関係市町村災害対策本部、消防及び警察とは密接な連携をとり、情報収集と最新情報の提供に努める。

イ 監督官庁及び同業他社への報告、応援要請等

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは(一社)日本ガス協会東海北陸部会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。

(4) 復旧

ア 復旧優先順位

被害調査の結果に基づき、早期に供給を再開できる中圧路線及び比較的被害の軽い導管網ブロックが復旧の優先対象となるが、同時に次に掲げる対象物件等その重要度に応じ、早急にガス供給の再開に努める。

1位 病院及び療養施設等

2位 被災住民の避難場所

3位 公共施設等

また、地区的優先順位は

1位 住居地区

2位 商業地区

3位 工業地区

イ 復旧のための体制

大地震発生による甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス業界では、(一社)日本ガス協会東海北陸部会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。

また、復旧資機材等の備蓄の他、製造メーカーや全国管材取扱商社(店)及び復旧応援事業者の協力を得て緊急収集に努める。

2 LPガス対策(県生活環境文化部、市町村、富山県エルピーガス協会)

(1) 災害時広報

県、市町村及び(一社)富山県エルピーガス協会は、地震・津波のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。

(2) 応急復旧活動

(一社)富山県エルピーガス協会は、「富山県LPガス災害対策要綱」、県及び全市町村と締結した「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」に基づき、次の対応をとる。

ア 富山県LPガス災害対策本部による活動

(ア) 設置

以下の災害が発生した場合に、LPガス災害対策本部を設置する。

- ・県が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する災害
- ・災害救助法が適用される災害

- ・気象庁発表の震度6弱以上の地震等の災害
- なお、必要に応じ、現地対策班も設置する。

(イ) 活動

- ・消防との連携のもと、会員事業所による容器バルブの閉止、容器の安全性の確保などLPガス設備の緊急安全点検の実施
- ・被害状況の収集、分析及び連絡
- ・LPガス設備災害復旧応援要員の派遣及び緊急物資の支援
- ・関係機関・団体との連絡・調整

イ LPガスの安定的な供給

県及び市町村の要請を受け、分散型エネルギーの利点を生かし、避難所、救護所等への設置など、LPガスの優先的、安定的な供給に努める。

第3 上水道施設

1 応急給水対応（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、震災時に施設の被害調査、緊急措置及び応急給水の諸体制を速やかに確立するとともに、応急給水に参画し、円滑かつ適切な応急対策活動に努める。

被害が甚大な場合は、人員、装備、資機材のすべてにわたり、被災水道事業者の現有力では処理しきれないことが考えられる。このような事態に対処するため、県内外の水道事業者の広域支援体制を確立する。

(1) 給水基準及び被災人口の確認

水道事業者等は、応急給水活動を円滑に進めるため、生命維持に必要な水量を早急に把握して拠点給水あるいは給水車で輸送する。

(2) 給水の方法

給水の方法は、「拠点給水」^{※1}あるいは給水車で輸送する「運搬給水」^{※2}を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。同時に給水は、すべての被災者に対して等しく配給されなくてはならないが、なかでも人命救助を担う病院、診療所等の医療施設への給水については最優先されるよう配慮する。

(3) 応急給水要員の確保

震災時の応急給水活動は、広範囲にわたることが考えられるため、水道事業者等は、可能な限り要員を確保する。給水要員については、復旧要員と異なり一般職員でも活動できるため、水道事業者職員を指導、教育し適正に配置する。

(4) 応急給水支援体制

県及び水道事業者等は、必要に応じ、関係機関に支援協力を要請し応急給水体制を確立する。

(5) 応急給水時の広報

水道事業者等は、震災時に住民に対して応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法、水質についての注意などを周知させ、混乱が生じないように最大限の広報活動を行う。

(6) 予備水源の活用

事前に水量、飲用の適否から選定した一般家庭井戸、営業用井戸や、県及び市町村が管理する道路の消融雪用井戸の活用にあたっては、仮設給水栓^{※3}などによる給水を行うこととなるので、十分な衛生確保を行ったうえで飲料水、生活用水として活用する。

※1 拠点給水

指定避難場所及びこれに近隣する浄水場、配水場等を給水拠点に設定し応急給水を行うものである。

この給水拠点には、飲料水を確実に確保することが必要である。そのためには、常時貯水タンク等により確保する方法があり、やむを得ない場合には、拠点に仮設貯水設備を設置し必要量の飲料水を搬送する方法がある。

実施にあたっての留意事項は、次のとおりである。

(1) 拠点給水場所の確認

地域住民に対し、平常時から震災時の飲料水供給場所を周知しておくことが必要である。

(2) 被災人口の確認

応急給水活動を円滑に進めるため被災人口及び確保水量を早急に把握することが必要である。

(3) 拠点での給水方法

貯水設備に仮設給水栓類を取付け、住民自身が受水していく方法とし、混乱のないよう配慮することが必要である。

また、給水にあたっては、特に衛生管理に配慮し、住民の受水容器の安全性についても考慮しなければならない。

※2 運搬給水

震災時の混乱期に、臨時給水拠点を設置し、給水車で運搬給水する方式は、人的、物的両面から給水区域を対象とすることは非常に困難と思われるので、可能な限り限定することが必要である。しかし、地震による被害が僅少で臨時の給水拠点が限定できる場合には運搬給水も有効である。

この他、次のような特別な場所についても、緊急時の要請により運搬給水で対応することが必要である。

(1) 災害救護所及び総合病院

震災時の救急医療体制に支障をきたさないよう、県及び市町村災害対策本部と連絡を保ち優先的に配慮する。

(2) 震災時給食設備所

県及び市町村災害対策本部より指定されている給食設備所に対しては、県及び市町村災害対策本部の要請に基づいて運搬給水を行う。

(3) その他

県及び市町村災害対策本部より指示された場所

※3 仮設給水栓による給水

応急復旧の進捗に伴って被災施設の機能回復、配水調整による断水区域の縮小を図り、適宜に仮設給水栓を設置し、応急給水を行う方式である。

2 応急復旧対応（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、住民の生活用水確保を目途に的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水に努める。

また、被害が甚大な場合は、他市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

(1) 復旧手順

ア 取水、導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、水道事業者はその復旧を最優先で行う。

復旧時間に長時間を要する場合には、この間における予備設備の有効活用や他系統からの

導水により、送・配水施設の復旧に伴う給水量の増加に対処する。

イ 水道事業者は、管路の復旧にあたっては配水幹線、給水拠点に至る路線を優先し、弁操作により他系統からの管網からの給水を進めるなど順次配水調整を行い、断水地域を減少しながら復旧に努める。

また、公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧と平行して実施する。

(2) 広域支援体制

ア 県は、市町村相互の支援、協力について必要なあつせん、指導及び要請を行う。

イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し十分な応急復旧体制を確立する。

第4 下水道施設

1 応急復旧対応（県土木部、市町村）

震災が発生した場合は、直ちに、下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧活動には、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

(1) 震災状況の調査及び点検

震災発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を行うとともに、二次災害発生のおそれのある施設など緊急度の高い施設から、順次、重点的に実施する。

(2) 応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、②応急復旧工法、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。

(3) 二次災害防止の緊急措置

二次災害を防止するため、次により遅滞なく適切な措置を講ずる。

ア 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没、マンホールの浮き上がり等による道路交通の支障、及びマンホール等からの汚水の溢水に対する措置

イ 処理場・ポンプ場施設

(ア) ポンプ設備の機能停止に対する措置

(イ) 停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置

(ウ) 池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置

(エ) 塩素ガス、消化ガス、燃料、薬品等危険物の漏洩に対する措置

(4) 広域支援体制

ア 県は、市町村相互の支援、協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行う。

イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部ブロック構成員に支援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。

2 他部局との連携（県厚生部、県土木部、県企業局、市町村）

応急復旧にあたっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。

特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちな

がら進めるものとする。

3 広報活動（県土木部、市町村）

下水道施設の復旧完了までの間、必要に応じ、上水道等の使用制限を行い、その広報活動を行う。

第5 通信施設

1 非常用衛星通信装置の使用（NTT西日本）

震災時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話含む。）を出動させ、通信を確保する。

また、孤立防止用衛星通信システム（Ku-1）も出動させる。

2 通信施設の応急措置（NTT西日本、NTTドコモ、各防災関係機関）

（1）公衆通信

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ北陸支社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。

ア 回線の被災には、非常用無線装置及び応急ケーブル等を使用し応急復旧を図る。なお、非常用無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災局には、非常用交換装置等を使用し応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車あるいは大型可搬型電源装置等を使用し復旧する。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等により復旧する。

（2）専用通信

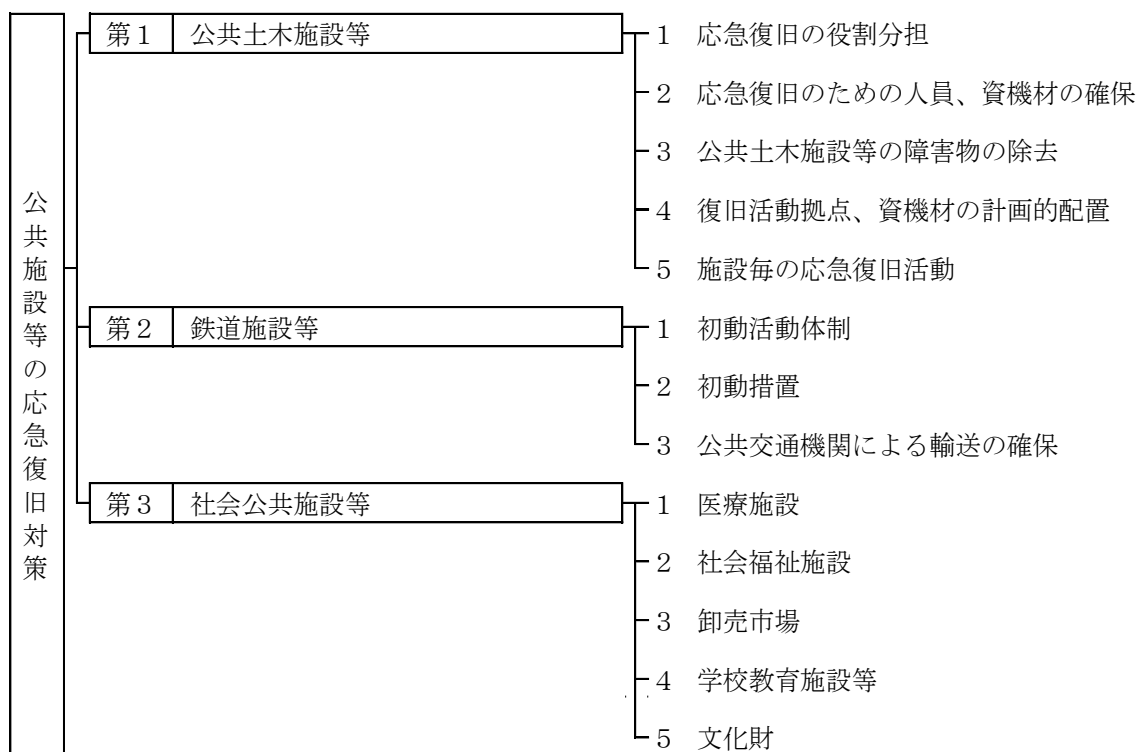
大地震の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、警察、気象台、国土交通省、海上保安部、JR、中日本高速道路株式会社、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置を実施する。

第 18 節 公共施設等の応急復旧対策

道路、橋梁、河川、港湾、空港施設及び鉄道等の公共施設は、道路交通、海上輸送及び航空輸送など社会活動を営むうえで重要な役割を担っており、こうした施設が地震・津波により損壊した場合は、救急救助、救援救護活動及び緊急輸送活動等に重大な支障をきたすこととなる。また、医療施設、社会福祉施設等の社会公共施設等が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされる。

このため、こうした公共施設等の速やかな応急復旧措置を講ずるものとする。

対策の体系



第 1 公共土木施設等

各管理者は、地震・津波発生時の初動期において必要に応じ公共土木施設の緊急点検を行うこととする。

公共土木施設等が被災した場合、施設の管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講ずる。また、迅速な応急復旧を行ううえで、復旧活動拠点や資機材の計画的配置が必要であることから、その整備促進に努める。

また、災害発生時の初動対応を迅速かつ確に実施するための危機管理体制要領を策定する。

1 応急復旧の役割分担（北陸地方整備局、県知事政策局、県土木部、県農林水産部、市町村）

応急復旧は、基本的に各施設の管理者が施設の復旧を行う。

また、公共土木施設のない地区での土砂災害などの復旧活動や人命救助のための崩壊土砂の除去は原則として市町村が行う。

2 応急復旧のための人員、資機材の確保（北陸地方整備局、県知事政策局、県土木部、県農林水産部、市町村）

（1）人員の確保

公共土木施設の被害状況の把握や適切な応急対策工事の実施等については、必要に応じて専門技術者（富山県防災シニアエキスパートなどの県職員OB、市町村職員OB、コンサルタントなど）へ協力を要請するほか、国の防災エキスパート制度^{*1}を活用し、早期に対応に努めるものとする。

また、各管理者は、復旧活動が円滑に実施されるよう各路線、各地区、各建築物毎にあらかじめ作業分担を決めておくとともに、建設業協会等の応援を必要とする場合は、あらかじめ「災害時における応急対策業務に関する協定」等を締結し、これに基づき応急復旧を実施する。
(資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」)

(資料「12-40 県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」)

（2）建設機械の確保

各管理者は、震災時の復旧作業に対応するため、毎年、建設機械の保有量を把握するものとする。

また、機械の使用にあたっては、あらかじめ「災害時における資機材の使用に関する協定」を締結し、これに基づき行う。

(資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」)

（3）資材の確保

各管理者は、震災時の復旧作業に対応するため、毎年、国及び県等所有の復旧用資材の備蓄状況を把握するとともに、建設資材業者の復旧用資材の最低在庫保有量を把握する。

また、資材業者所有の資材を使用するにあたっては、あらかじめ「災害時における資機材の使用に関する協定」を締結し、これに基づき行う。

（4）国土交通省北陸地方整備局との「災害時の相互協力に関する申し合わせ」に基づく協力要請

申し合わせに基づき、国土交通省北陸地方整備局に対し、北陸地方整備局等の職員の派遣、災害に係る専門家の派遣、構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け、通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣等の協力を要請する。

※1 防災エキスパート制度

公共土木施設等の整備・管理についての知識・経験を有する国職員OBを登録し、大規模災害時に、国、県、市町村等からの支援要請により、被災状況の情報収集や応急復旧の助言等を行う制度

3 公共土木施設等の障害物の除去（北陸地方整備局、県知事政策局、県土木部、県農林水産部、市町村）

震災時に発生した道路、河川、港湾等の障害物を除去することにより、住民の日常生活や業務活動を確保することを目的とする。

（1）実施機関

ア 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、市町村長が行う。

イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。

ウ 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市町村長が行うものとし、市町村のみで実施困難のときは、知事に対し応援協力を要請する。

エ その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

(2) 障害物除去を必要とする場合

震災時における障害物（工作物を含む）除去を必要とする場合の対象は、概ね次のとおりとする。

ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

イ 河川氾濫、護岸欠壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

ア 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者の協力を得て、速やかに行う。

イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の生じないように配慮し行う。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積破棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者などと協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

ウ 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所

エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

(5) 除去に必要な機械、器具の整備等

ア 障害物の規模及び範囲により、それぞれ対策をたてることとする。

イ 比較的小規模なものについては、各管理者において処理し、大規模なものについては建設業者等の協力を得ながら、概ね次により実施する。

(ア) 建設業協会等との提携

建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供については、あらかじめ建設業協会支部との協定を締結し、これに基づき確保する。

(イ) 資機材の生産、販売業者との提携

応急復旧のため必要となる資機材については、あらかじめその生産及び販売業者との協定を締結し、これに基づき確保する。

(6) 障害物除去に関する応援、協力の要請

県は、市町村等から住民の生命、財産保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があったときは、必要に応じ、適当な措置を講ずる。

4 復旧活動拠点、資機材の計画的配置（北陸地方整備局、県知事政策局、県土木部、県農林水産部、市町村）

応急対策活動を、迅速かつ円滑に実施するために復旧活動拠点及び資機材の計画的配置に努める。

5 施設毎の応急復旧活動（北陸地方整備局、県知事政策局、県土木部、県農林水産部、市町村）

（1）道路

地震により被災した道路、橋梁については、迅速に応急復旧対策を実施し、緊急交通路を確保する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 緊急通行確保路線

イ 一般道路で道路の陥没、欠壊等により二次災害を生じるおそれのあるもの

ウ ライフラインの管理施設等防災上重要な施設に通じる道路

（2）河川

地震により堤防等、河川管理施設が被災した場合は、速やかに施設の復旧に努める。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 破堤

イ 堤防・護岸・天然河岸の欠壊等で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

ウ 堤防護岸等の欠壊で破堤のおそれがあるもの

エ 河川の埋そくで水の流れを著しく阻害するもの

オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

（3）海岸

海岸施設が津波等により被害を受けたときは、速やかに応急復旧措置を行う。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 破堤

イ 堤防の欠壊（空洞化を含む。）により破堤のおそれのあるもの

ウ 護岸、水門、樋門、樋管の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

（4）ダム

地震により管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。

（5）港湾

地震、津波より水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、関係機関と協力して必要な応急措置及び応急復旧対策を行い、緊急物資の輸送路を確保したうえで、その後本格的な復旧事業に着手する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア けい留施設の破壊で船舶のけい留又は荷役に重大な支障を与えているもの

イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの

ウ 港湾の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

エ 外かく施設の破壊で、これを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

（6）漁港

地震、津波等により漁港施設が被害を受けたときは、被害状況を的確に把握し、速やかに応急・復旧対策を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア けい留施設の破壊で漁船のけい留又は荷役に重大な支障を与えるもの

イ 輸送施設の破壊で、これによって当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難である

もの

ウ 漁港の埋そくで漁港の航行又は停泊に重大な支障を与えるもの

エ 外かく施設の破壊で、これを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

(7) 空港施設

地震により滑走路、エプロンその他空港施設が被害を受けた場合、速やかに復旧し、航空交通の早期再開を図る。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 基本施設である滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンが破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えるもの

イ 航空保安施設である無線施設、照明施設、管制施設又は気象施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えるもの

(8) 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

地震により管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 砂防施設

(ア) 砂防えん堤、床固工、護岸、堤防、山腹施設又は天然河岸の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

(イ) 流路工若しくは床固工の埋そく、又は天然河岸の埋そくでこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 地すべり防止施設

施設の全壊もしくは欠壊、埋そく又は埋没でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれのあるもの。

(9) 治山施設

地震や地震に起因する土砂災害により治山施設（えん堤、床固、護岸等）が被害を受けた場合は、被害状況を地域住民やヘリコプターによる被災状況調査等から早急に把握するとともに、施設の機能の早期確保のための緊急復旧的な措置を講じ、二次災害の防止に努める。

(10) 農業用排水施設

ため池堤体の欠壊、山腹水路の溢水や滑落、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。

また、飲料水及び消防用水源としての機能も有する農業用水の安全確保のため、必要な応急措置を講ずる。

第2 鉄道施設等（JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、富山ライトレール(株)、県知事政策局)

多数の乗客を輸送する鉄道、路線バス等の公共交通機関は、地震災害発生時において、適切な初動措置を講じ、被害を最小限に止め乗客の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧の措置を講じ、輸送の確保に努める。

1 初動活動体制

災害が発生した場合、各交通機関は全力を挙げて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置する。

2 初動措置

公共交通機関は、地震発生と同時に次のような初動措置を講じ、乗客の安全確保に努める。

(1) 鉄道

ア 列車運転規制と安全場所への移動

輸送指令員等は、地震が発生したときに、次により運転規制を実施する。また、駅長は危険と判断したときは運転規制を専決施行する。

運転規制の内容

地震の状況	運転規制
40ガル以上 80ガル未満 震度3以下の軽微であるとき	注意運転及び異常の確認を指示する。
80ガル以上 震度4以上または危険と判断したとき	全列車を一旦停止させ、路線点検等を指示する。

イ 乗務員の対応、避難誘導

(ア) 運転士は列車運転中、地震を感知したとき又は輸送指令員等から列車停止の指示を受けたときは、危険な箇所を避けて速やかに停車する。この場合、危険な箇所とは概ね次のような箇所をいう。

- a 高い盛土、又は深い切取区間
- b 橋梁の上、跨線橋の下又はトンネル内若しくは落石、土砂崩れの危険のある区間

(イ) 車掌は乗務中に地震を感知したときは、直ちに運転士に連絡し、運転士と協力して運転の取扱いをするとともに、旅客に対し適切な指示と案内誘導を行う。

ウ 救出救護

事故が発生したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、被災者の救出救護に努める。

(2) 路線バス

ア 運行措置

地震が発生したときは、次により運行規制を行う。

運行規制の内容

地震の状況	運行規制
震度3	運行を一時停止し、周囲の安全を確認のうえ、運行を再開する。 山間地や海岸を走行する路線では、十分注意する。
震度4以上	発生地域内では、全運行を一時停止し、線路状況・津波状況により、途中折り返し・運行再開などの運行措置を行う。

イ 乗務員の対応、避難誘導

(ア) 地震を感知した場合、直ちに運行を一時停止し、危険な箇所を避けて停車する。

停車後、危険と判断されるときは、安全な場所へ避難誘導する。

(イ) 停止させた車両を放置するとき、移動可能な状態にする。

(ウ) 乗務員は運行管理者から運行の中止・制限・再開の指示を受ける。被災地外にあっても会社と連絡をとり乗客の不安の軽減に努める。

ウ 救出救護

事故が発生したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、被災者の救出救護に努める。

(3) 空港施設

震度4以上の地震が発生したときは緊急点検を行うとともに、空港内関係機関において被害がないか情報収集に努め、航空機の離着陸に障害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは速やかに関係機関に連絡するとともに旅客の安全確保に努める。

3 公共交通機関による輸送の確保

大量の人員を輸送できる公共交通機関は、発災後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要な不可欠なことから、公共交通事業者は、速やかに次のような応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(1) 輸送手段の確保

ア 鉄道

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋等の応急工事を実施し、応急交通の確保に努める。

また、当該応急工事が完了するまでの間については、代行バス等他の輸送力を有効に活用することにより輸送の確保を図る。

イ 路線バス

要員状況、使用可能な車両状況を把握するとともに、警察・道路管理者との密接な連携のもとに、運行確保路線の選定を行い、適時適切な運行計画による輸送の確保に努める。

(2) 復旧計画

公共交通機関は、応急措置の終了後、速やかに被害原因の調査分析を行い、再び同種の被害を受けることのないよう本復旧計画を立てる。

(3) 運行状況の広報等

公共交通機関は、列車・バスの運行状況について駅構内等において広報するとともに、県に対し報告する。県は、放送その他の方法により、各公共交通機関の運行状況について広報する。

第3 社会公共施設等

地震発生により被災した医療施設、社会福祉施設等については、次のような迅速、的確な応急復旧措置をとり、被害の軽減を図る。

1 医療施設（県厚生部）

県は、患者の生命保護を最重点におき、施設管理者に対し、停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導し、また、震災時においては、被害のない医療施設に連絡して、人的物的応援を要請する。

2 社会福祉施設（県厚生部）

県は、被害状況を調査し、施設設置者に対し復旧計画の策定等を指導するとともに、早期復旧に努める。

3 卸売市場（県農林水産部）

地震により卸売市場の施設が被害を受けたときは、被害状況を調査し、復旧のための対策を速やかに講ずる。

特に、卸売市場は、県民への生鮮食料品等の供給基地としての役割上、速やかに復旧する必要がある、道路復旧等について関係機関に対し協力要請を行う。

4 学校教育施設等（県教育委員会、市町村）

（1）学校教育施設

復旧計画（「第3章第20節 第1 応急教育等」参照）に基づき、速やかに復旧工事を行う。市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

（2）社会教育施設

社会教育施設についても、所要の被害状況調査や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに復旧工事を行う。市町村立の社会教育施設についても、同様の措置が講じられるよう指導を行うものとする。

5 文化財（県教育委員会、市町村）

（1）文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。

（2）文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を經由して文化庁長官へ報告しなければならない。

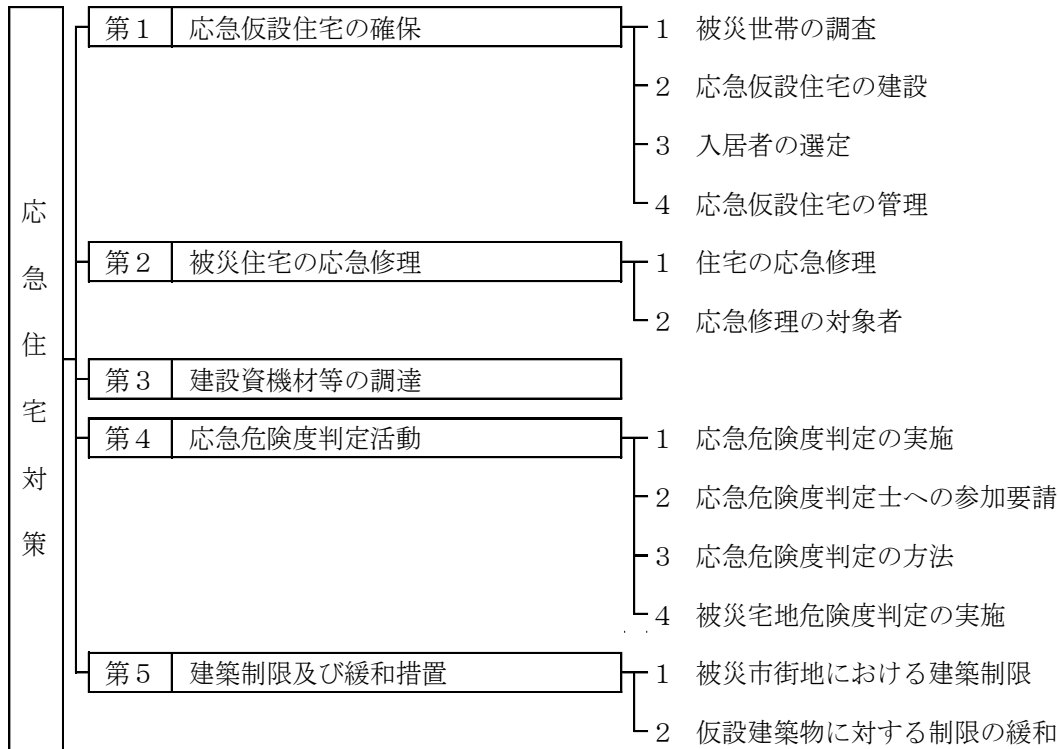
（3）県及び市町村は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第 19 節 応急住宅対策等

災害によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

また、被災した住宅、事務所、店舗等に対して速やかに危険度判定を実施する。

対策の体系



第 1 応急仮設住宅の確保

1 被災世帯の調査（県厚生部、県土木部、市町村）

県及び市町村は、地震・津波災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を実施する。

(1) 市町村は、次の調査を実施する。

- ア 住宅及び宅地の被害状況
- イ 被災地における住民の動向
- ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

(2) 県は、次の調査を実施する。

- ア 市町村の調査に基づく被災戸数
- イ 市町村の住宅に関する要望事項
- ウ 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等
- オ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村）

（1）建設の目的

災害救助法が適用された災害により、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者に応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。

（2）建設用地

市町村は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直すものとする。県は、市町村に対して必要に応じ、助言等を行う。

<応急仮設住宅建設予定地選定の基準>

ア 原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。

イ 大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。

ウ 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

（3）設置戸数

県は、前記1の被災世帯の調査に基づき、被災世帯が必要とする戸数を設置する。

（4）建設の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

なお、高齢者、障害者のために、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

（5）建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工するものとする。

（6）建設工事

ア 県は、あらかじめ選定した建設候補地の中から、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して建設場所を選定する。

イ 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。

ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会等に対して協力を要請する。

(資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」)

（7）民間賃貸住宅借上げによる供与

ア 県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。

イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。

（8）供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、知事は内閣

総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

3 入居者の選定（県厚生部、市町村）

(1) 入居資格

次の各号にすべて該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない小企業者

(キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

エ なお、災害地における住民登録の有無を問わない

(2) 入居者の選定

ア 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町村の協力を得て行う。ただし、状況に応じ当該市町村長に委任して、選定することができる。

イ 選定にあたっては、障害者や高齢者を優先的に入居させるとともに、民生委員の意見を参考にする。

4 応急仮設住宅の管理（県土木部、県厚生部、県関係部局、市町村）

応急仮設住宅の管理は、所在市町村長の協力を得て、県が行う。

ただし、状況に応じ所在市町村長に委任できる。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第2 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理（県厚生部、市町村）

(1) 修理の目的

災害救助法が適用された震災により住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をできない者に居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理し、居住の安定を図る。

(2) 修理の範囲及び費用

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

(3) 修理の時期

災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(4) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

2 応急修理の対象者（県厚生部、市町村）

(1) 給付対象者の範囲

次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が半焼、半壊した者で当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない小企業者

(キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

(2) 対象者の選定

市町村において、被災者の資力、その生活条件を十分に調査し、それに基づき、県が選定する。ただし、状況に応じ当該市町村長に委任して、選定することができる。

第3 建設資機材等の調達（県土木部、県農林水産部）

県は、応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資機材及び人員の確保について、(一社)プレハブ建築協会、(一社)富山県建設業協会、(一社)富山県建築組合連合会、富山県森林組合連合会、富山県木材組合連合会等の関係団体に協力を要請するほか、不足が生じる場合、他都道府県及び国に資機材の調達に関して要請する。

第4 応急危険度判定活動（県土木部、市町村）

地震により建築物が被災した場合や宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下、宅地の破壊等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の協力を得て、建築物や宅地の危険度判定を実施する。

1 被災建築物応急危険度判定

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

ア 被災市町村は、判定実施計画を作成し、被災建築物応急危険度判定を実施する。

イ 被災市町村は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。

ウ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき支援計画を作成し、被災市町村が実施する判定活動に対して必要な支援を行う。また、被災状況により被災市町村が県に対し支援の要請ができる状況にないと判断したときは、必要と考えられる支援を行う。

エ 被災市町村以外の市町村は、県の要請に基づき、被災市町村の判定活動に協力する。

オ 県は、県内判定士のみで対処することが困難な場合は、国土交通省及び中部圏被災建築物応急危険度判定協議会幹事県へ支援を要請する。

(2) 被災建築物応急危険度判定士への参加要請

- ア 被災市町村は、その区域に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。
- イ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき、被災市町村以外の市及び(公社)富山県建築士会、(一社)富山県建築士事務所協会を通じて、被災市町村以外に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。
- ウ 被災市町村以外の市町村は、県からの要請に基づき、当該市町村に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。
- エ 参加要請を受諾した判定士へ、集合場所、集合時間、携行品等を連絡する。

(3) 被災建築物応急危険度判定の方法

- ア 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル ((一財)日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会)」に基づき実施する。
- イ 市町村災害対策本部は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。
- ウ 判定作業は、2名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。
- エ 判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を建築物の見やすい場所に表示するとともに、必要に応じて建築物使用者等に判定内容を説明する。
- オ 判定作業終了後は、市町村災害対策本部にその結果及び被害の状況を報告する。
- カ 余震の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

2 被災宅地危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定の実施

- ア 被災市町村は、判定実施計画を作成し、被災宅地危険度判定を実施する。
- イ 被災市町村は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。
- ウ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき支援計画を作成し、被災市町村が実施する判定活動に対して必要な支援を行う。また、被災状況により被災市町村が県に対し支援の要請ができる状況にないと判断したときは、必要と考えられる支援を行う。
- エ 被災市町村以外の市町村は、県の要請に基づき、被災市町村の判定活動に協力する。
- オ 県は、県内判定士のみで対処することが困難な場合は、国土交通省（北陸地方整備局又は本省）を通じて他の都道府県へ支援を要請する。

(2) 被災宅地危険度判定士への参加要請

- ア 被災市町村は、その区域に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。
- イ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき、被災市町村以外の市及び被災市町村以外に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。
- ウ 被災市町村以外の市町村は、県からの要請に基づき、当該市町村に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。
- エ 参加要請を受諾した判定士へ、集合場所、集合時間、携行品等を連絡する。

(3) 被災宅地危険度判定の方法

- ア 判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき実施する。
- イ 市町村災害対策本部は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。
- ウ 判定作業は、3名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。

エ 判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を擁壁、建築物等の見やすい場所に表示するとともに、必要に応じて宅地所有者等に判定内容を説明する。

オ 判定作業終了後は、市町村災害対策本部にその結果及び被害の状況を報告する。

カ 余震の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

第5 建築制限及び緩和措置（県土木部、市町村）

1 被災市街地における建築制限

地震・津波災害の後、復興計画として都市計画事業及び土地区画整理事業が立案されるまでの間、建築物の無秩序な建築を防止するため、知事は、富山市及び高岡市を除く地域（富山市及び高岡市にあってはそれぞれの市長が）において建築基準法第84条第1項に基づき1月以内に限り、区域の指定を行い、建築物の建築を制限し、又は禁止する。都市計画事業又は土地区画整理事業の計画決定が多少遅れるような場合には、知事が国土交通大臣の承認を得て、更に1月を超えない範囲内で、その期間を延長することとする。

なお、この建築制限は、住民に早く周知徹底しなければ実効を失うおそれがあるので、正規の手続きのほか、現場に立札をたてる等の方法をとる。

2 仮設建築物に対する制限の緩和

(1) 地震災害があった場合、知事は、富山市及び高岡市を除く地域（富山市及び高岡市にあってはそれぞれの市長が）において建築基準法第85条第1項に基づき

ア 災害により破損した建築物の応急修繕

イ 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害援助のために建築する応急仮設建築物で、災害発生後1月以内に工事に着手するもの

ウ 被災者自ら使用するために建築する応急仮設建築物で、延べ床面積が30㎡以内であり、災害発生後1月以内に工事に着手するもの

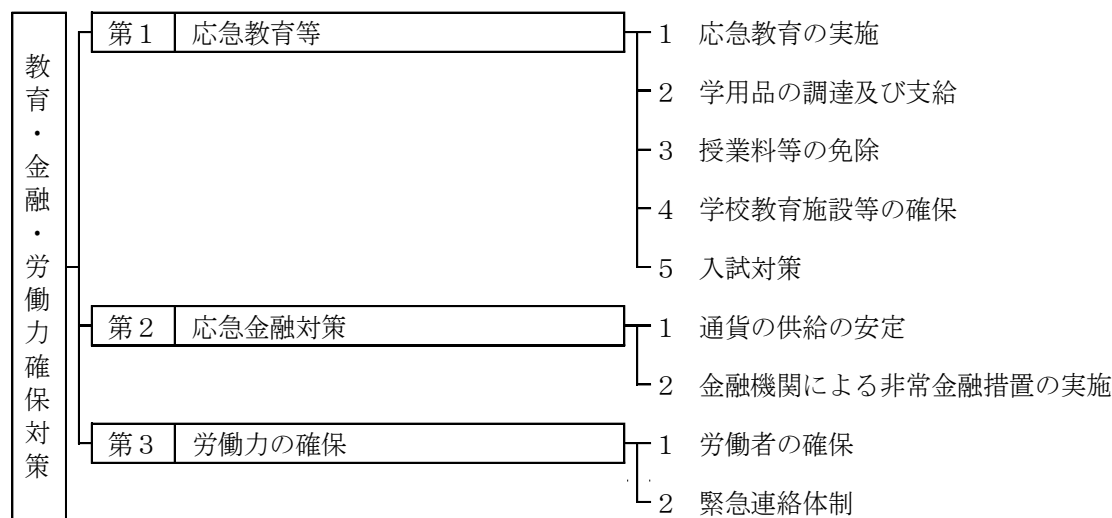
について、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定を適用しない防火地域以外の地域を指定する。

(2) 地震災害があった場合、停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物については、建築基準法の一部の規定は適用しない。

(3) (1) 及び (2) の応急建築物はあくまで臨時のものであるので原則として竣工後3月以内に除却しなければならない。しかし、3月を過ぎても存続する必要がある場合は知事の許可を受けなければならない。この場合、知事は、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限って、存続を許可する。

第20節 教育・金融・労働力確保対策

対策の体系



第1 応急教育等

災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。

1 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

(1) 応急教育計画の策定等

ア 応急教育計画の策定等

(ア) 校長又は園長（以下「校長等」という。）は、知事又は所管教育委員会と協議のうえ、あらかじめ災害時の応急教育計画（行動マニュアルを含む。）を策定する。

また、国立学校については、応急教育計画の策定について国に協力を要請する必要がある。

私立学校についても同様な措置をとるよう、県として指導や助言を行うものとする。

(イ) 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。

a 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る。

b 所管教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網や協力体制を確立する。

c 勤務時間外における所属職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

イ 水、食料及び医薬品等の確保

(ア) 飲料水の確保

災害時における飲料水の確保のため、応急給水槽の建設、応急給水用資機材収納倉庫の整備等の施策を推進する。

また、災害時には通常飲用していない井戸水等を飲用しなければならない事態を想定し、学校薬剤師等の助言、指導を受けて井戸水等飲用水の確保に努めるとともに、飲用水の場所を周知する。

(イ) 食料の確保

特別支援学校においては、要配慮者保護の観点から児童生徒数等の実態に応じた非常食の確保に努める。

(ウ) 医薬品等の確保

学校においては、当面（概ね2～3日）の医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材の確保に努め、災害に備える。

ウ 管理諸室の確保等

学校機能の早期回復を期するため、校長室、職員室等の管理諸室を確保するとともに、住民への提供については、屋外運動場、体育館等、あらかじめ定めておいた使用優先順位により対応する。

(2) 災害時の態勢

ア 緊急時の対策

(ア) 校長等は、被災状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は所管教育委員会へ報告しなければならない。

(ウ) 校長等は、状況に応じ、知事又は所管教育委員会と連絡のうえ、臨時休校（休園）等適切な処置をとる。

(エ) 校長等は、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の態勢を確立する。

(オ) 校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

(カ) 応急教育の実施計画については、知事又は所管教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

イ 児童生徒の健康対策・精神保健対策

(ア) 応急処置・感染症対策

養護教諭・その他の教職員等はけが人の手当、心肺蘇生法等を施し、医師に引き継ぐまで応急手当をする。

また、患者の収容施設の確保や隔離収容施設や救急医療施設、救急医薬品の確保に努める。

さらに、食中毒発生の防止のため、給食従事者は衛生の徹底に努める。

(イ) 臨時健康診断

学校医との連携を密にして必要に応じて臨時健康診断を行うものとする。

(ウ) 児童生徒の心身の健康観察、心の健康相談

学校医、臨床心理士、養護教諭、OB教職員は援助実施計画を策定し、特に保護者と必要な連携をとりながら、相談者の問題が解決されるまで、継続的に相談活動を行う。

(エ) 要配慮者への援護

対象児童生徒等のもつ障害の種類により、次のような配慮を行うものとする。

a 聴覚障害児の場合、手話通訳者等による情報提供

b 病弱者・重度心身障害児の場合、人工透析、吸入、心臓管理、空調管理など可能な医療態勢の提供

(3) 災害復旧時の態勢

ア 校長等は、授業の再開に必要な教職員を掌握するとともに、児童生徒、教職員等の被災状

- 況等を調査し、知事又は所管教育委員会に報告する。
- イ 校長等は知事又は所管教育委員会と連絡し、校舎の整備を図るほか、教科書及び教材の給与に協力する態勢の確保に努める。
- ウ 知事又は教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
- エ 知事又は教育委員会及び当該校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- オ 応急教育計画に基づき学校等へ収容可能な児童生徒等は、学校等に収容し、指導する。教育活動の再開に際しては、登下校（園）の安全の確保を期するよう留意し、指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。
- カ 疎開した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記（オ）に準じた指導を行うように努める。
- キ 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、知事又は所管教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開を期する。
- ク 校長等は、災害の推移を把握し、知事又は所管教育委員会と緊密に連絡のうえ、平常授業となるよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- ケ 県立大学では、寄宿舎や民間アパート等の利用者も多いため、これらが利用できなくなった場合には、臨時の宿舎を確保するよう努める。
- コ 私立学校設置者は、自ら応急の教育が困難な場合、他の私立学校設置者、市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施若しくはこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

2 学用品の調達及び支給（県厚生部、県知事政策局、県教育委員会、市町村）

（1）給与の対象

教科書、文房具及び通学用品（以下「学用品」という。）をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒等（私立学校を含む。）に対し、被害の実情に応じ、富山県災害救助法施行規則別表第1で定める学用品を支給する。

（2）給与の期間

災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

（3）給与の方法

学用品は、原則として知事が一括購入し、就学上支障がある小学校児童及び中学校生徒に対する配分は、市町村が実施するものとする。

なお、学用品の給与を迅速に行うために、知事から委任を受けた市町村長が当該教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から配分までの業務を行うこともある。

3 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会）

県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生徒及び学生の被災の程度に応じ、富山県立高等学校の授業料等に関する条例第5条又は富山県立大学条例第10条の規定により、授業料等の減免を行うものとする。

また、市町村に対して、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画が策定されるよう指導を行うものとする。

4 学校教育施設等の確保（県教育委員会、市町村）

（1）被害状況調査と復旧計画策定

個々の学校の被害状況を調査し、建替え、大規模改修、中規模改修、その他の営繕工事等の必要性を判定し、復旧計画を策定する。

判定により倒壊等のおそれがあるものについては、早急に解体撤去する。また、危険物取扱い施設については、早急に保安体制をとる。

市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

（2）仮設校舎の建設

校舎の損壊や避難所としての利用により教室が不足する場合には、早急に仮設校舎の建設を進め、応急教育を早期に開始する。

市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

（3）避難児童生徒の学習の場の確保

避難所における児童生徒の学習の場を確保するため、図書館等の開放を検討する。

5 入試対策（県経営管理部、県教育委員会）

入試期間に災害が発生した場合は、受験者の利便を図る観点から、知事又は教育委員会は入試時期等について適切な措置を講じるものとする。

第2 応急金融対策

被災地における災害の状況を速やかに調査し、関係行政機関、金融機関と連絡協議のうえ、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民政の安定を図る必要がある。このため、金融機関においては、必要に応じて、応急金融に関する次の措置を講ずるものとする。

1 通貨の供給の安定（北陸財務局、日本銀行）

震災時において、財務局、日本銀行及び県は、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、通貨の安定供給のため、必要と認められる範囲内で、次の措置を講ずるものとする。

（1）通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、日本銀行は必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じ日本銀行職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

（2）輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、日本銀行職員は関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信を確保する。

（3）金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう関係行政機関と協議する。

また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業について適宜配慮することを要請する。

2 金融機関による非常金融措置の実施（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）

震災時において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の非常金融措置を実施するよう要請する。

（1）非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、り災証明書の提示あるいはその他実情に即した簡易な確認方法をもって預貯金の払戻しを行う。

イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等を行う。

ウ 被災地の手形交換において、被害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出や不渡処分等の猶予等適宜配慮すること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

（2）金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置については、金融機関と協力し速やかにその周知徹底を図る。

第3 労働力の確保

1 労働者の確保（富山労働局、県商工労働部、市町村）

県及び市町村は、がれき処理等の災害応急活動に関する様々な事業が展開されることに伴い、相当の労働力が必要になると見込まれるため、労働力の確保に必要な事項を定める。

（1）雇用計画

ア 雇用方法

労働者の雇用については、公共職業安定所と協力し、復旧作業に必要な労働力を迅速、確実に確保する。

（ア）市町村、県各部局は、当該市町村、県各部局が管理する建物、道路等に係る災害応急活動に必要な人員を把握して、県商工労働部（労働雇用課）に連絡し、労働者の確保を要請する。

（イ）要請を受けた県商工労働部は、富山労働局を経由のうえ、公共職業安定所に連絡する。

（ウ）連絡を受けた公共職業安定所は、速やかに要請人員を確保し、労働者を安定所内、又は市町村指定場所に待機させる。

イ 労働者の供給

労働者の確保を要請した部局等は、労働者確保の通報受理後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において、公共職業安定所職員立会いのうえ、労働者の供給を受ける。

要請県部局及び市町村は、作業終了後においても、待機場所又は適宜の交通機関までの輸送について協力する。

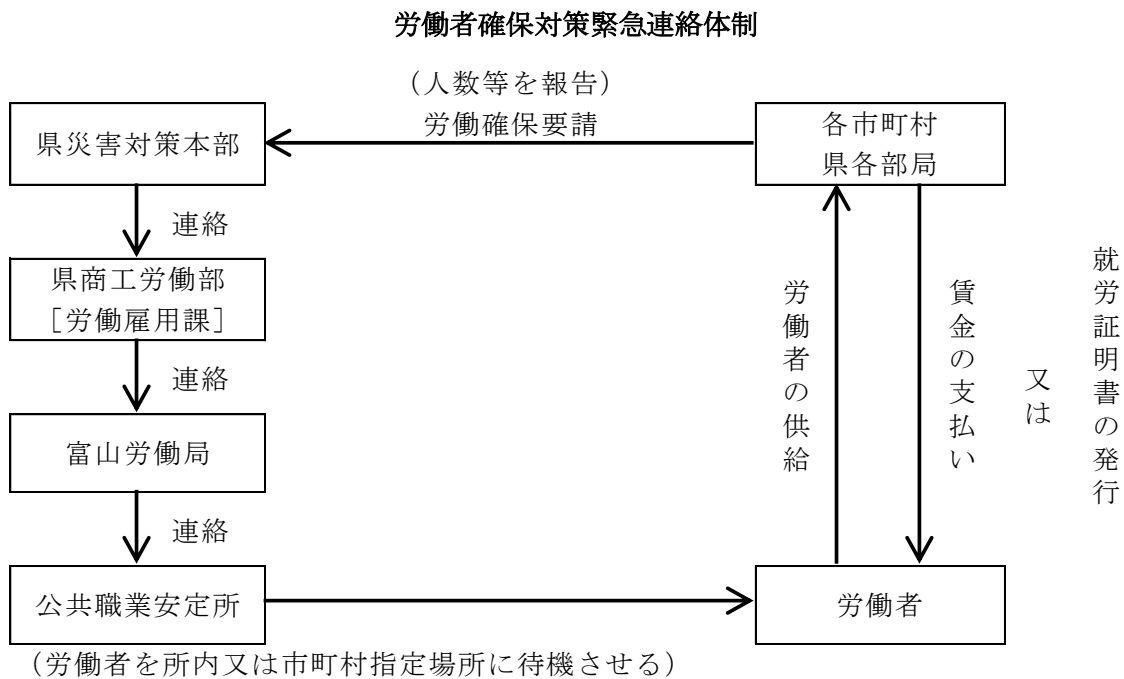
ウ 賃金の支払い

賃金は、労働者確保を要請した県部局及び市町村において予算措置し、就労現場において、作業終了後、直ちに支払うものとする。

なお、現金支給ができない場合は、就労証明書を発行するとともに、現金支給日を就労者本人に通知するものとする。

2 緊急連絡体制

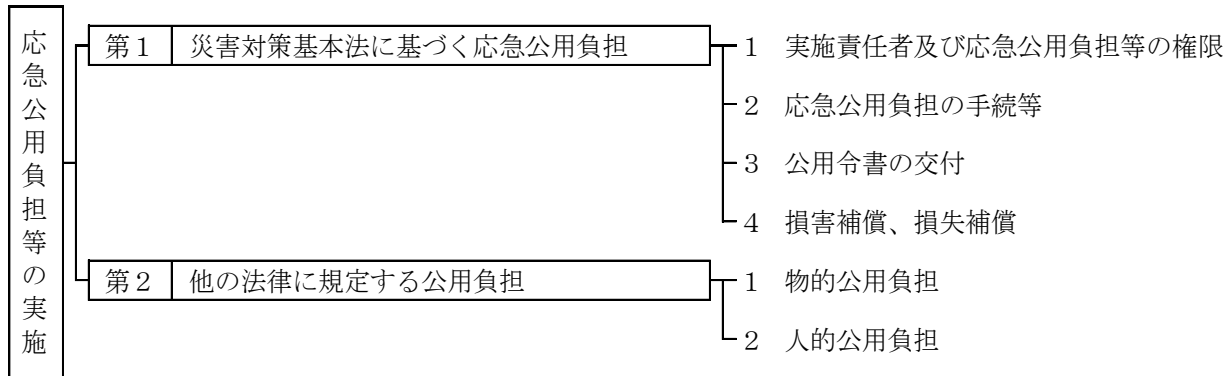
応急復旧活動に必要な労働者の確保対策に係る連絡体制は次のとおりである。



第 21 節 応急公用負担等の実施

防災関係機関は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させる等により必要な措置を図るものとする。

対策の体系



第 1 災害対策基本法に基づく応急公用負担（各関係機関）

1 実施責任者及び応急公用負担等の権限

(1) 市町村長（災害対策基本法第 64 条、第 65 条、第 71 条）

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

- ア 市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
- イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置。
- ウ 市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。
- エ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された公用負担等の処分を行うことができる。

(2) 警察官、海上保安官又は自衛官（災害対策基本法第 64 条、第 65 条）

市町村長又はその職権の委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、前（1）ア、イ及びウの市町村長の職権を行うことができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前者三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなければならない。

(3) 知事（災害対策基本法第 71 条、第 73 条）

ア 県の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し若しくは収用することができる。

イ 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記（１）に定める市町村長の行う事務を代って実施することができる。

（４）指定地方行政機関の長（災害対策基本法第 78 条）

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

2 応急公用負担の手續等

応急公用負担の手續等は、次のとおりである。（災害対策基本法第 64 条）

（１）市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、１（１）アによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 土地建物等の所有者等権原を有する者に対し、当該処分等に係る必要事項を通知するものとする。

イ 土地建物等の所有者等が不明な場合は、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等上記必要事項を掲示するものとする。

（２）市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、１（１）イによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等を返還するため、保管を始めた日から 14 日間、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示するものとする。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、手数料のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができるものとする。

ウ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担するものとする。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から 6 月を経過しても返還することのできない工作物等は、

（ア）市町村長が保管する場合、市町村

（イ）警察署長が保管する場合、県

（ウ）海上保安部長が保管する場合、国

（エ）自衛隊の部隊等の長が保管する場合、国

に、その所有権が帰属する。

3 公用令書の交付（災害対策基本法第 81 条）

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者、又は管理者等に対し、公用令書を交付して行うものとする。

（資料「12-4 公用令書様式」）

4 損害補償、損失補償（災害対策基本法第 82 条、84 条）

(1) 損害補償

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等の従事命令等により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは県又は市町村は、その者又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(2) 損失補償

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等が発する保管命令や施設、土地等管理、使用、物資の収用を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第2 他の法律に規定する公用負担（各関係機関）

1 物的公用負担

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
消防法（他の災害に準用）	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのもののある土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	消防長、消防署長又は消防団長	延焼防止	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	同上	消火、延焼防止又は人命救助のため緊急の必要	前2項以外の消防対象物及び土地	使用、処分又は使用制限	要求があるときは、時価により補償（市町村負担）	なし
消防法	同上	給水維持のため緊急の必要		水利使用、制水弁の開閉	なし	なし
土地収用法	起業者（市町村長の許可）	非常災害にさいし緊急施行の必要	他人の土地	使用	時価により損失補償（起業者）	なし
土地収用法	起業者（収用委員会の許可）	裁決遅延により災害防止が困難となる場合	当該土地	使用（6ヶ月間）	時価により損失補償（起業者）	なし
水防法	水防管理者水防団長又は消防機関の長	水防のため緊急の必要	水防の現場において必要な土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬用機器又は工作物その他の障害物	一時使用、使用、収用、処分	時価により補償（水防管理団体負担）	なし
災害救助法	都道府県知事	救助又は救助の応援	施設、土地、家屋、物資	管理、使用、収用	通常生ずべき損失を補償（都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担）	なし
水害予防組合法	水害予防組合	非常災害のため必要	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	損失補償（水害予防組合負担）	なし
河川法	河川管理者	洪水の危険切迫するとき	土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬具及び器具、工作物等	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（河川管理者負担）	なし

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
道路法	道路管理者	非常災害	土地、土石、竹木その他の物件	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（道路管理者負担）	正当の事由がなく、こぼみ、又は妨げた者、懲役又は罰金
港湾法	港湾管理者	非常災害による危険防止	土地、土石、竹木その他の物件	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（港湾管理者負担）	なし
漁港漁場整備法	漁港管理者	非常災害のため急迫の必要	土地、水面、船舶、工作物、土石、竹木、その他の物件	使用、収用	現に生じた損害を補償（漁港管理者負担）	なし
土地改良法	国、都道府県、市町村、土地改良区	急迫の災害を防ぐため	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	時価により損失を補償（当該団体負担）	なし
感染症予防法	都道府県知事	感染症毒に汚染した建物で消毒方法の施行を不適当と認めるとき	建物、土地	処分、使用	手当金交付（市町村負担）	なし
水難救護法	市町村長	救護のため	船舶、車馬その他の物件、所有地	徴用、使用	徴用、使用に対して補償（市町村負担）	正当の理由なくこぼんだ者罰金
電気通信事業法	西日本電信電話(株)	天災が発生した場合、重要な通信を確保するための線路の設置	土地、建物その他の工作物	使用	損失補償（西日本電信電話(株)負担）	なし

2 人的公用負担

法令	権利者	目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
消防法（他の災害に準用）	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	現場付近に在る者	消防作業に従事	1 損害補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（市町村負担）	軽犯罪法
水防法	水防管理者水防団長又は消防機関の長	水防のためやむをえない必要	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防に従事	1 損失補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（水防管理団体負担）	軽犯罪法
災害救助法	都道府県知事	救助又は救助の応援	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務従事	1 実費弁償 2 負傷、疾病、死亡の場合扶助金支給（1、2とも都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担）	1 懲役又は罰金 2 軽犯罪法
災害救助法	運輸局長	救助の応援	輸送関係者	救助に関する業務従事	同上	同上
災害救助法	都道府県知事	救助	救助を要する者及びその近隣の者	救助への協力	なし	軽犯罪法

法令	権利者	目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
災害救助法 (施設負担)	都道府県知事	救助又は救助の応援	物資の生産等を業とする者	物資の保管命令	通常生ずべき損失を補償(一定額以上国庫)	懲役又は罰金
水害予防組合法	水害予防組合管理者、警察官又は監督行政庁	出水のための危険が出るときの防御	組合区域内の総居住者	防御従事	なし	軽犯罪法
水害予防組合法	水害予防組合	水害防御従事	組合員又は区域内の総居住者	夫役現品	なし	(督促及び滞納処分)
河川法	河川管理者	洪水の危険切迫するとき	現場にある者	使役	なし	
道路法	道路管理者	非常災害	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償(道路管理者負担)	軽犯罪法
港湾法	港湾管理者	非常災害による危険の防止	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償(港湾管理者負担)	同上
漁港漁場整備法	漁港管理者	非常災害のため急迫の必要	現場にある者	業務に協力	現に生じた損害を補償(漁港管理者負担)	軽犯罪法
警察官職務執行法	警察官	危害防止	その場に居合せた者、その事務の管理者その他関係者	措置命令	なし	同上
水難救護法	市町村長	救護のため	人	救護従事	労務報酬支給(市町村負担)	1 罰金 2 軽犯罪法
海上保安庁法	海上保安官	非常事態に際し必要あるとき	付近にある人及び船舶	協力	なし	軽犯罪法
水道法(物品負担)	都道府県知事	災害その他非常の場合	水道事業者又は水道用水供給事業者	水道施設内にとり入れた水の供給	対価補償(都道府県)	懲役又は罰金
有線電気通信法(施設負担)	総務大臣	非常事態が発生又は発生するおそれがある場合、災害の予防救援、交通通信若しくは電力の供給秩序維持のため	有線電気通信設備を設置したもの	他の設置に接続させること必要な返信を行わせること他の者に使用させること	実費弁償(国庫負担)	懲役又は罰金
電波法(施設負担)	総務大臣	非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合、人命救助、災害救援、交通通信の確保、秩序の維持のため	無線局	通信を行わせる	実費弁償	懲役又は罰金
港湾運送事業法(施設負担)	国土交通大臣	災害救助その他公共の安全の維持のため	港湾運送業者	貨物の取扱、運送、順位変更	通常生ずべき損失を補償	なし

第 4 章

地震・津波災害復旧対策

第4章 地震・津波災害復旧対策

被災した地域の復旧・復興においては、民生安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心して安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

また、被災した場合に、迅速かつ円滑な復旧・復興を図る長期的復興計画を作成するため、復興対策の研究や他県の先進事例を調査するものとする。

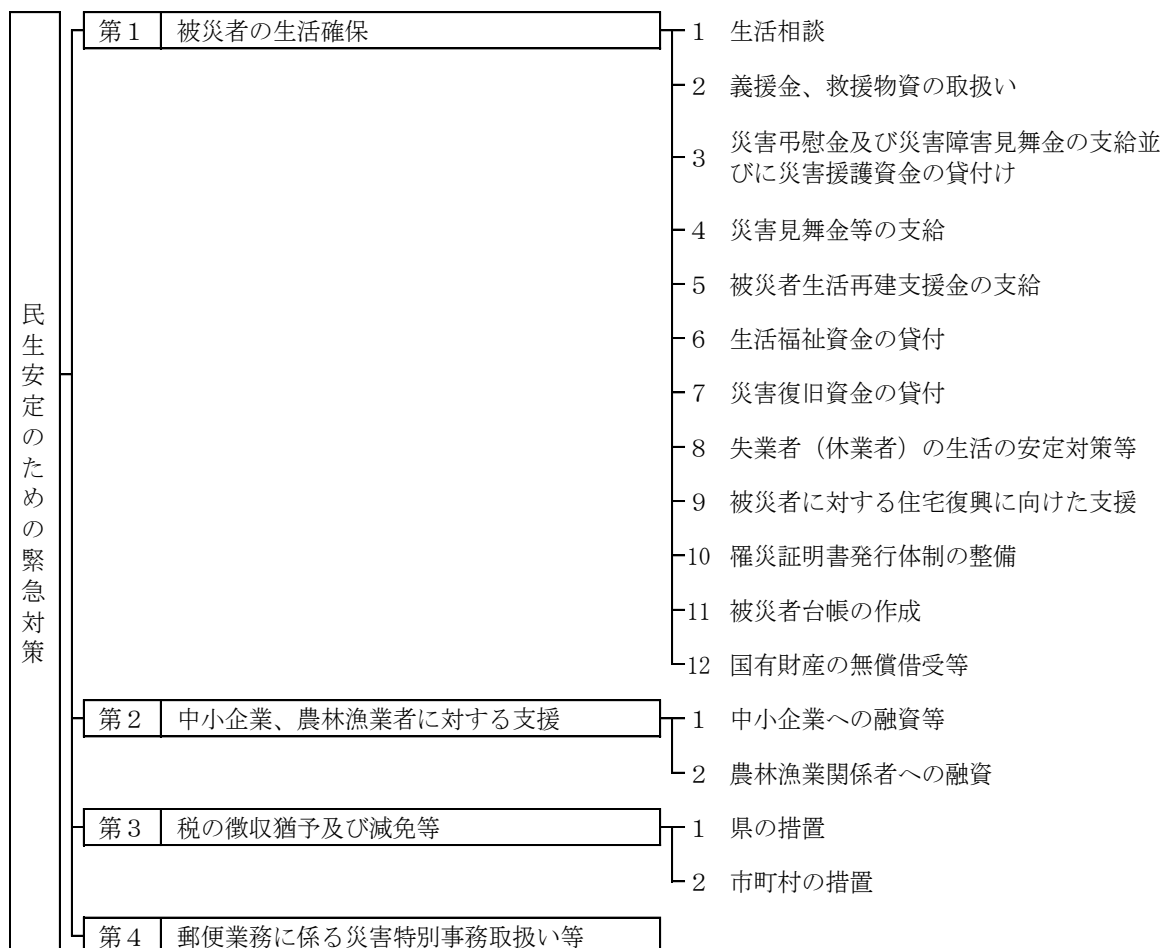
計画の体系

第4章 地震・津波災害 復旧対策	第1節	民生安定のための緊急対策
	第2節	激甚災害の指定
	第3節	公共土木施設の災害復旧計画

第1節 民生安定のための緊急対策

防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する生活必需物資の供給等、人心の安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧対策を実施し、民生安定のための緊急措置を行うものとする。

対策の体系



第1 被災者の生活確保

震災により被害を受けた県民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

また、これらによる被災者の自立的な生活再建の支援を早期に実施するため、市町村は被災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付するものとする。

1 生活相談（県各部局、市町村）

(1) 被災者の要望の把握

県及び市町村は、被災者の要望把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、被災者の要望を集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、要望の把握にあたる。

(2) 生活相談の実施

県及び市町村は、住民からの生活相談に適時適切に対応するものとする。

ア 市町村

被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るとともに、その内容を関係機関に連絡するなど、積極的に広聴活動を実施するものとする。

また、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、避難所等の窓口に一本化した被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部局に連絡し早期解決を図る。

イ 県

市町村と連絡を密にし、市町村相互の相談態勢の総合調整を行う。

(3) 各種相談窓口の設置

県及び市町村は、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）

イ 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）

ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）

エ 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）

オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）

カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）

キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）

ク 消費（物価、必需品の入手等）

ケ 教育（学校）

コ 福祉（障害者、高齢者、児童等）

サ 医療・衛生（医療、薬、風呂等）

シ 廃棄物（ごみ、災害廃棄物、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）

ス 金融（生活資金の融資等）

セ 税（徴収猶予及び減免等）

- ソ ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）
- タ ガス消費機器の取扱等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）

2 義援金、救援物資の取扱い（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

（1）義援金、救援物資の受入れ

①受付

県（厚生企画課）、市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、それぞれ送付された義援金、救援物資の受付先を定めておくものとする。なお、救援物資については、受入れを希望するもの及び希望しないものについて、報道機関を通して公表するものとする。

②保管

県、市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、それぞれ義援金の保管方法や救援物資の集積地を定めておくものとする。

③配分

県は、義援金について、県、市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体で構成する委員会を設置するものとし、災害規模に応じ、この委員会において義援金の配分について定めるものとする。また、救援物資については、被災市町村と連携を図り、希望する物資を輸送するものとする。

（2）救援物資の提供

県民、企業等は、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村）

制度の概要

（平成 14 年 11 月末日現在）

区 分	概 要	根 拠
①災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村が、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに 500 万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律 第 3 条
②災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに 250 万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律 第 8 条
③災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律 第 10 条

（1）災害弔慰金

市町村は、条例の定めるところにより「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、地震等の自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

ア 対象災害

（ア） 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害

- (イ) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (ウ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害及び(イ)と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
- (エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 500万円以内
- (イ) その他の者 250万円以内

ウ 受給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

(2) 災害障害見舞金

ア 支給対象者

市町村は、条例の定めるところにより災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に次に規定する程度の障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

- (ア) 両眼が失明した者
- (イ) 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- (ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者
- (カ) 両上肢の用を全廃した者
- (キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者
- (ク) 両下肢の用を全廃した者
- (ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 250万円以内
- (イ) その他の者 125万円以内

(3) 災害援護資金

ア 貸付対象者及び貸付限度額

市町村は、条例の定めるところにより県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。

(平成 14 年 11 月末日現在)

被害の種類及び程度	金額
(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円
(2) 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 イ 住居の半壊 ウ 住居の全壊(エの場合を除く) エ 住居全体の滅失又は流失	150万円 170万円 250万円 350万円
(3) (1)と(2)が重複した場合 ア (1)と(2)のアが重複した場合 イ (1)と(2)のイが重複した場合 ウ (1)と(2)のウが重複した場合	250万円 270万円 350万円
(4) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合 ア (2)のイの場合 イ (2)のウの場合 ウ (3)のイの場合	250万円 350万円 350万円

イ 貸付条件

(ア) 所得制限

(平成 16 年 8 月 1 日現在)

世帯人数	市町村民税における総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあつては1,270万円

(イ) 利率

年3% (据置期間は無利子)

(ウ) 据置期間

3年 (特別の事情がある場合は5年)

(エ) 償還期間

10年 (据置期間を含む)

(オ) 償還方法

年賦又は半年賦

(資料 「5-9 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付」)

4 災害見舞金等の支給 (県厚生部、市町村)

(1) 災害見舞金

県は、地震等の自然災害によって、住家が全壊、半壊した世帯に対して、市町村を通じて見舞金を支給する。

ア 対象災害

(ア) 県内に災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(イ) (ア)と同等の被害と知事が認めた災害

イ 支給額

(ア) 全壊世帯 10 万円

(イ) 半壊世帯 5 万円

5 被災者生活再建支援金の支給（県厚生部、市町村）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村の区域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害

エ ア又はイに規定する被害が発生した市町村以外の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であつて、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

オ 隣接県においてアからウまでに規定する被害のいずれかが発生した場合における当該県に隣接する県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であつて、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

カ ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が2以上ある場合における県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であつて、5(人口5万未満の市町村にあつては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

(2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害による被害が発生する危険な状況が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（(3)において「大規模半壊世帯」という。）

(3) 支給金額等

ア 県は被災世帯となった世帯の世帯主に対し、申請に基づき被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行う。

イ 被災世帯(その属する者の数が1である世帯(オにおいて「単身世帯」という。))を除く。以下(3)において同じ。)に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)に、当該被災世帯が次に掲げる世帯の区分であるときは、当該各区分に定める額を加えた額とする。

① その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円

② その居住する住宅を補修する世帯 100万円

③ その居住する住宅(公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯 50万円

ウ イの規定にかかわらず、被災世帯が同一の自然災害によりイの①から③までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつ

ては、50万円)にイの①から③までに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

エ イ及びウの規定にかかわらず、当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯であって被災者生活再建支援法施行令第3条第1項各号に定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、同条第2項及び第3項に定める額とする。

オ 単身世帯の世帯主に対する支援金の額については、イからエまでの規定を準用する。この場合において、イ及びウの規定中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5000円」と、イの規定中「200万円」とあるのは「150万円」と、エの規定中「300万円」とあるのは「225万円」と読み替えるものとする。

6 生活福祉資金の貸付（県社会福祉協議会）

災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員、市町村社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付けを行う。

(1) 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

ア 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

イ 貸付限度額 150万円以内

ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

エ 利率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあつては、年1.5%

(2) 災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要となる経費

ア 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

イ 貸付限度額 250万円以内

ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

エ 利率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあつては、年1.5%

なお、被害の程度に応じて両資金の重複貸付も可能である。

7 災害復旧資金の貸付（県商工労働部、北陸労働金庫）

(1) 災害復旧資金

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付を行う。

ア 貸付対象者 富山県内に居住しており、同一事業所に1年以上継続して勤務している勤労者

イ 貸付限度額 150万円

ウ 償還期間 5年以内

エ 利率 年2.2%、保証料別途年0.8%

オ 取扱窓口 北陸労働金庫（富山県内の支店）

8 失業者（休業者）の生活の安定対策等（富山労働局、県厚生部、県商工労働部、富山県社会福祉協議会、北陸労働金庫）

(1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る）が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給し、失業期間中の生活の安定を図る。

また、失業により基本手当を受給中の者が災害により認定日に出向いていくことができない場合には事後に証明書により、失業の認定を行い基本手当を支給する。

さらに、被災地以外の公共職業安定所においてもこれらの支給を受けることができる等、これらの周知を図るものとする。

（２）労働保険料の納付期限の延長措置

被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納付期限の延長措置を講ずる。

（３）被災者に対する就職あっせん及び職業訓練対策

ア 被災者に対する就職あっせん

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その再就職について県下各公共職業安定所（６ヶ所）との緊密な連携のもとに、速やかな就職あっせんに努めるものとする。

このため、公共職業安定所に臨時職業相談窓口（公共職業安定所へ出向くことが困難な地域にあっては臨時職業相談所）を開設するとともに、巡回職業相談を実施するものとする。

また、他都道府県への再就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他都道府県と連絡調整を行い雇用の安定を図るものとする。

イ 失業者（休業者）への対策

雇用調整助成金の特例措置等の周知とその活用により失業の予防を図るとともに、公共職業安定所に相談コーナーを設置し、説明会の開催等により、雇用の維持・確保に努める。

ウ 新規学卒者の内定取り消し又は未就職者の大幅増加防止への対策

経営者団体等に対し、内定取り消しの事態が発生しないよう要請を行うとともに、傘下企業に対して、就職未決定者等の採用について、公共職業安定所への求人申し込みを依頼する等、求人の確保に努める。

公共職業安定所では、受理した求人をネットワークを活用して、新規学卒者等に広く情報提供を行い就職の促進を図る。

エ 職業訓練対策

職業能力開発校は、失業者（休業者）の再就職や転職を容易にするため、職業訓練（委託訓練を含む。）を実施する。

（４）離職者に対する生活資金の支援

ア 離職者生活安定資金の融資

離職者に対し、離職中における生活の維持や求職活動に必要な資金の融資を行う。

（ア）貸付対象者 次のすべてを満たす者

①富山県内に１年以上継続して居住している者

②離職中であり、公共職業安定所で求職の申込みをし、現在求職活動をしている者

③世帯の生計を維持している者

④雇用保険一般被保険者であった者で、求職者給付を現在受給中又は受給終了後６ヶ月以内の者

（イ）貸付限度額 100万円

- (ウ) 償還期間 5年以内
- (エ) 利率 年2.2%、保証料別途年0.7%
- (オ) 取扱窓口 北陸労働金庫（富山県内の支店）

イ 離職者支援資金の融資

失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、自立を支援するため、再就職までの間、生活資金の融資を行う。

(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者

- ①生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯であること
- ②生計中心者が就労の可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること
- ③生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること
- ④生計中心者が離職の日から2年（特別な場合は3年）を超えていないこと
- ⑤生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に係る求職者給付を受給中でないこと

(イ) 貸付期間 貸付けを希望する月から12月以内の期間

ただし、当該期間内であって、次の期間は除かれる。

- ①離職の日から2年（技能取得等の特別の場合は3年）を経過した日の属する月の翌月以降
- ②就職した日の属する月の翌々月以降

- (ウ) 貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあっては月額10万円
- (エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の据置期間経過後、7年以内
- (オ) 利率 年3%。ただし据置期間中は無利子
- (カ) 取扱窓口 市町村社会福祉協議会

9 被災者に対する住宅復興に向けた支援（県土木部、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫））

地震等の災害時において、県と住宅金融支援機構が協力し、住宅の復興に向けた相談所の開設や住宅金融支援機構融資の返済中の被災県民に対し、返済猶予や返済方法の変更等ができるようにして支援する。

10 罹災証明書発行体制の整備（県、市町村）

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

11 被災者台帳の作成（県、市町村）

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

12 国有財産の無償借受等（北陸財務局富山財務事務所）

国有財産を災害復旧や、避難住民受入れのための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び市町村は国に対し無償借受等の申請を行う。

第2 中小企業、農林漁業者に対する支援

1 中小企業への融資等（県商工労働部）

震災により被害を受けた中小企業者に対し、既往の制度融資等の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、震災が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

(1) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長

ア 小規模企業者等設備導入資金貸付及び貸与制度の償還期限の延長

（激甚法第13条の小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例）

激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業の既往の小規模企業者等設備導入資金、小規模企業者等設備貸与制度の債務について、2年を超えない範囲で償還期限を延長する。

イ 小規模企業者等設備導入資金の既往債務の償還期限の延長（激甚災害について2年）

(2) 県信用保証協会の別枠保証による信用補完

ア 激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者の再建資金の保証の特例（激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）

イ 災害等突発的な事由により地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域に事業所を有する中小企業者

[災害の影響後1か月間の売上高又は販売数量が前年同月比20%以上減少、かつ、災害の影響後3か月間の売上高又は販売数量が前年同期比20%以上減少すると見込まれるもの]

（中小企業信用保険法第2条第5項の経営安定関連保証（別枠保証））

[上記ア、イによる措置内容]

一般保証限度額 2億8,000万円 + 特別保証限度額 2億8,000万円

(3) 政府系金融機関による災害復旧貸付制度

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫においても中小企業の災害復旧のため貸付制度が講じられている。

(4) 県制度融資による対応

県の制度融資においては、経営安定資金地域産業対策枠により、被災中小企業の経営安定のための融資を行う。

ア 対象者 災害等突発的な事態の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業者

イ 資金使途 運転資金

ウ 限度額 5,000万円

エ 期間 7年（うち据置1年）以内

オ 利率 年1.70%（平成27年6月現在）

カ 信用保証 県信用保証協会の保証に付す

(5) 中小企業高度化資金による対応

災害復旧貸付

既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や、施設の復旧にあたって新たに高度化事業を実施するもの

(ア) 貸付割合 90%以内(無利子)

(イ) 期間 20年(うち据置3年)以内

2 農林漁業関係者への融資(県農林水産部)

震災により被害を受けた農林漁業者又はその組合に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。

(1) 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。

(2) 農林漁業団体に対する指導

災害時において、被害農林漁業者等が緊急に必要なとする資金の融通等に関し、農業協同組合等関係金融機関に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即した適切な指導を行う。

(3) 日本政策金融公庫による融資

株式会社日本政策金融公庫においても、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被害農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、金融措置が講じられている。

(4) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長等

被災により農業近代化資金等の既往借入金の償還ができなくなった農業者等に対して、償還猶予、償還期間の延長を行うほか、株式会社日本政策金融公庫の各種農業制度資金の既往借入金についても償還猶予等の手続きが迅速に行われるよう依頼するなど必要な措置を講ずる。

第3 税の徴収猶予及び減免等

1 県の措置(県経営管理部)

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者(以下「納税者等」という。)に対し、地方税法又は富山県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を講ずるものとする。

(1) 期限の延長

災害により納税者等が期限内に申告、申請、請求その他書類の提出又は県税を納付し、若しくは納入することができないと認める場合は、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が県内の全部又は一部の地域にわたる場合

地域、期日その他必要な事項を指定する。

イ ア以外の場合は、納税者等の申請により災害が収まった日から納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認めるときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の実行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の実行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等を行う。

(4) 減免等

被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く）ごとに法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行うほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証明書の交付申請手数料についても減免を行う。

2 市町村の措置（市町村）

市町村は、災害により被災者の納付すべき市町村税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、市町村税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等（日本郵便株式会社）

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

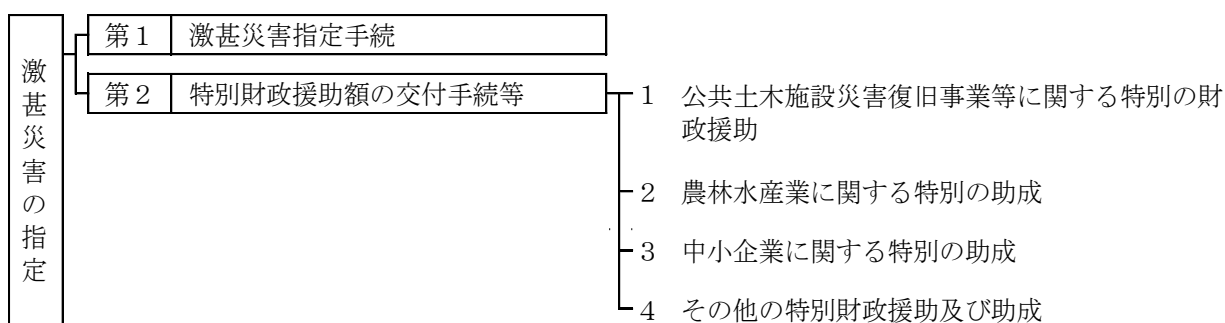
第2節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

《関係法令》

- ・ 災害対策基本法（昭36 法第223号）第97条～98条
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37 法第150号）

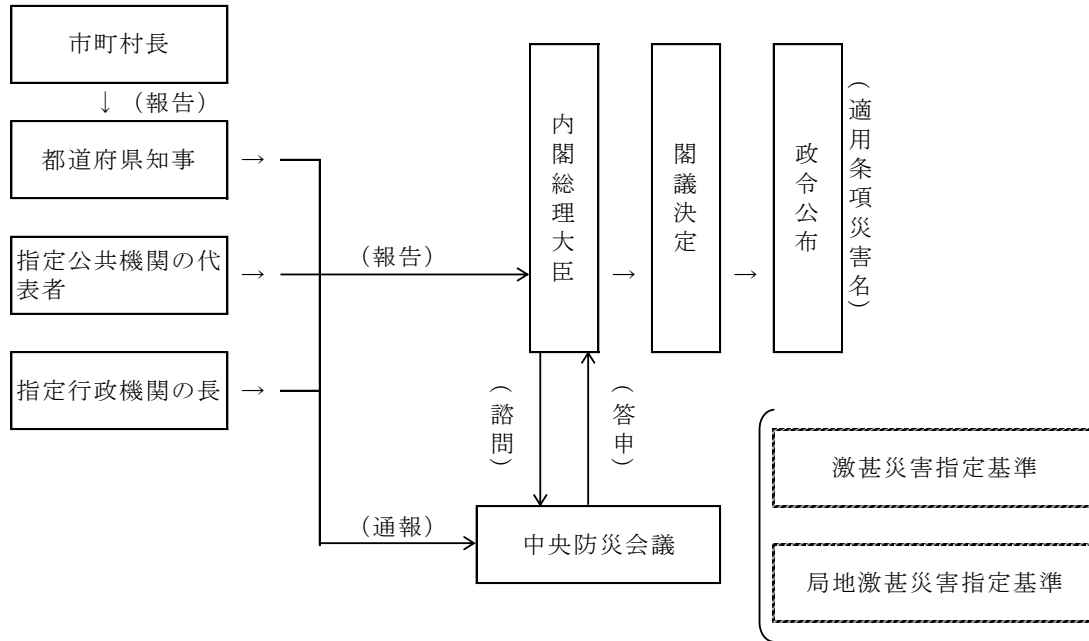
対策の体系



第1 激甚災害指定手続（県各部局）

- 1 知事は、市町村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる災害について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 県関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。
- 3 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することとなっている。

指定手続フロー



(1) 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次表のとおりとする。(昭和 37 年 12 月 7 日 中央防災会議決定指定基準)

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第 2 章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の 0.5% (B 基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額の 25% 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の 5%
激甚法第 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額の 0.5% (B 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額の 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の 4% 2 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円
激甚法第 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の 1 又は 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設の被害見込額が 5,000 万円以下の場合を除く。 1 激甚法第 5 条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額の 1.5% であることにより激甚法第 8 条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合でも、水産業共同利用施設に係るものについては、当該災害による漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次の 3 又は 4 の要件に該当する災害。ただし、水産業共同利用施設の被害見込額が 5,000 万円以下の場合

	<p>は除外。</p> <p>3 漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設)の被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の0.5%</p> <p>4 漁業被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>激甚法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。</p> <p>(A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数の3%</p>
<p>激甚法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の5%</p> <p>(B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の60%</p> <p>2 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の1%</p>
<p>激甚法第12条、13条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。)の0.2%</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%</p> <p>2 一の都道府県内の中小企業関係被害額>1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合または激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p>
<p>激甚法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、17条(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)、19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
<p>激甚法第22条(罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 滅失住宅戸数≥被災地全域で4,000戸</p> <p>(B基準) (1) 滅失住宅戸数≥被災地全域で2,000戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p>

	<p>1 一市町村の区域内で 200 戸以上</p> <p>2 その区域内の住宅戸数の 1 割以上</p> <p>(2) 滅失住宅戸数 ≥ 被災地全域で 1,200 戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 一市町村の区域内で 400 戸以上</p> <p>2 その区域内の住宅戸数の 2 割以上</p> <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
激甚法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害</p>
上記以外の措置	災害発生のおよび被害の実情に応じ個別に考慮

(2) 局地激甚災害指定基準（局激）

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次表のとおりとする。

(昭和 43 年 11 月 22 日 中央防災会議決定指定基準)

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第 2 章（3、4 条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する財政援助）	<p>1 当該市町村が負担する公共土木施設災害復旧事業等の査定事業費額が次のいずれかに該当する災害。ただし、当該市町村ごとの当該査定事業費額の合計が 1 億円未満のものは除外。</p> <p>(1) 当該査定事業費額 > 当該市町村の当該年度の標準税収入の 50%（当該査定事業費額が 1,000 万円未満のものは除外）</p> <p>(2) 当該査定事業費額 > 当該市町村の当該年度の標準税収入の 20%（当該標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該査定事業費額が 2 億 5,000 万円を超えるもの）</p> <p>(3) 当該査定事業費額 > 当該市町村の当該年度の標準税収入の 20% + {（当該標準税収入 - 50 億円）の 60%}（当該標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下のもの）</p> <p>2 1 の当該査定事業費の見込額からみて、1 の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が 10 未満のものは除外。</p>
激甚法第 5 条、6 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等）	<p>1 (1) 当該市町村の農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の当該年度の農業所得推定額の 10%（経費の額が 1,000 万円未満のものは除外）</p> <p>ただし、当該市町村ごとの当該経費の額の合計が 5,000 万円未満の場合は除外。</p> <p>(2) 上記に該当しない場合でも、当該市町村の漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、次に該当する災害。</p> <p>当該市町村の漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害額 > 当該市町村の当該年度の漁業所得推定額の 10%</p> <p>（漁船等の被害額が 1,000 万円未満のものは除外）</p> <p>ただし、当該市町村ごとの当該漁船等の被害額の合計が 5,000 万円未満の場合は除外。</p> <p>2 1 の当該経費の見込額からみて、1 の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が 10 未満のものは除外。</p>
激甚法第 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）	<p>当該市町村の林業被害見込額（樹木に限る） > 当該市町村の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍（被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の 0.05% 未満のものは除外）</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が 1 以上あるもの</p> <p>1 大火による災害の場合の要復旧見込面積 > 300ha</p> <p>2 その他の災害の場合の要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林（人工林に限る）</p>

	面積の25%
激甚法第12、13条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	当該市町村の中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%（被害額が1,000万円未満のものは除外） ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合は除外。
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚災害指定基準（本激）の激甚法第24条の欄に同じ。

第2 特別財政援助額の交付手続等

激甚災害の指定を受けたときは、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金等を受けるための手続を実施する。

なお、激甚災害に定められている措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（県厚生部、県農林水産部、県土木部、県教育委員会）（激甚法第3条、第4条）

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、生活保護法、児童福祉法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の根拠法令に基づき災害復旧事業が行われるが、激甚法第3条及び第4条が適用されると、これらの災害復旧事業にかかる国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

2 農林水産業に関する特別の助成（県農林水産部）

（1）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業は、通常、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下、「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

過去の例からみると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫負担率は、一般災害であれば概ね8割程度であるが、激甚災害の場合は、概ね9割程度まで引き上げられることとなる。

（2）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業は、通常、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

過去の例からみると、国庫負担率は、一般災害であれば2割程度であるが、激甚災害の場合には、概ね9割又は5割程度まで引き上げられることとなる。

（3）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）

天災融資法が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付け限度額の引き上げ（例：被害農業者の場合、200万円→250万円、果樹栽培者等の場合、500万円→600万円）及び償還期限の延長（例：特別被害農業者等の場合、6年→7年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

なお、利率については、天災融資法が発動により、特別被害地域で営農する特別被害農業者等に対し3%以内の低利で貸すなどの措置がとられる。

（4）共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

激甚災害を受けた一定の都道府県が、漁業協同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その2分の1を特別に補助するものである。

(5) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

激甚災害を受けた一定地域における森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の2分の1を特別に補助するものである。

3 中小企業に関する特別の助成（県商工労働部）

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例により、付保限度額の別枠設定（2億8,000万円）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）

激甚災害を受けた者が当該災害を受ける以前に貸付けを受けていた小規模企業者等設備導入資金についてその償還期限を2年以内の範囲で延長することができるものとする特例である。

4 その他の特別財政援助及び助成（県教育委員会、県経営管理部、県土木部、県農林水産部、市町村）

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。

(3) 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算補助制度がある。）

(4) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその工事費の4分の3を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率3分の2）

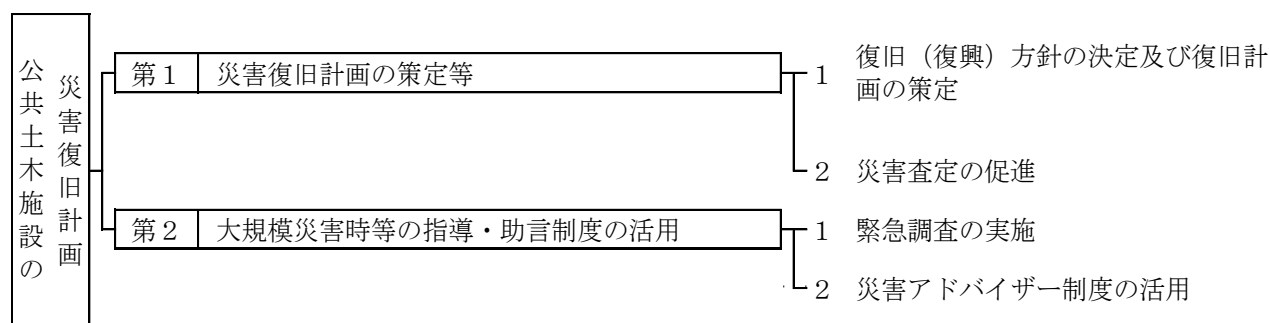
(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）。

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

公共土木施設の地震被害を早期に復旧するため、的確に被害状況を把握するとともに、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、速やかに復旧計画を策定し、災害査定を受け、早期に業務実施できるよう努める。

対策の体系



第1 災害復旧計画の策定等

1 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定（県土木部、県農林水産部、市町村）

公共土木施設管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。

また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関が連携して復興計画を策定する。

2 災害査定促進（県土木部、県農林水産部、市町村）

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、国と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用

1 緊急調査の実施（県土木部、県農林水産部、市町村）

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

2 災害アドバイザー制度の活用（県土木部、県農林水産部、市町村）

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（災害復旧技術専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。（資料 「12-14 災害復旧技術専門家派遣制度」）

巻 末 図

第1章 総則

第5節 県内の活断層と地震

第2 地形、地質、地盤の特性

- 図1 富山県の地形区
- 図2 富山県地質図
- 図3. 1 跡津川断層帯分布図
- 図3. 2 牛首断層帯分布図
- 図3. 3 魚津断層帯分布図
- 図3. 4 砺波平野断層帯、呉羽山断層帯分布図
- 図3. 5 呉羽山断層帯分布図（海域部）
- 図3. 6 庄川断層帯分布図

第4 被害想定

- 図4. 1 跡津川断層地震予測震度分布
- 図4. 2 呉羽山断層地震予測震度分布
- 図4. 3 法林寺断層地震予測震度分布
- 図5. 1 跡津川断層地震液状化判定結果図
- 図5. 2 呉羽山断層地震液状化判定結果図
- 図5. 3 法林寺断層地震液状化判定結果図

第6 「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」

- 図 表層地震のゆれやすさ（富山県）

第6節 本県における津波

- 第3 津波シミュレーション調査 図7 津波浸水予測図

第2章 地震・津波災害予防対策

第1節 防災都市づくり

- 第1 防災ブロックの形成 防災ブロック パース
防災ブロック 平面図

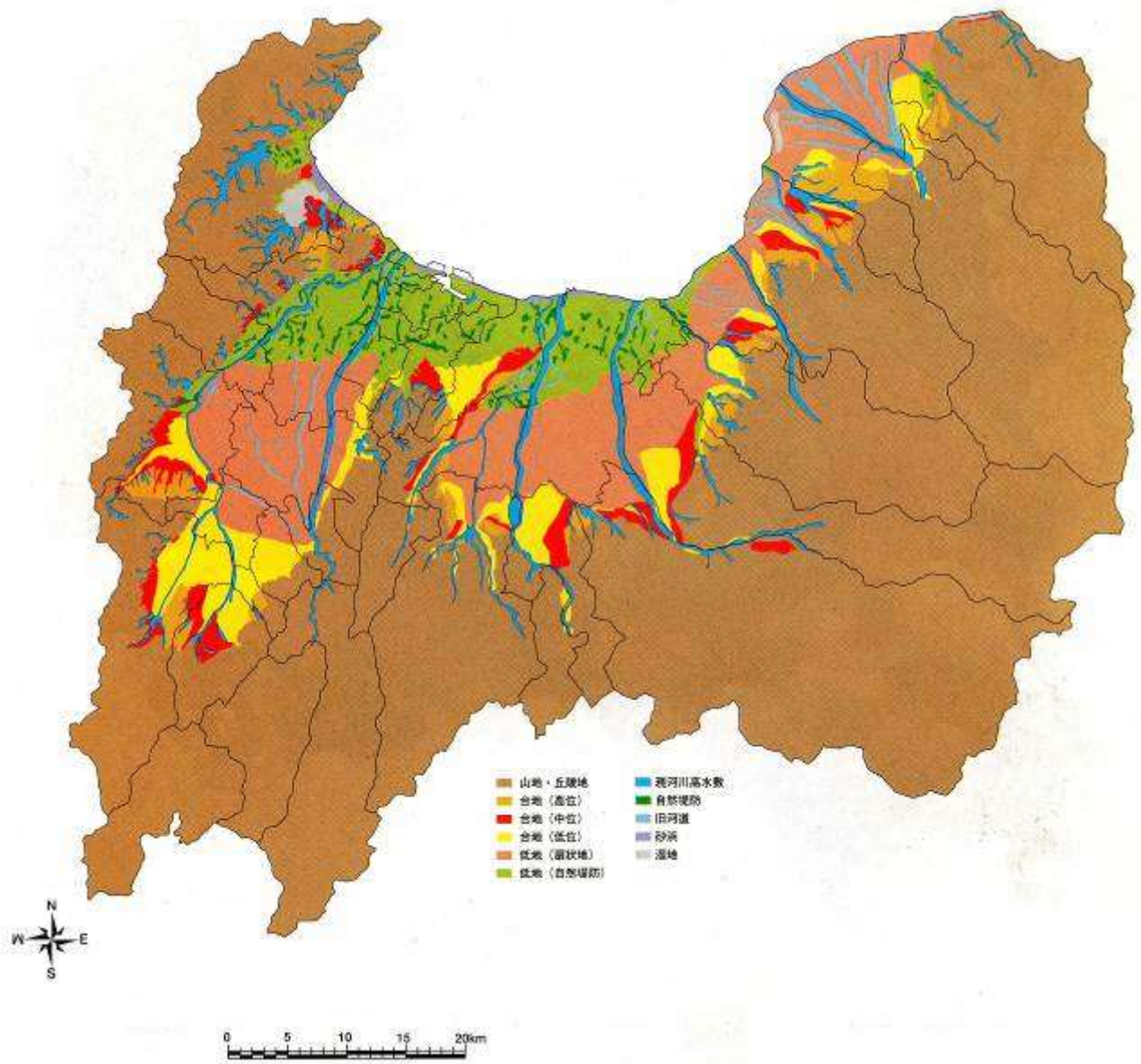


図1 富山県の地形区分

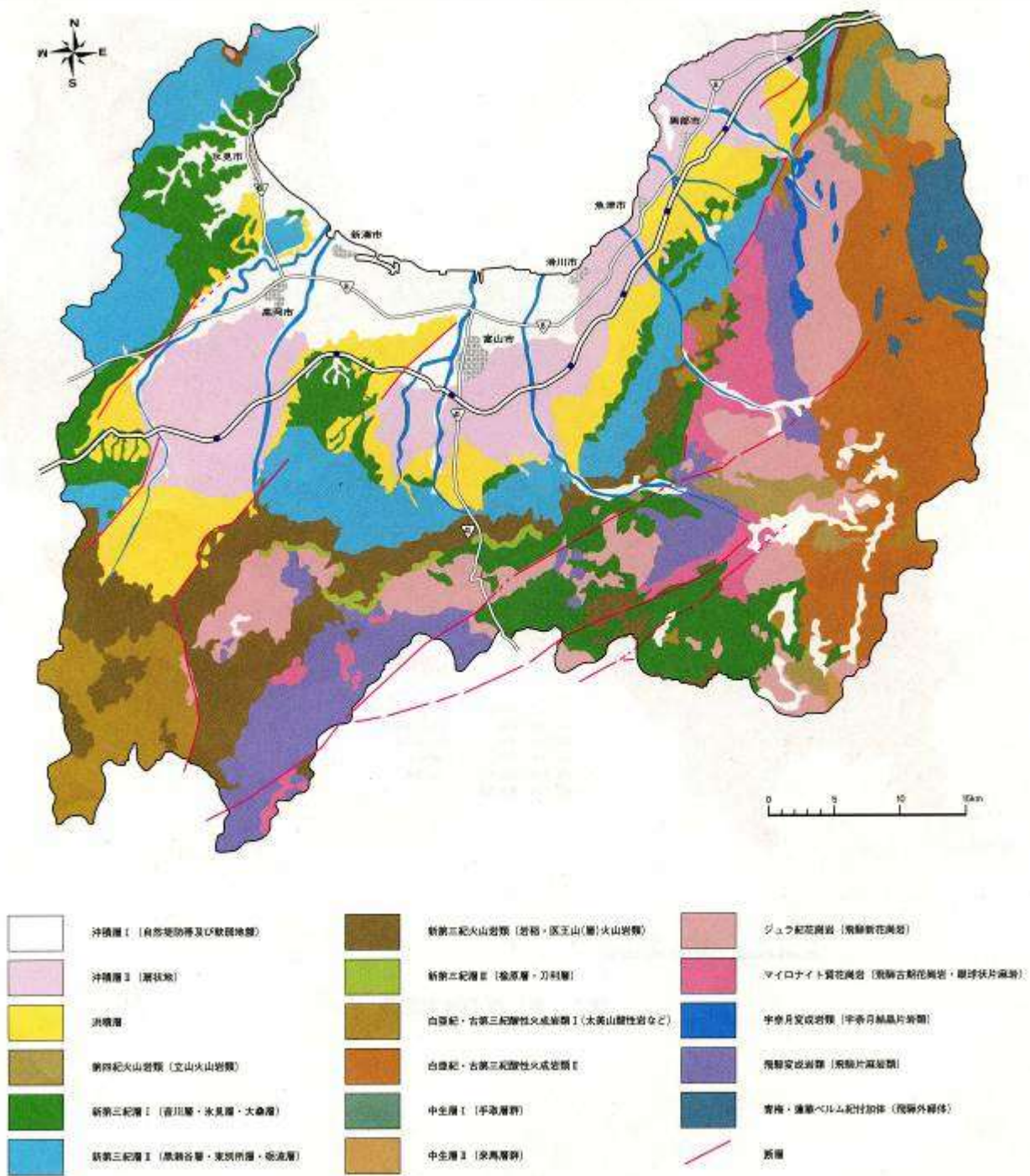


図2 富山県地質図

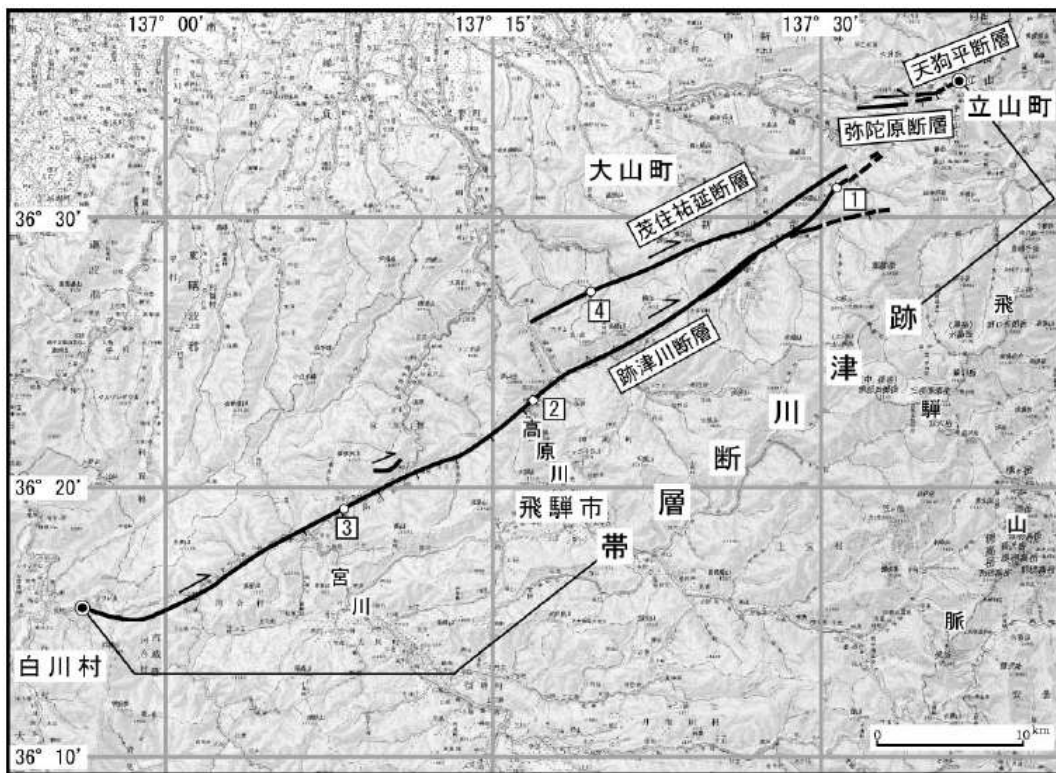
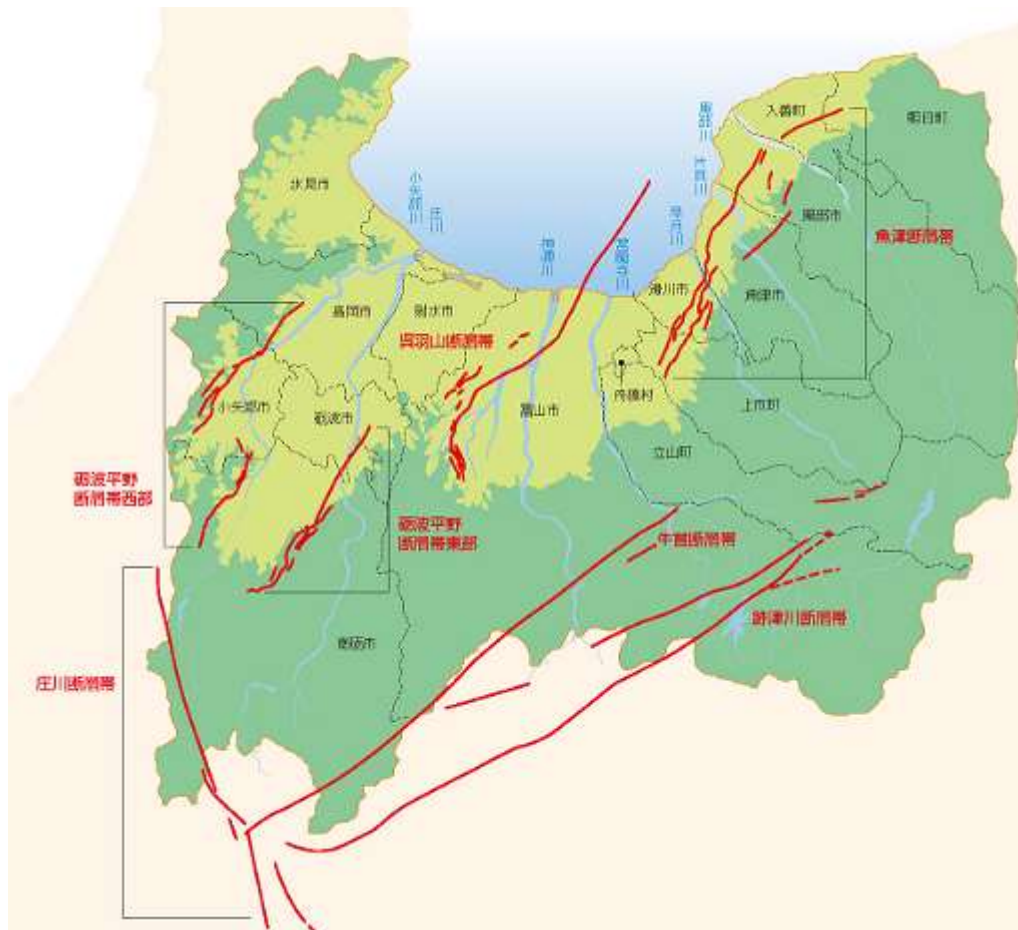


図 3. 1 跡津川断層帯分布図

(『跡津川断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

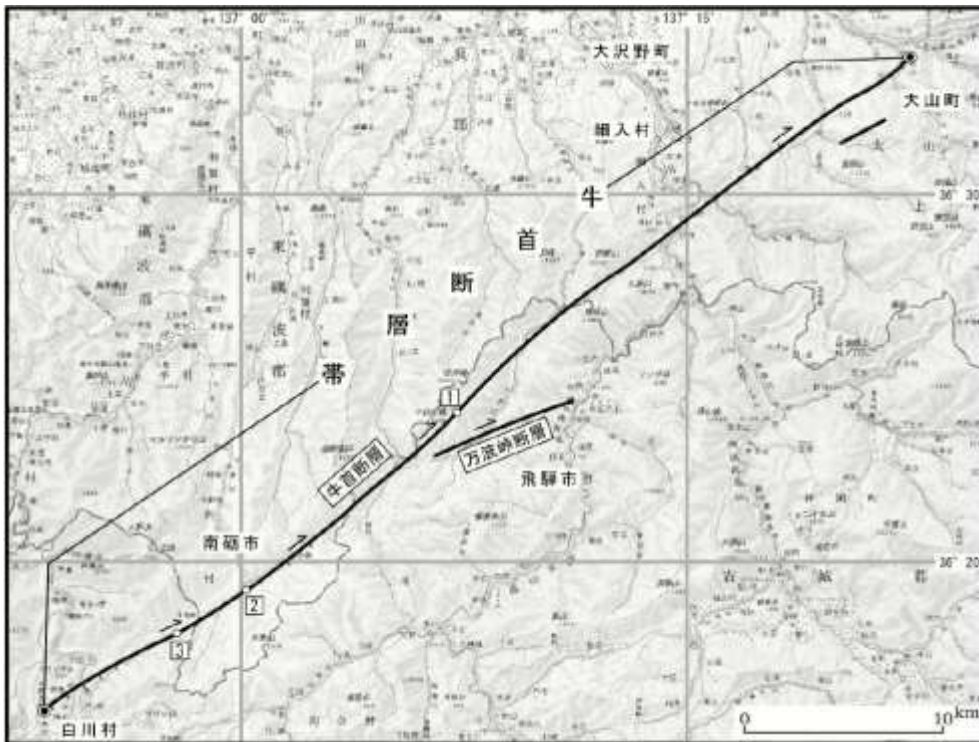


図 3. 2 牛首断層帯分布図

(『牛首断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)



図 3. 3 魚津断層帯分布図

(『魚津断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

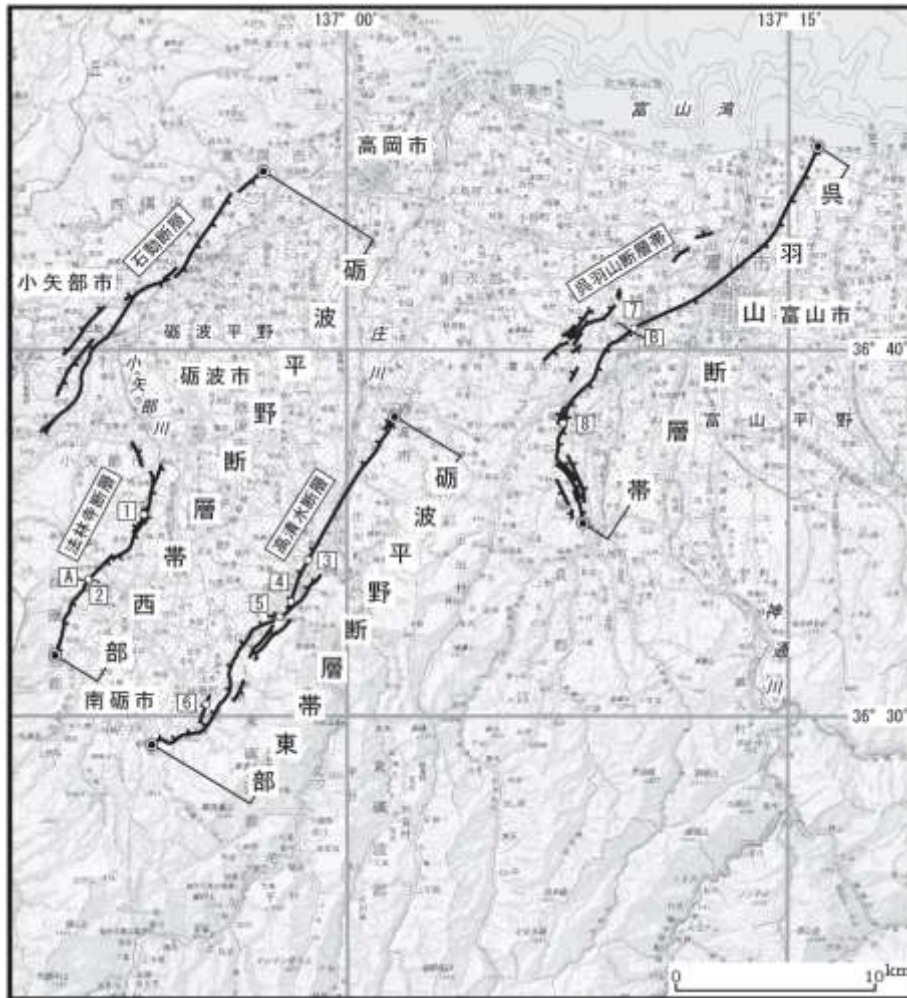


図 3. 4 砺波平野断層帯、呉羽山断層帯分布図

(『砺波平野断層帯、呉羽山断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

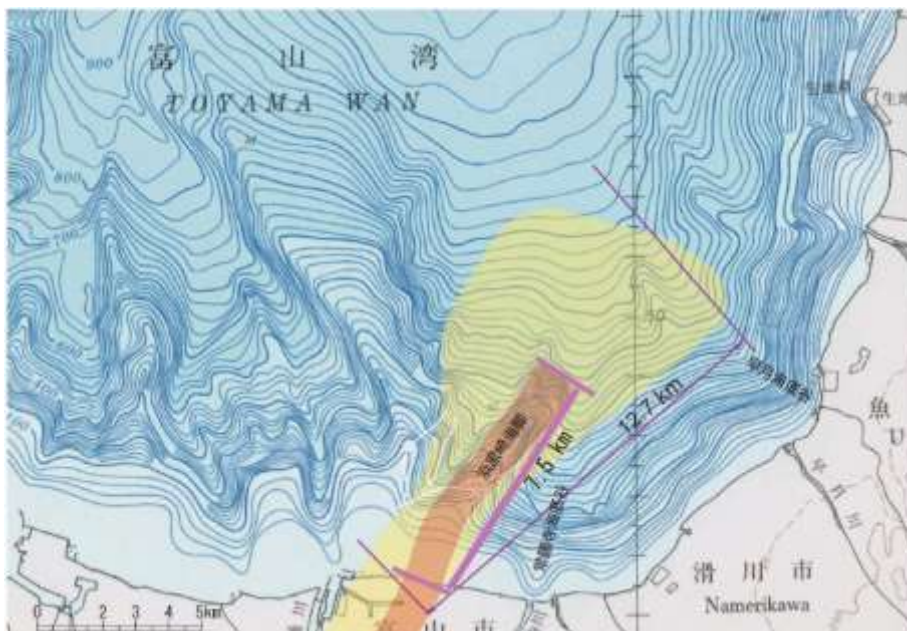


図 3. 5 呉羽山断層帯分布図 (海域部)

(『沿岸海域における活断層調査 呉羽山断層帯 (海域部)』富山大学地域地盤環境研究所)



図 3. 6 庄川断層帯分布図

(『庄川断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

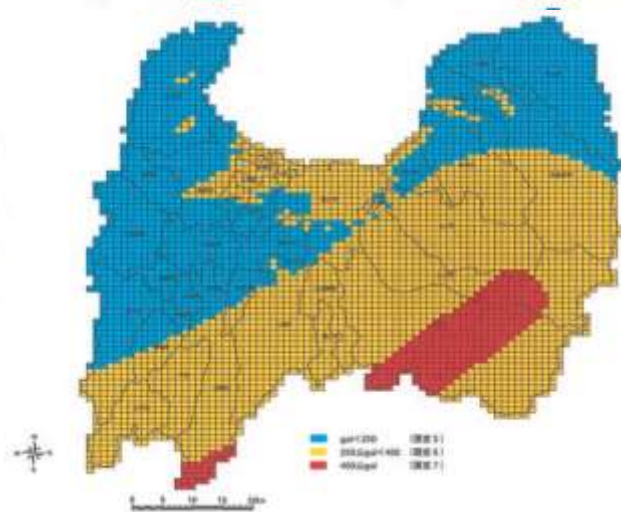


图 4.1 跡津川断層地震予測震度分布

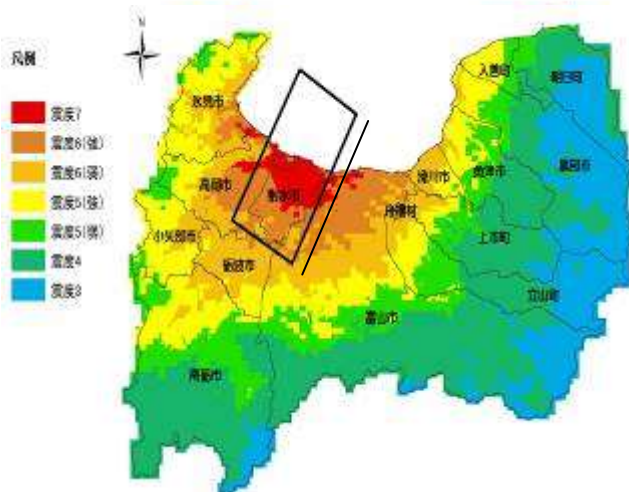


图 4.2 吳羽山断層地震予測震度分布

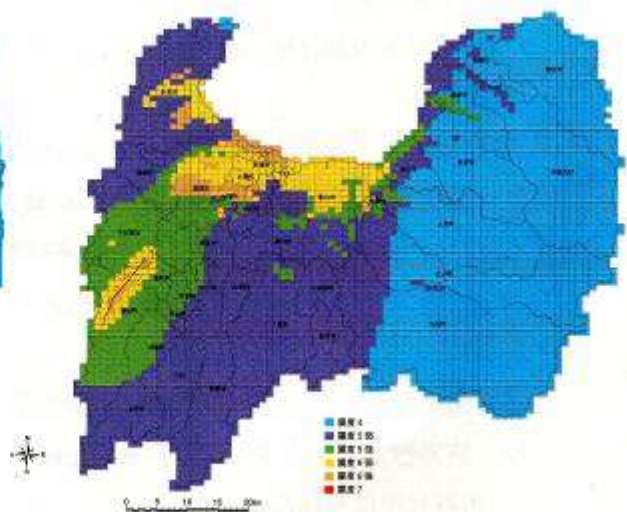


图 4.3 法林寺断層地震予測震度分布

图 4. 1 『地震調査報告書 (平成 8 年)』(富山県)

图 4. 2 『富山県地震被害想定等調査業務 (平成 23 年)』(富山県)

图 4. 3 『地震調査報告書 (平成 13 年)』(富山県)

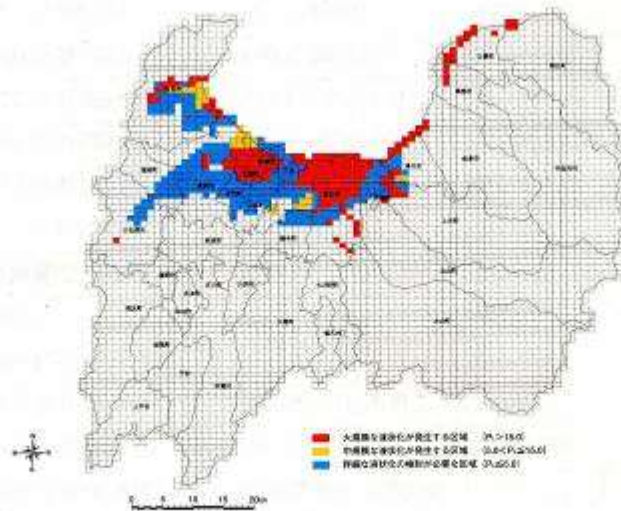


図 5.1 跡津川断層地震液状化判定結果図

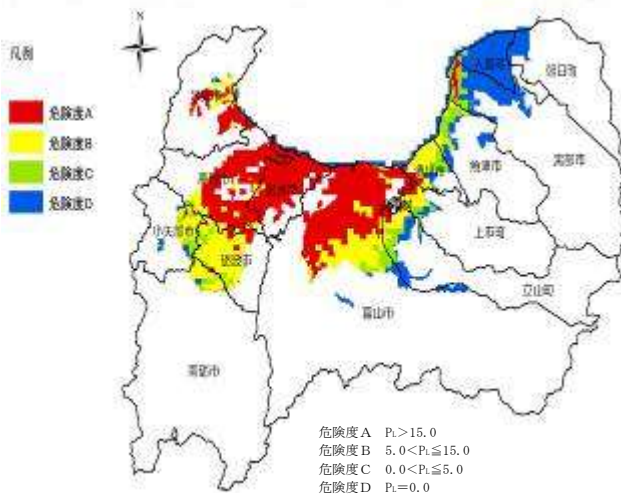


図 5.2 呉羽山断層地震液状化判定結果図

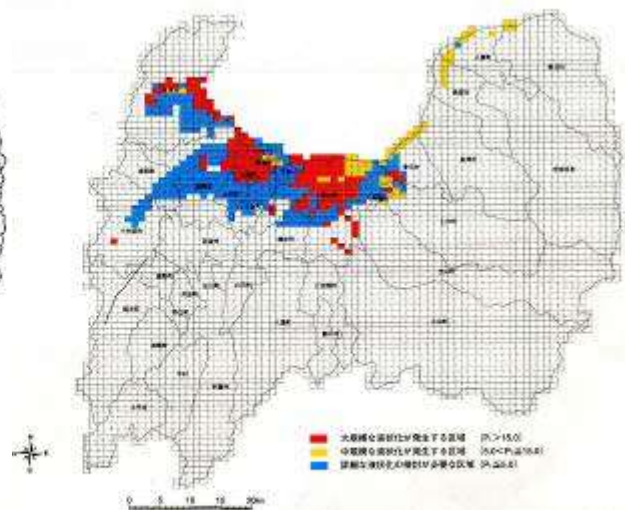


図 5.3 法林寺断層地震液状化判定結果図

図 5. 1 『地震調査報告書（平成 8 年）』（富山県）

図 5. 2 『富山県地震被害想定等調査業務（平成 23 年）』（富山県）

図 5. 3 『地震調査報告書（平成 13 年）』（富山県）

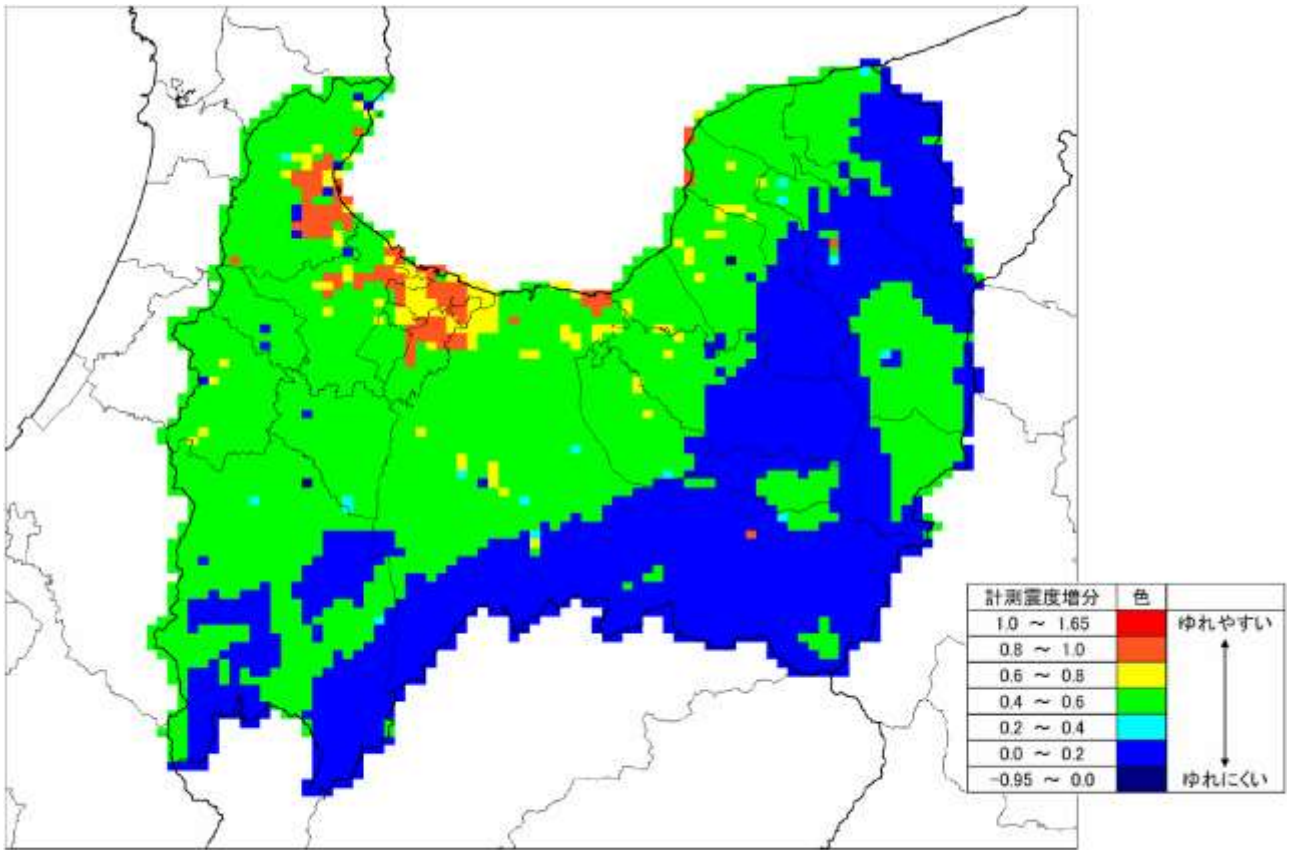


図 表層地盤のゆれやすさ (富山県)

『表層地盤のゆれやすさ全国マップ』(内閣府)

朝日町



朝日町・入善町



入善町・黒部市



黒部市・魚津市



魚津市・滑川市



滑川市・富山市



図7 津波浸水予測図

(参考) 日本海地震・津波調査プロジェクトの断層を含む

『富山県津波浸水想定調査 (平成 29 年)』(富山県)

富山市・射水市



富山市



射水市・高岡市



富山市・射水市



射水市・高岡市



射水市・高岡市



図7 津波浸水予測図

(参考) 日本海地震・津波調査プロジェクトの断層を含む

『富山県津波浸水想定調査 (平成 29 年)』(富山県)

高岡市・氷見市



氷見市



図7 津波浸水予測図

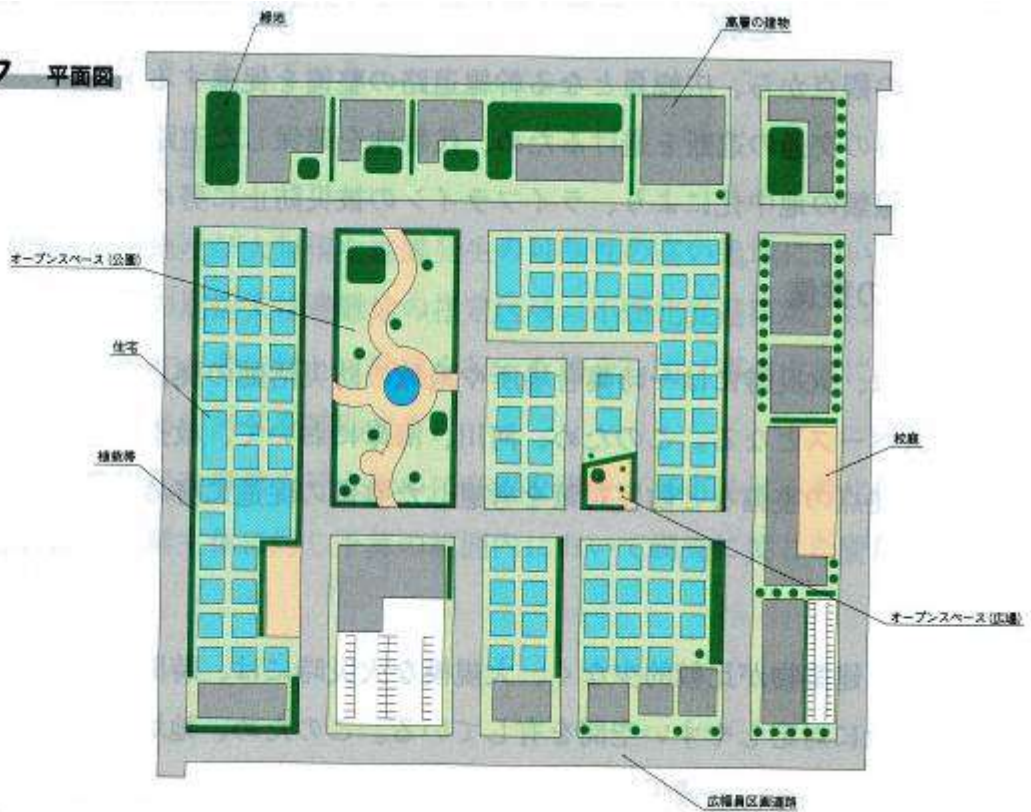
(参考) 日本海地震・津波調査プロジェクトの断層を含む

『富山県津波浸水想定調査 (平成 29 年)』(富山県)

防災ブロック パース



防災ブロック 平面図



防災ブロックのイメージ図 (例)

富山県地域防災計画の沿革

昭和37年12月 1日	作成
38年11月26日	一部修正
39年12月10日	〃
41年 7月29日	〃
43年 6月28日	〃
46年 4月15日	〃
48年10月31日	全面修正
49年 7月 5日	別冊「富山県石油コンビナート地帯防災計画」作成
50年12月 9日	一部修正
52年 4月28日	〃
52年12月23日	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日 法律第84号）制定に伴い、別冊「富山県石油コンビナート地帯防災計画」廃止
53年 3月31日	一部修正
54年 2月 9日	別冊「地震編」作成
54年10月28日	一部修正
55年 8月 8日	〃
56年 7月14日	〃
57年 7月 2日	〃
57年12月 9日	別冊「雪害編」作成
58年12月 9日	「風水害編・火災等編」作成、「雪害編」、「地震編」一部修正
59年12月21日	一部修正
61年 3月20日	〃
62年 3月 3日	〃
63年 1月21日	〃
63年12月19日	〃
平成 2年 2月 6日	〃
3年 2月20日	〃
4年 2月13日	〃
5年 3月18日	〃
6年 2月28日	〃
7年 3月31日	〃
8年 6月11日	「地震編」を「震災編」に改め全面修正
10年 7月 6日	「風水害編・火災等編」を「風水害編・火災編・事故災害編」に改め全面修正
12年 3月 3日	「雪害編」全面修正
15年 3月30日	「震災編」全面修正
18年 8月 1日	「風水害編・火災編・事故災害編」、「震災編」、「雪害編」全面修正
21年 1月21日	「事故災害編」に原子力災害対策を追加
24年 5月29日	「震災編」を「地震・津波災害編」に改め全面修正
25年 4月17日	「原子力災害編」を作成
26年 5月20日	一部修正
27年 6月10日	一部修正
<u>29年 3月30日</u>	<u>一部修正</u>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）

発行人 富山県防災会議
住所 富山市新総曲輪1番7号 〒930-8501
(事務局 富山県知事政策局 防災・危機管理課)